

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	施行令(案)第1条	各号に定める番号・符号はいずれも公的なものであるが、民間の付番によるものは個人識別符号とならないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。
2	施行令(案)第1条	●該当箇所 政令(案)第一条 ●意見内容 個人識別符号に生体情報が含まれることとなったが、クレジットカード等の決済時の本人認証に生体情報を使用し、加盟店がその情報をネットワークを介して決済代行業者やカード会社等に送信する場合は、個人情報の第三者提供・受領に該当するのかわ確認したい。 ●理由 該当する場合、加盟店での都度の同意取得はカードの利便性が著しく低下すること、および加盟店や国によってネットワークの経路も異なり提供先を示して同意を取得することはほぼ不可能であることから、クレジットカード等の決済時においては要件を緩和すべきと考える。 【一般社団法人日本クレジット協会】	本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、個人識別符号を含む個人データを第三者に提供する場合、個人データの第三者提供に関する規定を遵守する必要があります。
3	施行令(案)第1条	血液型、性別は、個人識別符号に該当しないことを確認したい。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。
4	施行令(案)第1条	電話番号、メールアドレスは、個人識別符号に該当しないことを確認したい。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。
5	施行令(案)第1条	・「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないとして良いのか?	本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>悪質な事業者は「電話番号占い」として「携帯番号」と「占って欲しい項目」のみを取得して、取得した「携帯番号」と「占って欲しい項目」を売り飛ばすという事例があるが、違法とならないことに問題は無いのか。</p> <p>・なおその場合は、「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないが、悪質な事業者の利用を防ぐために、取扱事業者は漏洩等が起こらないように十分に注意するとの理解でよいか。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>号に該当します。</p> <p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、個人識別符号に該当せず、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」にも該当しない情報は、個人情報に該当せず、法の規制は適用されません。</p> <p>なお、御指摘のとおり、個人情報に該当しない情報についても、その適正な取扱いを確保するために自主的な取組を進めていただくことは望ましいことと考えております。</p>
6	施行令(案)第1条	<p>・「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないとして良いのか?悪質な事業者は「電話番号占い」として「携帯番号」と「占って欲しい項目」のみを取得して、取得した「携帯番号」と「占って欲しい項目」を売り飛ばすという事例があるが、違法とならないことに問題は無いのか。</p> <p>・なおその場合は、「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないが、悪質な事業者の利用を防ぐために、取扱事業者は漏洩等が起こらないように十分に注意するとの理解でよいか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。</p> <p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、個人識別符号に該当せず、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」にも該当しない情報は、個人情報に該当せず、法の規制は適用されません。</p> <p>なお、御指摘のとおり、個人情報に該当しない情報についても、その適正な取扱いを確保するために自主的な取組を進めていただくことは望ましいことと考えております。</p>
7	施行令(案)第1条	<p>「新個人情報保護法」第二条第2項では、“この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。”とし、同条同項二では、“個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの”とあります。</p> <p>しかし、今回の施行令案では、身体の特徴の他、“住民票コード”、“個人番号”を規定し、施行規則案では、“旅券の番号”、“基礎年金番号”、“被保険者証”、“特別永住者証明書の番号”など、いずれも行政機関が発行する番号のみを規定しています。法に規定する、“個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類”についての規則が見当たりませんが、今後、民</p>	<p>本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p> <p>また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>間が使用する、“個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード”についても規定されるのでしょうか。なお、2016/8/8に発表された、経済産業省「匿名加工情報作成マニュアル」Ver1.0では、匿名加工情報の事例として、電力利用データの事例の中で「契約者ID」、購買データの事例では「クレジット番号」、移動データの事例では「ICカード乗車券番号」が記載されています。これらは、「個人識別符号」と認識してよろしいのでしょうか。</p> <p>また、携帯電話番号、銀行口座番号、社員番号、車のナンバー、国家試験資格番号、印鑑登録証番号、病院発行の診察券番号についても、「個人識別符号」としてよいのかどうか、明確にさせていただきたくよろしくお願い致します。</p> <p>【認定NPO法人日本システム監査人協会】</p>	
8	施行令（案）第1条	<p>（意見）要保護性のある情報を包含するように改めるべきである。</p> <p>（理由）個人識別符号が新設された理由は、個人情報の定義の明確化であると説明されているが、政令（案）第1条に規定された個人識別符号は、個人を識別するものとして当然のものであり、これらを保護対象として明示しても、個人情報の保護に資するものとして十分とはいえない。現状で、個人情報に該当するかどうか事業者の間で混乱が見られたり、個人への到達性が高いものとして要保護性が高いと考えられるものには、メールアドレス、電話番号、端末識別情報などがある。もっとも国会答弁にも表われていたように、これら単体で個人を識別できる場合とできない場合があり、“一律に”個人識別符号として規定することは困難であろう。しかし、これらは他の情報と共にあることで、容易照合性を満たし、個人情報に該当する機会が多いと考えられるので、委員会にて、個人識別符号に該当しなくても、個人情報に該当する例を、わかりやすく示すべきである。</p> <p>また今後の議論にはなるかと思うが、個人識別性はないが端末識別性のある情報についても、スマホやPC等の端末経由で個人へのアプローチがなされ、詐欺や情報流出等が発生する場合も多く、要保護性が高い。端末識別性のある情報についても個人情報の範囲に含めるべきであり、法が定める個人情報の定義について、委員会でも継続的に検討することが必要である。</p> <p>【弁護士21名共同提出】</p>	<p>御指摘のとおり、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。当委員会としては、この点を含め、法の趣旨・内容についての周知広報に取り組んでまいります。</p> <p>なお、法の見直しについては、個人情報保護法及び番号法の一部改正法附則第12条第3項において、施行後3年ごとに検討することとされており、当該規定に基づき、適切に実施してまいります。</p>
9	施行令（案）第1条	<p>・個人識別符号制度は現行法における個人情報概念の「拡張」ではなく「明確化」という理解でよいか、ご確認いただきたい。</p> <p>・もし、個人識別符号が現行法の個人情報概念の明確化に過ぎないのであれば、改正法の本格施行を待つまでもなく、既に現時点でも、政令案及び規則案で定義される個人識別符号を含む情報について、これを個人情報として取扱わなければならないという理解でよいかご回答いただきたい。また「明確化」に過ぎないのであれば、現時点のみならず過去に遡及して法、政令案及び規則案の規制と同等の規制がかかっていたことになるという理解でよいかご回答いただきたい。なお、そのような理解は誤っていて、改正法の本格施行までは、個人識別符号を含む情報を個人情報として取扱う必要はないということであれば、その法的根拠を示していただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>今回の改正は、現行法における個人情報の定義に加えて、個人識別符号を定め、定義を明確化したものです。</p> <p>なお、今後「個人識別符号」と定義される情報が特定の事業者において現時点で個人情報であるかどうかは、事業者等の個別の事例に則して考えるべきであると考えます。</p>
10	施行令（案）第1条	従来型個人情報（法2条1項1号）と個人識別符号（法2条1項2号）の関係を明らかにしていただきたい。個人識別符号はそれ単一で個人識別力を有するものが指	一般論として、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>定され、単一での個人識別力がない場合には容易照合型の伝統的個人情報のほうで整理されるということにより確認していただきたい。例えば、①遺伝子情報テーブル（政令案1条1号及び規則案2条参照）が法、政令、規則の個人識別符号に該当すれば個人識別符号であり、②①で該当しなければ容易照合性を検討し、容易照合性があれば伝統的個人情報となるという整理でよいか、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するものは、個人情報に該当するところ、個人識別符号以外に単体で特定の個人を識別することができる情報も、同号に該当し得ます。</p>
11	施行令（案）第1条	<p>個人識別符号制度（法2条1項2号）において何を個人識別符号として政令指定するかを判断する際に、本人のプライバシーへの影響の程度は直接影響しないという理解でよいか、ご確認いただきたい。例えば、クレジットカード番号が漏洩した場合の本人のプライバシーへの影響は、政令案1条等で指定されている情報と同等であるように思われるところ、それでもクレジットカード番号を政令指定しなかったのは、政令指定の判断に本人のプライバシーへの影響の程度は直接影響しないからということにより、ご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘のクレジットカード番号については、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号と定めないこととしたものです。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
12	施行令（案）第1条	<p>「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ（中略）た符号」という法2条2項2号の明文があることからは、少なくとも立法時点ではこのような種類の符号（民間で付与される番号）が政令指定されることが想定されていたと思われるが、政令案においてはこのような種類の符号は存在しないという理解でよいか。その場合、なぜ政令案においてこのような種類の符号が存在しないのか、ご説明いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとし、このような考え方に基づく検討の結果、本施行令案及び本規則案に限定的に列挙したものです。</p>
13	施行令（案）第1条	<p>携帯電話番号、電子メールアドレス、ICカード固有のID、SNS等のユーザID、ポイントカード番号、銀行口座番号、クレジットカード番号、社員証番号、受験票番号、学籍番号、情報通信端末ID、IPアドレス、カルテ番号等は法の改正に向けた議論（ただし「特定の」の挿入前）において個人識別符号（2号個人識別符号）とすることが想定されていたと理解されるが、政令案及び規則案ではこれらは結果的には個人識別符号に該当しないものとして整理されたということにより、ご回答いただきたい。マイナンバーや運転免許証番号等は番号記載のみをもって特定個人識別性を有するために政令指定されたものと理解されるが、携帯電話番号等はマイナンバーや運転免許証番号と何が違うのか、両者を分ける基準をご教示いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。</p> <p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしたものです。</p>
14	施行令（案）第1条	<p>受付番号、MACアドレス、日本銀行券番号、株券番号、QUOカード番号、cookie等が個人識別符号に該当しないものとして整理されたということにより、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別するこ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			とができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）に該当するものは、個人情報に該当します。
15	施行令（案）第1条	<p>個人識別符号の定義を設ける趣旨は、個人情報の範囲を明確化することにあると説明されてきたが、今般の施行令、施行規則の内容によっても、個人情報の範囲が明確になったとは言いがたい。すなわち、個人識別符号に該当しない情報であっても、「特定の個人を識別することができる」情報として、個人情報に該当すると判断される可能性が排除されないため、企業にとって個人情報該当性判断は明確とは言いがたい。</p> <p>改正段階において議論されていた携帯電話番号、クレジットカード番号等が単独で個人識別符号に該当するか否かを明確にするとともに、個人情報の範囲・考え方を明確化するためのガイドライン（一般的には、個人情報に該当しない情報の例示を含む）等の整備が必要であると考えます。</p> <p>また、施行規則第2条に定められている「適切な範囲を適切な方法により電子計算機の用に供するために変換することとする。」とある「適切な範囲」「適切な方法」を個人識別符号ごとに明確にガイドライン等において示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	個人識別符号のうち、改正後の法第2条第2項第2号については、本施行令案及び本規則案で明確に限定列挙により定められています。 なお、本規則案第2条の基準の具体的な内容は、ガイドライン等において示す予定です。
16	施行令（案）第1条	<p>（意見）「個人識別符号は、次に掲げるものとする。」と個人情報の定義を明確化されていることは評価します。</p> <p>（理由）顔や指紋など身体的特徴に加え、旅券番号や運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号、国民健康保険などの公的番号が単体でも個人情報にあたると個人情報の範囲を明確にされていて理解されやすくなりました。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】</p>	賛同の御意見として承ります。
17	施行令（案）第1条	<p>（意見）クレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報なども重要な個人識別符号と認識しています。追加すべきと考えます。</p> <p>（理由）個人情報に含めるべきと思われるクレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報の取扱いに触れないことは、今回の改正の目的の一つと言われております「グレーゾーン解消」が解決したことにはなりません。利用者にとりましてクレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報は明らかに重要な個人情報ですから、個人識別符号に加えて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】</p>	本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘のクレジットカード番号等については、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。 なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。 また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）」により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」に該当するものは、個人情報に該当しません。
18	施行令（案）第1条	<p>【意見】 (1) 法2条2項2号に携帯番号、クレジットカード番号、メールアドレス、サービス提供のための会員IDなどについては、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号」に含めるべきであり、それらを施行令1条に列挙すべきである。 (2) 「国家資格登録番号」を含めるべきである</p> <p>【理由】 (1) 携帯番号、メールアドレス、クレジットカード番号などについて、法2条2項に規定する「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」に該当するとして、「個人情報」の例外としないが個人識別符号としては規定しないとされている。理由として、さまざまな契約形態や運用実態があることが国会答弁等で示されているところであるが、個人識別符号の前提はあくまでも法2条2項において「個人に関する情報」と限定した範囲における個人識別符号である。そのため、仮に多様な契約形態等により個人以外の法人等に紐づく符号である場合や、個人と一意に結びつく符号ではないことはあるとしても、個人情報保護法は「個人に関する情報」に対して適用されるものである以上は、個人識別符号として示したうえで、個人に関する情報としての実態を満たすものを適用すれば足りるはずである。法2条2項2号の規定は一見、これらの符号を含むようであるかの規定でありながら、一方で、施行令1号で列挙されるのは公的な符号に限定されている。法律施行令1条及び規則3条、4条に示される符号は、改めて示されることなく当然に従来も個人情報として取り扱われているものであり、ことさら範囲の明確化のために法改正をして対処する必要性が本来は薄いものであったはずである。従来課題になっていたのは、民間サービスで用いられている符号であって、これらの範囲について具体的に定義示していくことが要請されていたと思われる。そのため、定義・規定や範囲の明確化を改正法や施行令の趣旨としつつ、規定に明示的に示されない多くの符号を生じさせることになる。およそ、一般人にとってわかりやすい仕組みとは言えず、このような仕組みをとること自体が、妥当性に欠けている。そもそも、個人に関する情報の範囲でこれらの符号が法の適用対象になるのであれば、それを個人識別符号の範囲から外す意図が不明である。透明性に欠ける仕組みはかえって個人の権利利益や人権擁護の観点からの信頼性に向け、法を遵守すべき個人情報の保有主体である事業者にあまねく周知するためには、法律および施行令に示すことが合理的である。 (2) 「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定（案）一覧」で、「『国家資格の登録番号』については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいことから、規定しないこととしてはどうか」と言及されている。個人情報の定義及び個人識別符号の範囲については、取り扱われる該当する個人情報の範囲や量による区分をする基準が法及び施行令いずれにも示されていない。個人識別符号の範囲が取り扱われる範囲や量により区分され</p>	<p>それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」に該当するものは、個人情報に該当しません。</p> <p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘の(1)クレジットカード番号等については、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないこと等から、(2)国家資格登録番号については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいことから、それぞれ上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p> <p>また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当しません。</p> <p>なお、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、どの範囲の符号を個人識別符号として規定するかについては、政府に一定の裁量があるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>るのであれば、その旨が法的根拠のある基準として示されていなければならない。しかしながら、そのような規定がないままに範囲や量により選別をすることは、法の範囲を逸脱した行政立法行為であり、このようなことが許容されると、裁量的に個人識別符号の定義が定められ、個人情報保護の原則に基づくものではなく、何らかの「都合」が優先されることになりかねない。また、現実には、国家資格の登録番号は、個人情報に含まれるものであり、個人識別符号ではないものの個人情報に該当する「符号」があるという、二重基準での運用となることは、法の透明性や一貫性からして適当とは言えない。</p> <p>【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	
19	施行令（案）第1条	<p>改正個人情報保護法2条1項2号の個人識別符号の詳細が本施行令で明らかとなったものの、特定の個人又は利用者等を識別することが要件となっているため、改正前個人情報保護法における個人情報を拡大するものではなく、例示したものに過ぎないと言われています。一方で、解釈を待つべきだとの意見もあります。今後、解釈により、個人情報の範囲が拡大されることはあるのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人識別符号は、一定の文字、番号、記号その他の符号が個人情報に該当することを明確化するために定めるものです。個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する場合は個人情報となること、同号の範囲は今回の法改正の前後で変わっていないため、法改正前と比べて個人情報の範囲に関する解釈に変更はありません。</p>
20	施行令（案）第1条	<p>個人識別符号に筆跡（サイン）は含まれないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人 国際銀行協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
21	施行令（案）第1条	<p>◆法律施行令改正案 （個人識別符号）第1条 一 （追加）筆跡又は署名 追加意図： 筆跡鑑定に深層学習機能（AI）等で蓄積された情報の活用など、個人を識別するにあたって符号化することが可能なため</p> <p>【個人】</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の筆跡又は署名については、日本の事業者において広く特定の個人を識別するに足る精度で利用されている実態がないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
22	施行令（案）第1条	<p>二号個人識別符号に携帯電話番号・メールアドレス・携帯端末ID等を含めるべき （1）改正個人情報保護法2条2項2号に関連する同施行令1条2号から8号まで、同施行規則4条1号から20号までの案を拝読しましたが、ここに含まれていない携帯電話番号・メールアドレス・携帯端末ID、クレジットカード番号、SNSのサービスIDも個人識別番号に含めるべきと考えます。 （2）なぜなら、“これら端末ID等は一義的には装置を識別するものであるとしても、実質的には特定の個人と継続的に結びついており、プライバシー保護の基本理念を踏まえて判断すると、実施的個人識別性の要件を満たし、保護されるパーソナ</p>	<p>単に機器に付番される符号は、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たさないため、御指摘の携帯端末IDは、個人識別符号には該当しません。</p> <p>また、本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ルデータの範囲に含まれるから”です（総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」）。</p> <p>（3）また、今回、個人識別符号に含まれることとなった公的な運転免許証番号などと同様に、クレジットカード番号やSNS等のサービス番号なども、社会に散在する個人情報を名寄せするためのマスターキーとなってしまう危険は同等にあり、やはり個人識別符号として保護すべきです。</p> <p>（4）したがって、携帯電話番号・メールアドレス・携帯端末ID等も二号個人識別符号含めるべく個人情報保護法施行令および施行規則を改正すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>いものみを個人識別符号とすることとしています。御指摘の携帯電話番号等については、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p> <p>また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>
23	施行令（案）第1条	<p>個人情報保護法施行令案 1条について</p> <p>旅券の番号、免許証の番号は、基礎年金番号や個人番号と同様、個人識別符号として扱われることが明らかにされた。金融庁総務企画局企画課調査室からの平成27年11月18日付「犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項等について」と題する書面において、「特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する」「本人確認書類として国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳の提示を受けた場合、当該年金手帳の基礎年金番号を書き写すことのないように」との周知がされている。今後、このような厳密な扱いをされる個人番号や基礎年金番号と旅券の番号、免許証の番号が「個人識別符号」として同列に扱われているが、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を行う際、旅券の番号や免許証の番号は、記載しないようにしたり、写しを作成する際、マスキングしなければならないのか。後日、確認書類の成立の真実性を検証することができるようにするためには、マスキングをしない方がいいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御指摘の金融庁作成の書面に基づく対応については、当委員会ではお答えしかねますので、金融庁にお尋ねください。</p>
24	施行令（案）第1条	<p>個人識別符号の範囲が広すぎる。個人情報データベースにおけるキーとなるものであって、個人を識別する目的で能動的に収集・生成した符号のみを範囲とすれば十分のはずである。漏洩した個人データどうしの連結が難しくなるように規制すれば良いとおもう。</p> <p>また、行政機関が生成した番号のみが示されているが、民間が生成した番号・符号は範囲外と捉えて良いのか？</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。</p> <p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしたものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
25	施行令（案）第1条	第2条2項2号に関して、携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレスあるいはサービス提供のための会員IDが個人識別符号にあたるかどうかは政令で規定するとの答弁があったが、今回の政令案をもって、少なくとも改正法全面施行時においては、民間が発行する個人を識別するIDなどは個人情報に該当しないという理解をして良いか？ 【個人】	本施行令第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。
26	施行令（案）第1条	個人識別符号に個人番号、旅券番号及び運転免許証等の公的番号が加えられているが、金融機関の口座番号やクレジットカードの番号、会員番号・職員番号等いわば私的番号は個人識別符号には加えられていない。そうすると、これらの私的番号はそれ自体では個人情報でないと考えているのですか。 氏名、生年月日及び銀行口座のみの記載のあるデータは、それ自体では、ある銀行に口座を持つ人の氏名、生年月日及び口座番号の記載があるのみであり、誰の情報であるかは特定できていないのであるから当該データは個人情報ではないと考えているのでしょうか。 【匿名】	本施行令第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。
27	施行令（案）第1条	1 個人識別符号に関して（政令（案）1条，規則（案）2条から4条まで） （1）意見 情報通信関連の情報については、個別法で別途規制するべきである。また、個人識別符号に該当する情報の内容をさらに明確化するべきである。 （2）理由 政令（案）1条に列挙されている個人識別符号は、個人情報であることに特段の争いのないものばかりである。携帯電話番号、携帯電話やパソコン等情報機器の端末番号、IPアドレスなど、個人情報として取り扱うべきであるか否かについて議論があるものについては、結局盛り込まれていないため、個人情報の範囲を明確化したとは言い難い面がある。 これら情報通信関連の情報については、個別法で別途規制するべきである。 また、政令（案）1条1号イでは、個人識別符号としてDNAの塩基配列が挙げられている。しかしながら、人のDNA塩基配列のうちの一部が個人識別符号となるか、仮になり得るのであればどの程度の長さの配列であれば個人識別符号となるか、といったことは、政令（案）では明らかとなっていない。 この意味でも、個人情報の範囲の明確化の観点からは、政令（案）は不十分であると言わざるを得ない。 【個人】	個別法に関する御指摘については、御意見として承ります。 DNAの塩基の配列については、これを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
28	施行令（案）第1条	（該当箇所）政令第1条第2号～8号、規則案第3条、第4条 （意見）これらは、個人情報保護法第2条第2項第2号に対応する個人識別符号と思われるが、これは限定列挙なのか （理由）個人情報保護法第2条第2項第2号には、民間事業者が発行する、ポイン	御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別するこ

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		トカードやクレジットカード等も含まれそうであるが、それらは排除する趣旨なのかどうか、確認したい。 【個人】	とができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）に該当するものは、個人情報に該当します。
29	施行令（案）第1条	個人情報の定義として、メタデータや電子機器データが含まれないのはなぜですか。今や、電気機器しかりオンライン、オフライン問わず、その機体と使用者は、登録して利用できるようになるのではありませんか。それを明記していただかないと、結局は、個人情報と結びついて様々なデータがもれ出すではありませんか。メタデータも定義に加えていただきたい。 【個人】	個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。
30	施行令（案）第1条第1号	本号に記載されていない身体の特徴については、個人識別符号に該当することはないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。
31	施行令（案）第1条第1号	（意見） 1. 生体情報保護技術を備えた生体認証技術を採用した場合の緩和措置についてもご考慮いただきたい。 具体的には、匿名加工、秘匿化、不可逆変換、無効化機能を備えた生体情報保護技術を適用した生体認証技術に対しては、例えば情報漏えい時の公表義務等を減免する等の緩和措置を設けていただきたい。 2. 顔画像等などの生体情報から抽出した年齢、性別情報については、匿名加工情報に該当することをガイドライン等にて明記していただきたい。 （理由） 1. 生体情報保護技術を適用した生体認証技術に対しての緩和措置を設けていただくことにより、業界側で、より安心・安全な生体認証方式を開発していく強い動機が得られます。また結果として、より安心・安全な生体認証技術が世の中に普及していく手助けになると考えます。 2. 生体情報から抽出した年齢、性別等の位置づけを明確にすることで、安心な利用が行えます。 【（一社）日本自動認識システム協会】	個別の認証技術や加工手法についての御意見にはお答えしかねます。一般論として、個人情報の安全管理措置の点から有効な取組の事例等について、ガイドライン等における手当を検討してまいります。
32	施行令（案）第1条第1号	（質問） 今回の改正により、生体情報は個人識別符号であることが明確になりましたが、情報の管理という側面から見て、第一条に記載された個人識別符号は、すべて同程度の管理（他の法令等で定めるものを除く）を想定しているのでしょうか。 【（一社）日本自動認識システム協会】	列挙された個人識別符号には、個人情報保護法上の義務が等しく適用されます。
33	施行令（案）第1条第1号	【コメント】 施行令、施行規則を合わせてなお法2条2項の「政令で定める文字、番号、記号その他の符号」、令第一条一号の定義が不足である。ガイドライン（ガイダンス）にて	本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>考え方、例示などいただきたい。</p> <p>【理由等】</p> <p>例えば、ある特定の医薬品の適応があるか否かを決定するための DNA あるいは RNA の検査結果は、個人符号となるのか。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	<p>適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
34	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>（1）「個人識別符号」の拡大解釈をせず、特に「要配慮個人情報」の範囲をさらに限定すべきである</p> <p>（イ）「個人識別符号」について</p> <p>施行令・施行規則案は、ICT化の進展に伴い、グレーゾーンが広がった個人情報を明確化するために導入した概念である「個人識別符号」の具体的な内容として、生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）を挙げている。これによって個人情報の範囲が実質的に広がるだけでなく、技術の進歩に伴い、今後拡大の一途をたどることが懸念される。個人識別符号という新たな概念が持ち込まれ、複雑化することで、さらに「何が個人情報なのか」がわかりにくく、情報提供が抑制的になり、社会が共有すべき有用な情報の流通が阻害される事態を招くことは明らかだ。少なくとも「個人識別符号」の該当範囲について、ガイドライン等で明確にし、限定するよう求める。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
35	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>（個人識別符号）第一条 第一項に記された身体の特徴について。</p> <p>（意見）</p> <p>政令・施行規則の範囲から若干逸脱しますが、個人情報保護委員会規則で、一定の目安となる基準をお示し頂きたい。</p> <p>（理由）</p> <p>この度個人識別符号に政令案によって指定された（イ）から（ト）の情報は、通常の医療行為や医学関連研究においてデータとして用いられるものばかりです。法律においては「電子計算機の用に供するために変換した」「個人を識別することが出来る」符号が対象であるとされ、政令においては「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」とされ、委員会規則においては「特定の個人が識別することが出来る水準」で「電子計算機の用に供するために変換すること（変換されたもの?）」と記載されています。</p> <p>上記の基準に照らして考えれば、例えば、個人が同定できない範囲に切り取られたり、個人が同定できない程度に空間・時間分解能等を減じたデータは「個人情報識別符号」にあたらなると解釈されるものと考えますが、現在の記載ではその基準（画像の割合、解像度上限等）が不明確であり、医療関係者・医学関連研究者が安心してデータ（あるいは十分な注意を持って）を取り扱えるには至りません。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
36	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>（1）政令案第1条第1号</p> <p>身体の特徴に関する個人識別符号は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）（以下「改正個人情報保護法」という。）において「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘のDNA、虹彩、静脈、指紋以外の身体の特徴（顔、声、歩行の</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」のうち政令で定めるものとされている。</p> <p>しかしながら、政令案第1条第1号の（イ）から（ト）の身体の特徴の中には、現在のバイオメトリクス認証技術の水準をもってしても、本人拒否率 や他人受入率が高いため、特定の個人を識別することが難しい情報も含まれている。</p> <p>したがって、身体の特徴に関する個人識別符号は、現在のバイオメトリクス認証技術の水準により、非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴（DNA、虹彩、静脈、指紋）以外は、政令で列挙すべきではない。</p> <p>なお、非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴であっても、例えばDNAのごく一部のみを保有している場合などには、特定の個人を識別することができない。そのような場合には、個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がされるべきである。</p> <p>また、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、現時点では特定の個人を識別することができない場合であっても、技術の進展に伴い、特定の個人を識別することができるようになる場合もある。その場合、現時点では個人識別符号でなかったものが、技術の進展という外部要因により、突然個人識別符号に該当してしまうおそれがある。取得時には個人情報ではないものとして取り扱っていたものが、ある日突然個人情報に該当することになれば、安全管理措置の対応などについて大きな混乱をもたらすことになってしまう。取得時において個人識別符号でなかった情報が技術の進展により個人識別符号に該当すれば、第三者提供について本人同意が個人情報保護法上、原則必要となる。しかし、本人の連絡先などを把握していない場合、本人から同意を得ることが不可能な状況も考えられる。</p> <p>現在のバイオメトリクス認証技術の水準では、特定の個人を識別することができない水準であったにも係らず、将来技術が進展して、特定の個人を識別することができる水準になった場合には、上述のような混乱を招かぬような法運用がなされるべきである。</p> <p>加えて、身体の特徴は、政令案第1条第2号から第7号までの番号と異なり、その性質からして、身近な日常生活において、特定の個人を識別することを目的にすることなく取得する場合がある。このような場合であっても、仮に特定の個人を識別するに足りる水準で電子計算機の用に供するために変換した符号等が個人識別符号に該当し、安全管理措置の対応などが求められることになっては、日常の経済社会活動に混乱を来しかねない。従って、特定の個人を識別することを目的としない場合には、身体の特徴由来の符号等は個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がなされるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟（AICJ）】</p>	<p>態様、掌紋)についても、特定の個人を識別することができる水準が確保されるものについて、個人識別符号として定めることとしております。</p> <p>なお、身体の特徴のごく一部のみを保有している場合及び特定の個人を識別することを目的としない場合等には、個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がされるべきという御意見については、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当することとし、本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
37	施行令（案）第1条第1号	<p>政令案1条1項1号イ～ト以外にも人間の身体の特徴は多数存在し、例えばパソコンのキーストロークの特徴を利用したキーストローク認証（タイピング認証）等の生体認証技術が多数存在するが、なぜイ～トのみに限定されたのか理由をご説明いただきたい。むしろ政令案1条1項1号は「身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」とだけ規</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足りる精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。</p> <p>なお、御指摘の規定案は、法律から政令に委任された内容をそのまま個人情報保護委員会規則に委任する内容とな</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>定した方が、将来出現するものも含め広く生体認証に関する情報を個人識別符号に取り込むことができよいためではないかと思われるが、ご検討いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>っており、政令に委任した法律の趣旨を逸脱することとなるおそれがあるため、これを採用することは困難と考えます。</p>
38	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>（意見） カメラやセンサーで特定の個人を識別できる身体の特徴について取得する場合、既存の仕組みやビジネスを阻害したり、今後の新たな産業の振興に対する萎縮が起きないように配慮した、適切な法運用を求める。</p> <p>（理由） 身体の特徴が個人識別符号と明記されたことにより、カメラやセンサーを設置するだけで、あるいはこれらの機能を提供するだけで、個人識別符号による規制が一律に適用されるように誤解される虞があり、すでに萎縮効果が現れている。 特に以下のような場合は、個人情報等の適正利用として法運用において配慮すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防犯や防災等の公共の福祉に資することを目的としている場合。 2. 取得した情報は外部送信せず、すぐに消去する場合。 3. 取得した情報は特定の個人を識別できないものに加工したうえで外部送信や保存し、元データは消去する場合。 <p>また、クラウド、ASP やアプリケーション等で、カメラやセンサーを利用して個人情報データベースを構成できる機能等を提供しているが、自らは当該個人情報データベースを利用しない事業者は、個人データの取得者に当たらないとすべきである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>医学の発展のために行う学会発表等の際には、一定の匿名化をすれば個人 情報ではなくなると考えられています。しかし、改正法では顔写真やゲノム 情報が個人識別符号としてそれだけで個人情報となり、匿名化に際してはすべての削除が求められています。</p> <p>学会発表などの際の匿名化において、顔写真やゲノム情報が必要となることもあります。これまでは目の部分を隠せば写真を用いてよいなどの基準が ありましたが、具体的にどのような方式で匿名化すればよいのか、ガイドライン等で明示すべきです。</p> <p>【個人】</p>	<p>改正後の法第 76 条第 1 項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第 4 章の義務規定は適用されないこととなっておりますが、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>施行令（案）第1条第1号</p>	<p>（意見） 個人情報保護委員会が規則で定める基準に対する適合の可否について判断時期、既に取得されている又は同意説明が行われている場合の取扱いなど明確にするべきです。</p> <p>（理由） 法施行前に倫理審査等が終了し、法施行後に研究が開始される場合、研究計画が承認される時期が境になるのか、個人情報のデータが作出される段階からか、時期が境界にある研究の場合、不明瞭だからです。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>改正後の法第 76 条第 1 項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第 4 章の義務規定は適用されないこととなっておりますが、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
41	施行令（案）第1条第1号	<p>（意見）以下の例が、本法令の規制対象となるのか、施行規則通知時のガイダンス等に明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で採取された血液試料を輸入し、ゲノムデータを得た場合 ・海外の治験で得られたデータセット（ゲノムデータ以外には個人を特定する情報はなく、個人と結びつける対応表は海外の病院にあり、治験依頼者は対応表にアクセスできない）に、ゲノムデータ（「個人識別符号」に該当するデータ）が含まれる場合 <p>（理由）海外で採取された試料及びデータを日本に輸入した場合であって、ゲノムデータ以外には個人を特定する情報はなく、個人と結びつける対応表は日本にない場合、本法令の対象となるのか不明確であるため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	<p>本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。</p> <p>なお、個人識別符号は、他の情報とのひも付けの有無にかかわらず、それ単体で個人情報に該当し、個人情報保護法の規制の対象となります。</p>
42	施行令（案）第1条第1号	<p>個人情報の保護に関する法律施行令第1条1号についてイ～トで挙げられている身体の特徴につきまして、二、ホの2つは動作による識別を用いるものであると考えますが、同様に身体動作により生ずる特徴である筆跡の特徴（形状のみならず、筆圧、速さ等による）を電子化したものは個人識別符号に含まれないのでしょうか。タブレット端末へのサインは実際に契約現場で使用されており、そのデータは契約者を識別するに足るものではないかと思料いたします。</p> <p>また、端末自体の動きを用いた本人認証等もあり、動的な特徴による個人識別について、今後の拡張可能性を示す文言を入れることを検討いただけないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の筆跡の特徴については、日本の事業者において広く特定の個人を識別するに足る精度で利用されている実態がないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令第1条及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
43	施行令（案）第1条第1号	<p>（該当箇所）政令第1条第1号</p> <p>（意見）イ～トの列挙事項は限定列挙のようであるが、これ以外の身体的特徴を変換し特定の個人を識別するに足るものは個人識別符号に含まれないのか。</p> <p>（理由）イに関連しては、DNAを構成する塩基配列情報以外の遺伝的情報（RNA、エピゲノム等）であったり、ロ～ト以外にも、例えば、CT・MRI等の画像データであったり、眼底画像等、（現時点では実用的ではないにせよ技術的には）個人を特定しうるものもあるが、そうしたものは含まないという趣旨であるならば、その理由も含めて示すべきである。</p> <p>仮に、特定個人を識別しうる、イ～トと同様のデータであっても、個人を識別する目的では通常用いられていないものであることが理由であるとするならば、特にイに関して、同じ理由で特定の塩基配列情報は同様に個人識別符号には当たらない（犯罪捜査等におけるDNA鑑定で用いられる特定の部分のみを個人識別符号とすべき）という考えも成り立ちうる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。</p> <p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしたものです。</p>
44	施行令（案）第1条第1号、規則（案）第2条	<p>防犯ビデオの動画・画像または電話での会話の録音等を電子データとして保存しているところ、当該電子データが「特定の個人を識別することができる水準が確保」されるような変換がなされていない場合には、個人識別符号には該当しないとの理</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
45	<p>施行令（案）第1条第1号、規則（案）第2条</p>	<p>（意見）</p> <p>施行令改正案第一条第一項第一号では、（イ）から（ト）まで身体の特徴が列挙されていますが、現在のバイオメトリクス認証技術を用いて非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴（DNA、虹彩、静脈、指紋）以外は、政令で列挙すべきではないと考えます。</p> <p>また、身体の特徴については、特定の個人を識別することを目的としない場合には、身体特徴に由来する符号等は個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がなされるべきと考えます。</p> <p>さらに、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号を取得した時点では特定の個人を識別することができない水準であったにも係らず、将来技術が進展して、特定の個人を識別することができる水準になった場合には、取得時のみならず、将来に渡っても個人識別符号としての取扱いが不要である旨を明らかにすべきです。</p> <p>（理由）</p> <p>身体の特徴に関しては、「パーソナルデータに関する検討会技術検討ワーキンググループ」において、「（仮称）準個人情報」に含まれる具体的な項目としての検討材料として取り上げられたことはあるものの、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（平成26年6月24日）において、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする」と記載があるのみで、国会審議においても具体的な身体の特徴につき議論は行われておりません。提案されている（イ）から（ト）の身体の特徴の中には、現在のバイオメトリクス認証技術の水準をもってしても、本人拒否率や他人受入率が高く、特定の個人を識別するに足りる場合があると結論づけることは難しいものも含まれており、日本政府の見解ともいえる政令で列挙することには無理があります。</p> <p>また、身体の特徴については、その性質上、特定の個人を識別することを全く意図せずに、身近な日常生活において、取得し、電子計算機の用に供するために符号等に変換することがありえます。単に特定の個人を識別することができる水準か否かという技術的な判断だけで、個人識別符号に該当することとなり、安全管理措置などの対応が求められることになっては、経済社会活動に広く混乱をもたらしかねません。</p> <p>さらに、現在のバイオメトリクス認証技術の水準では、身体の特徴を適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換しても特定の個人を識別することができない場合であっても、将来の技術水準では特定の個人を識別することができるようになる場合もあり、現時点では個人識別符号でなかったものが、技術レベルの進展により途中から個人識別符号に該当してしまうことになれば、事業活動に大きな支障をもたらすこととなります。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足りる精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘のDNA、虹彩、静脈、指紋以外の身体の特徴（顔、声、歩行の態様、掌紋）についても、特定の個人を識別することができる水準が確保されるものについて、個人識別符号として定めることとしております。</p> <p>なお、特定の個人を識別することを目的としない場合には、個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がされるべきという御意見については、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当することとし、本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
46	施行令（案）第1条第1号、規則（案）第2条	<p>（該当箇所） 政令第1条及び規則案第2条 （意見） 政令第1号に列挙されるものは、追加情報なくそれ単体のみでも特定の個人を識別できるといった限定された場合のみを対象とすることを明確にし、その解釈の元で厳格に運用されたい。また、基準適合性（規則案第2条）の判断に当たっては、昨今の顔認証技術、バイオメトリクス認証技術の進展や医療データ、動線等のビッグデータ分析の実施が阻害されることがないように、十分な配慮が行われるべきである。 （理由） 個人情報の保護と利活用のバランスを図っていくためには、今回の改正が個人情報の範囲の従来からの解釈と何ら変更がなく拡大されないことを大前提にして、制度設計と運用がなされるべきである。また、データ活用は日本政府が定める成長戦略であり、昨今の技術進展やビッグデータ分析の進展を阻害する運用がなされてはいけない。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
47	施行令（案）第1条第1号イ	<p>日本赤十字社は「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に定められる造血幹細胞提供支援機関の業務（法第45条3号）として骨髓バンクドナー登録者及び移植に用いる臍帯血のHLA情報を公開（ID、パスワードにて管理）し、移植医療機関等に提供しております。</p> <p>今回の改正によって、新たに定義される個人識別符号に「DNAを構成する塩基の配列」が含まれることから、上記のHLA情報の公開、提供が不可能となった場合、非血縁者間の造血幹細胞移植医療に多大な影響を及ぼすことを懸念しております。</p> <p>つきましては、日本赤十字社が上記業務の遂行のために管理している造血幹細胞適合検索サービスの運用を停止することの無いようにご対応願います。</p> <p style="text-align: right;">【日本赤十字社】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することが可能です。
48	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） 医薬品開発のための基礎研究に限り、個人情報の保護に関する法律の適用除外を受けるべきと考えます。</p> <p>（理由） 医薬品開発においてのDNAを構成する塩基の配列情報及び遺伝子検査の結果の使用は学術研究レベルであり、研究を適切に進めるための指針として活用し、直接的な商業目的として使用するものではありません。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
49	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） 「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列」と規程された場合、配列の長さ、配列自身の定義がされるべきと考えます。</p> <p>（理由） ヒトゲノム・遺伝子解析によって得られる一塩基多型のデータ自身は配列ではないが個人を特定するものになる可能性があります。従って、塩基の配列に対する定義が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			において明確にしていまいます。
50	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） 「DNA を構成する塩基の配列」について、どの程度の情報が個人識別符号に該当するのか明確化していただきたい。例えば特定の一塩基多型は個人識別符号に該当するのか？「塩基の配列」の中で、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」がどの範囲のどのようなものになるのが重要であり、その情報を早期に開示し多方面からの議論を行うべきである。</p> <p>また、細胞から採取されたものでない DNA の配列、例えば、血中循環 DNA やエクソソーム由来の DNA の配列情報は個人識別符号に相当しないと考えるべきか。</p> <p>（理由） 「DNA を構成する塩基の配列」を個人識別符号の対象とした場合、特定の個人を識別するに足りる情報と、識別するに足りない情報、とは具体的にどの範囲の塩基配列を含むのかが明確に規定されていないため、これ以降の条文に対するコメントが出しにくい状況である。臨床検体・情報を取り扱う共同研究の場合など、個人データの共同利用終了後、個人識別符号を含まない情報かつ対応表を保有しない情報は、個人情報ではないので、共同利用者は、研究成果として保有、活用が可能と考える。そのため、具体的に何が「個人を識別できる情報」であるのか考え方を整理しておく必要がある。</p> <p>全ゲノム配列や全エクソーム配列等は疾患の学術研究や患者の治療に多大な貢献が期待される貴重な情報である。これら情報が個人識別符号に相当する情報になる可能性があることに異論はないが、現実的には個々で膨大な情報量となるこうした情報を個人識別に用いるためには、膨大なデータベースおよびそれを高速に検索するシステムが必要になり、現在これを一般的な個人識別に用いることは非常に困難と考える。一方で、測定が容易な多数の SNPs 型のみを抽出した情報（一次的なゲノム情報から加工された一部の組み合わせ情報）は個人識別に十分利用可能と思われる。「ゲノムデータの個人識別性は多様であり、科学技術の進展等により変化し得る」という「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」の意見とりまとめの通りであり、現状技術を踏まえ、学術研究・患者治療等の進展を阻害しないことを十分考慮した基準適合範囲の決定を強く望む。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	御指摘の個人識別符号に該当するものの基準は、本規則案第2条において、「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていまいます。
51	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） DNA を構成する塩基配列に関して、「個人識別符号」として取り扱わなければならない情報量を改正政令通知時のガイダンス等に明確にしていいただきたい。</p> <p>（理由） 塩基配列から変異情報（例：CYP2D6*10 有、UGT1A1*6 無、UGT1A1*28 有）のみ取り出したものは、「特定の個人を識別することができる水準が確保」されていないので、「個人符号」に該当しないと考える。</p> <p>「個人識別符号」として取り扱わなければならない DNA 配列の情報量を明確にしていいただくことにより、「個人符号」に該当するか否かを明確に判別することができる</p>	御指摘の個人識別符号に該当するものの基準は、本規則案第2条において、「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	
52	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） 「DNAを構成する塩基の配列」とは、どの範囲の配列データを指すのかを逐条解説等により具体的に示して頂きたい。</p> <p>（理由） 全塩基配列、特定の疾患遺伝子塩基配列、SNPs等、ゲノム領域によって識別性が異なる。「令」では個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」とされているが、当該規則第2条でも具体的にされていない。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	御指摘の個人識別符号に該当するものの基準は、本規則案第2条において、「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。
53	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） 少しの塩基配列でも個人情報に該当するのか？規則（案）第2条「…特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により…」の「特定の個人を識別することができる水準」の判断基準が分からない。また、技術の進歩により、個人識別性は高まっていくと予想されるが、技術革新により識別性が高まった時に、過去に既に入手していた塩基配列はどのように扱えば良いのか。</p> <p>（理由） 塩基配列の大きさで個人識別性を判断するのは困難と考えたため。また、個人の識別容易性は時代によって変わってくるが、技術革新等により、識別できるようになる前に取得済みのデータと、識別容易性が高まった後でのデータの取り扱いに差がでることを容認するのか、それとも過去のデータも処理し直すのか（その時には具体的にどのように対応すべきなのか）が分からないため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。
54	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（意見） “細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列”とあるが、どのような配列も全て個人識別符号と定めているように読める。個人間を識別することが可能な配列に限定されるべきで、どの配列が個人識別可能かを、個人情報保護委員会で定義すべきである。</p> <p>（理由） 全てのゲノム配列を個人識別符号としてしまうと、これまで連結不可能匿名化されて個人情報として扱われなかったゲノム情報の全てが個人情報として扱われることとなり、提供者からの再同意の取得なしには、連結不可能匿名化されたゲノム情報を創薬等の研究の際に使うことができなくなる。その為、ゲノム情報を活用した医療・創薬等の産業活動、及びイノベーション創出が著しく阻害される可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。
55	施行令（案）第1条第1号イ	<p>遺伝子情報について、政令案1条1号イの文言だけだと、フルゲノムではない遺伝子データの一部であっても「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する」（政令案1条1号柱書）ないしは規則案2条の基準に適合する限りにおいて個人識別符号になると理解されるがそのような理解</p>	<p>1点目については、御理解のとおりです。</p> <p>その他の点については、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>でよいか。フルゲノムではなくてもよいとすると、果たして規則案2条の基準に適合するかの実務的判断が困難であるところ、個人識別の目的ではなく、それ以外の目的（例えば遺伝子検査）で遺伝子データを電子計算機の用に供するために変換すると、これが個人識別符号として法の適用対象となってしまう、予想外に法の適用範囲が広がるおそれがあるのではないか。なお、そのような無限定な個人識別符号の広がり避けるために、政令第1条1号イをフルゲノムに限定する、ないしは政令第1条1号柱書を「特定の個人を識別する目的で、電子計算機の用に供するために変換」と、変換の目的として個人識別のために変換する場合に限定する等の限定を入れてはどうか、ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当するところ、本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
56	<p>施行令（案）第1条第1号イ</p>	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令 （個人識別符号） 第一条 一. イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 （御意見） 個人識別符号の該当から除外が望ましい。除外が難しいとの判断であれば、個人特定に結びつく配列情報に該当する場合を定義してもらいたい。 （理由） ゲノム情報の活用は、人類の健康維持や福祉に欠かせない情報であり、世界的に共有して活用する方向性が示されている。ゲノム情報を個人識別符号とした場合には、匿名化による公開が困難となり、海外との連携による研究が阻害されて、日本だけが取り残されることが危惧される。また、国内においても複数の情報を活用した研究が阻害される。 ゲノム情報については、一部の情報の利活用が既に始まっている。アルコールに弱い人や薬に対する副作用の判断などは、実用化されている。これらのDNAの配列情報から個人の特定に結びつくことはない。たとえ、全ゲノム配列であっても、その情報をもとに個人を特定するためには、参照情報が必要となる。DNAの配列情報は個人識別符号とはせず、配列情報をもとに個人を特定する行為を規制することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【理化学研究所 医科学イノベーションハブ】</p>	<p>改正後の法第76条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっております。 本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘のDNAを構成する塩基の配列については、上記の考え方に該当すると考えられることから、個人識別符号として定めることとしております。 本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当するところ、本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
57	<p>施行令（案）第1条第1号イ</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号イ （意見） DNAの一部情報は、「個人識別符号」に含まれない旨を明らかにすべきである。 （理由） DNAの一部情報のように、特定の個人を識別できない不完全な情報では特定個人を識別できず、個人識別符号に含めるべきではないが、条文上明らかではなく、その点を明確にするため。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
58	施行令（案）第1条第1号イ	<p>（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号イ （意見） 現在のバイオメトリクス認証技術の水準では、特定の個人を識別することができない水準であったにもかかわらず、将来技術が進展して、特定の個人を識別することができる水準になった場合、個人識別符号に含まれないよう法解釈、法運用がなされるべきである。 （理由） 現在のバイオメトリクス認証技術の水準では、身体の特徴を適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換しても特定の個人を識別することができない場合であっても、将来の技術水準では特定の個人を識別することができるようになる場合もある。現時点では個人識別符号ではなかったものが技術レベルの進展により途中から個人識別符号に該当してしまうことになれば、事業活動に大きな支障をもたらすことになる。 【在日米商工会議所（ACGJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当することとしています。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
59	施行令（案）第1条第1号イ	<p>今回の政令案で、個人識別符号として「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列」が明記されたことは、いまだ想定されない倫理的法的社会的問題が今後生じた場合の対応の縁となることから、大変有用な改正と考える。 【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
60	施行令（案）第1条第1号イ	<p>概ね望ましい改正であると思われた。 当方としては、DNA等が明確に個人情報であると記述された事は非常に望ましい事であると考えます。（これまでは「血液は匿名化すれば個人情報ではなく、匿名で提供すればDNA解析も行える」という状況だったので（実際、日本赤十字等はそうしてきた）、大幅な進歩であると考えます。） これからは主務大臣・主務省庁にかわって個人情報保護委員会が個人情報保護の監督をしていくのであるが、適宜法令を改正して、国民が適切に守られるようにしていただきたいと考える。 意見は以上である。 【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
61	施行令（案）第1条第1号イ	<p>『第一条 イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列』とありますが。リボ核酸（別名RNA）からもデオキシリボ核酸（別名DNA）と同等の情報が得られることや、mRNAやたんぱく質から成る母性因子なども遺伝子診断に使用される可能性があるため、「細胞から採取された遺伝情報」などの更に広範な表現に改めるべきと存じます。 【匿名】</p>	<p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足りる精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘のmRNA等については、日本の事業者において広く特定の個人を識別するに足りる精度で利用されている実態がないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令第1条及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
62	施行令（案）第1条第1号イ	「DNAを構成する塩基の配列」について、規則（案）第2条の「特定の個人を識別することができる水準」の判断基準をガイダンス等で具体的に明示頂きたい。 【個人】	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
63	施行令（案）第1条第1号イ	(1) 改正後政令1条1号イについて 改正案では、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列」と規定するものとされている。しかしこれでは、冒頭の「細胞」の種類が特定されていないため、たとえば、ヒトから採取した検体に含まれる細菌やウイルスのDNAを解析した場合にも、当該細菌・ウイルスのDNAには個人識別性がないにもかかわらず、個人識別符号に該当する場合があります。ことによると、この部分は、口以降の各項目にある「顔」「虹彩」「声帯」などにおいても、特に「生存する個人の」と書かなくとも、その点は明らかであるから省略されており、それとの相関でイにおいても省略されているのかもしれない。しかし、「顔」「虹彩」などは、ヒト（特定個人）から採取する物の分析によってヒト（当該個人）以外の「顔」「虹彩」の情報が得られることはないのに対し、DNAについては、上記の通り、特定個人の検体の解析によってヒト以外のDNA情報が得られる可能性があり、この点の特定と明確化は必須であると考えられる。また、ここでは、法2条2項1号が「人の身体の特徴」と定めていることから、当然に人のものに限定されるという考えで省略されているのかもしれない。しかし、ある個人にどのような細菌やウイルスが付着しているかは、それ自体、「身体の特徴」と言える情報である（ある個人がHIV感染症を有する場合を想起されたい）。ここでの問題は、細菌やウイルスの存在それ自体は「身体の特徴」に含まれ、個人情報ともなりうる情報であるが、当該細菌やウイルスのDNA情報は当該個人と無関係な情報であるという点であり、両者を明確に区別していることがうかがわれる規定にすべきである。 したがって、この部分は、「ヒト細胞から採取された……」あるいは「人に由来する細胞から採取された……」とすべきである。 【個人】	改正後の法第2条第2項第1号において、「特定の個人の身体の一部の特徴」と規定していることから、本施行令案第1条第1号イの「細胞」が「ヒト細胞」を意味することは明らかであり、現状の案で御理解いただけるものと考えます。
64	施行令（案）第1条第1号イ	（該当箇所）政令案第1条第1号イ （意見）「細胞から採取された」は不明瞭である （理由）個人情報保護委員会規則で定める基準において明確化するのであろうが、ヒト以外の細胞からでも良いのか（1号柱書「特定の個人を識別するに足りる」という要件により排除するのか）、また、（細胞から採取されない場合がどのような場合かが不明であるが）仮に、細胞から採取したかどうかわからない、明らかにヒトDNA塩基配列情報である情報が入ったUSB等を入手した際に当該情報は個人識別符号として扱うべきか、が不明瞭となってしまう。 【個人】	改正後の法第2条第2項第1号において、「特定の個人の身体の一部の特徴」と規定していることから、本施行令案第1条第1号イの「細胞」は「ヒト細胞」を意味します。また、「細胞から採取された」との文言は、DNAを定義づけるためのものであり、取得の経緯によって個人識別符号該当性を限定する趣旨ではありません。
65	施行令（案）第1条第1号イ	（該当箇所）政令案第1条第1号イ 他 （意見）個人識別符号に遺伝子情報を含むとした場合、双子は当然として、近親者に関して、共通部分を有する情報であることから、そうした近親者の個人識別符号である遺伝子情報のある程度推測させることが可能な情報となるが、そうした遺伝性のある情報の扱いとして格別の配慮は行わないのか。 （理由）たとえば、死者の個人情報個人情報保護法では保護されておらず、個人	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>情報に関しては相続もされないものと考えられるが、一方で、遺伝性を有する情報に関しては、ある個人の情報が、別の（近親者である）個人の情報でもある、という性質を有する。</p> <p>その場合、例えば、個人識別符号である遺伝子情報のうち、ある特定の家系の特有の部分の情報に関しては、その情報を共有する、家系に属するもの全てに開示請求権等が認められても良いように思われるが、そうした事態を念頭に置いた規定はないように思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
66	<p>施行令（案）第1条第1号イ～ト</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号イ～ト （意見） 第1号イ～トに列挙される生体情報については、慎重な検討を要する。 （理由） 旅券番号、保険証番号等、他の「個人識別符号」と整合性が取れておらず、追加情報がなければ「特定の個人を識別するに足りるもの」とは言えないため。 【在日米国商工会議所（ACCI）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足りる精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとし、同号に列挙した身体の特徴については、上記の考え方に該当すると考えられることから、これを変換した符号を個人識別符号として定めることとしたものです。</p>
67	<p>施行令（案）第1条第1号イ・第2条</p>	<p>○個人識別符号および要配慮個人情報の要件 個人情報の保護に関する法律施行令 第一条第一号イ 個人情報の保護に関する法律施行令 第二条第二号、三号 個人情報の保護に関する法律施行規則 法第二条第三項「人種・病歴」</p> <p>個人識別符号、要配慮個人情報に関し、「身体の特徴については、政令で掲げられたもののうち、特定の個人を識別するにたりるものの要件を法律上明確にする必要があるところ、技術の進歩に応じて頻繁に見直しを行う可能性があることから個人情報保護委員会規則でその基準を定める」という方針があるが、新たに政令に指定されたDNAを構成する塩基の配列（ゲノム情報）における個人識別符号、要配慮個人情報の要件が依然明確にされていない。同様に、病歴や、政令（案）第二条第二項および第三項に記された情報に関しても明確な範囲が示されておらず、「不当な差別、偏見その他の不利益」に直結しない情報も、要配慮個人情報に指定される結果となっている。今回の改正で、個人識別符号や要配慮個人情報として新たに定義された情報はこれまでと大きく異なる取扱いが求められているが、それらの情報の要件が明確にならない場合、取扱う研究者のデータ利用が萎縮することで医学研究の推進に支障をきたすのではないかと。</p> <p>ゲノム情報や病歴、検査結果等の個人識別符号、要配慮個人情報に定義された情報の要件については、今後、医学研究倫理指針等で明確に定められることが委ねられると考えるが、そうでない場合は、どこで定められるのかを明示して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>医学系研究は改正後の法第76条に規定された学術研究機関等による学術研究目的に該当し、従来と同様、同法第4章の義務規定の適用除外となります。このため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の関係省庁が、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等の見直しを行っており、当該指針において適切に取り扱われるべき個人情報の定義が、当該指針の中で今後明確になると考えております。</p>
68	<p>施行令（案）第1条第1号イ・第2条</p>	<p>○個人情報の開示請求への対応 個人情報の保護に関する法律施行令 第一条第一号イ 法第二十八条第二項第一号、第二号</p> <p>ゲノム情報（DNAを構成する塩基の配列）は、データベースを介した共有の推進が医学・科学の発展に重要であるため、データベースの構築が国内外で進んでい</p>	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>るが、DNAを構成する塩基の配列の開示について、開示義務の適用除外等を検討すべきである。</p> <p>今後DNAを構成する塩基の配列を個人情報として取り扱うことになると、本人の請求に応じて保有する個人情報を開示する必要が出てくる。しかしながら、ヒトゲノム・遺伝子解析研究において産出されたゲノム情報は、塩基配列決定のための技術が成熟しているとは言い難く、また、これまで蓄積された知見からではその人の健康状態等を評価するための情報としての確実性に欠け、また、解釈を正確に伝えるための制度や人員も整っていない現況では、本人の請求に応じて開示した場合、無駄に不安を煽ることとなり、本人（又は第三者）の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがあることが懸念される。</p> <p>ゲノム情報や病歴、検査結果等の個人識別符号、要配慮個人情報に定義された情報の要件については、今後、医学研究倫理指針等で明確に定められることが委ねられると考えるが、そうでない場合は、どこで定められるのかを明示して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
69	施行令（案）第1条第1号口	<p>防犯カメラで録画した顧客の「顔」や録音した顧客の「声」等のデータについて、当該データそのもの（生データ）から第1条第1項第1号に規定されているように身体の特徴を抽出・加工し、別のデータへ変換していない場合は、当該顧客の「顔」や「声」のデータは個人識別符号に該当しないと理解してよいか。</p> <p>※ 理由：顔写真や音声等のデータそのものが個人識別符号に該当する可能性があるのかを明確にするため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。例えば本人を判別可能な顔画像そのものは、同号により個人情報に該当すると解されています。</p>
70	施行令（案）第1条第1号口	<p>「防犯カメラ」や「自販機」の場合、利用目的を公表していないケースが目につくので、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることで利用目的の通知公表を義務化することは良いことだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
71	施行令（案）第1条第1号口	<p>「防犯カメラ」や「自販機」の場合、利用目的を公表していないケースが目につくので、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることで利用目的の通知公表を義務化することは良いことだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
72	施行令（案）第1条第1号口	<p>歯形についても、政令第1条1号口の「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」に該当するという理解でよいかご確認いただきたい。（「その他の」は例示であるから、「口」もあくまでも「容貌」に関するものでなければならぬところ、「歯形（外部から見えない歯の形状）」が「容貌」に該当するかが不明確であることから、ご質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>歯形については、施行令（案）第1条第1号口には該当しません。</p>
73	施行令（案）第1条第1号口	<p>政令第1条1号口の「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」の解釈として、「容貌」は、①顔の骨格、②顔の皮膚の色、③目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状という3種類の全てによって定まる（3者はand関係）ということによいか、ご確認いただきたい。例え</p>	<p>本施行令第1条第1項第1号口は、容貌が①顔の骨格②顔の皮膚の色③目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状の3種類全てによって定まるものであると定義したものであり、これら全てを特徴情報として用いる認証手法用</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ば、白黒カメラで容貌を判別するシステムのために顔の骨格や部位の位置・形状のみをデータ化し、顔の皮膚の色はデータ化されていないという場合、これは「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」に該当するか回答いただきたい。これが該当するというのであれば、「顔の骨格若しくは皮膚の色又は目、鼻、口その他の顔の部位の位置若しくは形状によって定まる容貌」とすべきではないか、ご確認いただきたい（3者が or 関係であることを明示するべきではないか）。</p> <p>・政令第1条第1項第1号口の容貌は、あくまでも「電子計算機の用に供するために変換」しなければならない、ただの顔画像等は個人識別符号にならないと理解されるところ、氏名等が付されていないとも鮮明な顔画像は、一般人であれば生存する具体的な人物との間に同一性を認めるに至るものであり、従来型個人情報（法第1条第1項第1号）に該当することを確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>のデータのみが個人識別符号に該当するとする趣旨ではありません。</p> <p>また、本人を判別可能な顔画像そのものは、改正後の法第2条第1項第1号により個人情報に該当すると解されています。</p>
74	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号口 （意見） 第1号口「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」の規定は削除すべきである。 （理由） かかる記述は広範であり、特定の個人を識別できない曖昧な画像も含まれてしまうおそれがある。また、特定個人を特定せず、現れた個人の特徴を決定するために用いられる顔認証技術等のような処理技術までも含めてしまうおそれがある。また、顔認証のように、個人を識別することなく個人の特徴を捉えるために利用される技術までも含まれてしまうおそれがある。このような顔認証についてはプライバシー侵害のおそれが少なく、広く利用されている技術であるため、これを認めるべきである。なお、最近発表されたNTIA 報告書によれば、顔特徴データを広くPII(Personal Identifiable Information) と定義し、顔特徴データについて規制をかけることは、イノベーションに委縮効果を与える旨について懸念が示されている。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」については、上記の考え方に該当すると考えられることから、個人識別符号として定めることとしております。</p>
75	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>（意見） デジタルカメラを用いた記念写真などで、第三者の顔が写り込んだ場合、その写真は個人情報として取り扱う必要があるのか。 また、防犯カメラで、特定の人物（要注意人物など）を自動認識するようなシステムで、識別アルゴリズムに人種の情報が組み込まれている場合、事前に防犯カメラがあることの同意を得る、もしくは防犯カメラで監視していることが明らかに分かるように設置する必要があるのか。 （理由） 法の趣旨は分かるが、法文だけからすると、過剰に保護をしなければならないと言う誤解を生んでしまう可能性を懸念したため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	<p>本人を判別可能な顔画像そのものは、改正後の法第2条第1項第1号により個人情報に該当すると解されています。また、防犯カメラで、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取扱う場合には、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
76	施行令（案）第1条第1号口	<p>個人識別符号のために文字等に変換される身体の特徴として、「顔の骨格及び皮膚の色並びに…容貌」とあるが、色を特徴として認識するのであれば、毛髪や瞳の色も含めるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしており、このような考え方から、御指摘の規定は、現状の案が適当と考えます。</p>
77	施行令（案）第1条第1号口	<p>近年、顔認証システムが商業施設や警備会社により無秩序に運用され一般市民が施設に入った際に犯罪者として検知され店員や警備員の付きまといや露骨な嫌がらせを受け人権侵害を受けるケースが増加しております。放送された千葉県の施設での導入事例においても施設側で画像データをもとに入店と同時に顔認証システムが犯罪者と認識して警備室でアラームが発報される事例を報道しておりました。この施設は画像情報を個人情報としてセキュリティをかけ運用しており取材においても運用ルールを強調していましたが、世間の顔認証に対する問題提起の声が大きくなったことに対する企業側（運営側）のプロパガンダかと邪推したくなります。このようなシステムが何年も前から万引き防止の対策として一部の企業、施設、警備会社でまるで社会での実証実験のごとく運用ルールも定めないまま無秩序に広まっており個人情報保護の観点だけではなく基本的な人権侵害の問題を生じる状況になっていると考えます。</p> <p>本来顔認証システムの価値は海外からのテロリストや重大犯罪犯の水際対策やそこにポスターが貼ってある指名手配犯の追い込みなど国家の治安維持に重要な役割を果たす仕組みであるべきで商業施設の万引き防止のために一般市民を施設がルールなく勝手に無断で画像登録をして冤罪被害を生じさせていることは大変な人権侵害問題です。</p> <p>現に知人に商業施設に入るたびに店員や警備員の付きまといを受けているケースを現場で確認したこともあります。施設側は顔認証のシステムはないとして一切情報開示をしていないのが実情です。顔認証システムによる商業施設等での冤罪被害はネット上でも大きな問題として取り上げている方々もおり又、万引き防止協会でも数年前から顔認証データの運用ルールの協議を続けていることは知っております。</p> <p>来年の法改正に向け重要なことは私企業が顔認証データを一般市民の同意なく勝手に入手してデータ化し又そのデータをチェーン施設で共有するようなことは許されないことであり又、警備会社においても防犯カメラからの画像データを運用ルールなく勝手にデータベース化して全社で情報共有しておりまずは改正と同時に過去に無断で同意なく取得した画像データをすべて削除させることが必要です。</p> <p>その上で顔認証システムを使用してセキュリティを実施している施設及び警備会社は運用ルール含め世間に告知すること。又、以後は画像データをデータ化するときは本人の同意が必要とすることなど私企業のシステム運用において一般市民が村八分のような状況に追い込まれることのないようにルールの徹底及び罰則の強化をするべきです。</p>	<p>本意見募集は施行令第1条及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。） ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>私はエレクトロニクス業界で37年間営業を務めており顔認証システムに関連する企業との付き合いもあります。又、展示会等で最新の顔認証システムがどのようなものなのかもそれなりに熟知しております。</p> <p>顔認証システムは国家の治安維持には必要な仕組みであり現在に足るまでのプロセスは企業側（特に警備会社側）の市場における実証実験の感が色濃いのではないかと見ておりますが、今のように一般市民の日々の買い物などにおける社会生活の場で商業施設側の又、企業側の理論で一般市民を犯罪者扱いする仕組みは根本的に間違っており又、本来必要とする国家の治安維持の仕組みに対する国民の嫌悪感からの反発にも繋がりがかねないと考えます。</p> <p>改正後は顔認証システムを導入している施設はその旨を世間に明示し又、入店者からのデータ開示要求に対しては要求を受けたら開示するように法制化し従わない場合は罰金等の罰則強化をして安易にデータを登録することがないように歯止めをかける必要があります。今、現状では誰が何を基準にして画像データを登録しているのか、登録されたデータがどこまで共有されているのか、そのデータを誰が見るのか、何に使われるのか、いつまで管理されるのか全く法的なルールがなく野放しになっており改正後にどこまで正せるのか不安も残ります。</p> <p>又、各種施設における自動車のナンバーの認識についても個人情報保護の観点からはいかがなものかと考えます。これもナンバーを認識する施設においてはその理由と実施している事実を利用者に明示することが必要と考えます。</p> <p>万引きに悩む商業施設は安易に来店した顧客を犯罪者又は犯罪予備軍として付け回すような対策をするのではなく顔認証システムを導入している事実を明示して予防をすること（ただし過去嫌がらせを受けた顧客は戻らないと思いますが）又、万引きができない売り場の陳列にするなどもう少し知恵を絞らなければ人を見たら泥棒と思って接客するようでは将来はないと思います。</p> <p>法改正に合わせ導入している施設名をすべて公開すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
78	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証カメラに誤登録され何年も普通の生活ができず困っています。</p> <p>自宅近くに出店したあるショッピングモールにて、警備員、店員による執拗な嫌がらせ監視、つけ回し等をされるようになり、だんだんと他の店舗、そのショッピングモール以外の店、施設でも同様なことがおこるようになり、調べているうちに顔認証を知りました。中学生の娘、年老いた母まで登録されています。娘は小学生の頃からで、そのショッピングモールでは迷子のお呼びだと称し娘の特徴を流します。あからさまで気付きました。とても傷ついています。学校に相談済みで今は学校に守られています。これからが心配です。</p> <p>調べていただけたら虚偽、妄想ではないことをおわかりになっていただけたらと思います。どんな行為で登録されたのかきいても、とぼけられます。嘘つきです。どうか法律がかわりますように。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
79	施行令（案）第1条第1号口	<p>顔認証カメラに顔を登録されて3年が経ちます。身近な人物に防犯カメラに撮って生活の監視をしてやると脅迫されたので警察へ相談しましたが、警察に気のせいだと言われ登録されている確認もすることが出来ません。実際に顔認証カメラというシステムが存在しているのですから、登録の有り無しを調べればわかるはずですが、近所の住人からの監視だけではなく、どこへ行っても監視行為をされます。防犯の為のシステムだから問題ないという法の抜け道を利用して、特定の人へ顔の情報提供どころか、スマートフォンなどを利用して情報が拡散され不特定多数に顔の情報が洩れています。初めて利用したお店、銀行、図書館、などどこへ行っても威嚇ととれるような事をされます。そして毎日監視してくる男性には車で尾行されました。防犯の為のシステムが犯罪まがいに利用されています。個人情報保護法も犯罪対策に作られた法律ではないのでしょうか。防犯カメラに撮ってやると言ってきた人物は、自分たちは信頼されているから何をやってもいいんだ、と言って私のアパートの契約情報を近所の方に漏らしてしまいます。個人情報なんて守れないとも言っていますので、言ったもの勝ちの世の中では困ります。一方的に安易に顔登録できてしまいますので、顔登録されているかどうかの情報開示もできるように法整備を求めます。また同時に、個人通報制度の設置も求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。） ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
80	施行令（案）第1条第1号口	<p>要配慮個人情報の例外規定である</p> <p>（イ）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき。</p> <p>万引き常習者の警告システムにおいて、教育を受けていない店舗従事者によって、疑わしいというだけで顔認証システムに登録共有される事は名誉棄損・人権侵害である。経産省に店舗が上記の文言を盾に、検証確認もなく思い込みだけで登録ができるというのはどうなのかと聞いたところ、この（イ）はテロとか重大な局面を想定していて、店舗での万引きに対応するようなものではないと返答を貰ったが、相変わらず店舗に都合の良いこの（イ）があるのはなぜなのか？</p> <p>本当に不正を確信しているなら、その場で確認すれば良いだけの事。その上で同意を取り、登録すべき。</p> <p>顔認証システムと防犯カメラの販促の為に、無実の客を犯罪者として登録するような事を推進してはならない。</p> <p>前科前歴も無く、不正で捕まった事も無いのに、店舗・公共施設・駅・病院で監視や威嚇オトリ行為を繰り返されています。店舗の従業員の悪意のある登録により、</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。） ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づ

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>生活がメチャクチャになり、地域では不名誉な噂も立っています。私の人生を返してほしいです。犯罪者でもないのにまともな生活がおくれません。この法令を取り扱う人達が自分達を登録して生活してみてください。どれ程酷い人権侵害か分かるはずです。警察と企業が儲かれば人の人権など踏み潰しても良いと思われませんか？ご自分の家族がそうなった時の事を考えて、もっと正義のある法律を作ってください。</p> <p style="text-align: right;">【顔認証万引き冤罪被害者の会】</p>	<p>くいわゆるオプトアウト手続を行うこと。</p> <p>・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。</p> <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
81	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証についてですが、個人の持ち物である顔情報を他の人が自由に商品として使ったり共有したりしている現状を法律でしっかり出来ないように是正するべきだと思います。例えば、犯罪も犯していない善良な人が顔認証に登録されたことにより商業施設に行けば万引犯のように扱われ、病院へ行けば不審者として扱われることが今現在、横行しています。あってはならないことです。無実の人を犯罪者にしない法律作りをお願いします。公平な社会にしてください。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、個人データを第三者に提供する場合には、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うことが必要となります。</p> <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
82	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>私は数年前から証拠はありませんが店舗で顔認証システムと思われる物に防犯登録された様子で2011年頃からお店で店員の態度が明らかに変わりはじめ露骨に警戒され、店員の人格、店舗・店長の方針にもよると思いますが時には嫌がらせに近い、もう来るなど言わんばかりの対応を受けるようになりました。</p> <p>具体的に書きますと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・商品を見ていると不自然にすぐ隣で店員の棚整理が始まる 2・商品を見ていると顔を確認を兼ねてでしょうかわざわざ顔を覗き込んでくる 3・商品棚を移動すると私が見ていた棚の商品をチェックしに来る 4・商品を見ていると近くでまたは隣で物をぶついたり乱雑に棚整理をし大きな音を出す。 5・スーパーなどで清算をし袋詰めしていると店員が気づくと真後ろに立って監視・チェックしている <p>ごく一部ですが（まだまだありますが書ききれません）このようなことが最初は一部の店舗ではじまりました。</p> <p>最初は偶然だと思いました。たまたまだろうと。しかし店舗に入店するたび上記に挙げた事が起こる為、偶然ではないと思いはじめました。最初は限られた店舗だけでしたが2014年頃にはもう大手のスーパー・ショッピングモール・ホームセンター・中規模の小売店でも上記のような対応を受け、もうどこに行ってもと感じました。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <p>・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。</p> <p>・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。</p> <p>・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>悩んだすえ 2014 年にネットで検索すると、「万引き犯と疑われて要注意人物になっています」 これができて読んだ後私に起こったすべての事に納得がいきました。旅行で他県に行った時も同じ対応を受けましたので、私もこれに登録され顔情報が全国で共有されているのでしょうか。システムを販売している会社は同意の上・同一事業者とはなっていますが堂々と共有を謳っています。 店員が怪しいというだけでまたは気に入らない客というだけで簡単に登録され全国指名手配のような扱いを受けるのです。これは許されるのでしょうか？ 2014 年、顔認証システム導入を公表しているにもかかわらず私が開示請求するとそんなものは入れていません、よって開示請求には応じられませんかと返信が来ました。店舗に直接電話して店長と話したことがありますますがまずどの店舗も顔認証システムを使っている事を認めません。 「そんな高価なシステムは入れていません」嫌がらせに近い対応など抗議すると 「そんなことはしていません。気のせいでしょう。」 と言われるのがほとんどです。今日本では防犯の名のもと酷い人権侵害が行われています。個人情報保護委員会の皆様どうか我々を助けていただけませんか？我々と書いたのはネット上ですが「顔認証万引冤罪被害者の会」ができています。</p> <p>この会の被害報告を読むと未来を担う子供も登録されている方もいるようです。今の日本は防犯が行き過ぎ危険な方向に向かっているのではないのでしょうか？「人権より防犯」そんな気がしてなりません。防犯の為に少々の（少々ではないですが）冤罪はしかたがないと考えられている気がします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
83	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号口</p>	<p>顔認証システムに対し、強制力のある法改正を望みます。</p> <p>私は、顔認証システムの顔データは個人情報だと強く法律で確定して欲しいです。また、一旦登録されたら、社会的に抹殺されてしまう（人権侵害）冤罪被害者の為の顔認証防犯登録の期限設定と消去しない場合のシステム運用側の罰則の厳罰化も望みます。</p> <p>また、顔認証システムを運用していないと言う虚偽の説明を運用者がした場合の罰則も設けなければ、やりたい放題なままだと思います。防犯と言う名の下で、私達の顔データの不正な売買をされて、社会やお店・学校・病院でまで不当な扱いを受けて沢山の人が苦しんでいます。どうか、法改正で私達のような冤罪で苦しむ人々を救済してください。お願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
84	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号口</p>	<p>顔認証システムに誤登録され人生をめちゃくちゃにされました。 現在、多くの店舗、公共施設で防犯カメラに顔認証機能が付与されています。 これに伴い、冤罪にもかかわらず、不審者容疑を一方的にかけられ、苦しむ方々が増えてきました。是非とも、理不尽で深刻な「新しい」人権侵害の、悲惨な現状を知っていただきたいです。人々の生活・人権を脅かし、名誉を毀損し、司法を介さず犯人扱いされるという社会的脅威となっている顔認証防犯カメラシステムの運用において、冤罪を生み出さないよう、人権侵害・名誉毀損のないよう、まず情報が</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第 4 章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>正しいのか必ず警察に確認お願いいたします。登録の明確な基準や、開示請求、そもそも店員の一方的な判断による、同意のない容疑者情報の共有は違法であり、早急に法整備がなされなければなりません。</p> <p>下記の問題点をどうかご理解頂きたいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店側の一方的な判断で、万引き等疑わしい人間を、無断で、システム提供会社の容疑者DBに登録したため、冤罪が多く発生していること。 2. 同意なく、広範囲の店舗間で、不確実で不名誉な情報を、長期間、共有していること。共有範囲は、店で勝手に設定できること。 <p>全国万引犯罪防止機構によると、容疑者顔画像を第三者企業間で共有できるのは下記の場合と提言しています。</p> <p>ア・被害届が出され重大事案であり、かつ、警察が画像を確認し、犯人であることが確実であること</p> <p>イ・あるいは、本人が同意したもの</p> <p>しかしこのいずれにもあてはまらないのに、多くの方が共有範囲全国設定で、登録されているのです。これでは、店員に容疑をかけられたら、あるいは、気に入らない者、宗教的・政治的に対立しているものを社会的に排除しようと企図されたら、司法を介さずに、即全国指名手配・さらし者の私刑罰を受けることとなります。</p> <p>3. 開示請求しても、顔認証システムの使用を否定し、開示・訂正に応じないこと。自分に関する、間違っただけの不名誉な情報が出回っていたのなら、本人がそれにアクセスでき、訂正できることは、当然の権利だと思います。</p> <p>しかしたくさんの方が開示請求をしましたが、開示してもらえた方は、だれひとりいらっしゃいません。</p> <p>このシステムは、システム運営者が万引犯など問題顧客のブラックリストを保有していて、加盟店に「今来たお客さまは問題顧客ですよ」と教えて回ることで同じだ。そうだとすれば、この警報は、当該人物の名誉ないしプライバシー権を毀損するものとして、民法及び刑法上、違法とされる可能性が高い。</p> <p>人は、指名手配犯でない限り、その犯罪歴を明らかにされない（たとえそれが事実であっても）権利を有するべきだからである。つまり、このシステムは「被登録者の名誉等を侵害すること」によって、違法と評価される疑いが強い。</p> <p>防犯パトロールの違法行為は尾行や監視にとどまらない。</p> <p>たとえば、対象個人が生活に必要な物資を購入するために店舗に入ると、その店員に防犯パトロールの要員が警戒するように「密告」して歩く。そのまま信じた店員は対象人物をあたかも「犯罪者」のごとくひそかに、あるいはあからさまに尾行して付いて来る。</p> <p>一刻も早い法整備をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
85	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証システムによる人権侵害について。</p> <p>どこかの店舗で知らないうちに どういう理由でか知りませんが登録されてしまったようです。絶対に万引きも器物破損もしておりません。クレームにより登録され</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ることもあるようですが私は難癖をつけたりしていません。店側が悪くてもクレマー扱いされてしまうのでしょうか？それでは客はどんな事があってもひらすら我慢をしなければならないのでしょうか？</p> <p>現在の顔認証システムは複数の会社から発売され安く導入できるので使ってる店舗は多いと思います。他店舗との顔情報の共有まで行われています。現実に初めて行く店でもすぐに警戒され辛い思いをしています。私は全国指名手配犯なんですか？</p> <p>どうして犯罪者以上に警戒されなければならないのでしょうか？</p> <p>それも店員による面白半分での登録 嫌がらせ登録 思い違いによる登録…ありえませんか。そんな事で冤罪なのに顔認証登録されて 警戒 店によっては嫌がらせまでしてきます。病院でまで辛い思いをしてる方たちがたくさんいるんですよ。親が入院してる時 本人の病気の時 子供が病気の時 絶対にあってはならないことだと思います。</p> <p>顔認証は個人情報です。明らかに顔認証情報が顔認証カメラの顧客の間で共有されているのが分かるはずですよ。酷いと思いませんか？人生台無しにされてる方々をどうぞお救い下さいませ。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、個人データを第三者に提供する場合には、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続を行うことが必要となります。</p> <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
86	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>私は顔認識システムに登録されています。それに気づいたのは今から数年前です。具体的には、店などで、ある特定の場所に行くと、必ず決まった音楽や、警備員が巡回しているなどの店内放送が流れています。最初は気のせいかなと思いましたが、これが毎日続くと、さすがに気になりました。ある店では、私がレジの番になると決まって同じ店内放送が流れます。不審人物であると、店員にわからせるためでしょうか？この店に来るなどと言う嫌がらせなのでしょう、私にはその意図がわかりませんが、これがのちに全国へと広がっていきます。県外へ出た時も同様な扱いを受け、非常に辛い思いをしています。万引きなどしたこともないのに、全国で不審者扱いを受けているのです。</p> <p>同じ賃貸に住むお婆さんとは、東日本大震災などで助け合い、仲が良かったのですが、ある日突然、挨拶しても無視されるようになりました。私が危険な人物だと店から情報が漏れたのでしょうか。</p> <p>現在も何も変わる事なく、迫害を受けています。何故一般市民がこんな扱いを受けなくてはならないのでしょうか。本当に辛い。何も楽しいことが無いです。何のために生きてるのか、わからない。どうか個人情報の扱いを厳しくして、顔認識システムを、せめて期間を制限して下さい。1年、全国で監視し続けて何も問題なければ、解除等して下さい。1年という期間も長いですし、本当は登録されたくも無いですが、こういったシステムがある以上、誰かが些細な事で登録されるでしょうから、完全に廃止にはできないでしょう。せめて期間を設けて頂いたり、個人情報の扱いを厳しくして頂くなど、対応をお願いしたく、意見を提出させて頂きました。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
87	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証登録に無断で登録され民家、職場、初めて行く観光地、スーパー、デパート、郵便局、病院、駅、空港など全国で訪れると注意を促す連絡が警備会社でしょうか？毎回注意を促す電話をかけその度にお店の従業員やらに不当な扱いを受けて</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>います。 登録されたと思われる某全国規模のショッピングモールの本社へは訂正、削除などの開示請求を求めています。半年以上経過した今現在も回答はありません。携帯電話で場所を特定していたようでもあり防犯、監視カメラがない場所でも電話がかかって来ていたので今は所持せず出かけています。それでも写真などのデータはすでに流出してしまっているようなので少しマシになった位ですが…。 登録された理由もはっきりとはわからず困惑しています。 「顔認証冤罪被害者の会」の方々と同じ状況です。間違った使い方で実害が出ています。就職も困惑、子供まで登録されるようなので仕事でお金を稼ぐ事も出来ず、子供も少子化しますね。 助けて下さい。知らぬ間に意味も分からず登録、監視されている事がとてつもなく気が悪いです。そしてどこまでの個人情報が広まってしまっているのか。顔認証の法律改正、早急に実現する事を望みます。この様な機会を設けて頂きありがとうございます。ごさいました。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じることが必要です。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
88	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>大型スーパーにて、店員から4年以上つきまといされ、ひどくなって、真正面から向かってくるので、副店長に苦情を言ったら警察呼ぶぞ、弁護士呼ぶぞなどと罵倒されました。 ネットで顔認証登録被害者の話を見て、まさかと思ったら、私も4か月以上前にされていました。 犯罪していないのに犯罪者よりもひどい扱い、市内、市街にもカメラのあるところは全部顔認識され、病院も途中でやめさせられ、コンビニに行くと、アルバイトの店員さんが、この前も画像でいましたよ、レストランに入ったら、ずっと店員から取り囲まれ、洋服店に入ると荷物が多いから一つにまとめますと言われて荷物の中身を手で押さえてチェックされたからケーキはつぶれたり、近所では万引き呼びわりされています。 企業が勝手に顔認証登録して警備会社に個人情報をわたし、日本中に自分の顔を犯罪人扱いで配信しているなんて、恐ろしくて、でかけられません。本人に許可もなく、個人企業の警備員が個人情報を拡散しているのは違法だと思います。個人情報登録は国のマイナンバーだけで十分だし、個人企業が共有して気に入らないお客をいじめるための顔認証登録です。ずっとネットで買い物をしてはいますが、パソコンができない人はどうなのでしょう。警察に届けてしても、精神異常者扱いされます。お店の万引き予防は、お客さんを登録制にして、それ以外のお客さんはこれないようにされた方が良いと思います。店員から追い掛け回され、顔認証登録までされ個人情報を漏えいされ、人間扱いされていません。他に普通の主婦たちが日本国中、被害にあってリンチされているようなものです。 ネットで買い物はできますが、日本国中の警備員から監視されるのは人権侵害です。これは個人情報共有できない、強力な法律は必要だと思います。これでは企業が取り仕切ってマイナンバーカードは必要ではなくなります。国ではなくわたくしの企業に管理されて、恐怖しかありません。是非、法律改正をしていただきたいです。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウトを行うことが必要です。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
89	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証システムによって、無実の人間も数多く犯罪容疑者・不審者として、同意なく登録・共有され、権利利益、尊厳を侵害されております。これは、個人情報保護法の第1条「個人の権利利益を保護することを目的とする」第3条「個人情報は個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものである」に反し、また、第19条「正確性の確保」、第18条「利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない」に違反しています。冤罪であるのに、例外規定を利用し、第三者企業に提供している現実、第23条違反であり、開示削除に応じた例がないことも、第25条、26条、27条違反です。</p> <p>改正法での要配慮個人情報に、刑事事件の容疑者とされたことが入っていますが、この顔認証システムで容疑者登録されたことも含めていただきますようお願いいたします。</p> <p>財産保護等の例外規定によって開示されない実態において、冤罪を含むデータベースは例外規定が効かず、保有個人データであることを明確にしてください。</p> <p>顔認証システム導入によって個人情報を取得していることを店頭で明示させるようにしてください。</p> <p>店の勝手な判断や悪意によって無断共有設定登録され、他企業と共有されている実態、顔認証導入中と公表していないことを中立の立場の個人情報保護委員会が立ち入り調査してください。</p> <p>「これまでの経緯」</p> <p>平成27年春頃より、私が入店すると偶然でなく警備員が必ず出てきたり、店員に監視され（顔を凝視されたり、インカムをつけた店員が商品整理・掃除・買い物をはじめ、連絡を取り合っている。）大変な苦痛を感じてきました。それは、埼玉県内、県外のような業種の店舗、公共施設におよびました。</p> <p>平成27年8月に興信所に調査を依頼した結果、防犯カメラ顔認証システムのデータベースに私の顔が登録され、内容は、私が商品破損をしたことになっていました。私は商品破損など一切行っていませんし、当該日には、店に行ってもおりません。</p> <p>このシステムは店が一方的な判断で、容疑者の顔情報（防犯カメラから抽出）を、警備会社のデータベースに本人に無断で登録し、データベースにアクセスできる他の店の防犯カメラに私が映った際、顔が照合され、アラートが発せられるものです。興信所によると、店で配信範囲も設定でき、私の場合、顔認証システム導入店全店で共有設定になっていました。私に無断で、誤った不名誉な個人情報を全国共有させ、さらし者にしていました。</p> <p>本社と店舗に、私が何をどのように破損したのか尋ね、「証拠の防犯カメラ映像を持って警察と一緒に来てください」と、何度も要請しました。</p> <p>しかし、「商品破損はない、顔認証システムは使っていない」との返答を続けました。</p> <p>私は警察に行き、「店の防犯カメラ映像を全部押収・確認して、私が無実であること</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>を捜査してほしい」と頼みましたが、「店から被害届が出ていないので、防犯カメラを押収して、映像を調べることはできない」と言われました。</p> <p>「精神的苦痛の被害と名誉毀損で、私の方から被害届を出したい」というと、それもできないとのこと。警察には、刑事ではなく、民事でやってくださいと言われました。</p> <p>店によって被疑者にされてしまった私の方から、「来て説明してください」と再三要請したにもかかわらず、店は出頭しないので、裁判所へ調停の申し立てを行いました。</p> <p>ある店は、商品破損は無い、顔認証システムは試験導入したことはあるが現在は使っていない、という返答でした。</p> <p>ある店は、「顔認証システム導入はなく、商品破損もない」と記載された答弁書を提出しました。</p> <p>私は、登録情報を得るために、何十万円も支払い興信所に調べてもらいました。登録した店や警備会社が、個人情報保護法に基づいた開示を行わないからです。このシステムが人権侵害を犯しながら、今後も同様が続くのであれば、このような金銭をともなった情報漏えいが多く発生し、不安に便乗した詐欺が横行するかもしれません。短期間でやめるアルバイト店員が多い小売店では、いつ差別につながる個人情報漏えいしてもおかしくありません。大量データ漏えい事件が起きたなら、その社会的損害影響は計り知れないこととなると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
90	施行令（案）第1条第1号口	<p>顔認証システムについて、もう少しきちんとした法律をつくっていただければと思います。お店が思い込みや見間違いで登録をしたお客様を、監視したり失礼な対応をしたりということがあります。開発販売企業のHPでは180日間を過ぎると削除されるとありますが、実際にはそれ以上の期間ずっと保管され続け、さらには異業種に渡ってこのデータが共有されていると感じます。さらにはスマホを使って顔認証に登録されている人間を追尾することができるというのですが、これは情報の拡散ではないのでしょうか？さらに顔認証は警察にまで及んでいるようで、家を一步出ると防犯パトロールと思いき人達から監視を受けます。こうしたことは明らかに法律に違反しているのではないのでしょうか？、一般人を使って防犯をすと言いながら、何もしていない人間をあたかも犯罪者指名手配犯のように扱うことは人権を著しく侵害していると思います。お店では顔認証の取扱いを責任者がやっているのかもしれないですが、それはあくまで登録するといったことだけではないのでしょうか？その後検証をして”違う”と判断する機関もないばかりか精査をしているとは思えません。</p> <p>私が訴えたいのは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔認証のデータを共有しないこと（異業種間で） ・顔認証のデータを一定期間が過ぎたら確実に削除すること。 ・顔認証のデータを一定期間過ぎても保管し続けたり更新し続けたりした場合の罰則をつくること ・顔認証のデータを管理し、精査し、情報開示や削除依頼を速やかに行う機関を作ってくれること ・顔認証のデータを拡散するような行為を制限すること。 	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>・顔認証のデータを取り扱う各会社に責任を負わせること。 ・顔認証のデータを販売した販売元に責任を負わせること。 ・顔認証のデータをそれがどのように使われているのかわからない第三者（防犯パトロールなど）に防犯のためとって使わせないこと。 ・顔認証のデータを取っているということを店舗の目立つところにきちんと明記すること。 ・顔認証のデータを（本人が映っているものは）開示すること。削除すること。 ・こうしたことを法律を作り、法的な措置が受けられるようにしてください。 一度犯罪者のような扱いを受けた人の精神的苦痛は簡単にはとれません。 また社会的な信用も回復できません。自分の知らないところで登録されたことによって社会の信用や人との絆やつながりまでもを失わせるような個人情報の扱いは今まで見たことがありません。 これは人権侵害であり、名誉棄損で、違法行為だと思います。 顔認証を入れている企業はそのことをきちんと明確にする義務があると思います。 そのことによって犯罪も減るのではないのでしょうか。 そして病院など心身に弱っている人が行く場所での顔認証の扱いは特に厳重に慎重にお願いしたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>に、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
91	<p>施行令（案）第1条第1号ロ</p>	<p>顔認証システムを使っていると言うステッカーを必ずお店や企業の入り口に表示することを義務づけて欲しい。本人から開示削除依頼があったときは依頼人（弁護士）等第三者の立ち会いのもとデータを見ることが出来る。裁判所や弁護士にデータの開示請求が出来る権限を持たせる。（強制力あり、）</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			す。
92	施行令（案）第1条第1号口	<p>病院、学校、市役所、駅、電車、スーパー、図書館、百貨店、プール、アウトレットモール、テーマパーク、ホテル、駐車場、美容院、コンビニなど、県外に行ってもどこでも、犯罪者として監視されています。個人情報垂れ流しです。原因は、どこかの小売店で私の同意なく確認もなく、勝手に、万引き冤罪として防犯顔認証カメラに登録され、逮捕歴も、警備員に事務所に連れて行かれたこともないのに、全国に流されているからです。そしてそのことで、小売店に問い合わせの電話しても、そんなことは知らない。警備会社は雇われているだけだから、小売店に言え。監視カメラ会社は小売店の誤解を解いてくれ。という。警察は本当はやったんだろう、本当はやったんだろう、本当はやったんだろう、と繰り返すだけ、逮捕歴が無い事はしらべてくれればわかるのに。消費者センターはここはそのことはどうしようもないです。話も聞きません。</p> <p>人権擁護は、話は聞きますが、何も出来ません。と言われました。</p> <p>どこも責任を取りません。登録し放題です。冤罪被害者作り放題です。恣意的登録が可能です。警備会社、小売店などは、個人情報に嘘の情報を付け加え勝手に全国に流し、理由を着けて使いまわす。</p> <p>何とかしてください。せめて開示請求、削除要請出来る法律と作ってください。子供がいます。子供も一緒に買い物行っていましたから、もちろん登録されています。このままでは将来就職も、進学も出来ないのではと心配です。お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。) ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
93	施行令（案）第1条第1号口	<p>個人情報の保護に関する法律施行規則（案）に関する意見を募集されるということですので、是非とも法整備をお願いしたいと存じます。</p> <p>私は、数年前から買い物先や監視カメラ類の設置されている場所でいささか不自然な対応をされます。このところ買い物中にお店の方や警備員にやたらと顔をのぞき込まれるようになり、長期にわたり違和感を感じます。頻りに利用する店舗から、数年ぶりに行った店舗まで、どこそこに行く度にですから店員の態度が一様におかしいと気がついて当然です。</p> <p>あわせておかしなアナウンスや、店内放送が流れます。時には会計時に店員が〇〇番です！と叫んだりしました。いまも、そうされないスーパーを探しています。防犯上、ビデオを撮り続ける防犯カメラはいいと思いますが、画像認証を使った顔認証はマイナス面も多いのだと思います。</p> <p>様々な防犯カメラメーカーの広告では、あらかじめ注意人物として登録された人物が来店するとアラームがなり、即警備員が対応可能です等とふれこみがあります</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認め

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が、この実際に存在している「あらかじめ登録された人物」とは？誰がどのように登録したのか疑問です。現行で画像登録は「店舗側の独断」で可能なのではないのでしょうか、何年も登録し続けるのは恣意的でないとは言いきれないと思います。こういった感想は私だけのものではなく情報収集した結果、広範囲の人々の間にある様子です。個人としてはお財布を忘れて買い物したり、ドジなところは多々ありますが、犯罪者ではなく、不審者でもないです。七転び八起きで、頑張っって日々生活を営んでいるのです。ましてや不審者登録して良い等と、どこかの誰かに承諾したことも要求されたこともないです。この頃では美術館、〇〇ホールなど公共機関でも同様の違和感を感じます。</p> <p>そして、このような公的機関でもこの様な訴えを真摯に聞いて対応して下さるのか疑問と不安でいっぱいです。</p> <p>本人の同意を得ず、顔画像を取得し、それをういて陰で悪評を拡散するのは立派な犯罪行為だと思います。さらには秘匿性が高く、本人が本人の情報であるのに確認することができない状態であるのは、社会的公共性を著しく欠いています。新技術はあれど、人の心の隙を正す新しい法律が無いが故にプライバシーを軽んじるような社会に安全も、安心もありません。</p> <p>公的機関は公的機関の信用を増すような対策と、法整備で人権を守って欲しいと思います。犯罪者でもないただの一般市民には誤解を解くすべもない、訴える場所もない、風評をかわすやりようもないのです。</p> <p>行政を司る立場の方々にはありません、日々切迫してきています。止まる時間はありません、私たちは顔認証か何かの実験台でもありません、苦しんでいます。子供がいる家庭では、子供たちが大人たちの憶測や偽りの情報によりつらい</p> <p>思いをさせられたりするのではないかという危惧も感じていますし、すでに他家庭では実例もある様です。</p> <p>私からは、権限と知識を持ち、健全な市民を正当に守る立場の行政の方々には法整備をはじめ、問題解決に向けて本気で取り組んでいただきたい所存であります。</p> <p>監視機械を扱うのが操作する権限だけを持っている、一部の人ではかえって危険だと感じます。せっかく築いた人間の信頼関係を、いともたやすく損ねてしまいます。少しでも、みんなに住みやすい日本になればと思います。長文失礼しました。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>られるとされてきたところ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
94	施行令（案）第 1 条第 1 号口	<p>顔認証システム冤罪被害者です。何もしていないのに勝手に店側に不審者登録され、外出先、スーパー、公共交通機関、公園、道路、ジョギングや散歩の最中まで、ありとあらゆるところで不審者扱いをされています。日々の不特定多数による行き過ぎた監視、付きまとい行為により、日常生活に支障が出てきています。家を出てから帰宅するまで、ずっと毎日監視され、付きまとい被害にあっています。人権侵害甚だしいです。</p> <p>現在子育て中ですが、ただでさえ子連れの買い物は周囲に迷惑をかけないように気を遣うのに、店員からこの店に来るなど言わんばかりの不当な扱い、付きまとい、監視を受け、辛く苦しい日々を送っています。どうかこのように苦しんでいる人の気持ちを理解して下さい。一刻も早く顔認証冤罪被害者の方々が普通の生活を取り戻せるようにして下さい。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>本当に人権侵害甚だしいです。 個人情報保護の観点からぜひこのような状況を改善してほしいです。 よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
95	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証システムによる人権侵害、名誉毀損に関する意見 私は、車椅子生活者です。 二年程前の事です。生協で買い物をしていると、頭の上から威嚇するように私を睨みつける店長。彼の言葉を待ったが、怖い顔で睨むばかりだった。一週間後に店に行ったら店長に会った。にかっと笑って会釈をされた。その事がきっかけでそれまでの、他のいろいろな業種の店でも感じた不愉快な出来事が思い出され、万引きを疑われていることを悟った。 そして検索していくうちに顔認証というものを知ることとなった。 威嚇した店長に、疑われることがあったら申し訳なかったが、不審者として登録されているのだったら、悪いことはしていないので、削除してほしいと頼んだ。 店長は、威嚇するようなことはしていないし、顔認証システムもないと言った。 その後、私は商品を手にとることが恐怖になり、外に出る事がなくなった。 この夏、娘たちにせがまれて、二年ぶりにスーパーに行った。通路を歩いていると、突然上下黒の男性が、私の顔を凝視し、確認しながら横切った。 飲食店では、私が入ってしばらくすると電話が鳴った。空港の飲食店でも病院でも薬局でも入ってしばらくすると電話が鳴った。削除はされていないようだ。 疑われた要因は、 高い場所の商品に手が届かず、なかなか人に頼みづらく、きよろきよろしていた。 かごの中にマイバツク入れて商品が隠れていた。かごと、レジに出してバツクにいれてもらっていたのだが。 車の乗り降りが大変で、少ない買い物は娘に頼み、私は車で待っていた。 他にもあるかもしれないが、私にとっては、やましい事はなく、そうしなければならない理由がある。 釈明の余地も与えず、こそこそと一方的に疑い、登録し、駅や公共機関、病院までもに拡散し、延々と犯罪者として扱われている。 この人権侵害、名誉毀損を個人情報保護法の何をもって変えられるのか、具体的に提案することは私には難しい。ただ、このまま一生犯罪者の汚名を着せられたまま生きていくのは苦しい。思いやりも理解もない寂しく、暗い社会です。どうぞ希望の持てる明るい未来の為の改正をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じることが必要です。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
96	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>私は顔認証防犯システムによって誤登録された冤罪被害者です。 万引きを犯した事実が無いにもかかわらず、裁判で犯罪が確定したかの如く、一方的に顔認証防犯システムに登録、データベース化、データが日本全国で共有され、行く先々で私刑（リンチ）としか呼びよのない執拗な監視、嫌がらせを受けています。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>一度データベースに登録されたら、一般市民にはそこから削除してもらう術は無く、手の打ちようがありません。</p> <p>私達被害者は、消費者センター、消費者委員会、警察、経産省、法務省、法律事務所等へ被害を訴えましたがすべて証拠が無い事を理由に取り合って頂けず放置されたままです。</p> <p>このシステムは、官・産・民が一体となっており（警備、セキュリティー会社、NPO法人全国万引犯罪防止機構、データベースを共有する商業施設、鉄道、病院、学校等の公共施設、防犯カメラ等のシステム分野の企業、警察、地域の防犯パトロール）行く先々で犯罪者がいるとの警報が寄せられます。</p> <p>また、万引き犯として登録されたデータは、その提供先（鉄道、病院、図書館、役所、学校等）により、置き引き、すり等の窃盗犯として登録内容を都合よく解釈し提供されていると感じられます。</p> <p>今回の個人情報保護法改正後も、顔認証防犯システム冤罪被害者が、その被害を裁判の俎上に載せることすらできないのではと以下の理由で危惧しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一部の適用除外（例外規定中の…財産保護のために必要がある場合であって本人の同意を得る事が困難である）を個人情報取扱事業者が主張した場合 2. 利用停止の請求をする為には「保有個人データが改正個人情報保護法 16 条の規定に違反して取り扱われている事、同 17 条の規定に違反して取得されたものである」事を本人が主張立証しなければならない。 3. セキュリティー会社がそのサーバーに万引き犯として登録した顔認証情報をブラックリストとし、顧客店舗それぞれの問い合わせに提供する場合においては、共有では無く委託関係となり（個人情報保護法第 23 条 5 項）個人情報保護法違反にならないのではないのか。 4. 要配慮個人情報の「犯罪の経歴」には該当しない。（警察で逮捕されたわけでも無く、裁判で判決を受けたわけでも無い為） 5. データベースをブラックリストにすれば保有個人データでは無いとの解釈がある。 6. 第三者提供の停止には既に第三者に提供されたデータを回収する事までは含まれていない（園部逸夫編 個人情報保護法の解説 改訂版 183 頁） <p>日本全国にばら撒かれた顔認証データを、個人がどのような手段で削除請求できるのでしょうか？</p> <p>そして最も懸念されるのは、業者に開示請求した際、「顔認証防犯システムを使用していない」と、こちらの請求に応じない事です。</p> <p>実際、店舗に万引き犯として顔認証登録された旨を確認しても、顔認証防犯システムを使用していること自体認めようとはしません。</p> <p>現状のままでは、合法ではない手段で証拠を取らない限り、顔認証防犯システムを使用している事を認めさせる事すら困難です。</p> <p>私は1年以上、外で買物をしておりません。家族や友人と出かける事も、病院、美容院に行くことすら出来ません。</p> <p>それでも、引きこもる事が許される状況にあるので、まだと言わねばならないでしょう。</p>	<p>4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第 18 条第 4 項第 4 号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>まだ若い、学生、子育て中の母親らが、毎日どれほどの苦痛と絶望を味わっているか想像できませんでしょうか？ これ程までに踏みにじられた基本的人権を、自己責任において取り戻せというのは余りに酷ではないでしょうか。 この非人道的な顔認証防犯システム運用の即時中止と登録削除の一文を、改正個人情報保護法に付け加えて下さる事をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
97	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>無実なのに顔認証システムで不当に犯人認定登録され苦しんでいます。 顔認証システムを使用している店は沢山あるのに、公表している店は日本に数店のみです。 「顔認証システム導入」と店舗あるいはHPに表示させることを義務としてください。個人情報保護法違反です。監視する店何十件に尋ねても、顔認証を使っていると認めた店はありませんでした。店員に不審者だと思われたら、一方的に登録され、照合され、追跡される顔認証機能は通常の防犯カメラとは、その危険性、権利利益の侵害、人格権・プライバシーの侵害において全く異なるもので、利用目的を同一視することはとうていできません。 開示させて、登録内容をに対し反論する機会がなければ、店員に簡単に陥れられてしまいます。顔をクリックして登録し、近隣の多くの店、あるいはもっと広範囲に共有設定してしまえば、本人にはどこで登録されたのが知られずに、社会から簡単に排除することができるのです。 開示訂正することができるように、同意がなければ多店舗と共有できないようにシステムが改善するよう法整備をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。） ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
98	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>現在、カメラの顔認証登録によって、重大な個人情報漏洩がなされています。 いつ、どこで、誰がしたかわからない登録の為、店舗や駅、公園、病院等あらゆる所で、警備員や地域の防犯パトロール員から監視を受け、普通の日常生活が送れないほどの精神的被害を受けます。他人と一緒にいる時は緩むので、他人には判りづらく、話しても信じてもらえず、周りの人に精神的なものと思われる事も多いので、本人は自殺を考えるまでに追い詰められます。 車のナンバーも登録され、道路を走っている時も顔認証アプリの入ったスマホを持った一般人に見られます。 本当の犯罪者でもこんな仕打ちを受ける事は少ないと思います。警察まで根拠のな</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いこの民間の登録を使って監視し、地域の防犯パトロールの促進に利用します。アプリによってスマホにまで顔写真が出て、さまざまな企業で共有しているのに、個人情報ではないと言い、警備会社も情報開示しません。防犯と言えば個人情報は関係なく何でもして良いのでしょうか？さらに問題なのは、子供でも配慮なしに登録する事です。子供は大人より精神的影響が大きいです。どうか顔認証システムについて調べ、システムがどのように使われているか、どのような影響があるか検証して頂き、公平な法整備をお願いいたします。また、子供だけでも出来るだけ早い救済をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第 18 条第 4 項第 4 号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
99	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号口</p>	<p>全く身に覚えのない顔認証登録により個人情報が流出してしまっています。法改正により個人情報の開示請求が出来るようにしていただければ、身の潔白を証明出来ません。一刻も早く法改正をしていただきたいです。顔認証システムは正しく使われれば素晴らしい開発だと思いますが、今の運用方法はいいかげんすぎると思います。真面目に生活している一般市民を巻き添えにしています。不法に登録された個人情報が日々流出していますので外出も出来なくなってきています。この現状をご理解いただけますことを切にお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第 4 章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じることが必要です。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
100	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号口</p>	<p>店舗関係者の思い込みで顔認証システムにより、顔画像のデータをとられ、犯罪者のような情報を拡散されています。信じられない人権侵害です。同意などももちろんなく、そもそも何もしていないにもかかわらずです。この被害にあっている多くの人は、どこに相談してもとりあってもらえず、心の病にされたり、かえって疑われたりするので途方にくれています。一部法学者、政治家の方々も SNS などで個人情報保護法に反する、また何らかの規制、責任の明確化が必要とおっしゃっています。第三者提供における例外規定もあるのはしっていますが、これはひどすぎます。何らかの規制、情報開示もできるようにしてください。本当の犯罪者なら開示請求などしないはずです。顔画像も個人情報になるとのことです。ネット上で被害者の会をたちあげ、ブログという形で被害者があつまっています。そこも是非、ご覧いただけたら、と思います。顔認証万引き冤罪被害者の会です。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第 4 章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであること</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【匿名】	<p>から、法第 18 条第 4 項第 4 号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
101	施行令（案）第 1 条第 1 号口	<p>私はここ二年余り大手企業の店舗で一方向的に不良顧客とみなされ顔認証防犯システム会社のデータバンクに防犯登録されたらしく地元、近県、出かける先々のこの顔認証システムを採用している店舗、コンビニ、学校等で執拗なイジメとも取れる監視に悩んでいます。過去二回、防犯登録をしたであろうと思われる店側に監視を止めるよう又、自分の何が悪いのか聞きましたが、ずっとぼけた感じで監視などやってないと言い、抗議をすればするほど監視はひどくなるという状態で、最近では精神的にも追い込まれ、目が覚めればこの事を考え殆どノイローゼ状態に陥っています。</p> <p>色々の相談窓口、弁護士にも相談しましたが顔認証防犯システムに関しても認知度が低く、私の置かれている立場を理解してもらうのも難しく、これといった解決策にはなかなかたどり着けないという結果でした</p> <p>今回、この「個人情報保護法の改正」に「人権侵害」で「名誉毀損」である「顔認証防犯システム」に関する法律、監督の強化をして頂きたくお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「顔認証型防犯カメラ」設置店は店内入口に顔認証型防犯システムの説明、利用目的、設置者、連絡先を明示する事。 2、店側から一方向的に疑われただけで無断で顔認証防犯システム会社のデータバンクに不良顧客として顔画像、その他を登録され、私と同じ被害を受けている方はインターネットで見る限り相当数います。 3、又、同意なく不良顧客情報（個人データ）を全国範囲で長期間第三者と共有。 4、自分の不良顧客情報（個人データ）の開示には応じず顔認証防犯システムの使用すら認めない。 5、「財産保護」の例外規定は拡大解釈されるおそれがある。 6、今度の個人情報保護改正にはどこからの影響も受けない全くの第三者監督機関を設け、私のように冤罪被害と感じ問題が解決しない場合の相談窓口を設置し必要なら「顔認証防犯システム会社」及び「システム利用店舗」の立ち入り調査を出来るようにしてほしい。 <p>【個人】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第 4 章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第 18 条第 4 項第 4 号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。) ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
102	<p>施行令（案）第1条第1号ロ</p>	<p>顔認証は機微な個人情報であり、その取り扱いに対する詳細な法整備を望みます。顔認証システム設置基準について詳細な法整備を望みます。顔認証システム導入店舗はその旨明記しなくてはならないとし、勝手に登録し、第3者共有することの無い厳しい罰則を設けてください。個人情報の保護の観点から、防犯カメラの設置基準について法整備を望みます。</p> <p>顔認証システムという高度な技術が世間一般に広まっています。テロや犯罪を抑止する目的で使われる技術が、法律で規制されること無く、一般の庶民を巻き込み、行政や小売店舗、一般企業までもが、ある犯罪容疑者データベースを元に特定された人を監視する行動をとっています。その情報は地域にも広まり、子供の見守り情報のように、特定人物の位置情報が拡散し、認識されてしまうという事態が起こっています。これは甚だしい人権侵害と名誉毀損というべきものです。小売店舗が警察のような目で勝手にデータベースに乗せられた客に対して、冷遇対応をし、犯罪者と決め付けたようなまなざしで客を見るようになっていきます。車のナンバーも判別され、走行中にも追跡や嫌がらせなどをされ、違和感をぬぐえません。タクシーや宅配業者、配達員、トラック、救急車までも警備にかりだされ、配達員はバイクの運転しながらスマホの画面を凝視しています。他にもまた、HPで掲げた存在意義とはかけ離れた人権侵害を行っています。個人情報は、警察や役場で機密に取り扱われるのではなく、一般企業やアプリを入れた個人の携帯からも拡散しており、もはやプライバシーのかけらもありません。便利で高度なシステムが、あってはならない情報共有のはてに、個人の人権も名誉も奪ってしまい、生活すら満足に送れない状況となっています。同じ状況の人が日本にたくさん存在します。不思議なほど皆が口々に同じ事を訴えています。（顔認証万引き冤罪被害者の会、ブログショッピングモールにおける顔認証導入についてのコメントを参照してください。）顔認証システムを取り扱う店舗などで簡単に不審者登録ができてしまうため、そのデータ広く拡散してしまうことは当然あり得ることです。登録するのは店舗の人であり、システム運用面において大変重大な欠陥があります。このような人権侵害をなくすため、勝手なシステムへの登録を規制する法律を作り、不審に思った人が自分の情報を強制開示できるよう、一刻も早く強制力のある法律を制定してください。現在日本で起こっていることが本当に信じられません。不審者や犯罪者とフラグをつけられた一般人が、企業だけでなく一般人からも地図上で特定され、追いかかれ監視され、どこへ行っても特定されています。一般人がまるで自分が刑事にもなった気分です。スマホを見ている様子をもう何百回見たことでしょうか。明らかにここを通るということをスマホで確認し待っているというその気配は異様です。人によっては、通る際わざとらしい動作をし、気味が悪い状況です。顔認証システムのセキュリティが漏れています。大切な個人情報が漏れています。顔認識情報は機微な個人情報です。システムを扱う警備会社に調査を入れてください。機微情報を扱う警備会社に情報漏えいの罰則の厳しい法律を科してください。普通の市民が犯罪者として登録され</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）、 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ており、犯罪歴も無く、万引きしたことも無い、万引きしようと思ったこともないという人々の人生が破壊され生きていくことが困難な状況に立たされています。顔認証システム・防犯カメラ・Nシステムなど犯罪に有効なシステムが運用の仕方によって無実の人の人生を狂わせることのない個人情報法案を切に望みます。防犯カメラ設置における基準を法律で厳しく規制してください。個人の情報が、警察に簡単に盗聴され、人権を踏みにじる独裁的な監視社会への移行が問題視されています。発言の自由の大切さを今一度考え、人権が侵害されることの無い社会の実現に向け、大切な個人情報の保護法を確立して頂きたいと願ってやみません。若い世代にもこの被害は及んでいます。親世代がこの被害を被っても家族は影響を受けます。どうか真剣に討論してください。有識者の皆様は現実をぜひ見つめていただき、弱いものの立場に立った法整備を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
103	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>顔認証システムの正しい使い方を切に望みます。いつでもどこで登録されたのかわからないまま、拡散、共有され、ありとあらゆる所で被害に遭っています。半年、一年と過ぎてても事態は悪くなるばかり。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば、個人データを第三者に提供する場合には、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うことが必要となります。</p> <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
104	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>既にたくさんの意見がきていると思われませんが、私も顔認証の誤認登録により、日常生活、今後の人生に不安、絶望を抱いて暮らしている者です。</p> <p>理不尽なクレーム、万引き等、人様に迷惑をかけることなどしたことがないのに、また、気を付けて生きてきたつもりなのに、何故初対面、それまではにこやかに対応してくれたお店の方に蔑んだ目、対応、怯え、怒りを感じる対応をされなければいけないのでしょうか？</p> <p>車のナンバーも共有してますよね？何を根拠に人を犯罪者は如く扱うのでしょうか？私には弁解の余地も与えられず泣き寝入りするしかないのでしょうか？</p> <p>そんなの理不尽すぎます。</p> <p>今のデータを消去せずに法改正がなされたら無実を証明出来るように必ずしてください</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
105	施行令（案）第1条第1号口	<p>私はスーパーなどの顔認証冤罪被害者です。何もしていない善良な普通の主婦ですが、数年前からスーパーや色々な施設へ行く度、私服監視員の方らしき人や警備員の方に、端から見ても分かる監視を受けております。狭い街なのでそんな状態を見た方や従業員の方からか、噂も広まっているようで、最近では子供のいじめまで心配しなければならない状態にまで追い詰められています。この文面だけでは頭のおかしい被害妄想みたいと思われるかもしれませんが、本当なのです。</p> <p>時間が無いので今までの経験や詳細を書けませんが、顔認証システムは、店員の方や警備員の方の思い込みによるものでも、たった一度の思い込みでも、再三の確認をせずに登録されているようで、登録されている人物は過去に万引きをした者のような誤解をされ、まるで犯罪者のような扱いを受けています。どうか助けて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められ、例えば本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じることが必要です。</p> <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>
106	施行令（案）第1条第1号口	<p>私は約2ヶ月間、保安委員で商業施設にて勤務していました。一身上の都合にて退職した後、何処で疑いをかけられ顔認証の注意人物として登録されたのか分かりませんが、現在1年以上前より店舗のみならず飲食店、病院、駅、職場、分譲マンション、学校等、ありとあらゆる場所で、睨みつけの監視や冷たい対応にあっています。仕事でも保安員を選ぶほど正義感は強く持っているつもりで今まで生きてきました。まさか私が万引きの疑いをかけられ登録されるなんて想像もつきませんでした。在職中、顔認証システムの存在すら知りませんでした。顔認証は未然に犯罪を防ぐ素晴らしいシステムだと思いますが一つ間違えて登録されると、今まで積み上げてきた信用を一瞬で崩されてしまうシステムです。私の経験は、10年以上通い続けた店舗でも駐車場に入った時から車を特定されているのか？入店しても「いらっしゃいませ」の声かけもなく店員の付きまといによる監視から始まります。商品棚の近くによると複数の店員から「いらっしゃいませ」の声かけをされ【店内の1人の客に対しての連続声かけは万引き犯が来ているので社員同士で注意を促すもの（元保安員をしていましたので内部事情は分かります）】商品と私の間に割って妨害されたり清算して商品を袋詰めするときも対応が悪く、店外し車に乗り込むまで責任者らしき男性と従業員3人から取り囲むようにされ、とても恐怖でした。もうその店には、怖くて行っていません。飲食店では、注文すると私の時だけ露骨に「チッ」と舌打ちされた店もあり、病院では通い始めると看護師の対応が私の時だけ笑顔もなく顔を覗き込む仕草（犯罪者を見るような）で処置をされ続け、完治しないまま通院出来なくなり、今に至ってます。駅では新幹線に乗車中、飲み終えた空き缶を持ち手洗い場へ行き販売員にゴミ場所を尋ねると怖い顔をして缶を取り上げられました。観光案内所でも観光客に接する対応と思えない程ひどく笑顔もなく、むしろ怒った顔で雑で分かりにくい案内をされました。職場は、パートで高齢者向け弁当配達をしています。高齢者からは沢山ためになるお話を聞かせて頂き楽しく仕事が出来て感謝しております。一人暮らしの方は、お話しもですが安否確認をしながらの業務です。最近、配達先でもお客さんの態度の変化や分譲マンション管理人</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>さんの変化を感じます。近所付き合ひもなくなり挨拶も苦笑い、睨み付けと変わっていています。学校では今年地震で校庭に避難した際、体育館の手洗いを使用して数分後、消防がやってきて避難者が多数帰って行きました。私は万引き犯では無く、要注意人物で登録されているのかと考えてしまいます。これは、「プライバシー」「人権」「名誉棄損」のレベルではありません。このままでは社会から孤立してまいります。生活が出来ません。「家族も登録されるのではないかと不安で仕方ありません。顔認証システムの手段が適法かつ適正に行っていただきたく為にも個人情報保護法の法律改正で正しく流用して頂くことをなにとぞお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
107	<p>施行令（案）第1条第1号口</p>	<p>早速ですが私の場合は、妻が防犯カメラ（顔認証システム）で1年以上前から悩んでいます。万引きもしておりませんし何時、何処で、誰が、どのようにして登録したのか？全く分かりません。個人データが1店舗だけでなく全国に拡散され、スーパー、コンビニ、飲食店、百貨店、道の駅、小売店、病院、交通機関等で差別を受けております。スーパーでは、入店して商品を見ていると、店員が近づいて来て横に並び、商品整理のふりをする。（明らかに何もしていない）少し離れたところから監視、移動すると別の販売担当がやって来て監視をする。レジで支払いを済ませ外に出るまで監視をする。別の日に妻の職場同僚に事情を話し、検証し確認してもらいました。【今の時点では店側に訴えても逆にクレマーとして登録され全国に拡散され、さらに扱いが酷くなるケースが多く注意人物として登録された人は、何も言えない状態です。カメラの存在すら否定される（開示請求できる法律も作って頂きたいです。）】ディスカウントストアでは、入店前に店舗外のトイレに妻が入ると（私は、トイレ前の駐車場、車の中で待つ）駐車場確認の防犯アナウンスがなり、2人の警備員が出て来たのを確認しました。別の店舗でも入店して店内がガラガラなのに防犯アナウンス。スーパーの時と同じで監視付き。やはり店長らしき人物が、外まで出てきました。他県に行った時も同じ扱いをされます。移動中の新幹線では、妻がトイレに立ち一緒に空き缶を捨てようと、販売員に場所を尋ねると怖い顔をして取り上げられたそうです。仕事先にも個人データが流れてる可能性が高く事務所やトイレ掃除等（1人になる時）普段話さない社員がその時だけ話しかけてくるそうです。得意先でも、今まで、なかった態度の急変がある様子です。近所付き合ひもなくなり、挨拶どころか逆に脱みつけてくるあります。自治体まで話があるのかと考えてしまいます。膝の病気をもっており病院にも行けなくなりました。医は仁術のはずです。私達には算術でしょうか？大病した時や災害時の避難も行けず恐れております。法務局、弁護士、警察にも相談に行きましたが、解決方法が見つかりません。顔認証万引冤罪被害者の弁護団が結成されておりましたが、閉鎖されたそうです。私個人の見解として法改正をしないと弁護士でも太刀打ちできないと考えます。顔データの個人情報、1店舗だけでなく第三者にも提供されているのは明らかで、これはプライバシー侵害であります。登録された者は、店の特定が出来ませんし異議を述べることも出来ません。取り消すことも出来ません。</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第4章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第4項第4号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第2項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 <p>当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ある企業の顔認証システムの個人情報適用基準によりますと①データの保管期間は、180 日後に自動的に削除（勝手に再登録、または別店舗で新規登録して更新しているのでは？）②第三者に開示提供を行う場合には、本人の同意なく第三者へ開示、提供はしない。③検知した人物が犯罪者あることを断定するものではないため、断定するような対応は控える。となっておりますが守られていません。逆に本当の犯罪者の方が法律上保護されていて理解に苦しみます。私達は、無罪なのに、社会から追放されるのでしょうか？人を裁く権利があるのは、警察や裁判官であり、証拠、自白、証言に基づいて法で裁くものです。警備会社や一企業は、警察ではありません。間違って登録した場合の罪は重く、警備会社や管理者の罰則規定、行政指導、行政処分を行ってもらうことで軽はずみな登録、冤罪被害者は無くなると思います。長くなりましたけれども宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
108	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号ハ</p>	<p>改正個人情報保護法で規定される個人識別符号に関して京都府立医科大学感覚器未来医療学ならびに眼科学教室として意見出しをさせていただきたい。</p> <p>8 月 2 日に公表された政令案において、匿名化ができない個人識別符号（第 1 条一ハ）として「虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様」（以下、虹彩）が掲げられている。</p> <p>眼科では、診療において前眼部写真（黒目である角膜、白目である結膜、茶目である虹彩等を写した写真）を撮影して、その写真を診療の記録、医療者に対する教育目的、学会発表等で幅広く使用している。前眼部写真は、一目でその病状を把握することができるものであり、所見のスケッチで表しきれない詳細な状態までを記録できる。</p> <p>前眼部写真の撮影においては、診療の経過記録を目的として患者同意のうえで撮影し、加えて学術や教育目的等の同意もとっていることが多い。しかし、前眼部写真だけでは、その個人を特定することが難しいとの理解で、当該患者に目的外として学会発表や教育目的等で使用するという同意までとっていないこともありえる。</p> <p>これまでに撮影した前眼部写真には希少な症例も数多くある。疾患構造の変化などもあり、現在の日本では撮影することが難しいような疾患症例の場合もある。</p> <p>したがって、個人識別符号である虹彩を含んだ写真（前眼部写真）を眼科で学会発表や医学教育に利用することに対して配慮を求めたい。なお、同様のことは前眼部ビデオ撮影装置でも行うことができ、これにも配慮を求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【京都府立医科大学感覚器未来医療学・眼科学教室】</p>	<p>改正後の法第 76 条第 1 項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第 4 章の義務規定は適用されないこととなっておりますが、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
109	<p>施行令（案）第 1 条第 1 号ハ</p>	<p>『第一条 一 ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様』とありますが、強膜（白目）の毛細血管により形成される静脈の模様が考慮されていません。すでに製品として広く実用化されていますので、これらも考慮に入れるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本施行令案第 1 条第 1 号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「強膜（白目）の毛細血管により形成される静脈の模様」については、日本の事業者において広く利用されている実態がないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定める必要はないと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
110	<p>施行令（案）第1条第1号ハ</p>	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）（個人識別符号）第一条 について 生態認証に網膜スキャンが不足している。</p> <p>理由 人の目を利用する生体認証には「虹彩認証」の他「網膜スキャン」（各個人に固有な網膜のパターンによって個人を識別する）も該当するため、「網膜スキャン」を生体認証に追加すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「網膜スキャン」については、日本の事業者において広く利用されている実態がないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定める必要はないと考えます。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
111	<p>施行令（案）第1条第1号ハ・ト</p>	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）（個人識別符号）第一条 について 虹彩、指紋または掌紋の説明内容が不足している。</p> <p>理由 （ウ）虹彩の表面の起伏により形成されるという表現だが、表面の文様という表現の方が適切ではないか。 （キ）指紋または掌紋という記述は他のモダリティと説明レベルがあっていない。例えば、指紋は指先の皮膚にある汗腺の開口部が隆起した隆線により出来る紋様と行った記述にすべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>虹彩については、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>指紋及び掌紋については、法令用語としてその意味するところに紛れがないことから、他の身体の特徴のように詳細な説明を行う必要はないと考えます。</p>
112	<p>施行令（案）第1条第1号ニ</p>	<p>・「コールセンターの録音」の場合、録音音声をデジタル解析して氏名などを名乗らなくても過去の録音からどの者かを識別しているようなことがあったら、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることは良いことだと思う。</p> <p>・一方、「コールセンターの録音」の場合、録音音声を保存していても、どの者かを識別していない場合は個人情報ではないと解釈してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。</p>
113	<p>施行令（案）第1条第1号ニ</p>	<p>・「コールセンターの録音」の場合、録音音声をデジタル解析して氏名などを名乗らなくても過去の録音からどの者かを識別しているようなことがあったら、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることは良いことだと思う。</p> <p>・一方、「コールセンターの録音」の場合、録音音声を保存していても、どの者かを識別していない場合は個人情報ではないと解釈してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別すること</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>ができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
114	<p>施行令（案）第1条第1号二</p>	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令（案）第1条第1号二「発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」 個人情報の保護に関する法律施行規則第2条 特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること （意見） 第5回個人情報保護委員会の資料2-1「個人識別符号に関する政令の方向性について」の第2項 方向性（1）『政令における規定について』によれば、第一号個人識別符号関係の中で「声紋」が例に挙げられています。第1条第1号二の定めは、単に録音された声ではなくて、当該「声」から適切な方法により「声紋」など特定の個人を識別できるものを検出したもの、という理解でよろしいでしょうか。 経済産業省平成26年12月「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に関するQ&AのQA12において、個人の氏名が通話内容や声から特定できず、電話番号が判明している場合において、この場合の録音記録は個人情報に該当するか、という問いに対して「基本的には個人情報に該当しない」という回答がありました。電話の録音記録された声について、特定の個人を識別できる「声紋」を検出する行為を行わない、単に「声」の状態記録することとどまる場合には、上記QAの回答に変更はないという理解でよろしいでしょうか。 【欧州製薬団体連合会】</p>	<p>御理解のとおり、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。 また、録音された声そのものにつきましては、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。例えば本人を判別可能な顔画像そのものは、同号により個人情報に該当すると解されています。御指摘の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に関するQ&Aの内容を含め、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。</p>
115	<p>施行令（案）第1条第1号二</p>	<p>政令案1条1項1号二はいわゆる「声紋」のことかを明らかにしていただきたい。ここで、政令案1条1項1号二にある「発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」では、一般的に「声紋」として理解される（発生された音声についての）「波形のスペクトル」がカバーされているか不明であることから、音声波形のスペクトル等を加えることをご検討いただきたい。加えないのであれば、その理由をご説明いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案第1条第1項第1号二は、いわゆる「声紋」を身体の特徴という観点から表現し、規定するものです。なお、本施行令案第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
116	<p>施行令（案）第1条第1号二</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号二 （意見） 第1号二「発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」は削除すべきである。 （理由） 声帯情報については、追加の情報なくして、特定の個人を識別するに足りない</p>	<p>本施行令案第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」については、上記の考え方に該当すると考えられることから、個人識別符号として定めることとしておりま</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		からである。 【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】	す。
117	施行令（案）第1条第1号ニ・ホ	（意見） デジタルビデオなどに入り込んだ第三者の声や姿は、個人情報として取り扱う必要があるのか？ （理由） 法の趣旨は分かるが、法文だけからすると、過剰に保護をしなければならないと言う誤解を生んでしまう可能性を懸念したため。 【日本製薬工業協会】	改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する場合は、個人情報として取り扱う必要があります。 なお、本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。
118	施行令（案）第1条第1号ホ	ホについては、歩行の際の姿勢・両腕の動作等の表現の差別化が難しく、個人を識別するには具体性に欠けるように思われます。 【日本製薬工業協会】	本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様」については、上記の考え方に該当すると考えられることから、個人識別符号として定めることとしております。
119	施行令（案）第1条第1号ホ	（該当箇所） 政令（案）の第1条第1号ホ （意見） 第1号ホ「歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様」は削除すべきある。 （理由） 個人を識別することができず、個人を識別する生体情報としての国際的基準に調和しないからである。 【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】	本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の「歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様」については、上記の考え方に該当すると考えられることから、個人識別符号として定めることとしております。
120	施行令（案）第1条第1号ホ	【令1条1号ホ】歩容による個人識別は十分な精度がなくても識別を試みている限りは個人識別符号に該当するということが 令1条1号ホは、歩容による個人の識別を想定した規定であるが、現時点において、歩容により個人を識別する技術は、一人ひとりの個人を確実に識別するには十分な精度が得られていないのではないかと。 十分な精度がなくても、事業者が個人を識別する意図を持って歩容による個人識別を試みる限りは、1号個人識別符号に該当するという趣旨と理解してよいか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
121	施行令（案）第1条第1号へ	【令1条1号へ】静脈による個人識別の方法が限定的すぎる 令1条1号へは、静脈認証システム等による個人の識別を想定して「手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状」と規定しているが、この規定では、分岐点と端点を用いる以外の方法によるものが該	本施行令第1条第1項第1号へは、静脈の形状が静脈の分岐点及び端点によって定まるものであると定義したものであり、分岐点及び端点以外の特徴情報を用いる認証手法用のデータを個人識別符号から除外する趣旨ではあり

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>当しないことになる。他の方法も含まれるよう、次のように修文してはどうか。 ……静脈の分岐、端点その他の特徴によって定まるその静脈の形状 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>ません。</p>
122	<p>施行令（案）第1条第1号へ</p>	<p>政令第1条1項1号へは、自然人の身体の静脈情報であっても、手のひら、手の甲及び指以外はこれを個人識別符号としないという趣旨であるか、ご回答いただきたい。もしそうであれば、それ以外の部分の静脈情報でも個人の識別が可能であるはずで、なぜ手のひら、手の甲及び指に限られるのか、理由をご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘の手のひら、手の甲及び指以外の静脈の形状については、利用実態等に鑑み、上記の考え方に該当しないと考えられることから、本施行令第1条第1号の個人識別符号として定めないこととしております。 なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
123	<p>施行令（案）第1条第2号～第8号</p>	<p>【令1条2号乃至7号及び8号】2号個人識別符号に商品購入に関し割り当てられた符号が規定されないのは法の趣旨に反する ①令1条は、法2条2項の「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」を受けての規定であるところ、同項2号には、「個人に販売される商品の購入に関し……」が列挙されているにも関わらず、令1条の各号はいずれもこれに該当しない。このような規定は、法が令に委任した趣旨に沿っていないのではないかと。 ②特に、令1条8号は、「その他前各号に準ずるもの」を規則に委任しているが、「前各号」に「個人に販売される商品の購入に関し……」に当たる符号が1つも含まれていないことから、規則によっても「個人に販売される商品の購入に関し……」に当たる符号を規定できない構成になっている。このような規定のまま今後も「個人に販売される商品の購入に関し…」に該当する符号を個人識別符号として定めないとすれば、法が令に委任した趣旨に反するのではないかと。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、どの範囲の符号を個人識別符号として規定するかについては、政府に一定の裁量があるものと考えており、本施行令第1条及び本規則案の規定が法の趣旨に反するものではないと考えます。 なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>
124	<p>施行令（案）第1条第2号～第8号</p>	<p>【令1条2号乃至7号及び8号】個人識別符号の限定列挙はそれ以外の符号を排除する趣旨か 令1条2号乃至7号は、2号個人識別符号に該当するものを限定列挙していることから、これら以外のものは、法2条2項2号の「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号」に該当するものであっても、いずれも個人識別符号に該当しないことが、今般の改正によって明確化されたものという理解でよいか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>
125	<p>施行令（案）第1条第4号</p>	<p>「道路交通法第九十三条第一項第一号の免許証の番号」以外の免許証番号（船舶免許、飛行機のライセンスなど）は個人識別符号に含めないのか？ 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>本施行令第1条及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもの</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>のみを個人識別符号とすることとしています。御指摘の各種免許証番号については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号と定めないこととしたものです。</p> <p>なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p> <p>また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)」により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>
126	施行令(案)第1条第4号	<p>「道路交通法第九十三条第一項第一号の免許証の番号」以外の免許証番号(船舶免許、飛行機のライセンスなど)は個人識別符号に含めないのか? 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘の各種免許証番号については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号と定めないこととしたものです。なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。</p> <p>また、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(…)」により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>
127	施行令(案)第1条第5号	<p>【意見】 その利用・提供が個別法で規制されている住民票コードをことさら含めた趣旨が不明である。 【理由】 住民票コードは形式的には「個人識別符号」に該当するといえるが、その利用・提供の範囲は住民基本台帳法で限定され、かつ一般に流通させる番号として利用され</p>	<p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ない秘密性を保持する番号である。そのため、個人情報保護法において「住民票コード」を個人識別符号に含めるということは、住民票コードの民間利用を進めることを想定したものであるのか、どのような意図をもって個人識別符号に含めたのかの説明を求める。</p> <p style="text-align: center;">【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	
128	施行令（案）第1条第6号	<p>法2条2項2号は「特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」として、特定個人の識別性が必要と解されるところ、個人番号（政令案1条6号）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき慎重に管理・保管されるものであって、個人番号情報と当該個人を識別する他の情報が一緒に管理・保管される場合（その場合には「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（法2条1項1号）として個人情報となる）を除けば、一般に個人番号だけをもって特定個人の識別性は存在しないと思われる。それにもかかわらず、なぜ個人番号が政令指定されるのか、理由を説明いただきたい。（法案に「特定の」が挿入される前の、「明確化」ではなく「拡張」だった頃の議論に過度に引きずられているのではないかという疑義があるのでご質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>番号法では、個人番号はそれ単体で特定の個人を識別することができるものと位置付けられていると考えられること（例えば、同法第2条第6項は、「本人」を「個人番号によって識別される特定の個人」と定義しています）から、本施行令案において、これを個人識別符号として規定したものです。</p>
129	施行令（案）第1条第6号	<p>個人番号（政令案1条6号）が政令指定されたとしても、法1条柱書、政令案1条等を前提とすると、やはり個人識別符号を含む個人情報は「生存」する個人の個人番号に限定されるように思われるが、それは、番号法による個人番号の保護が「生存」する個人に限定されないことと平仄があわないのではないか。番号法による個人番号の保護を生存する個人に限定するか、個人情報保護法における個人番号の保護を死者にも広げるかのどちらかの措置を講じるべきではないか、ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>番号法に関する御意見は本意見募集の対象外と考えますが、御意見として承ります。</p>
130	施行令（案）第1条第6号	<p>個人番号は、先般盲導犬にも付番されたところであり、個人識別符号としては適さないと思う。</p> <p style="text-align: center;">【匿名】</p>	<p>本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとし、このような考え方に基づく検討の結果、個人番号を個人識別符号とする必要があると考えます。</p>
131	施行令（案）第1条第8号	<p>該当箇所 政令（案）1条8号及び規則（案）4条 意見 個人識別符号の限定列挙はそれ以外の符号を排除する趣旨か 理由 政令（案）1条は、2号個人識別符号に該当するものを限定列挙しているが、同条8号により定められる規則（案）4条にも列挙されていない携帯電話の端末ID、インターネット接続の会員認証ID等、法2条2項2号の「個人に提供される役務の</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号」に該当するとしても、個人識別符号に該当しないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【ニフティ株式会社】</p>	
132	施行令（案）第1条第8号	<p>●該当箇所 政令（案）第一条第一項第八号</p> <p>●意見内容 「その他前各号に・・・その他の符号」について、委員会規則が単独で変更され、個人識別符号の対象が追加される場合は、相当程度の猶予期間を設けていただきたい。</p> <p>●理由 社内体制整備や実務運用上の対応と周知徹底のための準備期間に相当な時間が必要となるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
133	施行令（案）第1条第8号	<p>個人情報保護委員会規則で新規に定める場合又は改定する場合は、事業者への影響が発生する可能性があるため、パブリックコメントなどの手続きにより意見を招集した上で、実施までの十分な対応時間を考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	個人情報保護委員会規則を今後改定する場合には、行政手続法に則り、今回と同様にパブリックコメントを実施することとなります。
134	施行令（案）第1条第8号	<p>個人情報保護委員会規則で新規に定める場合又は改定する場合は、事業者への影響が発生する可能性があるため、パブリックコメントなどの手続きにより意見を招集した上で、実施までの十分な対応時間を考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	個人情報保護委員会規則を今後改定する場合には、行政手続法に則り、今回と同様にパブリックコメントを実施することとなります。
135	施行令（案）第1条第8号	<p>今後、個人識別符号を追加する場合、実務上の取扱いに多大な影響が生じることが予想され、その結果、民間事業者の適正な事業遂行に大きな影響を与える可能性がある。また、規則で追加を定める場合は、「前各号に準ずるもの」（政令第1条第8号）との縛りがある。</p> <p>1 以上のことから、新たな個人識別符号を追加する際の手続としては、その重要性に鑑み、他の法令の改正等に伴い必要となる技術的な改正等明確に「準ずるもの」に該当するものは規則の改正として行うものとしても、それ以外は政令の改正によるべきものと考えているが、そのように理解してよいか。</p> <p>2 政令又は規則で新たに個人識別符号を追加する場合、想定外の実務上の支障等が発生することを回避する観点も考慮し、当該個人識別符号の取扱いや影響範囲等の詳細を確認するために、十分に時間を取ってパブリックコメントに付す等、民間の意見を聴取する機会を設けるべきであると考え、その場合、特段の事情のない限りパブリックコメントに付されるものと理解してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【片岡総合法律事務所】</p>	<p>1について 個人情報保護委員会規則で定めることのできる個人識別符号は、本施行令案第1条第1項第1号～第7号に準ずるものに限られます。</p> <p>2について 政令又は個人情報保護委員会規則を今後改定する場合には、行政手続法に則り、今回と同様にパブリックコメントを実施することとなります。</p>
136	施行令（案）第1条第8号	<p>（意見） 「その他前各号に準じ…個人情報保護委員会規則で定める…」というものには、たとえば法人が個人にサービスを行う時のIDや番号（ウェブを介したサービスを受ける時に用いるIDや、レンタルビデオ店のID、診察券の番号、近所のスーパーが発行しているポイントカードのIDなど）も含まれるのか？</p>	本施行令案第1条並びに本規則案第3条及び第4条に列挙された文字、番号、記号その他の符号のみが個人識別符号に該当します。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		(理由) 法第2条2項2号の文章でイメージされる個人識別符号の範囲と、政令(案)の第1条2-7項で定められた個人識別符号の範囲が大きく異なるように感じたため。 【日本製薬工業協会】	
137	施行令(案)第1条・第2条	「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧」はどのような法的意味を持つのか明らかにしていただきたい。特にその備考欄の法的位置づけを明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の資料は、本施行令案及び本規則案に関する参考資料としてお示ししたものです。
138	施行令(案)第1条・第2条	施行令(案)第1条、第2条 <意見>個人識別符号・要配慮個人情報がより細かく具体的に示されたことを評価します。 <理由>具体的に列記されたことで一般人にも個人情報の範囲が分かりやすくなりました。 【一般財団法人 日本消費者協会】	賛同の御意見として承ります。
139	施行令(案)第1条・第2条	施行令(案)第1条、第2条 <意見と理由> 個人識別符号・要配慮個人情報がより細かく具体的に示されたことで、一般人にも個人情報の範囲が分かりやすくなったことは評価します。 【全国消費者協会連合会】	賛同の御意見として承ります。
140	施行令(案)第2条	(意見)人種、信条、病歴などが含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として新設され、明確化されたことを評価いたします。 (理由)本人の同意なく集めたり、使用することを禁じる「要配慮個人情報」に、身体障害、知的障害、精神障害に加え、遺伝子検査結果や診療・調剤情報のほか、犯罪の経歴なども明確に明記され、本人の同意を得ない第三者提供の特例を禁止、と保護の強化を評価します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】	賛同の御意見として承ります。
141	施行令(案)第2条	金融庁ガイドラインで機微情報とされている「本籍地」は、要配慮個人情報には該当しないと考えてよいのか。 【日本証券業協会】	一般的に本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。
142	施行令(案)第2条	免許証の「眼鏡等」等の記載のみでは要配慮個人情報にはならないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	運転免許証の免許の条件等に記載された眼鏡等の記述のみでは、要配慮個人情報に該当しません。
143	施行令(案)第2条	●該当箇所 政令(案)第二条 ●意見内容 法務省から平成19年6月19日に示された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に関連する現行の個人情報保護法に係る整理と同様の趣旨により、改正法施行後に取得する反社会的勢力に関する個人情報については、法第十七条第二項第二号に該当するという理解でよいか。 ●理由 取引先に含まれる可能性のある反社会的勢力との関係を遮断するためには、反社会的勢力に関する情報収集や情報交換が必須であるため。	ある人が反社会的勢力に属しているという情報は、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことに当たらないと考えます。改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【一般社団法人日本クレジット協会】	
144	施行令（案）第2条	<p>●該当箇所 政令(案)第二条</p> <p>●意見内容 社外で犯罪行為を働いた従業員がいて、その事実を本人が会社に知らせていない場合、会社が社内規程にもとづく懲罰を行うための犯罪行為有無の調査は、法第十七条第二項二号の例外に該当し、本人の同意なくできるものと理解してよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
145	施行令（案）第2条	<p>●該当箇所 政令(案)第二条</p> <p>●意見内容 要配慮個人情報取得に関して、次の場合はいずれも本人の同意有と理解してよいか。 ①当社から要請していない場合で、情報主体から要配慮個人情報を書面等による提示、送付、又は電話により口頭で伝達された場合 ②弁護士、消費者センター等情報主体の本人代理人が本人同意を得た上で、本人の要配慮個人情報が提供された場合</p> <p>●理由 実務運用上起こり得る事例について、要配慮個人情報の適正な取得と判断できるのか確認したいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
146	施行令（案）第2条	<p>(意見) 保険会社に自動車保険の支払を請求する際、一般に、被害者を特定する情報や被害の内容・原因等被害者に関する情報を提供する必要がある。被害の原因によっては、「要配慮個人情報」の一つである「犯罪により害を被った事実」に係る情報を保険会社が取得することとなるが、保険金の支払いを受けるためには、その情報を保険会社に提供することが必要条件である。被害者本人の同意がない場合は保険金の請求ができなくなる等といった支障が保険の利用者に生じないように配慮して、適切かつ明確なルールとしていただきたい。</p> <p>(理由) 法17条2項より、「要配慮個人情報」を取得する場合、原則として本人の同意が必要とされているが、左記のような場合は第三者（事故の相手方等）の同意を取得するのは困難であるため。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
147	施行令（案）第2条	<p>(意見) 要配慮個人情報には、「犯罪により害を被った事実」に係る情報があるが、取得した時点で「犯罪」の構成要件を満たすか否か確認を持ってない場合、「推知情報」として「要配慮個人情報」に該当しないと理解してよいか。</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(理由) 実態として、当該情報を取得時点で定義の要件を満たすのか否か、受領者は確証を持っていないことがあるため。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
148	施行令(案)第2条	<p>(意見) 現行の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定められている「センシティブ情報」及び保険業法施行規則に定められている「特別の非公開情報」並びに改正法に定められた「要配慮個人情報」の定義や個人情報取扱事業者が講ずべき義務の範囲の関係がわかりにくいいため、これらを明確に整理して、今後、ガイドライン等で提示していただきたい。</p> <p>(理由) 左記三者の定義や義務の範囲の関係は複雑でわかりにくいと考えられるため。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
149	施行令(案)第2条	<p>金融機関は、従来から「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」にのっとってセンシティブ情報に配慮してきているが、今回、要配慮個人情報の定義が示されたことで、金融機関として新たに対応する事項はあるか。</p> <p>【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	要配慮個人情報を取得する場合には、原則として事前に本人同意を得ることが必要となり、また、オプトアウト手続によって第三者提供することが禁止となります。したがって、これらのルールに従った対応が必要となります。詳細については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
150	施行令(案)第2条	<p>改正個人情報保護法上の「要配慮個人情報」と金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの「機微情報」は、取扱いや範囲に違いがあるが、両者の関係性を明確化いただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
151	施行令(案)第2条	<p>「国籍」情報は、要配慮個人情報に該当しないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	単に国籍という情報は法的地位を示したものであり、それだけで要配慮個人情報(人種)に該当しません。
152	施行令(案)第2条	<p>運転免許証等に記載される臓器提供の希望の有無の情報は、要配慮個人情報に該当しないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	運転免許証に記載された臓器提供に関する意思表示は、要配慮個人情報に該当しません。
153	施行令(案)第2条	<p>顧客本人との会話・コミュニケーションの中で、顧客が自らの「要配慮個人情報」を担当者に伝えた場合は、黙示の同意があると考えられ、会話等の途中で要配慮個人情報の取得に係る明示的な同意を取得する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
154	施行令(案)第2条	<p>「施行令改定案」第二条では、法第二条第三項の政令で定める記述等は、(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)としています。つまり、本人の病歴、犯罪の経歴は、要配慮個人情報から除外されると読み取れてしまいますので、この表現は誤解を招くのではないのでしょうか。カッコ書きを省略しても問題ないと思われまます。</p> <p>【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】</p>	改正法で定めた病歴や犯罪の経歴との重複規定を避けるための記述です。誤解を招かないよう周知広報に努めます。
155	施行令(案)第2条	<p>「施行令改定案」第二条では、犯罪により害を被った事実について具体的に記述されていませんが、虐待などで緊急避難した被害者の情報や、被害者の情報が安易に公表されてしまうことについて配慮が必要であることを条例で記す必要は無いでし</p>	犯罪によって害を被った事実の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
156	施行令（案）第2条	<p>ようか。</p> <p style="text-align: center;">【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】</p> <p>（１）「個人識別符号」の拡大解釈をせず、特に「要配慮個人情報」の範囲をさらに限定すべきである</p> <p>（ロ）「要配慮個人情報」について</p> <p>①改正法で列挙された人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯歴、犯罪被害情報に関し、病歴と前科・前歴に準ずるものとして身体障害・知的障害・精神障害等、健康診断等の検査結果、保健指導や診療・調剤情報などが明記された。犯歴では、被疑者または被告人として逮捕等の刑事手続きが行われたこと、非行少年として保護処分等の手続きが行われたことなどが明記された。「要配慮個人情報」が設けられたのは、不用意に利用されると、偏見や不当な差別を生じる恐れがあり、特にプライバシー保護の必要性があることから設けられた概念のはずである。</p> <p>②病歴については、風邪から HIV まで診療を受けたものすべてを含むのはあまりにも広範すぎる。上記の「要配慮個人情報」の趣旨に照らせば明らかに行き過ぎである。本来の趣旨に沿った病歴に限るべきである。</p> <p>③犯罪被害情報については、だれがどのような犯罪被害に遭ったかは、事件報道の核心部分である。刑法 230 条の 2 の「公共の利害」に関する情報である。性犯罪など人格権と密接に関連する犯罪被害に限定すべきである。</p> <p>④前科・前歴に関する施行令案では、捜査当局から被疑者として任意の取り調べを受けたことや罰金刑まで含まれることになる。上記の「要配慮個人情報」の趣旨に沿って対象を限定すべきであり、刑事事件の手続き一般、保護事件の手続き一般にまで拡大すべきではない。</p> <p>⑤人種、信条、社会的身分が具体的に何を指すのか、ガイドラインなどで明らかにしてもらいたい。</p> <p>報道各社は事件の公共性から、事件・事故の発生した事実、その背景を正確に報道し、国民の知る権利に応える使命がある。今回の「要配慮個人情報」に示された内容は、余りに広範囲に及び、「要配慮個人情報」の利用や提供が原則本人の同意が必要であることを考えると、取材や報道に大きな影響が出て、事件・犯罪報道が成り立たなくなることとなる。ひいては、国民が危険情報を共有し、対策や予防、再発防止を考える機会が失われることになりかねない。したがって、「要配慮個人情報」は範囲を限定するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適當であると考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であり、その点で風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報も含め、要配慮個人情報とすることが適切と考えられます。</p> <p>人種、信条、社会的身分の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p> <p>なお、報道機関については、改正法第 76 条に規定する報道の用に供する目的に該当し、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となっています。また改正法第 43 条において、報道機関に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、表現の自由が保障されるよう配慮がなされています。</p>
157	施行令（案）第2条	<p>1 要配慮個人情報である社会的身分に関して政令で定める記述</p> <p>要配慮個人情報である社会的身分に係る事件が起きました。「全国部落調査」（いわゆる電子版部落地名総鑑）をウェブサイトに掲載・公表し、さらに出版、販売、頒布しようとした事件で、横浜地裁は差別を固定化し、助長する目的を持っていることを認めて、出版差し止め仮処分を出しました。その際に、仮処分に使用した資料を証拠書類も含めて、インターネット上での売買をおこなう「ヤフオク！」に出品しました。不当な差別として東京法務局が削除要請の指導をしましたが拒否し、従わない挑発的な態度を示しました。</p> <p>個人情報保護委員会事務局は、個人情報保護法の対象ではないと説明しています。しかし、結婚差別事件や就職差別事件で、個人情報である戸籍情報を入手し、</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>部落地名総鑑と照合する身元調査が多発していることも事実です。部落地名総鑑は戸籍情報である出生地・本籍地・氏を社会的身分と関連させてデータ化したものです。個人情報扱っている業者が、部落地名総鑑を入手し、個人情報である戸籍情報と容易に照合でき、不当な差別が起きます。従って、「個人情報データベース等」にあたり、データベース提供罪を定めた「自己又は第三者に不正な利益を図る目的で提供してはならない。」(法第 83 条)に違反し、個人情報保護法の罰則を適用すべきです。法第 17 条は、「要配慮個人情報(社会的身分)を本人の同意なくして取得し、利用してはならない。」としています。「全国部落調査」を復刻したうえで、ホームページ上に公開し、部落に関する新しい情報を集め、「全国部落調査」情報を現在の情報と組み合わせています。これは共同利用にあたります。(法第 23 条)。「全国部落調査」復刻版の対象になっている地区住民の「本人同意」がない中で、要配慮個人情報である社会的身分に関する情報を収集・利用・第三者提供は禁止されています。</p> <p>そこで、取り扱いを明確にするために、社会的身分を表す同和地区、被差別部落などの用語の下で、差別や偏見を目的として、地区名、氏、出生地・本籍地などの戸籍情報、同和地区リスト(いわゆる部落地名総鑑)を含む記述を扱うことは禁止されていることを政令に記述することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【部落解放同盟中央本部】</p>	
158	施行令(案)第2条	<p>【コメント】</p> <p>施行令2条では、「本人の病歴…(中略)…に該当するもの」以外の要配慮個人情報に該当する記述を列挙しているが、令2条3号に代表されるとおり病歴に含まれるとも解釈できる内容が各号に記載されている。</p> <p>令2条の記載を整理の上、「病歴」に含まれる範囲を中心に、要配慮個人情報に該当するものをより明確にしていきたい。</p> <p>【理由等】</p> <p>検査等を「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者」(医師等)が行わない場合は要配慮個人情報とされない記載である。しかし、「検査結果」自体が要配慮個人情報として示されている。例えば血糖値の測定は自己測定も行われている。要配慮情報となる「医師等」の範囲(例えばDTC、自己測定)並びに「検査の結果」に検査の数値が含まれるか否かにより、その範囲は大きく異なる。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
159	施行令(案)第2条	<p>【反社情報収集における要配慮個人情報への該当と同意必要性】</p> <p>反社会的組織に所属するという事実は要配慮個人情報に該当するか。また、上記にあわせて犯罪の履歴をあわせて収集した場合は要配慮個人情報に該当するか。</p> <p>また上記が要配慮個人情報に該当する場合、収集、第三者提供の際には、法17条第2項、法23条第1項の適用除外に該当し、本人の同意なくできるものと考えてよいか。</p> <p>※理由：取引先に含まれる可能性のある反社会的勢力との関係を遮断するためには、反社会的勢力に関する情報収集や情報交換が必須であるため</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	ある人が反社会的勢力に属しているという情報は、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことに当たらないと考えます。犯罪の経歴は要配慮個人情報に該当します。なお、改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
160	施行令（案）第2条	<p>【従業員懲戒対応における要配慮個人情報への該当と同意必要性】 社外で犯罪行為を働いた従業員がいて、その事実を本人が会社に知らせていない場合、会社が社内規程にもとづく懲罰を行うための犯罪行為の有無の調査は、法17条第2項2号の例外に該当し、本人の同意なくできるものと考えてよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
161	施行令（案）第2条	<p>【要配慮個人情報の同意取得方法の制限】 要配慮個人情報の取得・第三者提供の同意取得方法に制限はないものと考えてよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
162	施行令（案）第2条	<p>要配慮情報の取得に関して、次の場合はいずれも本人の「同意有」と理解して問題ないか。 ① 当社からの要請の有無に関わらず、本人が要配慮情報を送付してきた場合 ② 苦情事案等で本人から経緯書面等を受領した場合で、その書面の文中に要配慮情報が含まれていた場合（本人が、要配慮情報を提供したことを意識しているか否かに関わらず） ③ 弁護士、消費者センター等の代理人から、本人の要配慮情報の提供を受けた場合 ④ 本人からの受電時に、本人から要配慮情報に関する発言があった場合 ⑤ 電話応対時に口頭で同意を取った場合</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
163	施行令（案）第2条	<p>いわゆる「本籍地」情報は要配慮個人情報には該当しないものと解してよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	一般的に本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。
164	施行令（案）第2条	<p>改正法施行前に金融分野ガイドライン6条1項7号等の定めに基づく同意に基づき機微情報を取得等していた場合、当該同意を、「改正法施行後における改正法17条2項に基づく同意」に相当する同意として取り扱ってよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
165	施行令（案）第2条	<p>改正前に実施した要配慮個人情報の取得について、改正法17条2項は適用されないものと解してよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
166	施行令（案）第2条	<p>（意見）医療情報をめぐる特別法に関する情報について、広く公開すべきである。 （理由）要配慮個人情報には病歴、健康診断その他の検査結果を含むものとされたが、医療情報をめぐる特別法も検討されていると聞く。個人情報をめぐっては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例、番号法と、多数の法令がある中、さらにそれぞれが改正されており、所管庁も分かれている。その上、医療情報に関する特別法についても動きがあるのであれば、個人情報の全体像が一般にわかる形で、平易かつ積極的な情報公開、説明が必要である。</p> <p>【弁護士21名共同提出】</p>	御意見は、本意見募集の対象外です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
167	施行令（案）第2条	<p>（意見） 認知症は「要配慮個人情報」に該当しないと考えて良いか？</p> <p>（理由） 地域の見守りとして保護者の申し出により認知症の老人を顔認証システムに登録するケースが考えられるが、この場合、老人等におけるいわゆる「認知症」は知的障害者福祉法にいう「知的障害」に含まれず、要配慮個人情報には該当しないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人 全国万引犯罪防止機構】</p>	医師により認知症と診断された情報は、要配慮個人情報（病歴）に該当します。
168	施行令（案）第2条	<p>（該当箇所） 政令（案）の第2条柱書、第7条</p> <p>（意見） 第2条柱書について、下記のとおり修正すべきである。 「法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。ただし、当該記述等が公に入手可能であり、その他の方法により公知のものとなっており、又は個人情報取扱事業者が関与することなく公知の事実となった場合には、この限りでない。」</p> <p>また、第7条について、下記を追加すべきである。 「三公に入手可能となっており、その他の方法により公知となっており、又は、個人情報取扱事業者が関与することなく公知の事実である場合。」</p> <p>（理由） 適法に公になっている情報は、非公知の要配慮個人情報と同じ同意要件を必要とすべきではない。本人から任意で公にされたのであれば、その情報は他者がすでに利用することができる。事業者が漏えいについて責任を負えない以上、事業者に過剰に規制を加える義務を加えることは避けるべきである。個人情報保護法施行令第7条1号等の規定でその趣旨はくみ取れるものの、すべての公の情報が含められるよう表現を修正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所（ACCI）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	法第17条第2項第5号において、本人により公開されている場合は、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得することができますので、修正は不要と考えられます。
169	施行令（案）第2条	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）第二条第三項及び個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第五条、第十九条</p> <p>（意見） 要配慮個人情報であっても匿名加工により匿名加工情報となり、要配慮個人情報ではない個人情報を匿名加工した場合と取扱いは何ら異ならないとの理解でよいでしょうか。特に、病歴、調剤等の要配慮情報に関しては、疾患の予防医療・重症化予防、医療費適正化、治療の標準化および新薬の開発等に有益な解析・研究をするために必要となるデータボリュームを確保するためには、本人からの直接同意を必要としない匿名加工情報として取り扱いができるようにする必要があると考えています。</p> <p>（理由） 条文上明記されていないため、要配慮個人情報の匿名加工であっても、個人情報一</p>	御理解のとおり、要配慮個人情報から作成した匿名加工情報であっても同様に改正後の法第36条～第39条の規定に従い当該匿名加工情報を取り扱うこととなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>般の匿名加工の場合と取扱いは異なることを念のため確認したいためです。個人特定ができない個人識別符号が削除された情報であれば、特定の個人の差別や偏見を生じることはないと考えられるため、本人からの直接同意を必要としない取扱いで法の趣旨に反しないこと及び新薬の研究開発等に有益な解析・分析のためのデータボリュームの確保という実務上の必要性が高いことから、上記の取扱いが妥当。</p> <p>【在日米国商工会議所（ACGJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	
170	施行令（案）第2条	<p>DNAのみでは個人識別符号だが、これに病歴が付くと要配慮個人情報になり、オプトアウトができなくなるとあるが、これは医学研究・臨床研究・民間企業の創薬に足かせをはめることになる。</p> <p>患者を治療するためには、今後、遺伝子レベルでの解析・研究が不可欠になってくる。その研究材料としてDNAに付加して患者の病歴や検査情報等を集めていくことが必須となる。医学・薬学の発展のためにもDNA情報（DNA+付加情報）を要配慮個人情報とすることは避けていただきたい。</p> <p>【医療ビッグデータ・コンソーシアム】</p>	<p>医学研究・臨床研究・民間企業の創薬研究が、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。</p> <p>ゲノム情報から個人の現在の健康状態のみならず、将来発症する可能性や非発症保因者として子孫へ遺伝子変異を伝える可能性があることから、ゲノム情報を要配慮個人情報に位置付けることが適切と考えております。</p>
171	施行令（案）第2条	<p>（意見） 要配慮個人情報の定義については、労働組合への加盟や性生活が対象とされていないが、これらがあえて明文化されていない意図について、ガイドラインあるいはその他の手段（貴委員会資料等）を以て、見解を明らかにしていただきたい。</p> <p>（理由） 労働組合への加盟や性生活については、たとえば「OECD プライバシーガイドラインの説明覚書」の「B. Detailed comments」の「Paragraph 19: National Implementation」70.項で「この条項は、国籍、住所地、性、人種、宗教、組合加入という理由で不当な差別をすることに反対する者である。」等の明示があり、EU データ保護規則においても「Article 9: Processing of special categories of personal data」にて「労働組合員資格に関する個人データの取扱い」「健康に関するデータ又は自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータの取扱い」（いずれも禁止）との反映が為されており、国際的な協調の観点から、少なくとも省略してある理由を明らかにすることで、事業者、消費者双方からの理解を得やすくなるものとするため。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じおそれの有無等を勘案して決めていくこととなると考えています。このような考え方を踏まえ、本施行令案においては、法定の「病歴」及び「犯罪の経歴」に準じた取扱いが必要な情報であって、かつ、差別や偏見を生じおそれのある情報として国民的なコンセンサスが形成されていると考えられる情報について、限定的に要配慮個人情報として定めることとしたものです。</p>
172	施行令（案）第2条	<p>政令案2条、法2条3項の規定する要配慮個人情報と、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（金融庁ガイドライン）6条の規定する機微情報の関係についてご説明いただきたい。法、政令案及び規則案の本格施行後は、機微情報制度は消滅し、要配慮個人情報制度に一元化されるという理解でよいか、それとも両者は異なる制度として存続し続けるのか、ご回答いただきたい。（なお、金融機関実務の混乱を避けるという意味では、両制度が何らかの形で一元化され、センシティブな個人情報に関する金融機関の義務が明確になることが望ましいと考える。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしております。</p>
173	施行令（案）第2条	<p>政令案2条、法2条3項の規定する要配慮個人情報については、その意味が不明確であるので、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実のそれぞれを政令か規則において定義するか、少なくともその意</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>義をここで回答いただきたい。例えば、①人種には「国籍」が入るか明示していただきたい。②信条については、宗教的信仰・政治的思想にまで至る必要があるか、それに至らない個人的な強い思い入れ等も含むのか、③社会的身分には本籍地（いわゆる部落地区出身であること等）又は住所（いわゆる部落地区に住んでいること等）が含まれるのか、④病歴には軽微な風邪等も含むのか、⑤及び⑥の「犯罪」は有罪判決の確定を要するのかについて回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
174	施行令（案）第2条	<p>政令第2条柱書は「いずれかを内容とする」とあるが、これは逆にいうと、政令第2条各号の事実を推知させる事実是要配慮個人情報にはならないという意味でよいかをご確認いただきたい。例えば、個人情報取扱事業者が、宗教書の購入履歴情報を取得した後、それを元に「イスラム教徒リスト」等を作成した場合、イスラム教徒リストの内容は要配慮個人情報になるとしても、購入履歴自体はそれを推知させるに過ぎず、要配慮個人情報にはならないと思われるが、そのような解釈でよいかをご確認いただきたい。また、そのような解釈では本人の保護に欠けることはないかをご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。
175	施行令（案）第2条	<p>上記に関して、推知情報は要配慮個人情報にはならないとの解釈を前提として、推知情報を元に要配慮個人情報を含むデータを作成する場合、当該「作成」行為（例えば、上記のイスラム教徒リストの事例であれば、リストを作成する行為）は、法17条2項の「取得」に該当するの否か、ご回答いただきたい。（仮に「作成」が取得に当たらないとすると、イスラム教徒リストが作成されたことを本人が知らないまま、本人の意図しないところで利用され、また、例えば委託・事業譲渡・共同利用（政令第7条2号参照）等の形で第三者提供されることになってしまい、問題があるのではないかと、との問題意識からご質問させていただいている。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。
176	施行令（案）第2条	<p>政令第2条柱書括弧書きでは「犯罪の経歴に該当する」ものを除くとあるところ、政令第2条4号が判決及びその確定を除く主な刑事手続きを列挙しており、5号が保護処分を含んでいるということは、法2条3項の「犯罪の経歴」とは、「前科（有罪判決を受けた経歴）」を意味し、前歴や非行歴を一切含まないと解釈してよいのか。（そうでないと、政令第2条4、5号で具体的に列挙しているものに一見該当するにもかかわらず、実際には法2条3項の要配慮個人情報と解される情報が生じ得ることになるが、それは解釈として分かりにく過ぎると思われることから質問させていただいている。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本施行令第2条柱書括弧書きは、改正後の法との重複規定を避けるための記述です。誤解を招かないよう周知広報に努めてまいります。
177	施行令（案）第2条	<p>政令第2条各号は「あること」「行われたこと」等と、当該事実が存在する場合にのみ要配慮個人情報となるようであるが、「障害がないこと」「健康診断の結果の不存在」「保健指導が存在しないこと」「刑事手続きが行われなかったこと」「少年の保護事件に関する手続きが行われたこと」等が要配慮個人情報となるかをご回答いただきたい。また、法2条3項各号についても同様の解釈か、ご確認いただきたい。（「ない」ことについては自由に情報の取得が可能だとすると、1万人のリストのうち、例えば9900人については「障害」という欄に「なし」と書かれ、100人については同欄に「個人情報保護法17条2項の規定により提供／取得不可」と書かれ</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>たリストが（本人の同意なく）提供され／取得されても、法17条2項には違反しないことになりそうであるが、それは法の趣旨に合致していないのではないかという問題意識から質問させていただいている。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
178	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>政令第2条及び法2条3項を見る限り、本人が反社会的勢力に所属し・関係し、又は所属・関係していたという事実、性別、門地、肌の色、国籍、コーランを購入した事実、親子関係、高齢であること、賭博常習者であること、業務上横領における業務者、夫婦、特定の職業的地位（例えば風俗営業に従事していること、売春に従事していること）、特定の地域の出身であることはそれぞれ要配慮個人情報ではないと理解されるが、そのような理解でよいかご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
179	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>情報取得時の同意のオプトアウト方式 要配慮個人情報については、改正法第17条2項により情報取得時にも同意が必要とされました。しかし、その同意の方式については特に定めがありません。この点については、患者・利用者や現場の負担、また社会通念から考えても、利用目的等を掲示等しておき、患者・利用者から特段の意思表示がなされない限り、情報取得の際に同意があるとみなす方式によるべきではないでしょうか。すなわち、情報取得時の同意については、オプトアウト方式で足りることを省令、規則、もしくはガイドラインで明示的に示すべきです。 なお、患者や利用者が医療機関等や介護施設で病状についての情報を提供する際に、情報提供への同意がないという状況はおよそ考えられません。</p> <p>【個人】</p>	<p>本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にしていまいます。 医療機関や介護施設においては、現在、厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、診療等のために必要な過去の受診歴等について、本人から直接取得することなどを原則とし、適正な運用がなされているものと理解しております。法改正により医療や介護の現場に混乱が生じることのないよう留意していまいます。</p>
180	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>施行令は、要配慮個人情報として「健康診断その他の検査の結果」（施行令第2条2号）や、逮捕等の「刑事事件に関する手続が行われたこと」（施行令同条4号）を挙げている。これらの情報が本人の意思と離れて流通すべきではないことは言うまでもないとしても、企業においては、これら情報は適正な雇用管理のために必要不可欠な情報であり、これらを正当な目的で利用することが妨げられないように、例えばガイドライン等の改訂や策定を通じて現在の利用について、取得や第三者への提供に比較して、より効率的な手続きで利用できるように手当てされるべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
181	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>（意見） 現行法下で要配慮情報の収集並びに第三者への提供を本人同意の下で実施していたが、同時に海外へのデータ移転について同意を取得していなかった場合、改正法施行日以降では、データ主体者からデータの移転の同意を取得しない限り、同等性認定を受けていない海外への移転は不可能となるのか？ （理由） 同意説明文書に海外へのデータ移転について触れていなかった国内の臨床試験のデータを用いて、海外の規制当局に申請することや、海外企業に導出する場合のデータ提供ができなくなると、過去に国内で実施した臨床試験結果が国内の上市目的にしか利用できなくなるため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>臨床試験が改正後の法第76条に規定された学術研究の用に供する目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
182	施行令（案）第2条	<p>（意見） 既存情報で、且つその情報が要配慮情報に該当し（例えば蓄積されたレセプト情報）、説明された利用目的に分析結果の提供が含まれない場合、例外規定に合致する場合か、匿名加工情報に加工されたデータでない限り、本人同意なしに分析することはできないのか？</p> <p>（理由） 医薬品の適正使用や副作用の確認や、薬剤経済分析、エビデンス創出のために、医療データベースを用いた研究を実施することが現実的にできなくなるように思えたため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	医療データベースを用いた研究が改正後の法第76条に規定された学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。
183	施行令（案）第2条	<p>（意見） 疾患の因子等になるようなゲノム配列（変異）情報も、要配慮個人情報であることを、本政令、または個人情報保護委員会で定める施行規則内で定義すべきである。診療において、生殖細胞系列のみならず、がん細胞などの体細胞系列内における変異についても要配慮個人情報であることを、本政令、または個人情報保護委員会で定める施行規則内で定義すべきである。</p> <p>（理由） 今般、診療において、ゲノム情報を用いて罹患のしやすさや抗がん剤などの投薬・治療方針などを決定されている。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	ゲノム情報が要配慮個人情報に該当することについては、ガイドライン等において明確にまいります。
184	施行令（案）第2条	<p>健常人に対するコホート研究のようなケースで、「医師その他医療に関連する職務に従事する者」が関与することなく、例えば患者の状態の問診のために予め作成されたコンピュータープログラムやアプリケーションを対象者に提示し、対象者自身が自由に回答した情報（過去の医師の診断履歴等は含まない）は「要配慮個人情報」として取り扱う必要はないという理解で良いか？</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	コホート研究が改正後の法第76条に規定された学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。
185	施行令（案）第2条	<p>（意見） 今後、患者の同意が無いレセプトデータについては、データプロバイダーを介しての分析依頼等の利活用も難しくなるのでしょうか？ また後向き研究を行う場合でも、要配慮個人情報を使用する場合は各個人から同意をとる必要があると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>（理由） しっかりと同意をとろうとすると前者ではデータに偏りが出る可能性があり、後者はそもそも同意取得が不可能である事例に該当すると考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	レセプトデータ分析や後向き研究が改正後の法第76条に規定された学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。
186	施行令（案）第2条	<p>公表資料「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧」によれば、要配慮個人情報として、ゲノム情報の取扱いが、第10回個人情報保護委員会において議論されたものの、ゲノム情報は、政令第2条第2号の「医師その他の医療に関連する職務に従事する者により行われた・・・(中略)・・・健康診断その他の検査の結果」に含まれるので、重ねて規定する必要はないので、政令には明記しないこととした旨の説明がある。 しかし、日本医師会第XIV次生命倫理懇談会答申「遺伝子診断・遺伝子治療の新し</p>	事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>い展開－生命倫理の立場から－」（平成28年5月）でも指摘しているように、わが国の現状では、医師、医療機関と無関係な営業者による遺伝子検査ビジネスが広まりつつあり、今後、ゲノム情報が医療以外の分野で流通される事態も想定されることから、「ゲノム情報」は要配慮個人情報として政令中に明記しておく必要がある。</p> <p>【公益社団法人日本医師会】</p>	
187	<p>施行令（案）第2条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律にある「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」についてはJISQ15001:2006との差分を検討しなくて良いか？ ・思想 ・宗教（信条） ・民族 ・本籍地（出自） ・勤労者の団結権 ・団体交渉その他団体行動の行為に関する事項 ・集団示威行為への参加 ・請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項 ・性生活（性的指向） <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくことと考えています。要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
188	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>要配慮個人情報について</p> <p>（1）金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」6条に比べて、個人情報保護法施行令2条、個人情報保護法施行規則5条はセンシティブ情報の対象が狭められレベルダウンしている印象を受けます。金融庁ガイドライン6条やEU保護指令などに明記されている「労働組合への加盟」、「性生活」は追加すべきではないでしょうか。</p> <p>（2）改正個人情報保護法の立法担当者の解説書（日置巴美・板倉陽一郎『平成27年個人情報保護法のしくみ』67頁）を拝読すると、この個人情報保護法2条の要配慮個人情報に関する用語の意味は憲法14条1項と同様であると解説されています。そこで、金融庁ガイドラインにあって今回の改正で個人情報保護法の法令における要配慮個人情報にない用語をみると、「民族」、「政治的見解」、「門地及び本籍地」の3点がありますが、これは憲法の教科書によると、改正された個人情報保護法の法令の用語で読み替えが可能なようです（野中俊彦・中村 睦男・高橋和之・高見勝利『憲法1 第5版』292頁）。</p> <p>（3）しかし、これは全国の個人情報取扱事業者や国民に対して親切な立法や政策とは思えません。可能であれば施行令・施行規則に載せることが分かりやすいと思われるし、それが不可能であれば、今後、個人情報保護委員会等が策定するであろう各種のガイドライン等で明確化し、事業主や国民にわかりやすい説明をすべきと考えます。</p> <p>（4）資料「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定（案）一覧」の3ページ目の備考欄に、「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令（イ）の「健康診断その他の検査の結果」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されない」との趣旨の記述があります。これも上と重なります</p>	<p>（1）金融庁ガイドラインやEU保護指令などに機微情報として明記されている労働組合への加盟や性生活を要配慮個人情報とすべきとの御意見ですが、要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくことと考えています。このような考え方を踏まえ、本施行令案においては、法定の「病歴」及び「犯罪の経歴」に準じた取扱いが必要な情報であって、かつ、差別や偏見を生じるおそれのある情報として国民的なコンセンサスが形成されていると考えられる情報について、限定的に要配慮個人情報として定めることとしたものです。</p> <p>（2）（3）要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p> <p>（4）ゲノム情報が要配慮個人情報に該当することについては、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が、全国の個人情報取扱事業者や国民からみれば、分かりやすさの観点からは、ゲノム情報は要配慮個人情報に含まれると政令に明記すべきではないでしょうか。あるいは、同じ事柄は二重に書いてはならないというお役所の立法の作法が重要なのであれば、これも個人情報保護委員会などが今後作成するガイドラインなどで、ゲノム情報は要配慮個人情報に含まれることを事業者や国民に周知徹底すべきです。全国すべての事業者や国民が、霞が関の官僚の方々のように法律に強いとは思えません。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
189	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>（意見） 要配慮個人情報に、「国籍」や「本籍地」を含めるべきである。</p> <p>（理由） 例えば、「国籍」や特定の地域の出身者であることを理由とする不当な差別事案などがなかなかなくなる現状に鑑みれば、このような情報については慎重な取扱いが求められる。 そして、改正後の法や今回の政省令案ではこのような情報が要配慮個人情報であるとは読めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>単に国籍という情報は法的地位であり、それに基づく法の適用等様々な取扱いの区別が当初より予定されているもので、一般的に差別の要因になるものといえないことから、要配慮個人情報（人種）に該当しないと考えております。</p> <p>本籍地は、一般的に差別の要因になるものといえず、それだけでは要配慮個人情報に該当しないと考えております。ただし、御指摘のように特定の地域の出身者であることを調査するために本籍地を取得するような場合に要配慮個人情報の取得になり、法の適用を受けると考えております。</p>
190	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>要配慮個人情報の定義について</p> <p>1 法2条3項は、「要配慮個人情報」を、本人の人種、心情、社会的身分、病歴、犯罪により害を被った事実『その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等』が含まれる個人情報をいう、と定義している。</p> <p>2 今回の施行令改正案は、上記の『』の部分についての規定を設けているが、その内容は、障害、健康診断情報、疾病・傷害、逮捕・捜索等刑事処分の対象、少年法上の処分に限られている。これでは、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報」の極一部しか捕捉されていない。</p> <p>3 現行法体系において、「要配慮個人情報」と類似の規定は、職安法に基づく厚生労働大臣指針「求職者の個人情報の取扱いについて（平成11年労働省告示第141号、平成16年厚生労働省告示第391号）の第4において収集禁止個人情報が定められており、この先行的規制にある範囲が個人情報保護法においても同様に収集禁止となる範囲として取り扱われるべきであり、また、そうでないと、制定法間の齟齬も生じる。</p> <p>4 また、政令案は、本人を目視したり、撮影したりすることで、その外見上明らかな要配慮個人情報の取得を本人同意の例外としているが、疾病、傷害、障害などの一方的な情報取得は、個人の尊厳を大いに損なうので、このような例外規定は有害である。</p> <p>5 さらに、皮膚の色は要配慮個人情報ではないとする解釈がいられているが、世</p>	<p>個人情報保護法における要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して定めていくこととなると考えています。</p> <p>他方、御提示のあった職安法に基づく厚生労働大臣指針「求職者の個人情報の取扱いについて」（平成11年労働省告示第141号、平成16年厚生労働省告示第391号）の第4における収集をしてはいけない個人情報は、労働者の就職差別を禁止する等の観点から定められたものと理解しています。したがって、各々の法律の趣旨、目的が異なることから、個人情報保護法における要配慮個人情報と職安法に基づく厚生労働大臣指針における収集をしてはいけない個人情報との範囲が異なっても何ら問題はないものと考えております。</p> <p>また、身体が不自由であること等外形上明らかな場合、本人は社会生活を送るに当たって自身の要配慮個人情報が公に認識されることを想定していると考えられるため、第三者が客観的に認識した事項を記録することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際に、その都度本人同意を得る必要性は低いものと考えられることから、本施行令案において、例外規定を設けたところです。</p> <p>さらに、皮膚の色は、単に人種を推知させる情報であることから要配慮個人情報に含めないこととしました。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>界人權宣言第2条1項、市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条1項、人種差別撤廃条約第1条の各定義規定からしてかかる解釈は適切ではない。偏見と差別を生じる事由となる情報であることを踏まえた政令にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
191	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>1点ゲノム情報に関して、政令案では要配慮個人情報の定義を「本人」に限っている（2条2号、同3号）観点から、運用上のガイドラインを設けることを提案する。</p> <p>ゲノム情報はその特徴の1つとして、「ある者が特定のゲノム情報を有していること」と及び個人が「ある者と血縁関係にあること」という事実によって、個人の将来発症しうる可能性のある病気が科学的に判断できるということがある（単一遺伝子疾患）。</p> <p>そのため、例えば、要配慮個人情報として保護される「健康診断その他の検査の結果に基づき」「本人に対して」「診療」が行われたことの第三者提供を本人が同意した場合（または法23条1項3号に該当し同意が不要となる場合）に、本人の家族構成も含んで提供されるならば（診療録には家族構成が書かれることが多く、連絡先などとして、家族の氏名、住所等が記載される場合もある）、提供を受けた第三者は、ある病気を将来発症しうる可能性のある個人について、その存在を含む各種情報を得ることになる。</p> <p>政令案によれば、仮に、家族の氏名、住所等の情報が含まれる場合は、当該家族の個人情報として法23条2項に基づき第三者提供についてオプトアウトの措置がとられることになると考えられる。</p> <p>個人の「将来ある病気を発症しうる可能性のある」情報は、雇用や保険加入等において差別、偏見につながりうるという面がある一方、どのような提供がされるのかを個人が認識することで、情報の利活用に個人がコミットし、よりよい利活用ができる可能性・有用性がある。</p> <p>したがって、第三者提供はできるだけ多くの運用で本人が実際に知ることが有用だと考える。望ましい「通知又は容易に知り得る状態に置く措置」のあり方について、規則案7条1項1号、同2号にとどまらず、「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」（2号）についてガイドライン等で例示されることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ゲノム情報の第三者提供の在り方については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。</p>
192	<p>施行令（案）第2条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報として心身の機能の障害、健診結果を明記することは賛成です。 ・身分差別の原因となる本籍地や続柄についても、要配慮個人情報としてください。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。また、要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
193	<p>施行令（案）第2条</p>	<p>2 要配慮個人情報に関して（政令（案）2条、規則（案）5条）</p> <p>（1）意見</p> <p>医療情報については、個別法で別途規制するべきである。</p> <p>また、性的志向に関する情報など、要配慮個人情報に含めるべき情報が他にないか、さらに検討するべきである。</p>	<p>医療情報の個別法に関しては、本意見募集の対象外と考えますが、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>また、御懸念の研究が改正後の法第76条に規定された学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>さらに、要配慮個人情報の定めることによる過剰反応につき、検討するべきである。</p> <p>(2) 理由 DNA、病歴、診察歴等の医療情報は、第三者に漏洩されることによる損害が極めて大きいものである。しかし、その一方で、例えば希少な症例のデータは、研究機関等での研究のためには、機関相互に共有することのメリットが大きいものでもある。</p> <p>したがって、研究機関等に厳しい義務を課した上で、研究機関等の相互間での情報のやりとりについては柔軟に認めるといった施策が望ましい。</p> <p>こうした規制は、個人情報保護法に盛り込むのではなく、医療情報の管理に関する個別法を制定して対応するべきである。</p> <p>また、政令(案)における要配慮個人情報の範囲は、大きく分けて医療情報と刑事関連情報に大別されるが、配慮を要する個人情報はこれだけにとどまらないのではないか。例えば個人の性的志向は、それが特にLGBTなどセクシュアルマイノリティの人々のそれであれば、嚴重に秘匿しておきたいと考える人もおり、その意向は十分に尊重されなければならない。このように、要配慮個人情報の範囲が政令(案)のもので充分であるか、さらなる検討が必要である。</p> <p>逆に、政令(案)では、要配慮個人情報の範囲に人的な限定はなされていない。しかしながら、例えば政治家の健康状態や過去の犯罪歴などは、国民の正当な関心事であって、要配慮個人情報の名の下に秘匿されるべきものではない。確かに報道機関が報道目的で扱う場合であれば個人情報保護法の適用は除外される旨の規定はあるが、すでに個人情報保護法があることによる過剰反応が見られている段階で、政令(案)のように「要配慮個人情報」として保護されるべき情報を明示すると、さらなる過剰反応により、国民の知る権利が害されないかという懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>さらに、要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくこととなると考えています。なお、今般の改正により新設する要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p> <p>この他、要配慮個人情報の新設に伴い、周知広報に努めてまいります。</p>
194	施行令(案)第2条	<p>(該当箇所) 政令案第2条柱書 (意見) カッコ書「本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。」は、政令案第2条1号～3号が「本人の病歴」に準ずる情報、4号・5号が「犯罪の経歴」に準ずる情報として、それぞれ、特に配慮を要するものとして指定するという理解で良いのか。また、そうであるとして、これら以外の、「人種、信条、社会的身分」に準ずる情報は要配慮個人情報には指定しないという趣旨か。</p> <p>(理由) 個人情報保護法第2条第3項の「政令で定める記述等」のみを今回の政令・規則にて示しているものと思われるが、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」の部分に関しても、定義が不明瞭な部分を含んでおり、全体としてどういった情報が「要配慮個人情報」とされるのか、に関して、法令の範囲で明瞭に示すべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
195	施行令(案)第2条・規則(案)第5条	<p>● 該当箇所 政令(案)第二条、規則(案)第五条</p> <p>● 意見内容 要配慮個人情報の取得及び第三者提供の同意取得方法の詳細については、今後具</p>	<p>本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		体的に示されるという理解でよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	
196	施行令（案）第2条・規則（案）第5条	次の事項について、ご見解を伺いたい。 ○ 「個人情報の保護に関する法律施行令」第2条及び「個人情報の保護に関する法律施行規則」第5条関係 1. 施行令、規則の「要配慮個人情報」と、JIS Q 15001:2006 - 4.4.2.3の「特定の機微な個人情報」とは、必ずしも一致しないという理解でよろしいか。 2. 「本籍地」は、「要配慮個人情報」には該当しないという理解でよろしいか。 3. 司法書士が成年後見開始の申立書の作成を依頼され、申立人である親族から本人が精神障害であることの情報を取得する場合、この情報は「要配慮個人情報」に当たるところ、改正後の個人情報の保護に関する法律第17条第2項第1号又は第2号の規定により、本人の同意は不要であるとの理解でよろしいか。 【日本司法書士会連合会】	1. 要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。 2. 一般的に本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。 3. 要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
197	施行令（案）第2条第1号	身体障害、知的障害、精神障害等の情報が要配慮個人情報に含まれるとしているが、具体的な障害名を含まない情報（例えば「目が不自由」、「手が不自由」と記録すること）についても要配慮個人情報の対象となるか。実務上、目の不自由な顧客に対して代筆対応する ケースがあり、その際、代筆の理由として「目が不自由」、「手が不自由」と行内的に記録を残しておくことがあるため確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
198	施行令（案）第2条第1号	同号において規定される身体障害等の障害は、同号冒頭の例示にかかわらず、規則5条に列挙された各障害に限られると解してよいか。 【日本貸金業協会】	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
199	施行令（案）第2条第1号	政令第2条1号の「心身の機能の障害」について、特に後発性の疾患によって障害を負った場合、法2条3項の「病歴」に該当する可能性もあると思われる。すると、そのような場合は、政令第2条1号と法2条3項の「双方に該当する」のか「政令第2条1号のみに該当する」のか、「法2条3項のみに該当する」のか、それ以外なのかをご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	場面設定等条件によって様々なケースが想定され、個別の事例毎に判断することが適切であると考えられます。
200	施行令（案）第2条第1号	要配慮個人情報に係る本人同意の取得に関して、取引開始時の本人確認等に障がい者手帳の提示を本人から受けた場合は本人同意の取得があったと理解してよいか。 【一般社団法人 国際銀行協会】	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
201	施行令（案）第2条第1号	【意見】 「身体的特徴」についても含めるべきである。 【理由】 法的に「障害」と規定されるもののみ規定しているが、法的には「障害」と規定されないものの身体的特徴として差別的な扱いをされる場合があるものがある。自治体の定める個人情報保護条例には「社会的差別の原因となる情報」が含まれるが、法2条3項にはそのような規定はない。そのため、施行令にて明示する必要があり、施行令2条1号に含めないし別に定めを設けるべきである。	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】	
202	施行令（案）第2条第1号～第3号・規則（案）第5条	<p>顧客がいわゆる「認知症である」との情報は、医師の診断を受けた又は治療を受けている場合が要配慮個人情報に該当し、「認知症気味である」「認知症かもしれない」という言動は要配慮個人情報には該当しないという理解でよいか。また、金融商品取引業者等が、上記を満たす情報を、顧客本人から受領する場合は本人の同意によるものとみなされると考えてよいか。さらに、顧客の家族等から同情報を受領する場合は、当該家族は顧客の財産の保護を念頭に金融商品取引業者等に当該情報を伝達していると解されることから、法第17条第2項第2号に規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当すると考えてよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
203	施行令（案）第2条第1号・第3号	<p>政令第2条第1号（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること）および第3号（健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと）について、「障害があるという事実そのもの」または「指導・診療・調剤がなされたという事実そのもの」を要配慮個人情報として扱うのではなく、あくまでも「障害の内容」や「指導・診療・調剤の内容」について要配慮個人情報として取り扱うとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
204	施行令（案）第2条第2号	<p>（意見） 「医師等」とは、「医師その他医療に関連する職務に従事する者」とされているが、これに何が含まれているのか確認したい。例えば、柔道整復師や鍼灸師を含むのか確認したい。 （理由） 「医師等」の範囲を確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
205	施行令（案）第2条第2号	<p>「要配慮個人情報」（改正法2条）に「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」（改正施行令2条各号）を含めることについて、反対である。私たちは、国民の健康と命を守るという医学、医療界に所属する者の立場として、健康、医療情報を利活用することによって国民が利益を享受するという実績や国民的合意の無いままに、個人情報保護に過剰反応しているのは、極めて問題と考える。いまだ健康診断の情報をを用いた解析や研究の結果や事例が乏しいがために、現時点では関係学会や関係専門家における議論が成熟しておらず、今後様々な意見が出てくる可能性があることを鑑みると、健康診断の結果が要配慮個人情報となる対応は、時期尚早といわざるを得ない。また、健康、医療情報を将来の健康社会に向けて活用していくと</p>	<p>健康診断の結果を用いた研究が、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。また、改正法第43条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。</p> <p>また、本施行令第2条第2号に定める健康診断その他の検査の結果は、改正後の法第2条第3項で定めた病歴に準</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いう政府の方針そのものにも矛盾している。 (理由) 1 法改正の趣旨 そもそも、今回の改正の趣旨は、情報通信技術の発展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来したことを受けて、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」(改正法1条)ことから、パーソナルデータの有効な利活用を促進する点にある。</p> <p>この目的によるならば、「個人の権利利益を保護すること」は当然であるものの、他方で、パーソナルデータの利活用が不当に制限されないよう、「個人情報」の定義は明確かつ不当に広範にならないよう規定される必要がある。</p> <p>2 「要配慮個人情報」に該当するパーソナルデータの利活用が困難となることから、その範囲を明確かつ不当に広範にならないよう配慮する必要がある 改正個人情報保護法第2条では「要配慮個人情報」という概念を導入し、これに該当する個人情報については、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することが禁じられている(改正17条2項)。そして、要配慮個人情報については、その他の個人情報とは異なり、いわゆるオプトアウト手続によっても取得することができないこととされている(改正23条2項)。</p> <p>したがって、仮に、特定の利活用すべき膨大なパーソナルデータが「要配慮個人情報」に該当することになれば、膨大な数の個人から個別に同意を得る必要があるということになる。しかし、これはおよそ非現実的である。このため、「要配慮個人情報」を大量に収集・分析することでこれをビッグデータとして利活用することは、極めて困難になる。</p> <p>3 「要配慮個人情報」の範囲が不当に広がるおそれがあること いかなる情報が「要配慮個人情報」に該当するかについては、改正2条3項及び改正施行令2条各号において規定されている。</p> <p>ここで、改正施行令2条2号には、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果」と規定されている。</p> <p>しかしながら、「健康診断等の結果」を「要配慮個人情報」に含め、オプトアウト手続によっても取得を禁ずることは、今回の改正の趣旨に反するものであり、不当である。</p> <p>そもそも、要配慮個人情報に関する規定が設けられた趣旨は、その取扱い方法によっては差別や偏見を生むおそれがあることから、その取得に関して本人が関与できるようにしようとするものである。したがって、「要配慮個人情報」として政令で定めるにあたっては、当該個人に対する差別や偏見を生むおそれがあるものである必要がある。</p> <p>たとえば、学校保健法及び学校保健安全法施行規則に基づいて行われる学校における健康診断の項目は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 身長及び体重 二 栄養状態 	<p>ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにし、病気を特定させる可能性があることから要配慮個人情報として位置付けたところです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態</p> <p>四 視力及び聴力</p> <p>五 眼の疾病及び異常の有無</p> <p>六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無</p> <p>七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無</p> <p>八 結核の有無</p> <p>九 心臓の疾病及び異常の有無</p> <p>十 尿</p> <p>十一 その他の疾病及び異常の有無</p> <p>と規定されている（施行規則6条1項）。</p> <p>このうち「一 身長及び体重」、「二 栄養状態」、「四 視力及び聴力」、「十 尿」は、健康診断を経なくとも、児童または生徒の外観から判明しうるものや、様々な環境によって変化しうるものであって終生不変ではない事項であることからすれば、差別や偏見を生むものとは言えない。</p> <p>その余の項目についても、学校における健康診断の目的とその実施状況からすれば、差別や偏見を生むものとは言えない。すなわち、健康診断の目的については、「家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。」とされている。</p> <p>そして、</p> <p>「一般に、疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。特に、学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となる。そのような観点からは、学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当である。」</p> <p>と指摘されている（以上、文部科学省ホームページから http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/013/toushin/1343304.htm）</p> <p>つまり、学校における健康診断では「確定診断」が行なわれないことが想定されているのである。そして、「確定診断」が行なわれないのであれば、健康診断の結果によっても、病名等が明らかになるわけではない。とすると、健康診断の結果によって差別や偏見を生むとは考えられないのである。</p> <p>また、労働安全衛生規則において定められている健康診断（同規則43条から47条）について、その検査項目は、雇い入れ時の場合は、</p> <p>一 既往歴及び業務歴の調査</p> <p>二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査</p> <p>四 胸部エックス線検査</p> <p>五 血圧の測定</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）</p> <p>七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）</p> <p>八 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）</p> <p>九 血糖検査</p> <p>十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）</p> <p>十一 心電図検査</p> <p>である。また、定期健康診断の場合は、</p> <p>一 既往歴及び業務歴の調査</p> <p>二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</p> <p>四 胸部エックス線検査及び喀痰検査</p> <p>五 血圧の測定</p> <p>六 貧血検査</p> <p>七 肝機能検査</p> <p>八 血中脂質検査</p> <p>九 血糖検査</p> <p>十 尿検査</p> <p>十一 心電図検査</p> <p>である。いずれの項目においても、三ないし十一については、当該個人の外観から判明しうるものか、生活習慣及び環境によって変化しうるものであり終生不変のものではないことからすれば、差別や偏見を生むおそれはない。また、一及び二についても、現在の病歴を確定診断するものではない以上、差別や偏見を生むおそれがあるとはいえない。</p> <p>以上より、健康診断等の結果は、差別や偏見を生むものではないのであり、これを「要配慮個人情報」とする必要は無い。</p> <p>4 健康診断等の結果を利活用する意義が大きいこと</p> <p>母子保健法による妊娠届出票から乳幼児健診に至る母子保健情報、学校保健安全法による学校健診について、日本国民は原則悉皆で受診しており、その記録は自治体、あるいは学校に保管されているが、一定年限後、これらの紙資料は廃棄されている。一般的に、健康診断は大きく2つに分かれると考えられる。一つは母子保健（妊婦健診から乳幼児健診）、学校健診といった若年期の健診で、これは受診勧奨により児が健やかに成長することを目的としており、日本人の健康と成長をも示している。もう一つは、大人になってから受診する職域健診、人間ドック、特定健診であるが、これらは、必ずしも日本人全員が受診するというものではなく、病気への</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>罹患を早く知り重症化予防を目的としている。日本人が皆受診し、その健康の記録がきちんと取得されているのは、母子保健情報と学校健診情報のみなのである。昨今の医学では、人間が一生で罹患する外傷以外の多くの病気は、乳幼児（から学童初期）までに、生体の遺伝子が表現型を発出する際の環境への適応などで決まっているという学説が有力視されつつある（DoHAD学説）。上述のような、日本ならではの強みともいえる健診の制度にもとづく各種情報と、医学の動向を鑑みると、今後、日本人、ひいては人類の健康社会を実現するためには、成人になり病気を罹患する時期になってからの健診や医療だけではなく、より若年期の情報こそ、個人情報匿名化したきちんとした形で集積し、場合によっては本人や保護者のために可視化された結果を還元しつつ、集積された情報を学術的に疫学解析していくべきである。母子保健情報と学校健診情報とを接続していくことによって、今まで人類が解らなかった、人はどのように病気になっていくのかという理解につながる。ひいては、妊娠期の生活環境や、乳幼児期にどのようなことに気を付ければ病気になりにくいのか、また、成人期になってからの病気を超早期に予測して、発症を防ぐような医療を行うための研究ができるようになりえる。これらは、日本の社会保障の実現や、国際社会に対する日本の貢献として、きわめて重要な観点と考える。</p> <p>【京都大学大学院医学研究科薬剤疫学教授川上浩司他4学会29名】</p>	
206	<p>施行令（案）第2条第2号</p>	<p>（2）政令第2条第2号について</p> <p>要配慮個人情報のうち政令に委任された範囲は「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」である。しかしながら、政令第2条第2号のように「健康診断その他の検査の結果」と規定とした場合、例えば健康診断結果が健康であるというような本人に対する不利益が生じるとは考えにくい場合であっても、健康診断に関する情報であるというだけで要配慮個人情報に含まれてしまう。</p> <p>前記の通り、法律において政令に委任されている範囲は、あくまで「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」である。よって、要配慮個人情報の範囲が適切に定義づけられるよう、健康診断その他の検査の結果のうち、日常生活に影響を及ぼすなど特に配慮を要する結果に限定されるよう規定すべきである。</p> <p>【アジアインターネット日本連盟（AICJ）】</p>	<p>健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるため、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適切と考えております。</p> <p>また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。</p>
207	<p>施行令（案）第2条第2号</p>	<p>■該当箇所 （要配慮個人情報） 第二条二 「…医師その他医療に関連する職務に従事する者…」</p> <p>■意見 「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に「検診、検査等に関連する職務に従事する者」が含まれることをガイドライン等で明確にしたい。</p> <p>■理由 昨今、治療行為を伴わない、遺伝子、染色体等の検査のみを行うビジネスが増えているが、「医療」の語義は本来「病気や異常を治す」ことであるため、改正案の「医師その他医療に関連する職務に従事する者」では、そのようなビジネスに従事する者は含まれないという解釈も成り立ってしまうため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>遺伝子検査を実施する者等も、医師その他に関連する職務に従事する者に含まれます。要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
208	施行令（案）第2条第2号	<p>（該当箇所） 政令第2条 （意見） 第2条第2号は、検査結果のうち本人に対する不利益が生じるものに限定すべきである。 （理由） 要配慮個人情報、法律の定義上『本人に対する不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの』とある。第2号以外の号の項目は、その記述等自体がそれだけで差別等の不利益をもたらす蓋然性が極めて高いが、第2号の診断検査結果は、必ずしもそれらとならぶほどのものとはいえず、その内容によると思われるので、範囲が広すぎる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるため、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適当と考えております。</p> <p>また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。</p>
209	施行令（案）第2条第2号	<p>1. 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」第二条二号に関する意見</p> <p>健康・医療戦略における、ゲノム医療実現のためのバイオバンク事業では、住民の協力を得て、医師やその他医療に関連する職務に従事する者、従事する者以外の者による健康診断その他の検査の情報を収集することでバイオバンクを形成し、わが国のゲノム医療研究者に供して、ゲノム医療実用化のための研究を推進している。本政令（案）第二条二号にしたがうと、医療従事者による健康診断その他の検査の情報は要配慮個人情報であり、それ以外の者による情報は要配慮個人情報ではないとすると、大規模なバイオバンクのデータについて、両者を区別して管理し、個人情報取扱事業者の義務を遂行しなければならないが、この管理に関わるコストは膨大であり、現実的ではない。</p> <p>米国では、ゲノム医療実現のためにオバマ大統領が Precision Medicine Initiative を推進しており、医療従事者による健康診断その他の検査の情報だけでなく、市民からスマートフォンなどでの self-reported な健康その他の検査の情報の収集を計画している。わが国においても、IoT の推進のなかで、市民からの健康その他の検査の情報が収集されることが想定され、医療従事者による健康その他の検査の情報と、それ以外の者による情報と、同じ検査項目の検査値であっても、実施者によって区別して個人情報取扱事業者の義務を遂行しなければならないのは現実的ではなく、ゲノム医療の研究を阻害することになりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【東北大学 東北メディカル・メガバンク機構】</p>	<p>ゲノム医療実現のためのバイオバンク事業が、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。また、改正法第43条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。</p>
210	施行令（案）第2条第2号	<p>【令2条2号】DTC 遺伝子検査の結果が要配慮個人情報に含まれていないが含めるべき</p> <p>①令2条2号の「健康診断その他の検査」に、DTC 遺伝子検査（Direct-to-Consumer Genetic Testing）は含まないということか。</p> <p>②法が要配慮個人情報の規定を設ける趣旨が、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして」であるならば、DTC 遺伝子検査を含めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
211	施行令（案）第2条第2号	健康診断等の情報を病歴（要配慮個人情報）とすることに反対する。 （理由） 健康診断は大きく2つに分かれる。一つは、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診といった若年期の健診で、これらは受診勧奨により子供が健やかに成長することを目的としており、そもそも病気を発見し特定することを目的としたものではない。もう一つは、成人してから受診する職域健診、人間ドック、特定健診。これらは、病気への罹患を早く知り重症化予防をするというもの。いずれの健康診断においても、確固たる病名がつくわけではなく、そのときの健康の状態が記載・記録されるもので、今回の改正において病歴にあたるという解釈がされていることは間違いである。 【医療ビッグデータ・コンソーシアム】	健康診断の結果を病歴として位置付けているわけではありません。 本施行令第2条第2号に定める健康診断その他の検査の結果は、改正後の法第2条第3項で定めた病歴に準ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにし、病気を特定させる可能性があることから要配慮個人情報として位置付けたところです。御提示いただいた2種類の健康診断はともに、結果としてこれらの条件を満たしていると考えられます。なお、要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
212	施行令（案）第2条第2号	政令第2条2号の「予防」「早期発見」「健康診断」「検査」の係り受けについて確認いただきたい。「予防及び早期発見」は「健康診断」にかかっており、「その他の検査」にはかかっていないという理解でよいか。例えば、予防、早期発見以外にも、既に発見された病状の悪化具合を検査するといった目的で検査が行われることがあるが、それは「その他の検査」として政令第2条2号の要配慮個人情報となるのか、ご確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
213	施行令（案）第2条第2号	（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）第2条（要配慮個人情報）第2号ニ「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」 （意見） 「健康診断その他の検査の結果」全てではなく、その中で、特に疾病又は負傷を推知又は特定させる可能性があるものに限定される点を明確にすべきと思います。 （理由） 第10回個人情報保護委員会の「資料1 要配慮個人情報に関する政令の方向性について」に記載の「要配慮個人情報として政令で定める事項についての考え方」には、「健康診断の結果等は、ある個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があることを勘案するもの」と記載されています。この記載によれば、一般に病気を推知又は特定させる可能性がある検査数値等とはいえないもの（例えば単なる身長や体重の検査数値のみ）は「要配慮個人情報」に該当しないと理解されますが、この理解で正しければ、その旨を明確にすべきと考えます。また、「健康診断その他の検査」は、必ずしも「疾病の予防及び早期発見のため（下線追加）」に限られるものではないものと思料いたしますので、「早期」の文言は不要と思料いたします。 【欧州製薬団体連合会】	健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるため、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適切と考えております。 また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。
214	施行令（案）第2条第2号	政令第2条2号の「医師その他医療に関連する職務に従事する者」には、医師、看護師以外にどのような職務に従事する者が含まれるのかご回答いただきたい。いわゆる医業類似行為の職務に従事する者は含まれないという解釈でよろしいか併せてご回答いただきたい。	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
215	施行令（案）第2条第2号	政令2条2号の「結果」とは何か。例えばレントゲン写真や心電図そのものは「結果」か。また、所見（●●の病気の可能性が高い、再検査を要する等）も「結果」か、確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
216	施行令（案）第2条第2号	（意見の趣旨） 「要配慮個人情報」（改正法2条）に「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」（改正施行令2条各号）を含めることについて、反対である。 （意見の理由） 「健康診断等の結果」を「要配慮個人情報」に含め、オプトアウト手続によっても取得を禁ずることは、今回の改正の趣旨に反するものであり、不当である。 成人になり病気を罹患する時期になってからの健診や医療 だけではなく、より若年期の情報こそ、個人情報を匿名化したきちんとした形で集積し、 場合によっては本人や保護者のために可視化された結果を還元しつつ、集積された情報を 学術的に疫学解析していくべきである。 【個人】	健康診断の結果を用いた研究が、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。また、改正法第43条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。 また、本施行令第2条第2号に定める健康診断その他の検査の結果は、改正後の法第2条第3項で定めた病歴に準ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにし、病気を特定させる可能性があることから要配慮個人情報として位置付けたところであります。
217	施行令（案）第2条第2号	2 ページ目 第二条 二号 同号において「健康診断等」～ →次号において「健康診断等」～ 【個人】	法令規定のルールとして、法令の文章中で最も近い前の場所に表示された条、項、号等の字句をうけて、同一の対象であることを示す場合に用いられるのが、「同」であるため、「(同号において「健康診断等」という。）」が適切な記述となります。
218	施行令（案）第2条第2号	該当箇所 施行令2条2意見 「医師その他の医療に関連する職務に従事する者」の範囲をどれくらい広く考えればよいか。 理由 ここに含まれる個人ゲノム情報は、医療関連の資格がない人によって検査されることがある。（例えば消費者直販型遺伝子検査会社の検査や、大規模ゲノムコホートなど。）医療関連の資格がない人によって検査が行われても、法でいう「差別や偏見、その他の不利益」が生じる点は変わりないと考えられるので、これらも含まれるという理解でよいか。 【個人】	事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
219	施行令（案）第2条第2号	該当箇所 施行令2条2意見 「医師その他の医療に関連する職務に従事する者」の範囲をどれくらい広く考えればよいか。 理由	事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ここに含まれる個人ゲノム情報は、医療関連の資格がない人によって検査されることがある。(例えば消費者直販型遺伝子検査会社の検査や、大規模ゲノムコホートなど。) 医療関連の資格がない人によって検査が行われても、法でいう「差別や偏見、その他の不利益」が生じる点は変わりないと考えられるので、これらも含まれるという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
220	<p>施行令(案)第2条第2号</p>	<p>(2) 改正後政令2条2号について 改正案では、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者……により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査……の結果」が要配慮個人情報に該当するものとされている。ここでは、①「健康診断その他の検査……の結果」が直接的な客体要件として機能するものとされているようであるが、さらに、②「本人に対して」(対象要件)、③「医師その他……により行われた」(主体要件)、④「疾病の予防及び早期発見のため」(目的要件)という3つの要件が加わり、相当程度に限定された範囲のみを要配慮個人情報とすることが意図されているようである。</p> <p>しかし、この規定のしかたは適切でないと言わなければならない。以下、①要件と②～④要件に分ける形で記述する。</p> <p>(ア) ①の客体要件について</p> <p>①の客体要件については、要配慮個人情報の規制根拠に照らし、政令において広すぎる指定となっていることが懸念される。すなわち、法2条3項は、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等」と定めており、「不当な差別、偏見その他の不利益」に直結する情報であることを要求していると見られる。ところが、健康診断情報それ自体は極めて多様な検査項目を含んでおり、疾患等の存在を示唆する意義を有し、それゆえ「不当な差別、偏見その他の不利益」に直結するものばかりではない。たとえば、通常の血液検査で必ず検査される平均赤血球容積(MCV)は、赤血球の大きさを示す検査項目であるが、この数値自体の大小が特定の疾患を示すわけではなく、貧血が存在する場合に、その病型や原因等を診断する補助情報として有用であるに過ぎない。現状の改正案では、法の定める「不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」点の判断がされないまま、上記の平均赤血球容積のような検査項目までも要配慮個人情報に指定される結果となっている。これは、規制対象情報をどの範囲とするかという客体要件の問題であるため、②～④の限定を付したとしても克服することはできず、現状の改正案の規定は法の委任範囲を逸脱した規定であると言わざるを得ない。</p> <p>①の客体要件については、「健康診断その他の検査……の結果のうち、特定の疾病その他の不当な差別、偏見その他の不利益を惹起しうる心身の状況にあることを了知又は相当程度の可能性をもって推知しうるもの」というように改めるべきであると考える。そうでなければ、疾患等の有無とは無関係であり、したがって差別等の原因とならない検査項目を除外することができず、法の委任範囲を逸脱したものとして違法・無効な規定となるものと考えられる。</p> <p>(イ) ②～④の各要件について</p> <p>②～④の各要件については、逆に、規制範囲の限定が過剰であり、規制範囲から脱</p>	<p>健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるため、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適当と考えております。</p> <p>また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。</p> <p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報が要配慮個人情報に該当することや要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>落する情報が多すぎることで、情報が流通する際に社会的混乱を招きかねないことが懸念される。特に、③の主体要件と④の目的要件が問題である。</p> <p>・③要件について</p> <p>③の主体要件については、以下の2つの問題がある。</p> <p>第1に、③の要件によって、医師等以外の者が行った検査結果は要配慮個人情報から脱落することになるが、これでは、近時急速に増加している、一般事業者による遺伝子解析サービスなどは規制範囲から脱落することになる。これらの事業者による遺伝子検査等は、まさに、特定個人の遺伝情報を一般事業者が保有することになる点で、十全な規制を必要とすることが各方面から指摘されている分野である。それにもかかわらず、現状の改正案ではこの場面が要配慮個人情報としての規制から抜け落ちることになり、規制の意義が大幅に失われることになりかねない。③の主体要件の趣旨は明確でないが、医師等が行った検査の方が信憑性が高く、差別等の原因になりやすいことが考慮されたのだろうか。しかし、上記のような一般事業者によって解析された遺伝情報も、十分な信用性を持ちうる社会状況が存在すると考えられ、要配慮個人情報としての規制範囲に含めるべきであると考えられる。</p> <p>第2に、③の要件の存在により、同じく健康診断情報であっても、実施者が「医師等」に該当する場合と該当しない場合で取扱いが異なることになる。しかし、健康診断は、医療機関で行う場合もあれば、学校健診や職場健診のように養護教諭等の医療資格を有しない者が実施する場合もあり、同じ健康診断の中でも、検査項目によって医療従事者が行うものとそうでない者が行うものとが混在する場合もある。そのような場合に、検査項目ごとに、医療従事者が行ったものか否かを記録し、情報の第三者提供等の際にも当該実施者情報をすべて検査項目ごとに添付して提供しなければならないことは極めて煩瑣であり、医療情報の利活用を大きく阻害する要因になりかねない。医学・生命科学研究の分野では、既に大規模研究プロジェクトにおいて第三者による利活用が開始されている健診情報等も大量に存在するが、既存の情報には取得時情報が付せられていないため、現存する健診情報につき、取得機関に取得時の状況等を再度個別項目ごとに問い合わせるなどする必要があることになる。しかし、このようなことは研究機関に過剰な負担を強いるものであり、仮に問い合わせたとしても、健診実施時の担当者の記録が存在するとは限らないため、現実的にこの点の情報を入手することは不可能であると言わざるを得ない。③の主体規制は、新規に情報を取得する場合の行為規制として導入するのであれば一応の合理性が認められるものの、要配慮個人情報の規制のような（既存の情報を含む）流通段階を含めた規制に導入すると、流通段階では当該個人情報のみからは規制範囲内にあるかどうか分からないことになるため、著しい社会的混乱を招く危険性が高い。</p> <p>以上の2点の理由から、③の主体要件は削除すべきであると考えます。</p> <p>・④要件について</p> <p>また、④の目的要件に関しても問題がある。この要件についても、③要件に関して述べたのと同じく、情報流通時に取得時の目的を添付しなければならず混乱を招くことが指摘できる。さらに加えて、純粹の医療目的（疾病治療の目的）で行われた検査の結果に関しては、④の目的要件に該当せず、これも規制範囲から脱落するよう見えるが、それで良いのかどうかは問題である。医療目的の場合にも、疾病の</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>予防や早期発見を目的とする検査は行われる場合がある（たとえば、ある医薬品の服用開始直後に行う血液検査は、当該医薬品の副作用が出現していないかを確認する目的を有することが多く、「予防」「早期発見」の目的を有することになる）ため、この目的規定の書き方では、医療目的の検査結果が要配慮個人情報に含まれるのかが極めて不明確となり、これも検査項目ごとに異なる可能性も高いことから、社会的混乱を惹起しかねない。</p> <p>私見としては、情報流通時の混乱を防ぐためにも、④の目的要件も削除し、医療目的の場合もすべて要配慮情報としての取扱いを行うものとするべきであると考えますが、仮に目的要件を入れ、医療目的を排除する方針を維持するのであれば、「予防及び早期発見」の文言は實際上医療目的を大幅に含むことになるため、「疾病等の治療の目的を有しない場合」という文言を追加すべきであると考えます。</p> <p>（ウ）まとめ</p> <p>以上の検討をまとめると、改正後政令2条2号については、①の客体要件が明白に法の委任範囲の逸脱となっており、これを委任範囲内に留めるよう改めることは、適法性を維持するために必須であると考えられる。また、②～④の各要件については、特に③の主体要件の存在ゆえに、情報の流通にあたり著しい社会的混乱を招く危険性があり、妥当性の観点から大きな問題があると考えられる。②～④の各要件については、上記の提案の通りに修正することが強く望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
221	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 第二条（要配慮個人情報）では、「第二号 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」、「第三号健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」とされており、医師等（医師その他医療に関連する職務に従事する者）が作成した記述等は、要配慮個人情報として規定されています。</p> <p>一方で、同条ではケアマネジャーを含む介護従事者が作成した記述等は、要配慮個人情報として規定されておられません。</p> <p>しかし、例えば、ケアマネジャーが作成するサービス計画（ケアプラン）には、介護認定審査会の意見が付される場合もあり、介護従事者が作成した記述等において、医師等が作成した記述等を基にした記載が行われる場合もあると推察します。</p> <p>今後、医療介護連携が進められるなかで、医療従事者と介護従事者間で医療情報や介護情報の共有化が進められていくことになるかと思われませんが、取り扱われる情報の法令的な位置付けが、それを作成した職種により差が生じるのであれば、職種間での個人情報の取扱いについて認識の差が生まれ、現場での混乱を招く可能性もあります。</p> <p>については、介護従事者が作成した記述等においても、要配慮個人情報として規定すべき情報があると考えられることから、政令の策定においては、一定の配慮をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本薬剤師会】</p>	<p>要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくこととすると考えています。</p> <p>介護に関する情報を定めていないのは、介護はむしろ関係者間で情報共有することが重要な分野で、地域でのサポートに必要な不可欠な情報であること等によります。いずれにしても、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、要配慮個人情報であっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を取得することが困難であるとき」は、本人同意なく取得することが可能であり、そのような場合の情報共有には支障がないものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
222	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>ADR 機関等は、顧客等である申出人からの苦情等を受け付け、必要に応じて事業者への取次ぎをしている。</p> <p>こうした業務において、直接本人から苦情等が寄せられるのではなく、第三者が介在したかたちで苦情等の受付を行う場合があり、要配慮個人情報の取得にかかる本人同意を得るという作業は極めて困難であり、顧客利便性が低下するおそれがある。</p> <p>したがって、例えば以下の事例が要配慮個人情報の取得に該当する場合に、同取得は、法第17条第2項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人同意を不要とする取扱いでよいか。</p> <p>【問題となる事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「母親 A が病気で寝込んでおり、医者から安静にと言われているため、私（子息）が銀行窓口で親の預金口座から入院費用を引き出したいと思うが、可能か」（Aの子息からの相談） ② 「母親 A は、医者からアルツハイマーと言われており、まともに話ができる状態ではないため、代わりに相談を申し出た。」（Aの親族等からの相談） ③ 「本日、相談室に来所する予定だったが、母親 A が転倒し、負傷した。医者からもらった湿布薬で状態は落ち着いているが、念のため、来所日時を変更してもらえないか。」（Aの子息からの相談） ④ 「母親 A が振り込め詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Aの子息からの相談） ⑤ 「両親で息子Aの銀行口座を管理していたが、過去に、母親（妻）が息子Aの銀行口座を売却してしまったため、息子Aの銀行口座が開設できなくなってしまった。どうすればよいか。」（Aの父親からの相談） <p>なお、「法2条3項の「犯罪の経歴」の「犯罪」とは、本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味すると理解している。法第2条3項の「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」も、これと同義という理解でよいか。この理解でよい場合、例えば、上記④の「母親 A が振り込め詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Aの子息からの相談）について、母親Aの振り込め詐欺被害の情報は、そもそも要配慮個人情報には当たらないとの理解でよいか。ADR 機関等においては、預金者等から「何者かによって預金通帳・キャッシュカードが盗まれた」等のこの種の申出を多数受けており、これらの情報は、いずれも「犯罪により害を被った事実」を推知させる情報にすぎず、「要配慮個人情報」に当たらないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
223	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>政令案第2条第2号および第3号に関連して、例えば風邪、腰痛、高血圧による調剤など比較的軽度と考えられるもの、あるいは「異常なし」の診断は、法でいう「本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じるもの」には該当せず、要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
224	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>「その他医療に関連する職務に従事する者」として「薬剤師」「登録販売者」について検討しなくて良いか。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
225	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>・「その他医療に関連する職務に従事する者」として「薬剤師」「登録販売者」について検討しなくて良いか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等において明確にしております。
226	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>（要配慮個人情報）第二条 第二項～第三項に示された記述等について。</p> <p>（意見） 検診等における情報取得の同意の取扱いについて、政令等で明示頂きたい。</p> <p>（理由） 今回パブリックコメントの対象とされている政令・施行規則の記載事項ではなく法の記載事項ですが、要配慮個人情報は「法令に基づく場合」は同意無く取得できることになっています。政令では病歴に加えて検査結果と指導・調剤記録を対象と定めておりますが、これらの情報は法では規定されていない、一般の健康診断・人間ドック等でも取得する情報です。これらの場合の情報取得等においては、法に示されている（オプトアウトでは無い）直接的な同意取得が必要と解釈されるのでしょうか。もし、同意取得が必要と解釈される場合、健診・人間ドック等を受けることに伴い必然的に発生する情報取得であることから、受診申込を持って黙示の同意が行われていると解釈を行うことが可能であるか明確ではありません。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	健診受診時の本人同意については、ガイドライン等において明確にしております。
227	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>（要配慮個人情報）第二条 第二項～第三項に示された記述等について。</p> <p>（意見） 医療機関等の公益的活動が同法施行に伴って必要以上に縮退することのないよう、前記のような情報の取扱いについて、政令等で明示頂きたい。</p> <p>（理由） 医療機関等で取得された要配慮個人情報であるこれらの情報は、当該個人情報を提供した個人に対する療養の給付（法の定めによる情報取得主体による利用、及び、（保険者等への）第三者提供）、所謂がん登録法等による情報提供（法の定めによる第三者提供）の他、医療機関（情報取得主体）自身の運用（運営状況の分析等）、その職員の教育訓練、その学生・研修医等の教育目的で一般的に利用される他、国民の健康・福祉、あるいは、医学の発展等の公益目的で、情報取得主体自身で利用、あるいは、第三者提供されることが通例となっております。しかしながら、法・政令案・施行規則案等ではこれらの「法に基づいて取得された情報の、法に基づかない公益目的等での利用」について明示されておられません。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	医療機関等における利用目的の特定等については、ガイドライン等において明確にしております。
228	施行令（案）第2条第2号・第3号	<p>（要配慮個人情報）第二条 第二項～第三項に示された記述等について。</p> <p>（意見） 「共同利用」の範囲をどのように規定するべきであるのか等について、政令・施行規則・ガイドライン等で明示頂きたい。</p> <p>（理由） 法に定める個人情報の「共同利用」について、本政令案・施行規則案でも取り上げられておりますが、「共同利用」の定義を明確に示した記述は存在しないと思われま。医療機関自身の情報運営においても、取得した個人情報の外部保存や運営分析・教育・研究目的での分析等の外部委託（あるいは外部機関との共同情報分析研究）などが行われる他、複数医療機関や医療機関と学術機関との間での診療（地域</p>	共同利用の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>連携医療)・教育(複数機関による共同での学生・研修医教育)・研究(複数診療機関・学術機関による他施設大規模データベース研究)・運営分析(複数医療機関による運営情報比較等のデータベース事業)・公益目的等での情報共有や共同情報取得などが広く行われております。一方で、共同利用の範囲を野放図に広げてしまうと、要配慮個人情報の管理が行き渡らず法の精神が損なわれてしまいます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	
229	<p>施行令(案)第2条第2号・第3号</p>	<p>■該当箇所 (要配慮個人情報) 第二条二、三 * ポイントを抜粋 要配慮個人情報として、 (二項) 医療従事者等により行われた疾病の予防・健康診断・検査の結果 (三項) 本人に対して医療従事者等が行った指導・診療・調剤(に関する記述)</p> <p>■意見 地域医療提供体制の維持、医療機器や医療技術の研究開発・医療政策への活用・新たな健康 サービス創造等、公益に資する事業活動に医療等情報の利活用が滞ることがないように配慮いただきたい。具体的には、医療機関における要配慮個人情報の取得や第三者提供を、従来のような黙示による同意(患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要な場合において、個人情報の利用目的を院内掲示等により明示すること)でよしとするなど、ガイドライン等で 配慮していただきたい。</p> <p>■理由 医療費の適正化・医療資源偏在の解消等の観点から医療情報連携、さらには多職種間の情報 共有である地域包括ケアシステムが国策としても推進されている。また、医療等情報を医学研究・医療技術の発展ために活用したり、医療政策立案や個人向けの新たな健康サービス等に活用したりするニーズも大きい。しかし、このような医療等情報の共有・活用は、医療等情報が 要配慮個人情報に該当し、「個人情報の取得にあっては原則として本人同意を得る」「オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない」とされたため、運用負担の増大とともに、罰則規定などに萎縮し医療等情報の活用が抑制される懸念がある。 そのため、公益に資する事業活動において、医療等情報の利活用が滞ることがないように法整備も含めた措置を検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>医療機関における本人同意については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
230	<p>施行令(案)第2条第2号・第3号</p>	<p>「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧」3頁の備考欄では、「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令(イ)の「健康診断その他の検査の結果」及び政令(ウ)の「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている」とあるが、ここでは、政令第2条2号、3号の「医師その他医療に関連する職務に従事する者」、「健康診断その他の検査の結果」及び「診療」が展開されているところ、当該解釈は政令の一部を構成すると考えるべきか、それとも、単なる参考であり、行政や裁判所等を拘束しないものなのかについて明らかにしていただきたい。なお、遺伝子検査以外の目的で遺伝子を取ることがあり得るところ、この整理ではそのような場合が抜け落ちてしまわないか、確認していただきたい。また、いずれにせよこの点は重要事項であるから、一定範囲で重複する可能性があっても政令上に明記すべきではないか、ご検</p>	<p>「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧」3頁の備考欄の記述は、本施行令第2条に定める要配慮個人情報の定義の解釈を一部示したものです。要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>討いたきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
231	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>（意見）</p> <p>医療従事者によって行われた健康診断を含む全ての検査結果、およびその結果に基づいて行われた指導や診療、調剤は要配慮情報となっているが、これはすなわち、病名に限らず、全ての医療（診療）情報は要配慮情報であるという認識で正しいか？例えば、血糖値など検査値のみの場合であっても要配慮個人情報となるのか？</p> <p>（理由）</p> <p>この政令（案）だと、結果的に全ての医療に関する情報は要配慮情報として取り扱う必要があるように読み取れたため。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
232	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>医療に関わる疫学研究を実施している立場のものです。</p> <p>病歴に関連する情報が要配慮情報として匿名化しても第三者の使用に個人の同意が必要（オプトイン）となることに強く反対します。</p> <p>アカデミアが行う医学的研究はすべて患者同意が必要となり、big data を用いた解析はすべて実施できなくなります。</p> <p>そもそも保険診療は国や地方自治体、事業主などの負担の元に成り立っており得られた情報を社会のために提供することは、受益者たる個人の義務です。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>病歴に関する情報を用いた研究が、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。また、改正法第43条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。</p> <p>また、本施行令第2条第2号に定める健康診断その他の検査の結果及び同施行令第3号で定める保健指導の内容、診療情報、調剤情報は、改正後の法第2条第3項で定めた病歴に準ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにし、病気を特定させる可能性があることから要配慮個人情報として位置付けたものです。</p>
233	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>要配慮個人情報におけるゲノム情報の対象について、より明瞭にしていきたいと思います。</p> <p>資料「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定（案）一覧」の3頁、備考欄に下記の記載がある。</p> <p>『第10回委員会資料にある「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令（イ）の「健康診断その他の検査の結果」及び政令（ウ）の「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている。』</p> <p>しかし、「遺伝子検査」の中には、医療機関で行われ疾患の診断等を目的とする「遺伝学的検査」と、主に民間企業がサービスとして実施する「消費者向け遺伝子検査ビジネス」とがある。</p> <p>（参考 厚労省第4回ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース資料4 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/160127_s4.pdf）</p>	<p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>後者は「医療」行為ではなく、したがって、従事する者も「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれず、結果も「健康診断その他の検査の結果」及び政令（ウ）の「診療」には含まれないと考えられるが、こうした民間の消費者遺伝子検査ビジネスで得られたゲノム情報は、要配慮個人情報に含まれないのか。</p> <p>現在の「遺伝子検査ビジネス」では単一遺伝性疾患等は取り扱っていないが、将来のことを考えると、要配慮個人情報の定義を、ゲノム情報の種類によってではなく、医療者・医療機関が取得したものに限定する根拠がわからない。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
234	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>副作用報告に関連して、患者の「名前のイニシャル」、そして「年齢」は行政や企業に報告する場合必要なのですが、往々にして個人情報保護法を曲解して、これらの情報はこの法律に抵触するとの理解で、記入されないことがあります。</p> <p>しかし、これらの情報はいろいろな場合に患者同定の最低情報として必要なのです。例えば、同じ症例がある時期に論文として雑誌に症例報告として報告された場合、もしこの二つの情報がないと一つの症例を二度も、三度も別症例として取り扱われる可能性があるのです。</p> <p>このことは特に医療関係者の間ではその理解があいまいなので、施行規則のようなところに明記すべきなのです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
235	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>○要配慮個人情報の主体要件の削除 個人情報の保護に関する法律施行令第二条第二号・第三号</p> <p>現在定義されている主体要件のままでは、医師等（遺伝子検査を実施する者も含む）以外の者が行う検査結果等、つまり、最近急増している、一般事業者による遺伝子解析サービス（DTC 遺伝学的検査サービスや親子鑑定）などは、要配慮個人情報としての規制範囲から脱落することになるのではないかと考える。そのため、主体要件（『医師その他……により行われた』）は削除すべきであると考えます。</p> <p>一般事業者による遺伝子解析サービスでは、特定個人の遺伝情報を一般事業者が保有することになること、また、そのようなサービスから提供される情報からも、サービス利用者に健康不安等の影響を与え得ること、また、不利益につながり得る社会状況が存在することから、十全な規制を必要とすることが各方面から指摘されている。要配慮個人情報としての規制から抜け落ちた場合、規制の意義が大幅に失われることになると考えられるため、要配慮個人情報としての規制範囲に含めるべきであると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
236	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>要配慮個人情報のうち政令に委任された範囲は「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」となっています。</p> <p>また、ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォースの取りまとめにおいては、「単一遺伝子疾患、疾患へのかかりやすさ、治療薬の選択に関するものなどに関する「ゲノム情報」は配慮を要すべき情報に該当する場合があると考えられる」とされ、配慮を要するか否かはケースバイケースであることが示されています。</p> <p>しかし、今回の意見募集において「関連資料、その他」として添付されている「個</p>	<p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定（案）一覧」においては、「第10回委員会資料にある「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令（イ）の「健康診断その他の検査の結果」及び政令（ウ）の「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている」と記載されています。</p> <p>遺伝子検査の中には、疾患リスク等の確率情報を提供するサービスも存在するところ、このようなサービスは、非医療従事者が、タバコを吸っているか否かをアンケートとして質問し、その回答結果によりWHOの研究結果等を参考にタバコを吸っていない方と比べてどの程度疾患リスクがあるのかを示していることと同様のことを行っているにすぎないものです。</p> <p>このような疾患リスク等の確率情報を提供するサービスから不当な差別等が生じるとは通常考えられないところ、遺伝子検査を用いて疾患リスク等の確率情報を提供する事業者もタバコのアンケート等を用いて疾患リスク等の確率情報を提供する事業者も「医師その他医療に関連する職務に従事する者」には該当しないと考えるのが妥当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>もし仮に、遺伝子検査を用いて疾患リスク等の確率情報を提供する事業者とタバコのアンケート等を用いて疾患リスク等の確率情報を提供する事業者において異なる取扱いをするのであれば、その理由をお示しください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
237	<p>施行令（案）第2条第2号・第3号</p>	<p>（該当箇所）政令第2条第2号、第3号 （意見）「医師その他医療に関連する職務に従事する者」（医師等）という限定は不要ではないか。</p> <p>（理由）医学的な検査であっても、研究者のように「医療に関連する職務に従事する」とは必ずしも言えないものにより検査が行われることがあり、さらには、いわゆるDTC遺伝子検査のように、医師等が全く関わらないで行う検査であっても、本号規定の結果と同様に要配慮個人情報として扱うべき情報が含まれるものと思われるが、そういった場合には要配慮個人情報としない、というのであれば、一旦医師等以外によりこれらの検査を行った上で、医師に情報を提供することによって要配慮個人情報としての扱いをしなくて良い、という脱法行為への誘導も起こりかねない。</p> <p>第3号に関しても、医師以外による指導であれば、例えば遺伝子検査に基づいた指導であっても（場合によっては医師法違反の医行為になる行為であっても）要配慮性が低いというのはおかしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。</p>
238	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>検査結果や病名等具体的な病歴に係る情報は含まない単に「入院している」旨の情報は、要配慮個人情報には該当しないものと解してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。</p>
239	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>■該当箇所 （要配慮個人情報） 第二条三</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、…」</p> <p>■意見 「その他の心身の変化」に「障害」に至らないレベルの生まれつきの不具合についても含まれることをガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p>■理由 「その他の心身の変化」では、身体障害には至らない歯列矯正や手術等の医療行為の対象となる生まれつきの身体の不具合等、本人が変化であるか生まれつきの状態であるかを識別できていないようなケースが漏れてしまうため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	
240	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>（意見） 医師等による指導又は診察もしくは調剤の記録すべてが対象となっており、範囲を限定するべきである。</p> <p>（理由） 風邪等の一般的な病気や軽微な怪我等が明らかになることで、個人のプライバシーが侵害されるとはおよそ考えられず、むしろ、ヘルスケアや日常生活において考慮される方が本人にとって有益である。ヘルスケア事業のみならず日常生活に係る様々な分野の事業においても弊害をもたらし、また新規産業の振興においても萎縮することが予想されるため、範囲は限定されるべきである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
241	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>「医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」を要配慮個人情報とすることに反対する。</p> <p>（理由）</p> <p>(1) 薬害が防げないこと スモンに代表されるように、症状が薬剤由来であるかどうかの判断は医療専門家であっても困難な副作用もある。米国で訴訟問題にまで発展したある薬剤の発癌性などを見た場合、医療データを適切に分析できて初めてその考察が可能となるものであり、数多の医薬品に対して公的機関だけでこうした薬害監視分析をすることは現実的でない。結果として、国外においてその分析結果が得られるまで、国内でのその副作用被害は拡大を続けることになる。</p> <p>(2) 創薬競争力に大きなハンデキャップが生じること 各疾患領域の国際医療学会では昨今、医療現場のリアルワールドデータを適切な補正方法によって分析し、高いエビデンスで有効性を示す研究が増えつつある。今後はこうしたアプローチによって適応症が他国では追加承認されていく流れが容易に想像される。今回の改正によって国内では民間企業が医療現場のデータを活用できない環境となった場合、グローバル製薬企業のほとんどは日本国内ではなく他の国で適応の追加申請を行うことになる。</p> <p>(3) 社会保障費の適正化に医療ビッグデータを利用できなくなること 医療ビッグデータの分析・利活用がビジネスに定着している米国などにおいては、匿名化情報をオプトアウトを前提として利用する考えが浸透しており、その前提の下でこそ大規模な病院や施設チェーンを結ぶデータ解析や、企業健保から取得される検診データ・アウトカムデータの分析が可能となっている。製薬会社の創薬開発</p>	<p>差別や偏見を生じるおそれがある観点から診療情報や調剤情報を要配慮個人情報に位置付けることは適切であると考えております。</p> <p>一方で、副作用報告、民間企業の創薬、社会保障費の適正化への医療ビッグデータの活用などデータの利活用も重要であると考えております。御指摘の内容は、個人データの保護と利活用のバランスを図る上で、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>や、企業による従業員の健康増進プログラムが定着し、医療ビッグデータ利活用を公益に資するものできている背景には、こうした適切な匿名化データ利活用の土壌があるからに他ならない。</p> <p>民間主導でビジネスとして社会実装される形で、医療ビッグデータの利活用が進む余地を残すことが肝要である。オプトインによる第三者提供同意取得は、蓄積させる医療データのバイアス、品質低下を招き、民間企業から見た日本の医療ビッグデータ分析市場の価値を著しく低下させ、結果、企業からの投資・参入が極めて小さな規模となってしまう懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">【医療ビッグデータ・コンソーシアム】</p>	
242	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）第2条（要配慮個人情報）第3号「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」</p> <p>（意見） 「疾病、負傷その他の心身の変化」ではなく「疾病、負傷その他の心身の状態」と定めるべきと思います。</p> <p>（理由） 「心身の状態の改善のための指導」等が行われるのは、「心身の変化を理由と」する場合、つまりある状態からある状態へ「変化」した場合に限らず、原始、先天的な場合又は変化があったか否かが不明な場合も含まれるものと思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">【欧州製薬団体連合会】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
243	<p>施行令（案）第2条第3号</p>	<p>【該当箇所】 法律施行令2条3号</p> <p>【意見】 ゲノム情報を含むことを明示すべきである。</p> <p>【理由】 「個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定（案）一覧」では、『ゲノム情報』については、遺伝子検査を実施する者は『医師その他医療に従事する者』に含まれ、また、その結果は政令（イ）の『健康診断その他の検査結果』及び政令（ウ）の『診療』にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている」と記載されている。</p> <p>法律施行令2条3号は、「疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査」について規定をしており、少なくとも「その他の検査」とは、「疾病の予防及び早期発見のための健康診断」に類するものに限定される規定がされている。ゲノム情報に関しては、遺伝子検査として現在商業的に行われているものは、「疾病の予防及び早期発見」のためのものではなく、それに準じるものではなく、健康診断に準じるものでもなく、確率的な疾病罹患可能性を示すにすぎないものであり、施行令2条3号の範囲に含まれるとは言えないと理解される。これらを含めるためには、ゲノム情報を要配慮個人情報として明示をする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	<p>事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
244	施行令（案）第2条第3号	<p>政令第2条3号は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」としており、保健指導の「存在」を要配慮個人情報としているようであるが、保健指導の「内容」は要配慮個人情報にならないのかについて、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。
245	施行令（案）第2条第3号	<p>政令第2条3号が保健指導等が行われたこと、すなわち、その程度までの健康の悪化が推知される状況にある場合のみを要配慮個人情報と定めていることと平仄をあわせる上では、法第2条3項4号の「病歴」は、単なる風邪等の誰でもかかる病気が含まれないと解釈すべきと考えられるが、この点についてご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。
246	施行令（案）第2条第3号	<p>政令第2条3号が、心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤の理由として「疾病、負傷その他の心身の変化」を挙げているところ、（既に問題があった状況から）「疾病、負傷その他の心身の変化がなかったこと（＝改善されていないこと）」を理由に心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤をしても「疾病、負傷その他の心身の変化」には該当せず、要配慮個人情報には該当しないということによいか、ご回答いただきたい。（同号には「その他の」とあることから、疾病、負傷は単なる例示と理解され、やはり「心身の『変化』」がないといけないというのが公用文の用語法からは素直な解釈のように思われるところ、このような場合も要配慮個人情報に含ませなければ本人の保護が不十分なのではないかという懸念から質問させていただいている。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。
247	施行令（案）第2条第3号	<p>●該当箇所 政令（案）第2条第3号</p> <p>●意見内容 政令（案）第2条第3号の定義には、「心身の変化」として妊娠・出産といった事項を理由に、医師等による指導又は診療が行われたことも含まれるか。また、政令（案）第2条第3号の定義として「健康診断等の結果に基づき・・・診療若しくは調剤が行われたこと。」とされており、同号の規定の事実をもって要配慮個人情報と定義されると理解しているが、「〇〇クリニック」等の名称等により病名を類推できる情報等は、要配慮個人情報にあたらないという理解によいか。</p> <p>●理由 「心身の変化」の詳細を確認したいため。また、類推できる情報では要配慮個人情報に該当しないことを明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。
248	施行令（案）第2条第3号	<p>(3) 改正後政令第2条3号について 本号の規定については、規定の文言との関係で規制範囲を明確化するかが問題であり、その観点からの問題が存在する。 まず、本号においては、どのような情報が規制対象に含まれるかが判然としない。「心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」という文言を見れば、通常は、指導・診療・調剤の事実それ自体のみがここでの対象情報に含まれると解するのが自然である。しかし、仮に、政令第2条2号との関係で、通常</p>	要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の医療目的で実施された検査の結果情報等は2号に含めず、それはすべて3号に含まれるのだとすると、いかなる範囲の情報が3号に含まれるかが極めて不明確となり、問題であると言わざるを得ない。診療過程においては、医師によって実施された検査結果も用いられるのは当然だが、それ以外にも、患者自身が作成した記録（日記や自己の食事等の生活記録など）、他者（職場の上司や学校教諭等）からの手紙や記録等が提出されて用いられることもあり、この規定にそれら診療過程利用情報がすべて含まれるとすることは、文言の文理解釈からの乖離が大きい一方、診療過程で用いられるどの情報が3号に該当するかを限定する文言に乏しく、極めて問題である。</p> <p>本号は、あくまで指導・診療・調剤の事実それ自体のみを指すものと解さざるを得ない（筆者としては、その関係で、医療目的の検査情報を2号に含めることが適切であると考えられるものである）。この点は、Q&A またはガイドライン等において、明確化することが必要であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
249	<p>施行令（案）第2条第3号・第4号・第5号</p>	<p>政令案で示された要配慮個人情報における「健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。」「本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」について、それぞれ確証ある事実にもとづいた情報である場合を対象とするものであり、例えば第三者から伝え聞いた噂話程度の裏付けのない推知情報は要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
250	<p>施行令（案）第2条第4号</p>	<p>ある人物が反社会的勢力である旨の情報は、法令で定める犯罪の経歴等には該当せず要配慮個人情報には該当しないとの理解でよいか。</p> <p>仮に要配慮個人情報に該当する場合には、銀行取引等に関連して取得する場合に、予め本人から同意を得ることは困難であることから、法第17条第2項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>ある人が反社会的勢力に属しているという情報は、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことに当たらないと考えます。なお、改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
251	<p>施行令（案）第2条第4号</p>	<p>従業員が被疑者または被告人として刑事事件に関する手続きが行われたとの要配慮個人情報が、当該従業員の家族等の第三者から従業員の勤務先に寄せられた場合、勤務先はレピュテーション管理の観点から、当該情報を取得する必要があると考えられる。このような場合には、法第17条第2項第2号における「(勤務先の)財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>改正後の法第17条第2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
252	施行令（案）第2条第4号	<p>（意見） 犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像は「要配慮個人情報」に該当しないのではないか？</p> <p>（理由） 「要配慮個人情報」とは、改正個人情報保護法2条3項にあるように、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」であり、同項の例示する「犯罪の経歴」も、そのような趣旨で理解されるものと考えられる。これと同様に、政令第2条4項の定める「本人を被疑者又は被告人として……刑事事件に関する手続が行われたこと」についても、犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像を（警察への届出状況、およびその後の刑事手続での対応状況に関する情報も含め）、常習犯罪への防犯対策としてのみ必要最低限の利用をする場合には、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益」を生じさせるものではなく、同項の定める「要配慮個人情報」に該当しないと考えられる。</p> <p>【NPO 法人 全国万引犯罪防止機構】</p>	<p>個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、単に犯罪行為に当たりそうな行動が映った防犯カメラ映像等で、犯罪行為を疑うに過ぎない場合は、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことに当たらないと考えます。</p>
253	施行令（案）第2条第4号	<p>意見 要配慮個人情報に含まれる記述等のうち、「差押え」については除外すべき。</p> <p>理由 不動産の「差押え」については、不動産登記により縦覧が可能な情報であり、公衆が容易に取得できる情報であるから、要配慮個人情報とする必要はないものとする。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本施行令第2条第4号は、刑事事件に関する手続が行われたことを規定したもので、民事執行法や行政法上の「差押え」は含みません。また、改正後の法第17条第2項第5号により、要配慮情報が国の機関により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を要する規定の例外となります。</p>
254	施行令（案）第2条第4号	<p>意見 本人を被疑者または被告人として逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこととあるが、これらの事実については、報道機関が公表した情報であることが多いものとする。報道機関から入手した情報については、要配慮情報から除外すべきである。</p> <p>理由 法第76条第1項第1号により、報道機関が報道の用に供する目的であるときは、個人情報取扱事業者の義務等の適用除外を受けている。政令第2条第1項第4号に掲げられている記述等については、これらを情報元とすることが大半であり、これを区分する必要はないものとする（意見2同様、公衆が容易に取得できることも理由とする）。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>改正後の法第17条第2項第5号において規定する者により公開されている場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるものと定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。</p>
255	施行令（案）第2条第4号	<p>（御意見） 要配慮個人情報の内容として、第2条4条に本人を被疑者または被告人として逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことと記載されている。</p> <p>これらについては他の項目と違い、本人の責任に於いて為された結果により生じた事柄であり、しかもその内容は社会性が高いものである。また、これらのデータソースの多くは報道記事であり、報道記事をソースとするこれらのデータについては報道機関を個人情報取扱事業者より除外しているのと同様の考え方により、報道機関より提供される情報と同等の取扱方法とする形が望まれる。</p> <p>【株式会社東京商工リサーチ】</p>	<p>改正後の法第17条第2項第5号において規定する者により公開されている場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるものと定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
256	施行令（案）第2条第4号	<p>改正法第2条第3項では、要配慮個人情報として、“犯罪の経歴”が挙げられているほか、施行令（案）第2条第4号では、“刑事事件に関する手続が行われたこと”も挙げられている。</p> <p>金融機関では、反社会的勢力の排除に取り組んでおり、「暴力団排除条項」などを策定して、顧客の本人確認時に、こうした勢力と取引しないよう、また、取引開始後に、反社に該当した場合の関係遮断などを定めて、実務を運営している。</p> <p>こうした取り組みの中で、“犯罪の経歴”や“刑事事件に関する手続”に関する質問・照会を行い、これに対する回答を本人あるいは本人以外から取得することが実務として定着しているが、</p> <p>①本人同意を得れば取得して差し支えない、と理解するが、②本人同意がなくても、本人以外の情報源から取得する実務を継続しても差し支えないか。具体的には、警察への照会、報道機関による情報、反社に関する商業データベースとの照合、インターネット検索によるスクリーニング、などにより当該情報を取得する実務を継続しても差し支えないか、伺いたい。</p> <p>反社会的勢力の排除に関する取組みは、「犯罪対策関係閣僚会議幹事会申し合わせ」（平成19年）を受けた各都道府県の「暴力団排除条例」や警察庁が各業界に推奨する「暴力団排除条項」に基づいた対応であるため、法第17条第2項における第1号（法令に基づく場合）、第2号（人の生命、身体又は財産の保護）、第4号（国等の事務遂行に対する協力）、第5号（当該情報が公開されている場合）などに該当するものと考えられるため、本人の同意なく、“犯罪の経歴”や“刑事事件に関する手続”に関する情報を取得しても差し支えないとの理解でよいか確認したい。</p> <p>【一般社団法人 国際銀行協会】</p>	改正後の法第17条第2項各号において定める場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができると定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
257	施行令（案）第2条第4号	<p>政令第2条4号では「その他の」として、逮捕等はあくまでも刑事事件に関する手続の例示であるとしているように読めるが、それでは、「被害届の提出」、「告訴」、「書類送検」、「不起訴処分」等、政令第2条4号で例示されているものよりも犯罪の嫌疑が薄い（ないしは「嫌疑なし」でも行われる）手続についてもそれが「刑事事件に関する手続」である以上要配慮個人情報に該当するということが、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
258	施行令（案）第2条第4号	<p>政令第2条3項の「犯罪の経歴」における「犯罪」とは、有罪になった場合に限定される（前歴、非行歴レベルでは政令第2条4号、5号で処理）と理解されるところ、法第2条3項の「犯罪により害を被った事実」における「犯罪」も同様に理解されるかご回答いただきたい。例えば、被疑者が嫌疑不明で釈放された場合、起訴猶予となった場合、裁判係属中の場合、無罪判決が下された場合（未確定の場合／確定後の場合）、被疑者が少年であった場合等に、当該被疑者の行為により害を被った事実は、法第2条3項の「犯罪により害を被った事実」となるのか、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしております。
259	施行令（案）第2条第4号	<p>要配慮個人情報に加えるものとして、「（前略）刑事事件に関する手続が行われたこと。」とあるが、行政処分に係る手続を除外する理由は何か。例えば、インサイダー取引の処分（課徴金・罰金）や交通違反の処分（いわゆる青切符・赤切符）等、行</p>	刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>政処分と刑事処分が類似・関連する場合には行政処分であっても刑事処分と同様の効果・影響があり、行政処分に係る情報を要配慮個人情報に加えないのは不都合が生じると考える。行政処分に関するものも加えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
260	施行令（案）第2条第4号	<p>要配慮個人情報に加えるものとして、「（前略）刑事事件に関する手続が行われたこと。」とあるが、例えば、自動車保険の加入希望者に対し交通違反に係る処分の履歴を尋ねることは要配慮個人情報の収集に該当するか。その結果、相手方が反則金（いわゆる青切符）の履歴を回答した場合と罰金（いわゆる赤切符）の履歴を回答した場合とで、要配慮個人情報の収集か否かの考え方が異なるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
261	施行令（案）第2条第4号	<p>新個人情報保護法は、「被告、犯歴」なども「個人識別符号の列挙内容」とされていますが、個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とした、『個人の権利利益の保護』となるでしょうか？</p> <p>単に、個人の『負の管理』とはならないでしょうか？</p> <p>「社会保障と税の一体改革」と言った始まりから、大きく『個人の身体・経歴・犯歴など個人の属性全ての情報管理』と進展していないでしょうか？</p> <p>良く、良く慎重に考察され、国民に対してはパブコメだけではなく、広く広報・周知したうえで、この法令の改正などは行っていただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	本施行令第2条第4号は、「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」を要配慮個人情報とし、特に慎重な取扱いを求めることとしたものです。いずれにしても、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
262	施行令（案）第2条第4号・第5号	<p>政令第2条第4号・第5号において、刑事事件または保護事件に関する手続が行われたことが要配慮個人情報になると規定されているが、外国政府（外国の警察）による逮捕等は含まれないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	外国政府（外国の警察）による逮捕等についても、除外されないと考えます。
263	施行令（案）第3条	<p>個人データベース等から除外されるものについて、「個人情報保護委員会 規制の事前評価書」において市販の電話帳等が該当するとされています。その理由は「不特定多数の者により随時購入することができるもの」（2号）に該当するというのですが、これらの情報が除外されれば、安全管理措置義務や第三者提供の制限等の規定が適用されなくなり、また、情報の入手が更に容易になり、オプトアウトもできなくなります。また、「他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」（3号）とありますが、現在では市販の電話帳はその本来の用途に供される機会は激減し、むしろ個人にとっては悪質な商法や犯罪に利用されるための情報源にされていると懸念されていることの方が心配です。</p> <p>データベース等からの市販の電話帳の除外については、特に社会的弱者の権利利益を侵害する等の弊害が生じることのないように慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。いずれにしても、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
264	施行令（案）第3条	<p>個人データベース等から除外されるものについて、「個人情報保護委員会規制の事前評価書」において市販の電話帳等が該当するとされています。「不特定多数の者により随時購入することができるもの」（2号）に該当するという理由で、これらの情報が除外されれば、安全管理措置義務や第三者提供の制限等の規定が適用されなくなり、また、情報の入手が更に容易になり、オプトアウトもできなくなります。また「他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」（3号）</p>	本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>とありますが、現在では市販の電話帳はその本来の用途に供される機会は激減し、むしろ個人にとっては悪質な商法や犯罪に利用されるための情報源となっている可能性が高いと思われます。</p> <p>消費生活相談の現場では高齢者への悪質な電話勧誘販売とその被害の実態は大きな問題となっており、それに対する制度整備も十分ではない現況において、除外によってさらに財産的被害を受ける危険にさらされ、消費者被害拡大の一因になりうることを危惧します。消費者の財産に危害を及ぼしかねない悪質な電話勧誘はあらゆる方法で排除していく必要があると考えています。特に社会的弱者の権利利益を侵害する等の弊害が生じることのないように慎重に検討していただきたく、市販の電話帳の除外に反対します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会 関東支部】</p>	<p>除外することとしたものです。いずれにしても、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
265	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第3条第1項 （意見） 第3条第1項について下記規定を第4号として加えるべきである。 「四 公に入手可能となっており、その他の方法により公知となっており、又は、個人情報取扱事業者が関与することなく公知の事実である場合。」 【在日米国商工会議所（ACGJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>本施行令案3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたもので、一般的に現状の記載で御理解いただけるものと考えます。</p>
266	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>いわゆる名簿業者等において販売されている名簿だけでなく、一般人が取得可能な無償配布の名簿やデータベース（例えば、市役所から無償で閲覧閲覧できる自治会長名簿、インターネット等において公開されている会員名簿などその活用のために公開されているような情報）についても、個人の権利利益を侵害するおそれはないものといえるため、これに含めるよう明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、市販されている名簿等に比べて作成、頒布した事業者が不明確であることが多く、意図せず漏えいした個人情報を利用したものである可能性もあることから、入手した事業者において安全管理措置等が講じられる必要があるものと考えられるため、販売することを目的として発行された名簿等のみを、個人情報データベース等から除外することとしています。</p>
267	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） （個人情報データベース等）第三条 個人情報データベース等から除外されるもの について 忘れられる権利を考慮すべきではないか。 理由 ある種の公開情報を収集したものが個人情報データベースの定義から除外されることになる。しかし、過去公開されていたとしても、それが永続的なデータベースになることは想定していないケースがありうる。忘れられる権利を考慮する必要があるのでないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令案3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。いずれにしても、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
268	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>個人情報データベースなどから除外されるものを「販売することを目的として発行」かつ「不特定かつ多数の者により随時に購入することができ」とあるが、無償頒布されたもの（非売品）、「購入」以外の方法も除外対象としたほうがよいのでは？ ⇒自治会、同窓会名簿などは個人情報データベース等に含まれると解釈できるが適</p>	<p>単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、市販されている名簿等に比べて作成、頒布した事業者が不明確であることが多く、意図せず漏えいした個人情報を利用したものである可能性も</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>切か？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>あることから、入手した事業者において安全管理措置等が講じられる必要があるものと考えられるため、販売することを目的として発行された名簿等のみを、個人情報データベース等から除外することとしています。自治会、同窓会名簿等は、本施行令第3条第1項に該当せず、個人情報データベース等となると考えます。</p>
269	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>（1）意見 政令（案）3条は本来の目的を全く果たさない規定と言わざるを得ないので、再検討すべきである。</p> <p>（2）理由 政令（案）3条は、現行政令2条（いわゆる5000人要件）が削除され、個人情報データベース等を取り扱う事業者であればその数にかかわらずすべて個人情報取扱事業者となり、その範囲が相当拡大されることを受けて、新たに個人情報取扱事業者となる者の負担を軽減するべく設けられたものであったはずである。ところが、政令（案）3条の規定をすべて満たすものでなければ個人情報データベース等から除外されないこととなっており、これを満たすデータベースなどほとんどないと言ってよい。特に、5000人要件の削除により新たに個人情報取扱事業者となる零細の事業者や町内会等が保有、管理する顧客情報、住民情報等が、政令（案）3条の要件を満たすことはない。このように、政令（案）3条は本来の目的を全く果たさない規定と言わざるを得ない。規定のあり方について、再検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。例えば同窓会名簿や自治会名簿等が規制なく流通すると、いわゆる名簿屋等に渡ることが考えられ、このような名簿等が個人情報データベース等から除外されることは、いわゆる名簿屋に対する規律を設け、個人情報の大量漏えいに歯止めをかけることとした法改正の趣旨にそぐわないこととなります。</p>
270	<p>施行令（案）第3条</p>	<p>（該当箇所）政令第3条 （意見）当該除外規定は、電話帳やカーナビシステムのように市販で通常に流通している名簿の他、5000件以下除外規定がなくなったことによる小規模の事業者（自治会や学会等含む）への対応のために存在しているように理解していたが、後者に関しては、特に除外しないという趣旨となっているという理解で正しいか。 （理由）当該除外規定の趣旨に関しては、関連の解説書（瓜生和久「一問一答・平成27年改正個人情報保護法」、第二東京弁護士会編「Q&A 改正個人情報保護法」）等を元にした理解である。小規模の事業者についても義務規定がかかるということであれば、具体的にどうした対応をすべきか、周知の徹底が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。法改正により個人情報取扱事業者となる小規模事業者がとるべき対応については、御意見を踏まえ、周知広報に努めてまいります。</p>
271	<p>施行令（案）第3条第1項</p>	<p>・「販売」は通常有償を意味する。したがって、たとえば電話帳は無償配布だから、これに該当しない。その結果、電話帳は除外しないものになるが、それでいいか。また SNS の場合も無償だが、同様と考えてよいか。 ・また、例えばカーナビがネット配信でも「発行」になるのであれば、SNS も「発行」になると考えてよいか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>電話帳については、無償で頒布される場合であっても、住んでいる場所以外の地域については不特定かつ多数の者に対して広く有料で販売されていることから、本施行令第3条1項に該当し、個人情報データベース等から除外されることとなります。単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、除外されません。なお、「発行」は、紙媒体に限らず、ホームページ上にアップロードして公衆がアクセス可能な状態にし、顧客</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			にダウンロードさせて販売する形態も含まれます。
272	施行令（案）第3条第1項	<p>・「販売」は通常有償を意味する。したがって、たとえば電話帳は無償配布だから、これに該当しない。その結果、電話帳は除外しないものになるが、それでいいか。</p> <p>また SNS の場合も無償だが、同様と考えてよいか。</p> <p>・また、例えばカーナビがネット配信でも「発行」になるのであれば、SNS も「発行」になると考えてよいか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	電話帳については、無償で頒布される場合であっても、住んでいる場所以外の地域については不特定かつ多数の者に対して広く有料で販売されていることから、本施行令第3条1項に該当し、個人情報データベース等から除外されることとなります。単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、除外されません。なお、「発行」は、紙媒体に限らず、ホームページ上にアップロードして公衆がアクセス可能な状態にし、顧客にダウンロードさせて販売する形態も含まれます。
273	施行令（案）第3条第1項	<p>個人情報データベース等の定義から除外されるものの要件として「販売することを目的」あるいは「随時に購入することができ」とあるが、無償配布は含まれないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、個人情報データベース等から除外しないこととしています。
274	施行令（案）第3条第1項	<p>【令第3条1項】氏名・住所居所・電話番号以外を含むものを個人情報データベース等から除くにはさらなる要件を課すべき</p> <p>①令第3条1項は、個人情報データベース等から除く要件として、改正前の令第2条に相当するものとして置き換えたものと推察されるが、改正前令第2条では、同条1号の要件により、氏名、住所又は居所、電話番号のみから構成されるものに限って除外していたのに対し、今改正では、それに限らず除外するとしている。その趣旨は何か、明らかにされたい。</p> <p>②その趣旨は、例えば「タレント名鑑」のように、個人に関する詳細なプロフィールの記載された書籍等がこの除外要件に該当するようにするためとして理解できるが、詳細なプロフィールが本人の同意の下で掲載されて発行されているものは、この除外要件に該当しても妥当と言えるのに対し、本人の同意なくオプトアウト方式で掲載されて発行されるものについては、法2条4項が言う「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」に該当しない恐れが十分にあるのではないか。その点を委員会はどのように考えているのか、明らかにされたい。</p> <p>③本人同意なくオプトアウト方式で掲載されて発行されたものについては、個人情報データベース等から除くのは、改正前令第2条1号の通り、氏名、住所又は居所、電話番号のみから構成されるものに限るべきであり、それ以外の内容から構成されるものについては、本人同意の下で掲載されて発行されている場合に限り、個人情報データベース等から除くものとするべきではないか。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。また、その発行が法又は法に基づく命令に違反したものではないことを要件としており、一定の規制がかかるものと考えられます。
275	施行令（案）第3条第1項	<p>（意見）</p> <p>NBDC ヒトデータベースなどは政令第3条一号に該当すると言えるか？また、医療データベース、ゲノムデータベース等に具体的な要件はあるか？</p> <p>（理由）</p> <p>厚労科研費等、公的資金の支援を得て構築され、学術利用において広く提供されているデータベースは、この要件を満たすものとして扱われるべきである。</p>	個人情報データベース等から除外されるものの具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていますが、一般的に、単にインターネット上で公開されている名簿等や、会員にならなければ購入できない名簿等は本施行令第3条1項には該当しません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【日本製薬工業協会】	
276	施行令（案）第3条第1項	<p>現行政令2条は「個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの（イ氏名口住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)ハ電話番号」及び「二不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの」を現行法2条3項の5000件のカウントから外している。その趣旨は、現行政令2条各号に該当するような個人情報はそれを保護する必要性が低いからであると理解される。そうであれば、同様の趣旨から制定されると理解される政令案3条1項においてこれらを個人データベース等から外していない理由は何か、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>例えば同窓会名簿や自治会名簿等は氏名、住所又は居所、電話番号のみを掲載項目とすることがあるところ、このような名簿等が規制なく流通することでいわゆる名簿屋等に渡ることが考えられます。現行施行令第2条第1号を独立した要件とした場合、このような名簿等が個人情報データベース等から除外されることとなり、それはいわゆる名簿屋に対する規律を設け、個人情報の大量漏えいに歯止めをかけることとした法改正の趣旨にそぐわないこととなります。</p>
277	施行令（案）第3条第1項	<p>政令案3条1項に該当するものとして、適法に作成・発行され、市販される電話帳、名簿、住宅地図等が想定されるが、そのような理解で良いか、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報データベース等から除外されるものの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいますが、市販の電話帳、住宅地図、カーナビゲーションシステム等が該当します。</p>
278	施行令（案）第3条第1項	<p>政令案3条1項はデジタルデータであっても該当するという理解でよいか、ご回答いただきたい。最近では、例えば電話帳や住宅地図がデジタルの形式で発行されることも多いと思われるが、これらも政令案3条1項に該当し得るということによいか、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報データベース等から除外されるものの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいますが、電磁的媒体やデータであっても該当します。</p>
279	施行令（案）第3条第1項	<p>インターネット上の検索エンジン、ブログの検索窓、ハードディスクに実装されている文字列検索で個人情報が検索できるとしても、それだけでは個人情報を検索できるように体系的に構成したものとは言えないので「個人情報データベース等」には該当しないという理解でよいか確認いただきたい。なお、もし該当し得るのであれば、政令案3条1項にはこのような場合も追加すべきではないか検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報データベース等の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
280	施行令（案）第3条第1項第1号	<p>政令案3条1項1号の「発行」は、紙ベースの出版に限らず、オンラインでの公開も含まれることを確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「発行」は、紙媒体に限らず、電子データをダウンロードする販売形態のものも含まれます。</p>
281	施行令（案）第3条第1項第1号	<p>政令案3条1項1号は「販売」という要件を課しているが、これは、無料提供される名簿が個人情報データベース等に該当しないということか。例えば広告モデル（名簿が無料で提供されるが広告が表示される）やフリーミアムモデル（通常のサービスは無料だが、付加価値のあるサービスは有料等となる）での名簿の提供は「販売」か、ご回答いただきたい。同様の観点から、政令案3条1項2号の「購入」についても、広告モデルやフリーミアムモデルのサービスにおいて無償でダウンロードする場合が含まれるのか否か、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、適用除外の対象となりません。個人情報データベース等の具体的な内容は、御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
282	施行令（案）第3条第1項第1号	政令第3条1項1号によると、堂々と市販されている名簿であっても、その情報収集手続き等が法に反していれば、それを適法に作られたものと誤解して利用している者も、個人情報データベース等を取り扱ったとして個人情報取扱事業者に該当してしまうように思われるが、そのような解釈でよいか、ご確認いただきたい。政令第3条の要件すべてを満たすような外観を持つものについて、その外観を信頼した者は保護されないのか（例えば違反を知ってから速やかに破棄した場合には個人情報取扱事業者該当しない等）、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報データベース等から除外されるものの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
283	施行令（案）第3条第1項第1号	政令第3条1項1号によれば「発行」の適法性が要求されているのみであるので、名簿等の販売業者が情報収集手続、情報利用手続において「法又は法に基づく命令の規定に違反」したものであったとしても「発行」の違法ではないという理解でよろしいか。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条第1項第1号は、発行が法又は法に基づく規定に違反して行われたものではないことを要件として規定したのですが、違法に作成、販売等された名簿等は本来世の中に出回ることが許されないものであるため、発行についても違法となると考えます。
284	施行令（案）第3条第1項第1号	政令第3条1項1号の「発行」が「違法」というのは、どのような場合が考えられるのか、ご回答いただきたい。例えば、個人情報保護委員会の命令等（法42条等参照）や裁判所の判決（仮処分命令等を含む）によって発行をしないよう命じられているにもかかわらず発行した場合は含まれるのか、ご確認いただきたい。それ以外に「発行」が違法な場合としてどのような場合があるか、例を挙げていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、違法に作成、販売等された名簿等は本来世の中に出回ることが許されないものであるため、発行についても違法となると考えます。
285	施行令（案）第3条第1項第1号	時的要素として、「発行」が適法で、かつ不特定多数が購入することが「できた」のであればよいということであれば、個人情報保護法施行前に発行され、当時は市販されていたリスト、名簿等であれば、個人情報保護法施行後にその発行が違法となった場合（平成27年改正前に発行され、当時市販されていたが個人情報保護法改正後には発行が違法になる場合を含む）や、もはや不特定多数が購入することができなくなった場合であっても、政令第3条1項の要件を満たし得ると理解してよいか、確認いただきたい。もしそうであれば、「現時点」で発行が適法であり、不特定多数が購入することが「できる」とすべきではないか、ご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えます。
286	施行令（案）第3条第1項第1号	個人情報保護法施行令第3条1項1号について ア 個人情報データベース等から除外されるための要件として、同号で「不特定かつ多数の者に販売することを目的とする」ものである旨が定められているところ、「販売」という語は、一般的には「対価を得て財産権を他の者に移転する」意味に使われていると思われるが、データベースの利用といったような役務提供にとどまる場合は、該当しないのか。 イ（上記アで役務提供にとどまる場合が「販売」に該当しない場合）財産権を移転する場合と財産権の移転を伴わない場合とを区別する必要性、合理性はないと考える。役務提供にとどまる場合も該当するよう、施行令を修正すべきと考える。 ウ（上記アで役務提供による場合が「販売」に該当する場合）「役務提供による場合」も、個人情報データベース等から除外される余地があることが明らかになるよう、施行令を修正すべきと考える。 エ 「販売」という語は、一般的には「対価を得て財産権を他の者に移転する」意	本規定には、名簿等を、有償で利用可能な状態に置くことも含まれます。なお、電話帳については、無償で頒布される場合であっても、住んでいる場所以外の地域については不特定かつ多数の者に対して広く有料で販売されていることから、本施行令第3条1項に該当し、個人情報データベース等から除外されることとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		味で使われることから、対価の支払を前提としていると解される。電話帳は無償提供される場合があるが、無償提供する場合を同号に該当しないものとして扱う必要性はあるのか。 【匿名】	
287	施行令（案）第3条第1項第1号・第2号	政令第3条1項1号及び2号の「多数」の意味を数字で明示いただきたい。例えば、10部刷って公然と市販された名簿は「多数」の要件を満たすか。（現在ではKDPや密林社等超小規模出版が可能となっていることからこのような質問をさせていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条1項における「不特定かつ多数」については、販売範囲・方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
288	施行令（案）第3条第1項第2号	政令第3条1項2号によると（不特定かつ多数の者により随時に購入することができず、過去にもできなかった）、同窓会名簿は個人情報データベース等に該当し、そのような同窓会名簿を取り扱う同窓会は個人情報取扱事業者に該当すると解釈してよいのか、確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報データベース等の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいますが、本施行令第3条2項に該当する同窓会名簿は、個人情報データベース等に該当するものと考えます。
289	施行令（案）第3条第1項第2号	平成28年8月25日の個人情報保護委員会の「資料1 個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について」によると「現在、個人情報取扱事業者に該当しない高校の同窓会や自治会であっても、個人情報データベース等を同窓会や自治会の活動に利用している場合には、個人情報保護法の適用対象となります。」等との回答はあるが、政令第3条1項2号の例外の適用の可否について回答がないのだが、それは適用されないという意味か、それとも適用されるという意味か明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、平成28年8月25日の個人情報保護委員会の「資料1 個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について」の該当部分は、高校の同窓会名簿や自治会名簿が本施行令3条2項に該当する場合は、個人情報データベース等に該当し、個人情報保護法の適用対象となる旨を回答したものです。
290	施行令（案）第3条第1項第2号	平成28年8月25日の個人情報保護委員会の「資料1 個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について」によると「なお、名簿を配布する先の会員が個人である場合には、個人情報保護法の適用はありませんが、会員に対して、名簿の紛失や転売をしないよう注意喚起をすることが大切です。」とされているが、これは、個人情報の第三者提供（法23条）における「第三者」は個人情報取扱業者に限定されており、非個人情報取扱業者に提供する場合には、個人情報の第三者提供に関する法23条を含む法の規律は適用されないという意味か、明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていまいます。
291	施行令（案）第3条第1項第2号	個人情報保護法施行令第3条1項2号について「購入」とあるが、同項1号に関するものと同様、役務提供による場合や無償提供される場合にも適用される余地があることを明らかにするよう、修正すべきと考える。 【匿名】	御指摘の役務提供の内容が定かではありませんが、本規定には、名簿等を対価を払い利用することも含まれます。
292	施行令（案）第3条第1項第3号	（意見） 「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」について、具体的にどのようなケースを想定しているのか確認したい（特に、「その本来の用途に供している」ことと、法15条で定める利用目的内で利用することとの関係について確認したい）。 （理由）	具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていまいますが、「他の情報を加える」とは、掲載されていない他の人の個人情報や、掲載されている個人の他の情報を付加する場合を、「本来の用途に供している」とは、市販の電話帳であれば電話帳として、カーナビであればカーナビとして、その使いみちに沿って利用することを想定しています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「その本来の用途に供している」の意味を確認したい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
293	<p>施行令（案）第3条第1項第3号</p>	<p>例えば、電話帳に架電先の個人にマーカを付したのものや、住宅地図に訪問先の個人宅にマーカを付したのものについても、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているもの」に該当するとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>本施行令第3条1項の具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていまいますが、例えば電話帳に架電先の個人にマーカを付したりすることは、単に参照又は利用しているに過ぎず、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当すると考えられます。</p>
294	<p>施行令（案）第3条第1項第3号</p>	<p>【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件としての「他の情報を加えることなく」の意義が不明確 令3条1項3号は、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。」と規定しているが、「加える」が何を指しているのかが明確でない。 この規定は、「個人情報データベース等」から除くものとしての要件であるから、「加える」先は「個人情報データベース等」となり得るデータベースと理解できるが、加える情報が、当該データベースに既に含まれている個人情報の本人に関する他の情報のことを指しているのか、それとも、当該データベースに含まれていない他の個人に関する情報のことを指しているのか、あるいはその両方を指すのか、判然としない。この点を明確にすべく修文されたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていまいますが、「他の情報を加える」とは、掲載されていない他の人の個人情報や、掲載されている個人の他の情報を付加する場合を、「本来の用途に供している」とは、市販の電話帳であれば電話帳として、カーナビであればカーナビとして、その使いみちに沿って利用することを想定しています。</p>
295	<p>施行令（案）第3条第1項第3号</p>	<p>【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件が不適切であり名簿屋の潜脱行為を許してしまう ①令3条1項3号は、改正前の令2条の「次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなく」に相当するものとして置き換えたものと推察されるが、今改正でこのように変更する理由は何か。 ②改正前の「編集し、又は加工することなく」に相当する要件が、令3条1項3号の「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているもの」に置き換わっているが、その指す範囲が変わってしまっていないか。変わっているのならどのように変えているのか、その趣旨を明らかにされたい。 ③例えば、改正前の規定では、ある個人についての個人情報の内容を、要約したり、評価したりして、その結果の情報に置き換える処理が行われる場合は、「編集し、又は加工」に該当していたが、これが、改正後の「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当するのか、確認したい。該当しないのであれば、該当するように修文する必要がある。 ④また、改正前の規定では、データベースから一定の条件で抽出した複数の個人の個人情報を削除する処理が行われる場合は、「編集し、又は加工」に該当していたが、これが、改正後の「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当するのか、確認したい。該当しないのであれば、削除によって特定の性質を持つ個人（例えば「夢みる老人」といった）のみを抽出することができ、法の趣旨を潜脱することができてしまうことから、該当するように修文する必要がある。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていまいますが、例えば現行施行令第2条でいう編集又は加工をする場合は、名簿等に他の個人情報を付加する場合や、掲載されている個人データ内容はそのままに独自に検索機能を付加等の場合が考えられ、前者は「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当します。また、後者の場合、それを事業者内で参照しやすいように利用しているに過ぎない場合は個人の権利利益が侵害されるおそれは少ないが、仮にそれをインターネット上で公開する等の場合は、「その本来の用途に供して」いないと考えられます。なお、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当する場合は、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
296	施行令（案）第3条第1項第3号	政令第3条1項3号によると、例えば、市販されている電話帳について、ある知人の電話番号が変わったことを知ったことから、当該知人の電話番号欄に新しい電話番号を書き加える等、軽微な加筆をしてもそれをもって「他の情報を加え」として、個人情報データベース等に該当してしまいそうであるが、そのような解釈になるのかご確認いただきたい。（そのような解釈は個人情報取扱事業者に対する過度の制約になるのではという観点からご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条1項の具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていますが、単に参照又は利用しているに過ぎず、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当すると考えられます。なお、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当するかは、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
297	施行令（案）第3条第1項第3号	政令第3条1項3号の「加える」の定義を示いただきたい。例えば、電話帳に記載されているある個人について付箋に当該個人に関する「他の情報」を記載し、電話帳の当該個人の欄に貼付した場合、「加える」に該当するのか、ご確認いただきたい。すぐに消しゴムで消すことができる鉛筆で記載した場合はどうかご確認いただきたい。（そのような解釈は個人情報取扱事業者に対する過度の制約になるのではという観点からご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条1項の具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていますが、単に参照又は利用しているに過ぎず、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当すると考えられます。なお、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当するかは、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
298	施行令（案）第3条第1項第3号	政令第3条1項については、例えばデジタル住宅地図（カーナビ等に附属しているものを含む）については、過去の訪問歴等の情報をソフトウェアが蓄積し、利便性を高める機能を有するものがあるが、そのような本来の用途に供すること（利用）に伴って他の情報が蓄積されることも「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当してしまい、同3号該当性を否定することになると考えられるのかご確認いただきたい。仮にそうであれば、現在一般的に問題なく利用されているデータの利用について過度な規制になり得ることから、「（本来の用途に供する過程で自動的に蓄積されるものを除く。）」等という例外を設けてはどうかご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条1項の具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていますが、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当するかは、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
299	施行令（案）第3条第1項第3号	名簿の「本来の用途」（政令第3条1項3号）とは何かご確認いただきたい。ダイレクトメールの送付やデジタル化（紙の名簿を電子化すること）、インターネット上における公開（いわゆる「住所でPON!」事件参照）等が「本来の用途」かご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令第3条1項の具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていますが、「本来の用途に供している」とは、市販の電話帳であれば電話帳として、カーナビであればカーナビとして、その使いみちに沿って利用することをいいます。なお、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している」場合に該当するかは、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
300	施行令（案）第3条第1項第3号	個人情報保護法施行令第3条1項3号について ア 「生存する個人」とあるが、死亡した個人に関する情報が含まれていても、同号に該当する理解でいいか。 イ 「他の情報を加えることなく」というのは、どの時点をもって、何を基準に判断するのか。 ウ 「本来の用途に供している」というのは、どの時点をもって、何を基準に判断するのか。 【匿名】	具体的な内容は、ガイドライン等で明確にしていますが、個人情報保護法は、生存する個人に関する情報を扱うものであり、生存する個人以外の情報については法の適用の対象外です。また、「他の情報を加える」とは、掲載されていない他の人の個人情報や、掲載されている個人の他の情報を付加する場合を、「本来の用途に供している」とは、市販の電話帳であれば電話帳として、カーナビであればカーナビとして、その使いみちに沿って利用することを想定しています。なお、「生存する個人に関する他の情報を加える

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ことなくその本来の用途に供している」場合に該当するかは、事業者における利用方法等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
301	施行令（案）第3条第1項第3号	<p>○個人情報データベース等の除外対象 個人情報の保護に関する法律施行令 第三条第一号から第三号</p> <p>これまでデータベースを介し、利用者を制限することなく共有してきたゲノムデータや一部の診療・医療情報は、不特定かつ多数の者へ、随時提供することを目的としており、生存する個人に関する他の情報を加えることなく、研究等に利用されてきた。つまり、これまでゲノムデータ等を共有してきた利用者を制限しないデータベースは、販売・購入という提供形態ではないにせよ、政令第三条第一号から第三号を満たすと考えられるため、「個人情報データベース等」に該当せず、個情法第十九条以降の義務（開示請求への対応やトレーサビリティ確保のための記録作成やその保存の義務等）がかからないと解釈できる。もし、当該解釈に問題があるようであれば明示して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	本施行令第3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏洩や第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものであることから、「不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され」「不特定かつ多数の者により随時に購入」できることを要件としており、これに該当しないものは個人情報データベース等から除外されません。
302	施行令（案）第3条第2項	<p>政令第3条2項に関する以上の解釈が、政令第6条についてもそのままあてはまるかどうか回答いただきたい。もし異なるのであれば、どのように異なるか、及びその理由について回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	匿名加工情報データベース等の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいますが、本施行令第3条第2項と第6条は、対象が個人情報データベース等と匿名加工情報データベース等と異なるものの、定義としては同様に規定しています。
303	施行令（案）第4条第1号	<p>政令第4条1号「当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの」の意義を明確にいただきたい。例えば、家庭内暴力、児童虐待の加害者や被害者を本人とする個人データは該当するのかあわせて回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
304	施行令（案）第4条第2号	<p>政令第4条2号「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の意義を明確にいただきたい。例えば、不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報、暴力団等の反社会的勢力情報が該当するのか、あわせてご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
305	施行令（案）第4条第3号	<p>政令第4条3号「当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」の意義を明確にいただきたい。例えば要人の行動予定情報が該当するのか、あわせてご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
306	施行令（案）第4条第4号	<p>政令第4条4号「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の意義を明確にいただきたい。例えば警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報、犯罪収益との関係が疑われる取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報が該当するのか、あわせてご回答いただきたい。</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
307	施行令（案）第5条	<p>現行政令施行後、現在に至るまで、ビッグデータの利用の進展等、短時間の蓄積であってもプライバシー侵害の程度が高まってきたという傾向が指摘できるところ、それにもかかわらず政令第5条では、消去までの期間が現政令第4条と同様に「六月」とされた経緯及び理由について回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>現行施行令第4条は、個人の権利利益の保護と事業者の負担のバランスを考慮し、保有個人データから除外されるものの消去までの期間を6か月としたものであるところ、今回の法改正において、当該期間を変更すべき特段の事情は発生していないと考えられることから、6か月のままとしています。</p>
308	施行令（案）第5条	<p>個人情報の保護に関する法律施行令 第五条を削除していただきたい。</p> <p>理由：期間の長短に拘わらず、自己の情報を知る権利を奪ってはならないと考えるため。</p> <p>私は、地方在住の主婦です。確実な証拠はありませんが、【顔認証万引防止システム】に誤登録されているようで、生活に甚大な被害を受けて大変困っております。個人情報保護委員会の皆様に、この窮状を知って頂き、速やかに法整備を進めていただきたく、パブリックコメントを致します。</p> <p>まず、私は万引きをしたことはありませんし、捕捉された経験もありません。前科前歴もありません。ですが、2015年6月頃より、毎日スーパー等で買い物をする際に、店員・警備員から、執拗に手元や籠の中や顔をじっと見られ、「万引きを疑っているぞ」と敢えて分からせるような態度を取られます。これは1店舗やその姉妹店に限らず私の生活圏にあるほぼ全てのスーパー等、旅先で初めて入った土産店でも行われます。毎日大変なストレスを受けながら生活しています。</p> <p>『万引きの防止に取り組んでいるNPO法人「全国万引犯罪防止機構」が、被害を未然に防ごうと、防犯カメラに写った万引き犯の画像をさまざまな店の間で共有できるデータベースの構築を目指して、具体的な検討を始めることになりました。』と2015年2月NHKによって報道されました。現在私の置かれている状況は、まさにこの構想が現実のものとなって、私の顔情報が全国で共有されているかのようです。警察や弁護士には相談しましたが、防犯カメラを取り締まる法律がないことや、確かな証拠がないため、対処できないと言われていました。この窮状から抜け出す方法は、個人情報保護法しかありません。どうか全ての個人情報の正確性の確保のための情報開示、誤っている場合の情報の訂正・削除・利用停止を例外なく行えるような法律を作ってください。</p> <p>この【顔認証万引防止システム】に誤登録されたら、生活を破壊されることを身をもって経験しています。近所にスーパー関係者がおり、そこから誤情報が洩れ、村八分の状態、子どもまで偏見の眼差しが向けられます。もし、一般の企業にまで誤情報が回っているならば、就業や就職活動にも影響してくると思われれます。なぜ、無実の人間がここまでされなければならないのでしょうか？それほど、この【顔認証万引防止システム】は誤った使い方をすれば、危険なシステムだということを、個人情報保護委員会の皆様に理解していただき、速やかに法整備を進めていただき</p>	<p>一定の期間以内に消去することとなるものを保有個人データから除外することは、法において決められているため、御意見を受け入れることは困難ですが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>たく、切にお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
309	<p>施行令（案）第6条</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第6条 （意見） 第6条から「容易に」を削除し、「目次、索引その他の検索を容易にするためのものを有するものをいう。」を「目次、索引その他の検索をするためのものを有するものをいう。」と修正すべきである。 また、個別に分けることのできない程度に統合された匿名加工情報のデータベースは「匿名加工情報データベース」に含まれないことを明らかにすべきである。 （理由） 個人情報取扱事業者が匿名加工に関するベストプラクティスを進める余地と能力を与えるため、匿名加工情報データベースの定義に関する方法やルールを狭く規定することは避けるべきである。 【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、匿名加工情報データベース等に係る本政令第6条の規定は個人情報データベース等に係る本施行令第3項第2項と同様に定義をしており、狭く規定しているものとは考えておりません。</p>
310	<p>施行令（案）第6条</p>	<p>【令6条】匿名加工情報のマニュアル処理情報は想定しがたい上に目次・索引は付されない ①令6条は、法2条10項の「匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」を受けたもので、これは、「個人情報データベース等」の定義におけるいわゆる「マニュアル処理情報」（法2条4項2号）と平行に、匿名加工情報についてのマニュアル処理のデータベースを規定したものであるが、個人情報については、病院のカルテ等、具体的な該当事例が十分に想定されるのに対し、匿名加工情報について、紙で匿名加工情報を作成、編集、管理することは通常考えられないのではないか。どのような具体例を想定し、どのような必要性を理由として規定したものか、明らかにされたい。 ②また、従前の規定が、カルテ等のマニュアル処理情報の個人情報データベース等を想定して「目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」としてきたのは妥当であったが、匿名加工情報のデータセットについては、氏名がなく、何で検索するというわけでもなく、目次や索引も付されないと考えられることから、令6条の「目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」に該当するものが想定し難いのではないか。どのような具体例を想定したものか、明らかにされたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>紙媒体の情報の記述等の一部を加工した匿名加工情報を一定の規則に従って体系的に構成することなども可能性としては考えられることから、匿名加工情報データベース等に係る本政令第6条の規定は個人情報データベース等に係る本施行令第3項第2項と同様に定めたものです。</p>
311	<p>施行令（案）第7条</p>	<p>具体的な事例をガイドライン等でお示しいただきたい。 【日本証券業協会】</p>	<p>具体的な事例については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
312	<p>施行令（案）第7条</p>	<p>（意見） 例えば、宗教団体が、団体保険契約の申込みや保険金の請求に際して、保険の対象となった構成員の氏名（改正法施行後、この情報は要配慮個人情報に該当すること</p>	<p>要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>となると考えられる)を保険会社に伝える場面において、対象者の同意を得られない限り、必要な情報を保険会社に伝えることができず、申込や請求ができないこととなれば、宗教団体内部の事務が、そうでない企業や団体と比べて煩雑になる。保険の利用に不合理な障害が生じないように配慮して、適切かつ明確なルールとしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインは、「相続手続による権利義務の移転等の遂行上必要な限り」及び「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲」について例外を定めており(6条1項5、6号)、団体に関する事務を処理するケースはこれらに含まれると解釈されているため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
313	施行令(案)第7条	<p>金融機関等においては、相続に伴う権利の移転等の判定のために、被相続人の出生以降の戸籍謄本等を提出いただく実務があるが、戸籍謄本等に要配慮個人情報に該当すると考えられる情報が含まれる場合がある。</p> <p>要配慮個人情報については、原則として、本人からの同意がなければ取得してはならないこととされているが、相続人同士の関係性から被相続人の親族等に同意を取るとは困難な場合も想定される。</p> <p>この点、現在の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6条(機微(センシティブ)情報について)第1項第6号においては、「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」に機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供を行ってよいこととされており、当該取得にあたって本人の同意の取得は要件とされていない。</p> <p>現在、本ガイドラインに基づいて、戸籍謄本等を提出いただく際、金融機関等は、被相続人の親族等(提出者以外)の同意は必ずしも取得していないところ、引き続き、金融機関等における相続手続による権利義務の移転等の実務に影響が及ばないように十分にご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
314	施行令(案)第7条	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得できる場合がある場合に加えるものとして、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」とあるが、これにつき、</p> <p>(1)「外形上明らかな要配慮個人情報」とは、具体的にどのような状態や事象を指すのか。</p> <p>(2)この規定は、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合は本人の同意なくその本人を撮影できる、と解釈できるが、これは、本人が有すると思われる肖像権やプライバシー権を排除している規定と理解してよいか。そうではない場合は、肖像権やプライバシー権との調整はどのように図られるのか。(撮影につき本人の同意を得るのであれば、「同意なく取得」と矛盾する。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	具体的事例等については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
315	施行令（案）第7条	<p>（意見）</p> <p>個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を取得する際には、本人の同意を要するとされているところ、取得者にとって要配慮個人情報にあたらなければ同意は不要であるのか（以下「取得者基準」）、もしくは、提供者にとって提供者が保有している情報が要配慮個人情報にあたるのであれば、たとえ取得者にとって法第2条第3項に定める記述を含むものの個人の識別・特定ができない形での取得であったとしても本人の同意を要するのか（以下「提供者基準」）、いずれか明確に定め、取得者基準である場合は、取得者にとって要配慮個人情報にあたらない場合を除外事由として明記すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>個人情報取扱事業者が、医療関係者・介護関係者・福祉関係者・法律関係者などである場合は、本人以外の第三者を介して本人についての相談を受けるケースが多い（複数の第三者を介する場合もある。）。</p> <p>また、そのようなケースにおいては、相談を受ける者にとって、本人の識別・特定はされないが法第2条第3項に定める記述を含む内容の相談であることが大半である。</p> <p>その際、仮に提供者基準と考えるのであれば、直接の相談者たる第三者にとっての要配慮個人情報該当性についての判別は、取得者側では行い得ないし、また、提供者からの自己申告によらざるを得ないというのも不合理である。</p> <p>したがって、取得者基準が妥当と考えるものの、この点につき法・政令（案）・規則（案）のいずれにおいても明らかでなく、相談現場では混乱が予想されるので、あらかじめ条文上で明らかにしておくべきと考えるからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>要配慮個人情報としての判断基準は、改正後の法第2条第3項（本施行令第2条を含む）で定める記述等が含まれる個人情報に該当するか否かによります。</p>
316	施行令（案）第7条	<p>（意見）</p> <p>本人以外の第三者を介して個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する場合には、当該第三者が個人情報保護法上適法に要配慮個人情報（要配慮個人データを含む）を第三者提供することができる限り、取得者があらためて本人の同意を得ることは不要との除外事由を設けるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>本人以外の者が適法に要配慮個人情報を第三者提供できる場合（提供者が本人の同意を得た場合を含む。）において、さらに取得者が本人の同意を得なければならぬとすることに合理的理由を見出せないからである。</p> <p>個人情報取扱事業者が、医療関係者・介護関係者・福祉関係者・法律関係者などである場合は、本人以外の第三者を介して本人についての相談を受けるケースが多い（複数の第三者を介する場合もある。）。</p> <p>そのような場合であっても、相談対応者が直接本人から同意を取得しなければ相談に応じることができないということは、あまりに上記事業者関係者における相談実務の現状に乖離しすぎている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>医療現場等における従前からの運用と乖離が生じ、混乱が生じることのないよう留意しつつ、要配慮個人情報の本人同意についてはガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
317	施行令（案）第7条	<p>（意見）</p> <p>個人情報取扱事業者であるAが、Bから要配慮個人情報を含む情報を取得するに際して、Bが当該情報をAには特定個人の識別ができない状態に加工してAに提供する場合には、Aからすれば「個人情報を取得」に該当しないことから、法第17条第2項本文の本人の同意は不要であると理解してよいか。</p> <p>仮にこのような場合にも本人の同意を必要とするのであれば、過剰な規制になると考えられることから、「提供者が取得者には個人情報に該当しない状態に加工した上で、当該要配慮個人情報を提供する場合」を政令第7条に追加されたい。</p> <p>（理由）</p> <p>個人情報取扱事業者が、医療関係者・介護関係者・福祉関係者・法律関係者などである場合は、本人以外の第三者を介して本人についての相談を受けるケースが多い（複数の第三者を介する場合もある。）。</p> <p>また、そのようなケースにおいては、相談を受ける者にとって、本人の特定はされないが法第2条第3項に定める記述を含む内容の相談であることが大半である。</p> <p>その際、直接の相談者たる第三者にとっての要配慮個人情報該当性についての判別は、取得者側では行い得ないものである。また、提供者からの自己申告によって、取得者が判断せざるを得ないというのも不合理である。</p> <p>この点について、法・政令（案）・規則（案）のいずれにおいても明らかでなく、相談現場では混乱が予想されるので、あらかじめ解釈又は政令等で明らかにしておくべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【成年後見センター・リーガルサポート】</p>	<p>一般論として、個人情報取扱事業者Aにとって個人情報でなければ、法第17条第2項の本人同意は不要と考えられます。</p>
318	施行令（案）第7条	<p>（意見）</p> <p>本人以外の第三者を介して個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する場合には、当該第三者が個人情報保護法上適法に要配慮個人情報（要配慮個人データを含む）を第三者提供することができる限り、取得者があらかじめ本人の同意を得ることは不要とするべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>本人以外の者が適法に要配慮個人情報を第三者提供できる場合（提供者が本人の同意を得た場合を含む。）において、さらに取得者が本人の同意を得なければならぬとすることに合理的理由を見出せないからである。</p> <p>個人情報取扱事業者が、医療関係者・介護関係者・福祉関係者・法律関係者などである場合は、本人以外の第三者を介して本人についての相談を受けるケースが多い（複数の第三者を介する場合もある。）。</p> <p>そのような場合であっても、相談対応者が直接本人から同意を取得しなければ相談に応じることができないということは、あまりに上記事業者関係者における相談実務の現状に乖離しすぎている。</p> <p style="text-align: right;">【成年後見センター・リーガルサポート】</p>	<p>要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
319	施行令（案）第7条	<p>「未成年者の場合保護者の同意や法定代理人等が同意した場合」が明確でないため、「保護者から子どもの要配慮個人情報を取得する場合」や「障害者の家族や被介護者の家族・ヘルパーから要配慮個人情報を取得する場合」を個人情報保護法第17条第2項2,3に限定することは実務上の無理を生じる。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
320	施行令（案）第7条	<p>「未成年者の場合保護者の同意や法定代理人等が同意した場合」が明確でないため、「保護者から子どもの要配慮個人情報を取得する場合」や「障害者の家族や被介護者の家族・ヘルパーから要配慮個人情報を取得する場合」を個人情報保護法第17条第2項2,3に限定することは実務上の無理を生じる。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
321	施行令（案）第7条	<p>意見 （1）法第17条の解釈において、本人の意思に基づいて、直接本人又はその代理人より要配慮個人情報を取得する場合、格別な同意取得の手続きを実施することなく、本人の同意があるとみなすことができる旨を明確にして頂きたい。また、法第17条からは上記のように解釈されないということであれば、政令第7条の本人同意なく取得できる場合に、「本人の意思に基づいて、本人又はその代理人より、要配慮個人情報を直接取得する場合」を追加して頂きたい。</p> <p>理由 （1）障がいのある方を対象とした割引サービス等を提供するにあたり、適用対象者であることを確認するため、本人又はその代理人より要配慮個人情報の申告を受けられる場合がある。この事例のように、本人又はその代理人からの申告により直接取得する場合、本人は事業者が当該情報を取得することに同意の上申告していると考えられるため、当該申告とは別に改めて同意取得を求める必要性はなく、この場合においても別途の同意取得手続きを求めることは、本人にとって不要な負担を強いることになる。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
322	施行令（案）第7条	<p>意見 （2）事業者が求めていないにもかかわらず、第三者（上記（1）の手当てがなされない場合には「本人又はその代理人」も）より、一方的に要配慮個人情報を送り付けられた場合、本人の同意を得ることができないまま要配慮個人情報を取得してしまうことになる。このような場合、事業者はどのような対応をすれば、法第17条に違反しないことになるのか明確にして頂きたい。（例えば、取得後、同意なく取得できる例外事由に該当するかどうかを判断するために合理的に必要な期間のみ保有し、例外事由に該当しない場合には、当該情報が記録された文書・電磁的記録等を速やかに廃棄する場合には、「取得」に該当しないことを明確にして頂くことが考えられる。）</p> <p>理由 （2）このような現実的に回避できない「取得」を禁止する趣旨ではないと考えるが、「取得」の意味するところが不明確であり、現在の規定振りでは、事業者が法第17条に違反することにもなりかねないと懸念される。このような場合において、事業者が現実的に対応可能な方法にて、どのような対応を講じれば法第17条に違反しないことになるのかを明確にして頂きたい。なお、速やかに廃棄することが、適切</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>な対応ではない場合もありうることに留意されたい。例えば、社員の家族より、社員本人が告知を受けていない疾病情報の通知を受けた場合、安全配慮の観点から当該情報を保持するのが適当であり、この場合、法第17条第2項第2号の例外規定に該当すると考えられるが明らかではなく、個別ケースによっては例外事由への該当性判断に時間を要するケースも想定される。従って、取得後速やかに廃棄するのではなく、例外事由に該当するかどうかを判断するために必要な期間に限り情報を保有することは許容されるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	
323	施行令（案）第7条	<p>政令第7条は、いわゆる「業務上必要な場合」や「正当な場合」を要配慮個人情報取得できる例外として規定していないところ、金融庁ガイドラインは、6条1項5号以下で、源泉徴収事務、相続事務、保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性等がある場合には機微情報を取得等することを認めている（そして、源泉徴収及び相続事務については本人の同意を必要としていない）ところ、政令第7条においても、金融庁ガイドラインとの平仄の関係から、「業務上必要な場合」や「正当な場合」を明記すべきではないか、ご検討いただきたい。（そうでなければ、金融機関がこれまで金融庁ガイドラインに基づき適法に行っている機微情報ないし要配慮個人情報に関する業務の一部が違法とされるおそれが生じ、混乱を招く可能性があるのご質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
324	施行令（案）第7条	<p>法17条2項6号は「その他前各号に掲げる場合」に「準ずるもの」を政令指定することとしており、これを受けて政令第7条1号及び2号が定められている。政令第7条1号及び2号は、法17条2項1号から5号のどれに「準ずるもの」であるのかご回答いただきたい。法17条2項1号から5号に「準ずるもの」が存在しないようにも見受けられるが、そうすると政令第7条1号及び2号は法17条2項6号違反ではないのか、併せてご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	法第17条第2項では、差別や偏見の要因となり得る情報について、本人の権利利益の保護のためにその取扱いを制限するという要配慮個人情報の趣旨に照らし、本人同意がある場合のほか、本人の利益のために必要がある場合や他の利益のためにやむを得ない場合、また、規制の合理性がなく規制自体によって本人の権利利益の保護が図れるともいえない場合には、あらかじめ本人の同意なく要配慮個人情報を取得できることとしています。この考え方に基づき、政令においてもこれらに準ずる一定の場合を定めることができ、御指摘のような法違反にはあたらないと考えております。
325	施行令（案）第7条	<p>政令第7条を見る限り、要配慮個人情報を一方的に送り付けられた場合、内容を知らずに閲覧した場合、事業者が開設しているウェブサイト第三者が書き込んだ場合等は例外に該当しないので、本人から「あらかじめ」同意を得る必要があり、さもなくば法17条2項違反になる可能性があると思われるが、このような場合にまで違法行為となるのは事業者にとって過剰規制になると思われる。そこで、政令にこれらの場合を追加することをご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしております。
326	施行令（案）第7条	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令 （要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）</p>	医療情報、疾患情報を本人の同意なく取得できるようにしてしまうことで、要配慮個人情報と位置付ける意味が損なわれてしまいます。医療情報、疾患情報は、本人同意の下、

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>第七条 三 (御意見) 本人に不利益が生じない適切な利用を行う目的では、医療情報、疾患情報、の取得は、本人の同意なく取得できるように、追記をしてもらいたい。</p> <p>(理由) 医療情報の適切で安全な利活用により、国民の健康確保と医療費削減が望まれている。本人に不利益が生じない適切な利用を行い、さらに、医療情報の利活用により国民の利益につながる利用については、要配慮個人情報である、医療情報、疾患情報、を本人の同意なく取得可能とすることが望ましい。そこで、第七条に追加が望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【理化学研究所 医科学イノベーションハブ】</p>	<p>取得されるべきと考えられます。なお、本人同意については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において、現場の運用に配慮した手法が認められているところであり、改正法の施行後においても、従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることのないよう、ガイドライン等における記載を検討してまいります。また、要配慮個人情報であっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人同意なく取得することが可能であり、そのような場合の必要な情報の取得には支障がないものと考えます。</p>
327	施行令（案）第7条	<p>【意見】 利用目的に関する規定を設けるべきである。</p> <p>【理由】 要配慮個人情報については、本人の同意による収集とすることで、利用目的を明示しその範囲に利用が構想されるという関係であることから、個人情報の本人の不利益や権利利益の侵害にならない範囲であることは、明らかにできる。また、法17条2項1号～4号は取得の目的を示す規定であり、その必要性の範囲に利用が拘束されると理解される。一方、施行令7条1号・2号については、本人の同意を前提としていないため、取得された要配慮個人情報の利用範囲を明確にする根拠に欠ける。</p> <p>要配慮個人情報の取得制限は、本質的には社会的差別を生み出す個人情報の利用を排除する趣旨であるべきであり、施行令7条1号、2号に該当する取得の場合、利用目的は本人の不利益にはならないものに限定される旨を明らかにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	<p>要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
328	施行令（案）第7条	<p>(意見) 法律上の守秘義務を負う専門職が、当該業務に係る依頼又は相談等を受けるに際して（依頼者以外の）要配慮個人情報を含む個人情報を取得する場合を、政令（案）第7条に追加されたい。</p> <p>(理由) 専門職が法律上の守秘義務を負う業務においては、依頼者は、全ての事実を専門職に伝え、専門職は正確な事実を把握することが必要である。</p> <p>当然、専門職に伝えるべき相談の内容は、第三者の要配慮個人情報が含まれる場合もあると考えられる。例えば、健康に係る相談であれば相談の内容が本人の両親の病歴に及ぶこともあるであろうし、自らが犯罪被害を受ける危険があるとの相談であれば、相談の内容がある者に同様の犯罪の前科がある事実などに及ぶこともある。</p> <p>このような場合について、例えば法17条2項2号への該当を検討すべきとの考え方もあるかもしれない。しかし、法17条2項2号の解釈による場合には、「本人の同意を得ることが困難」の解釈を巡って実務が萎縮的に運用される危険性も高</p>	<p>いただいた御意見から判断すると、一般的に既に規定された法令とその解釈によって十分運用可能であると考えられます。なお、要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>い。少なくとも、経産省ガイドラインで現行法16条3項2号について示されている解釈を見る限りでは、「他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。」と示されている。専門職に相談をする前に、依頼者には、他人の要配慮個人情報を取得しなくても済む他の方法を検討させなければならないのかという疑義を生じる者もあろう。また、同ガイドラインで示されている事例も「急病その他の事態」に限定されている。依頼者が急病その他の事態でなければ、専門職は、両親の病歴取得について両親の同意の要否を検討しなければならないのか、という疑義が生じ、実務が萎縮する危険もある。</p> <p>もちろん、当該専門職は法律上の守秘義務を負うのであるから、当該専門職が守秘義務を破らない限り、当該要配慮個人情報が他の者に提供されることは（委託等に該当する場合を除き）考えられない。</p> <p>意見に記載した場合を定めて置かなければ、専門職に法律上の守秘義務を設けた意味を没却する事態が生ずる可能性があると考えられる。</p> <p>なお、意見に記載した場合については、法17条2項1号又は2号に準ずることから、同条同項6号により、政令に定めることができると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
329	施行令（案）第7条	<p>（意見）本人の同意なく要配慮個人情報を取得できる例外事由について、医師・弁護士等の職にある者が業務上必要とする場合や、意図せず偶然に要配慮個人情報を取得してしまった場合を追加するなど、より一層の検討がなされるべきと考える。</p> <p>（理由）改正法においては、いわゆる小規模事業者の適用除外条項が削除され、個人事業者も広く適用対象となっている。</p> <p>しかし、個人事業者の中でも、医師・弁護士等の一定の職にある者については、以下「1.」、「2.」のように、業務上、本人の同意なく要配慮個人情報を取得することとなる場合が多く想定される。</p> <p>1. 業務遂行過程でやむを得ず、本人の同意を得ずに患者や依頼者の要配慮個人情報を取得しなければならない場合</p> <p>例えば、刑事事件の弁護人は被告人本人の同意がなくとも同人の前科前歴を調査したうえで弁護活動を行う必要があるとあり、医師は必要に応じて患者の従前の病歴・受診歴等を調査する必要があるものと考えられる。また、弁護士が依頼者以外の者の意思能力等を確認するために精神障害の有無・程度（政令案2条1号）等を調べる必要がある場合も想定できるし、医師が患者に対して家族の既往歴を確認することが必要となる場合もあるだろう。</p> <p>そのため、1. のような場合に、本人の同意なく要配慮個人情報を取得することを適法とする必要があるものと思料するが、改正法及び政令案を一見しただけでは、上記のような場合が適法となるのか否か判断としない。</p> <p>1つの考え方としては、1. のような場合は、改正法17条2項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」という例外事由に該当すると解することも考えられる。しか</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>し、対象となる要配慮個人情報を取得する必要性・緊急性は個別の事案によって区々であるから、全ての場合が同号に該当するとは必ずしも言えない。そうすると、弁護士や医師としては、個別の状況を考慮して同号該当性を判断せざるを得ないこととなるが、それでは大きな萎縮効果が生じてしまい、弁護士業務や医師業務の迅速性・効率性は著しく害されてしまう。</p> <p>そのため、以上のような観点からすれば、医師・弁護士等の一定の職業について、業務上情報の取得が必要な場合を、政令7条にも規定すべきではないかと思料する。医師・弁護士といった特定の職業のみを例外事由の対象とすることには反対意見もあるかもしれないが、これらの職種に就く者は秘密漏示罪（刑法134条）の対象にもなっており、取得した要配慮個人情報の漏示行為には刑事罰まで科されることが規定されているのであるから、これらの職種のみを政令上の例外事由の対象としても特段不当なことではないものと思料する。</p> <p>2. 他の情報に紛れ込んだ要配慮個人情報を意図せず取得してしまう場合</p> <p>医師・弁護士等、依頼者など一対一で話をする機会が多く密な関係となることが多い職業においては、業務上の相談や事実調査などにおいて、依頼者から、依頼者以外の者の要配慮個人情報を意図せず耳にしてしまう場合がある。また、他の目的で取得した書類・記録等の中に、取得を意図していなかった要配慮個人情報が混入してしまっている場合もある。</p> <p>しかし、そのような場合を違法としてしまうと、相談や事実調査等に萎縮効果を及ぼしてしまい、業務全体に著しい支障を及ぼしてしまうものと考えられる。</p> <p>そのため、2. のような場合を適法とする必要があるものと思料するが、改正法及び政令案を一見しただけでは、上記のような場合が適法となるのか否か判然としない。</p> <p>一つの考え方としては、そもそも改正法17条2項柱書の「取得」の意義について、「故意に情報を得ること」を意味し過失によって情報を得ることを含まないとか、「個人情報データベース等の構成要素とする目的で情報を得ること」を意味し当該目的以外で情報を得ることを含まないなどと、限定解釈を行うというものが考えられる。しかし、政令案7条1号の例外事由は、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に映りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」（第10回個人情報保護委員会資料1の2頁）であり、明らかに、意図せず偶然に要配慮個人情報を得てしまった場合を想定した規定である。よって、政令案においては、「取得」には意図せず偶然によって情報を得た場合も含まれることが当然の前提とされているものと考えられるから、「取得」の意義を前述のように限定解釈することは困難であろう。</p> <p>そのため、2. のように、意図せず偶然に要配慮個人情報を取得してしまった場合を、政令7条にも規定すべきではないかと思料する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
330	施行令（案）第7条	<p>意見</p> <p>法第17条第2項に定められる、個人情報取扱事業者が取るべき要配慮個人情報の同意について、その除外規定である法17条第2項第1号に定められた『法令に基づく場合』について、司法書士等士等法令により定められた業務を行う者が、その法令に定められた業務を行うについてはこの規定に該当する解釈している。</p> <p>もしそうでないならば、法令により定められた業務を行う者が、その業務を行うについて要配慮個人情報を取得する場合、を第7条に加えられたい。</p> <p>理由</p> <p>今般の法改正により、法第2条第3項第5号（いわゆる5000件要件）は削除されることとなり、ほとんどすべての司法書士は個人情報取扱事業者となる。</p> <p>司法書士業がその業務を行うにおいては、その業務全般において、他者の要配慮個人情報を取得することは多い。たとえば、高齢の父が認知症となり、まだ自分である程度の判断はできるが多額の金銭の管理は心配である場合（いわゆる保佐相当の場合）において、父の性格を鑑みて家族からひとまず後見制度に関する相談を受けるような場合は、父の認知症の種類や度合という病歴に関するよう配慮個人情報を取得することとなる。また、知的障害の子について、親から子の障害程度を示して、親が子の面倒を見られなくなった後にどのような後見制度を利用であるか、という親亡き後問題の相談もある。自己の債務整理の相談の中で、借金の原因が家族の病気であることを依頼者が話すこともありうる。</p> <p>このような場合において、例えば認知症の父、という事例であれば、〇〇の父、という特定の個人を識別している状態となり、父の認知症という事実について本人の同意が必要となれば、本人のためを思って父に内緒で相談をしている、という家族の思いとは裏腹に、本人の心を傷つけることになりかねず、かえって本人の権利利益を害することとなる。</p> <p>司法書士は司法書士法に定められた守秘義務を負っており、たとえ要配慮個人情報を取得したとしても、司法書士法に定められた除外事由に該当しない限りはその要配慮個人情報を他に漏らすことは司法書士法違反となり、懲戒処分の対象ともなる場合がある。</p> <p>上記のみならず司法書士が業務を行うにあたって、他者の要配慮個人情報を取得することは事情に多く、その取得に際して都度本人同意が必要となれば、相談業務が成り立たなくなる恐れもある。当該要配慮個人情報を有する本人の氏名を隠して相談を受けたとしても、相談者の氏名等から当該本人についても特定の個人を識別できる場面は多々あり、このような状態では司法書士業務は成り立たない。</p> <p>要配慮個人情報の取得についての本人同意の除外規定に定められる、法令に基づく場合という部分は幅広く認めるべきであり、司法書士が法令に定められた業務を行うに当たっては、その法令に基づく場合に該当すると解するべきであると思料し本件意見を述べる次第である。</p> <p>なお、このような解釈は他の法令により定められた業務を行う職種、たとえば医</p>	要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>師、看護師等でも起こりうるものである。よってこのとおり意見を述べる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
331	<p>施行令（案）第7条</p>	<p>（該当箇所）政令第7条 （意見）個人情報保護法第17条第2項第6号の政令で定める場合に関しては、医師等が診療行為のために必要とする場合が想定されているものと考えていたが、そのような場合は、すべて、個人情報保護法第17条第2項第2号、第3号で読むべし、という趣旨なのか。</p> <p>（理由）解説書等による解説の他、医療現場において要配慮個人情報を取り扱うに際し、除外規定が存在することが望ましいと考えているため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>要配慮個人情報の取得については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
332	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>そもそも、障害や疾患の事情が推測されるに過ぎない場合は、要配慮個人情報に該当しないという理解でよいか。また、本号は、文言上は視覚による取得を念頭に置いた記載となっているが、障害や疾患の事情によっては、①会話の内容から要配慮個人情報を取得する場合や、②振る舞いから要配慮個人情報を取得する場合もありうると考えられる。障害や疾患の事情に応じた対応をするためにも、そのような場合も本号に含まれるという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
333	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>目視によって取得できる個人情報について、政令第7条第1号として示されたものを見ても下記【A】【B】のとおり論理破綻しており、個人情報保護法の全体整合性に問題がある。</p> <p>【A】本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたのではなく目に入ってきて脳に記憶された場合」を指すのであれば、確かに「要配慮個人情報となるものを目視したとしても本人の同意を得る必要が無い。」というのは合点がいく。しかし、この事を要配慮個人情報に関してのみ政令の定めるということになると、「要配慮個人情報以外の個人情報を意図的に取得しようとしたのではなく目に入ってきて脳に記憶された場合」には、利用目的を通知または公表しなければいけない。</p> <p>【B】一方で本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたもので目に入ってきて脳に記憶されたものをメモに残す。データ入力する。」を指すのであれば、それは本人同意をとるべきではないか。この場合で本人同意を不要とするなら、事業者はあえて「要配慮個人情報は目視によって取得しメモに残す。データ入力する。」という方法をとる方法を選択しかねない。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。</p>
334	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>・目視によって取得できる個人情報について、政令第7条第1号として示されたものを見ても下記【A】【B】のとおり論理破綻しており、個人情報保護法の全体整合性に問題がある。【A】本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたのではなく</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含ま</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>目に入ってきて脳に記憶された場合」を指すのであれば、確かに「要配慮個人情報となるものを目視したとしても本人の同意を得る必要が無い。」というのは合点がいく。しかし、この事を要配慮個人情報に関してのみ政令の定めるといことになる、と、「要配慮個人情報以外の個人情報を意図的に取得しようとしたのではなく目に入ってきて脳に記憶された場合」には、利用目的を通知または公表しなければいけない。【B】一方で本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたもので目に入ってきて脳に記憶されたものをメモに残す。データ入力する。」を指すのであれば、それは本人同意をとるべきではないか。この場合で本人同意を不要とするなら、事業者はあえて「要配慮個人情報は目視によって取得しメモに残す。データ入力する。」という方法をとる方法を選択しかなない。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>れる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。</p>
335	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>「施行令改定案」第七条で“要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる”ものとして、（ア）本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合。と規定されましたが、この意味がよく理解できませんので、趣旨を含めて、解りやすい記述でお願いしたいと思います。</p> <p>“本人を目視し”というのは、どのような状況を指すのでしょうか。</p> <p>“外形上明らかな要配慮情報”とは、どのような情報でしょうか。</p> <p>また、同意なく“撮影”した写真や動画をインターネット等で公開してもよいのでしょうか。</p> <p>【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
336	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>第一項に関して、第10回個人情報保護委員会資料1「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」によれば「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等」が想定されています。「本人にとっても社会生活を送るにあたって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることは想定していると考えられる」とされていますが、通常の社会生活の中で認識されていることと、映像等に写されることは必ずしも同等にとらえられないと考えます。実際には、特定の障害者を故意に撮影する場合もあり得ると考えられ、写り込んだ場合との区別も難しい問題です。このような想定ができる場合まで本人の同意は不要とすべきでないと考えます。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会 関東支部】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
337	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>「本人を目視し、又は撮影することにより、その外見上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」には本人同意が不要とされているが、知的障害または精神障害は、目視ではなく本人との会話におけるその様子等で取得することもあり、こうした場合も政令案第7条第1号で本人の同意が不要となるか。該当しないのであれば、そうした取得も、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できる場合として手当てしていただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
338	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>■該当箇所 （要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合） 第七条 一</p> <p>■意見 カメラに身体障害といった要配慮個人情報が受動的に映り込んでしまうような場合のみに適用されるのか、それとも医師が身体障害の部位を意図的に撮影するような</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>場合（すなわち撮影者が意図的に要配慮個人情報を撮影する場合）にも適用されるのか、政令もしくはガイドラインで明確にしていきたい。</p> <p>■理由 意図して撮影する場合の本人同意が不明確であるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	
339	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>政令第7条1号と法17条2項5号の関係を説明いただきたい。「その外形上明らか」であるならば、「本人・・・により」「公開」されているとして、わざわざ政令第7条1号を適用するまでもなく法17条2項5号によって同意なき取得が可能なのではないか。公開はされていないがその外形上明らかな場合というのが具体的にどのような場合なのか、ご説明いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報がその外形上明らかな場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていま</p>
340	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>【令7条1号】目視による取得は要配慮個人情報の取得制限から除外すべきではない</p> <p>①令7条1号は、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」としているが、目視しただけで取得に当たると解すべきではないところ、この文は、目視しただけで取得に当たるといふ意味か、確認したい。</p> <p>②撮影についても、撮影用カメラの視界に入ったこと自体が取得に当たるのではなく、録画装置等を用いて記録して初めて取得に当たり得ると解すべきところ、「撮影することにより、……取得する場合」との文は、取得のためにはそうした録画等が必要であることから、当然に録画等を含めているという意味か、確認したい。</p> <p>③そうであるとするならば、「目視することにより、……取得する場合」とは、どのような場合を言うのか、明らかにされたい。</p> <p>④目視による取得の例として、目視して認識した人がメモに書いたり、電子計算機に入力したりすることが考えられるが、このような場合を、要配慮個人情報の取得制限から除外する必要性は何か、明らかにされたい。</p> <p>⑤個人情報保護委員会の資料「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」では、本号例外を設ける趣旨が、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」とされており、機械による自動取得を例外とする趣旨と推察されるが、目視による取得では、人が手作業をしない限り取得に至らないのであるから、「事業者の負担を勘案する」必要性はなく、これを除外するのは失当ではないか。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていま</p>
341	<p>施行令（案）第7条第1号</p>	<p>【令7条1号】「外形上明らかな要配慮個人情報」の取得を取得制限から除外するのは散在個人情報としての取得に限るべき</p> <p>令7条1号は、「本人を……撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」を、法17条2項の「あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えら</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人情報取得してはならない。」の例外とする規定であり、その趣旨は、個人情報保護委員会の平成28年6月3日付資料「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」によれば、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」とされている。</p> <p>確かに、個人情報保護法のこれまでの運用では、防犯カメラ等により録画された映像中に顔画像があれば、個人情報に該当するものとして、15条から18条までの義務がかかる（その一方で、顔の自動識別を行わず、単に録画するだけであれば、個人データに該当せず、19条以降の義務は適用されないという、防犯カメラの適正運用のための規制と言うには中途半端な規律となっていたが。）とされてきたことから、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合」は、要配慮個人情報の取得に当たることになる。しかし、顔の自動識別を行わず単に録画するだけであれば、個人データの取得には当たらず、散在個人情報としての要配慮個人情報（散在要配慮個人情報）の取得にすぎない。</p> <p>本来、個人情報保護法の目的は、世界各国のデータ保護法制と共通するように、個人情報がコンピュータ処理されることによりもたらされ得る個人の権利利益侵害の未然防止にあるはずである。要配慮個人情報について規制を強める趣旨が、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」（法2条3項）からであるなら、要配慮個人情報がデータベース化されて「要配慮個人データ」となり、自動処理されることによって生じ得る本人の不利益こそが、未然防止すべき、法の主たる目的であるはずではないか。</p> <p>それにもかかわらず、本号は、散在要配慮個人情報の取得のみならず、要配慮個人データとして取得すること（個人データとして要配慮個人情報を取得すること）まで、例外としており、取得を制限しないことになってしまっている。</p> <p>本号を法17条2項の例外に加えた趣旨が、「映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」であるならば、例外とするのは、散在個人情報としての取得に限るべきである。</p> <p>昨今の情報技術では、映り込んだ映像から顔識別と身体的特徴の自動認識を行い、特定の身体的特徴の人物をデータベース化することが可能となっているのであるから、「外形上明らかな要配慮個人情報」の個人データとしての取得は、法17条2項の例外として認めるべきではない。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>れるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
342	施行令（案）第7条第1号	<p>（意見）</p> <p>「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」が予め本人同意を得ないで要配慮個人情報を取得して良い理由が不明瞭。</p> <p>（理由）</p> <p>本人を目視したり撮影することは、本人と対峙しなければ出来ないことであるかも知れないが、そのことにより同意を得ているとは解釈されないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
343	施行令（案）第7条第1号	<p>（意見） 要配慮個人情報に該当するとするならば、本人の同意を得るべきであるので、撮影者の意図に反して映り込んだ場合を想定していると考えてよいか。もし、限定しているのであれば、その旨は、ガイドライン等に明記されると考えてよいか。</p> <p>（理由） たとえば、車椅子や白い杖を使用している方を撮影し、そのデータを設計やマーケティング等に利用する場合、本項は適用されると考えてよいか。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要がある、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
344	施行令（案）第7条第1号	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）第7条（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）第1号「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」</p> <p>（意見） 政令第7条第1号は、その意図する内容が必ずしも明確でないと思料いたします。文言を変更する等して明確化していただくことを希望いたします。</p> <p>（理由） 第10回 個人情報保護委員会 の「資料1 要配慮個人情報に関する政令の方向性について」には、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」と記載されています。しかしながら、政令（案）第7条第1号の表現（「本人を目視し、又は撮影することにより」）は、上記「映像等に写りこんだ場合等」を表現しているのか必ずしも明確でないと思料いたします。</p> <p>【欧州製薬団体連合会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
345	施行令（案）第7条第1号	<p>【該当箇所】政令（案）7条1号（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）</p> <p>【意見】「本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」とされています。しかし、「目視による取得」とは目視しただけで取得にあたるという見解ということでしょうか。目視した後の記録等の行為もなく、ただ目視しただけで取得とするのかどうかについては十分な議論が必要だと考えます。</p> <p>【全国地域婦人団体連絡協議会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
346	施行令（案）第7条第1号	<p>政令第7条1号につき、本人が明示又は黙示に拒絶しているのにそれに反して撮影等をする場合でも、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるのかご回答いただきたい。例えばドローン等を利用すれば、本人がプライベートな場だと考えて、要配慮個人情報を外形上明らかにしている状況下（例えば本人の家等）で撮影をすることができると思われるが、これは法17条1項違反やプライバシー侵害になる可能性はあっても、法17条2項違反にはならないということか。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>要配慮個人情報に限らず、個人情報の取得は適正に行われる必要があります。要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
347	施行令（案）第7条第1号	<p>政令案7条1号につき「本人を目視」することにより「外形上明らかな要配慮個人情報取得する場合」と規定されているが、「目視」つまり「ただ見るだけ」の行為が法17条2項1号の「取得」、同2号柱書の「取得」に該当するという理解の上で、法17条2項6号・政令案7条1号・政令案7条1号でその「取得」を例外的に許容するとの解釈でよいか。またこの要配慮個人情報の「取得」の概念は、個人情報の「取得」の概念と同一であると解釈してよいか。従来は「目視」はそもそも「取得」の概念で整理されていなかったのではないか。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報取得の際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
348	施行令（案）第7条第1号	<p>政令案7条1号につき、「外形」に限定した趣旨は何か。例えば犯罪を目撃した場合は「外形」上明らかなのか回答いただきたい。そうでないとするれば、例えば「公然と要配慮個人情報取得する場合」等に表現を変えてはどうか、ご検討いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本規定は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところ、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報取得の際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。「外形上」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
349	施行令（案）第7条第1号	<p>政令案7条1号につき、ある事業者が自己の所有する建物が福祉作業場の玄関の向かい側にあることを奇果として、そこにビデオカメラを設置し、(本人の同意なく)福祉作業場に入る障害者の顔や姿態を録画し、情報を蓄積し、障害者のデータベースを作成した場合、このような行為は少なくとも法17条2項違反ではないということによいか、ご確認いただきたい。(なお、法17条1項による対応の余地があることは理解している)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>要配慮個人情報に限らず、個人情報の取得は適正に行われる必要があります。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには、利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要がある、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
350	施行令（案）第7条第1号	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） (要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合) 第七条 1項について</p> <p>外形上明らかな要配慮個人情報の取得に、本人同意が不要であるような誤解が生まれるため、誤解されないような条文にすべきである。</p> <p>理由 外形上明らかなに要配慮個人情報取得する場合、本人同意がなく取得できるという表現では誤解が生まれる。 撮影した映像等に移りこんでしまった場合(意図せず要配慮個人情報が撮影されてしまうケース)の要配慮個人情報管理を回避するためのものであり、積極的利用を</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要がある、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>促すことが目的ではない。 そういった意図がより明確にされるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
351	施行令（案）第7条第1号	<p>政令案の第7条第1項について、外形上明らかなものであっても、それを保存可能な方法で撮影・収集することまで了解しているとは限らないので、本人の同意なく取得できるのは、取得後一定期間を超えて保存しない場合に限るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要がある、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
352	施行令（案）第7条第1号	<p>（該当箇所）政令案第7条第1号 （意見）外形上明らかなものに関しては、目視・撮影であれば、要配慮個人情報である、特定の病歴を有するという情報を本人同意なく取得し利用できるという趣旨であるのか。 （理由）たまたま目に入ったり、撮影してしまった場合のみを除外する趣旨であれば理解できる</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていと思いますが、一般的に、外形上特定の病歴を有することが明らかであれば、要配慮個人情報の取得の例外に該当する場合があります。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要がある、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。</p>
353	施行令（案）第7条第2号	<p>（意見） 政令（案）第7条第2号について、個人データである要配慮個人情報の提供を受けられる場合に限定せず、委託、事業承継又は共同利用に伴って、個人データに該当しない要配慮個人情報の提供を受けられる場合にも、本人の同意を不要とするように修正されたい。 （理由） 個人情報取扱事業者が、委託、事業承継又は共同利用に伴って、要配慮個人情報を含む個人情報の提供を受けられることは、当該個人情報が、個人データに該当する場合だけではなく、個人データに該当しない場合にもあり得る。 現行の政令案のとおりであれば、例えば2つ以上の会社が吸収合併を行う際に、被合併会社は、要配慮個人情報を含む個人データに「該当する」個人情報は本人の同意なく合併会社に承継させることができるが、要配慮個人情報を含む個人データに「該当しない」個人情報については、原則として本人の同意を取得するか、本人同意が取り得ない場合には、承継を断念せざるを得なくなる。 委託、共同利用についても、同様の問題がある。 要配慮個人情報を含む個人情報について、個人データに該当する場合よりも、個人データに該当しない場合の方が規制が重くあるべき合理的理由は見出だせない。</p> <p style="text-align: right;">【成年後見センター・リーガルサポート】</p>	<p>御指摘のような事例が生じ得るか不分明ですが、本施行令案第7条第2号は、改正後の法第17条第2項と第23条第5項各号との間で整合性を図るために定められたものであり、承継の場面において、本施行令案第7条第2号以外の取得を否定する趣旨ではありません。 個人データには該当しない要配慮個人情報を取り扱う利用目的は承継によっても変わらないところ（改正後の法第16条第2項参照）、承継元が当該要配慮個人情報を取得した根拠が承継先においても同様に該当するか否かで判断されます。 すなわち、仮に承継元が要配慮個人情報を取得した根拠が改正後の法第17条第2項各号である場合には承継先との関係でも同様に該当する事実がみとめられるか否かで判断することになります。また、仮に承継元が要配慮個人情報を同意に基づき取得した場合には、当該同意が承継先についても及ぶか否かで判断することになります。</p>
354	施行令（案）第7条第2号	<p>（意見） 本人に成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人をいう。）が選任された場合、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取得するについて、本人が同意によって生</p>	<p>本人の同意に関する考え方については、ガイドライン等において明確にしていと思いますが、本人が同意によって生じる結果について判断する能力等の事情を勘案して個別の</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>じる結果について判断できる能力を有する場合であっても、成年後見人等がその付された代理権の範囲内において正当に業務を行っている限りにおいて、明示的に本人の意思に反する等の場合でない限りは、個人情報取扱事業者がする要配慮個人情報の取得についての同意は、成年後見人等の同意でよいとの前提で理解して良いか。</p> <p>そうでないならば、成年後見人等からの同意が得られている場合を、政令案7条に追加されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>要配慮個人情報の提供について考えてみるに、たとえば在宅での生活が困難となったある本人の成年後見人等に就任した場合、有料老人ホーム等に入居等の相談を行うことが多い。その入居相談等において、通常本人の病歴、要介護状態、身体状態、認知症の有無等の情報提供を求められる。これらの情報は、当該施設の入居の可否の判断に不可欠の情報でもある。これらの情報の提供は、現行法下においては、本人がその情報を第三者が取得することについて、同意したことにより生じる結果について判断できる能力を有する可能性が高い場合、たとえば本人が軽度の保佐相当の場合であっても、本人の同意なく成年後見人等の裁量により行っている場合が多い。成年後見人等は本人の法定代理人であり、裁判所の審判により認められた範囲において、広範な代理権を有し、その判断は個々の裁量に任されている部分も多いためである。</p> <p>個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得するにあたって、本人が同意したことにより生じる結果について判断できる能力を有しない場合には、成年後見人等や子等実質的に同意を得たとに考えられるような者の同意でもよいとの趣旨の国会答弁（第189回国会 内閣委員会 第7号（平成27年5月20日（水曜日）、民主党山尾志桜里委員の質問に対する内閣官房内閣審議官向井治紀参考人の答弁））はあった。しかし、成年後見人等が同意したことにより生じる結果について判断できるか否かの確認は容易でない場合も多く、また要配慮個人情報を第三者に提供する際、取得する側においても都度本人の同意を得るべきか後見人等の同意を取るべきかを判断することは事実上困難でもある。</p> <p>また広範な代理権を与えられた成年後見人等について、本人の意思に反しないような場合に本人に代わって第三者が本人の要配慮個人情報を取得するについて同意することこれが認められなければ、成年後見人等は被保佐人等にいちいち本人同意の能力の有無を確認し、本人同意を得てからでないと、種々の軽い相談等もできなくなりかえって事務が増大し、本人保護のための成年後見制度の趣旨からすと本末転倒である。</p> <p>また、仮に本人の同意の能力がないと成年後見人等が判断し、本人に代わって要配慮個人情報の取得についての同意を行った場合においても、のちのち本人の親族等の第三者によりその判断を覆す主張がなされ、本人の同意を得なかったことについて責任を追及されるという無用の心配を生ずることとなる。</p> <p>よって、成年後見制度の趣旨に鑑み、また家庭裁判所によって選任され、広範な</p>	<p>事例ごとに判断することになると考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>代理権が認められたという成年後見人の立場を尊重していただきたく、また個人情報保護法が成年後見制度を阻害することが無いよう、上記のとおり意見を述べる次第である。</p> <p style="text-align: center;">【成年後見センター・リーガルサポート】</p>	
355	施行令（案）第7条第2号	<p>令第7条第1項第2号に定める者につき、例えば法第23条第5項第1号に当たる業務の委託を受ける外国事業者の日本支店は、要配慮個人情報を本人同意なく取得可能か明確化いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	委託に関する考え方については、ガイドライン等において明確にまいります。
356	施行令（案）第7条第2号	<p>（3）政令第7条第2号について</p> <p>改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供（本人の同意を得て第三者に提供する場合をいう。以下同じ）により要配慮個人情報を受け取る場合、そもそも提供元である個人情報取扱事業者は、第三者提供をすることについて本人の事前同意を得ている。そのため、提供先である第三者は、要配慮個人情報を取得することについて、提供元を介して、既に本人から同意を得ていることとなる。</p> <p>したがって、改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供によって要配慮個人情報を受け取る場合に、事前の同意を不要としても個人情報保護の趣旨が損なわれることはない。また、実務上も、要配慮個人情報の提供を受ける者が本人の連絡先等を把握していない場合、あらかじめ本人から同意を得ることは不可能である。</p> <p>以上から、改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供によって、要配慮個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意が不要であるということを明確にすべきである。</p> <p>今回の政令第7条第2号では、要配慮個人情報の同意が不要なケースとして「法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき」のみが規定されている。このような規定だと、改正個人情報保護法第23条第5項以外の場合、改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供により提供を受けた場合には同意が必要であるという反対解釈が導かれる。しかし、同条第1項のように提供先を介して本人同意がある場合にも要配慮個人情報の同意が不要なケースに含めるべき旨は前述のとおりである。</p> <p>このような反対解釈が導かれることがないよう、改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供により要配慮個人情報を受け取った場合も、取得の同意が不要であることを明確に規定すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟（AICJ）】</p>	要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にまいります。
357	施行令（案）第7条第2号	<p>（意見）</p> <p>共同研究等で共同利用した個人データについて、共同利用終了後もしくは共同利用からの脱退後に引き続き業務上保有する必要がある際は、当該共同利用の取り決めでその扱いを定めることでよいか。</p> <p>（理由）</p> <p>臨床検体・情報を取り扱う共同研究の場合には、個人情報の共同利用者が測定や解析を通じて、新たな個人情報を追加して取得するケースもあり、元情報と共に共同利用者側が一定の情報を引き続き保有する必要があるため、その際の手続きを整理</p>	本施行令第7条第2号は、個人データである要配慮個人情報を改正後の法第23条第5項各号に掲げる場合において個人データである要配慮個人情報の提供を受けるときに、本人の同意なく取得できることを定めたものです。共同利用等が終了した場合等の当該要配慮個人情報の取扱いについては、その他の個人情報と同様、個人情報保護法の各規定に則り取り扱う必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>しておきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	
358	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>政令第7条2号につき、クラウド事業者（個人情報取扱事業者）のクラウド上にユーザ企業（個人情報取扱事業者）が要配慮個人情報を含むデータベースをアップロードし、それを活用する場合、クラウド事業者は「委託」（法23条5項1号）を受けたとして、本人の同意なく要配慮個人情報の提供を受けられることをご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>委託に関する考え方については、ガイドライン等において明確にしております。</p>
359	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>この点に関し、政令第7条2号では「個人データである要配慮個人情報」に限定されること、事務処理の委託をする場合や合併の場合等においては、個人データである要配慮個人情報とともに個人データではない要配慮個人情報を移転する場合もあると思われる（例えばクラウド上に個人データである要配慮個人情報とともに個人データではない要配慮個人情報をアップロードする場合を想定）。そこで、「個人データである」という限定を削除することについて検討いただきたい。（個人データでなければ、第三者提供に関する規制はないはずであるところ、要配慮個人情報の場合、個人データになると政令第7条2号により自由に委託先等への提供が行えるのに対し、個人データではない要配慮個人情報のままだと提供できない（委託先等が法17条2項によって取得ができない）というのはバランスを失するのではないかという問題意識から質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令第7条第2号は、改正後の法第17条第2項と第23条第5項各号との間で整合性を図るために定められたものであり、委託や承継の場面において、本施行令第7条第2号以外の取得を否定する趣旨ではありません。仮に、委託元における利用目的の達成に必要な範囲で、個人データには該当しない要配慮個人情報の取扱いの委託が行われる際に、当該利用目的が改正後の法第17条第2項各号に該当するものである場合には、委託先での取扱いも同号に基づくものか否かで判断されます。また、仮に委託元が当該要配慮個人情報を同意に基づき取得している場合には、当該同意が委託先による取扱いをも含んでいると評価できるか否かで判断されます。</p>
360	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>政令第7条2号に関し、法24条は「この場合においては、同条の規定は、適用しない」とあるが、外国にある第三者への要配慮個人情報の提供に関する規律について整理して説明いただきたい。要するに、本人の同意がある場合、一定の要件を満たす外国として規則指定された国の事業者提供する場合、規則案11条各号の規定する要件を満たす事業者に対する提供の場合の3つの場合には、日本の第三者と同様に要配慮個人情報の提供に関する規律が適用されるという理解でよいか、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>外国にある第三者への要配慮個人情報の提供の考え方等については、ガイドライン等において明確にしております。</p>
361	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>政令第7条2号を前提とすると、法が規定する個人データ提供に関する規律、例えば法23条5項各号に関する規律は法17条2項1号の「法令に基づく場合」には該当しないということのように思われるが、そのような理解でよいか回答いただきたい。ただ、もしそうなら「個人情報の保護に関する法律を除く法令に基づく場合」とすべきではなかったか、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>改正後の法第23条第5号各号は、個人データを第三者提供する場合に、第三者に該当しない者を定める規定であり、本施行令第7条第2号は、その趣旨を個人データである要配慮個人情報にも適用するものです。</p>
362	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>（意見） 政令（案）第7条第2号について、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合に限定せず、委託、事業承継又は共同利用に伴って、個人データに該当しない要配慮個人情報の提供を受ける場合にも、本人の同意を不要とするように修正</p>	<p>御指摘のような事例が生じ得るか不分明ですが、本施行令第7条第2号は、改正後の法第17条第2項と第23条第5項各号との間で整合性を図るために定められたものであり、承継の場面において、本施行令第7条第2</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報取扱事業者が、委託、事業承継又は共同利用に伴って、要配慮個人情報を含む個人情報の提供を受けることは、当該個人情報が、個人データに該当する場合だけではなく、個人データに該当しない場合にもあり得る。</p> <p>現行の政令案のとおりであれば、例えば2つ以上の会社が吸収合併を行う際に、被合併会社は、要配慮個人情報を含む個人データに「該当する」個人情報は本人の同意なく合併会社に承継させることができるが、要配慮個人情報を含む個人データに「該当しない」個人情報については、原則として本人の同意を取得するか、本人同意が取り得ない場合には、承継を断念せざるを得なくなる。</p> <p>委託、共同利用についても、同様の問題がある。</p> <p>要配慮個人情報を含む個人情報について、個人データに該当する場合よりも、個人データに該当しない場合の方が規制が重くあるべき合理的理由は見出だせない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>号以外の取得を否定する趣旨ではありません。</p> <p>個人データには該当しない要配慮個人情報を取り扱う利用目的は承継によっても変わらないところ（改正後の法第16条第2項参照）、承継元が当該要配慮個人情報を取得した根拠が承継先においても同様に該当するか否かで判断されます。</p> <p>すなわち、仮に承継元が要配慮個人情報を取得した根拠が改正後の法第17条第2項各号である場合には承継先との関係でも同号に該当する事実がみとめられるか否かで判断することになります。また、仮に承継元が要配慮個人情報を同意に基づき取得した場合には、当該同意が承継先についても及ぶか否かで判断することになります。</p>
363	<p>施行令（案）第7条第2号</p>	<p>(意見)</p> <p>個人データではない要配慮個人情報の提供を受ける場合にも、本人の同意を不要とするように修正してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある方の親族、近隣住民、福祉関係者や親族後見人・専門職後見人・市民後見人（以下「本人を支援する関係者」）からの後見制度利用に関する相談活動や、適正な後見制度の確立するため後見人に対する支援事業を行う際に、本人を支援する関係者から要配慮個人情報に該当する本人の個人情報を取得して（預託されて）、本人の支援者に対し相談に対する回答や支援を依頼されることがあります。この場合ご本人様から個別に同意を取っていません（同意能力があるのかも不明で同意を得る機会もありません）。</p> <p>個人情報取扱事業者が、委託、事業承継又は共同利用に伴って、要配慮個人情報を含む個人情報の提供を受けることは、当該個人情報が、個人データに該当する場合だけではなく、個人データに該当しない場合にもあり得ます。現行の政令案のとおりであれば、要配慮個人情報を含む個人データに「該当しない」個人情報については、原則として本人の同意を取得する必要があります。要配慮個人情報を含む個人情報について、個人データに該当する場合よりも、個人データに該当しない場合の方が、規制が重くあるべき合理的理由は見出だせません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行令案第7条第2号は、改正後の法第17条第2項と第23条第5項各号との間で整合性を図るために定められたものであり、委託や承継の場面において、本施行令案第7条第2号以外の取得を否定する趣旨ではありません。</p> <p>仮に、委託元における利用目的の達成に必要な範囲で、個人データには該当しない要配慮個人情報の取扱いの委託が行われる際に、当該利用目的が改正後の法第17条第2項各号に該当するものである場合には、委託先での取扱いも同号に基づくものか否かで判断されます。また、仮に委託元が当該要配慮個人情報を同意に基づき取得している場合には、当該同意が委託先による取扱いをも含んでいると評価できるか否かで判断されます。</p>
364	<p>施行令（案）第9条</p>	<p>(4) 政令案第9条について</p> <p>政令案第9条では、個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法について、書面の交付による方法又は書面による開示請求を行った者が同意した方法のみを規定している。しかし、現実にはオンラインによる開示等の措置が行われており、十分な透明性が確保された上で個人による情報管理の方法が提供されている場</p>	<p>本施行令案第9条では、開示の請求を行った者が同意すれば、オンライン等を含む書面の交付以外の方法により開示することも許容されており、当該者の同意しない方法を認める特段の必要性もないことから、御指摘の改正を行う必要はないと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>合も多い。 事業者の自主努力によりこうしたオンラインによる開示等の方法がとられている場合には、開示等の義務を果たしたことになることは、国会審議においても確認されている。したがって、規則案第9条において、オンラインで開示する方法も含むようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【アジアインターネット日本連盟 (AIGJ)】</p>	
365	<p>施行令（案）第9条</p>	<p>（意見） 個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法について、書面の交付による方法又は開示の請求を行った者が同意した方法のみでなく、オンライン上で開示する方法も含むようにすべきです。</p> <p>（理由） 「書面の交付による方法」又は「開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法」のみが規定されていますが、現実には、透明性が十分に担保され、個人による情報管理の方法についても適切に配慮された形でオンラインによる提供がなされている場合も多く、オンライン上の開示がこのように適切に行われている場合には、開示の義務を果たしたことになると思います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本施行令案第9条では、開示の請求を行った者が同意すれば、オンライン等を含む書面の交付以外の方法により開示することも許容されており、当該者の同意しない方法を認める特段の必要性もないことから、御指摘の改正を行う必要はないと考えます。</p>
366	<p>施行令（案）第9条</p>	<p>政令案9条，法28条2項に関し，開示を拒絶できる事由としての「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合」（法28条2項但書2号）とはどういう場合かご回答いただきたい。例えば事業者内部での使用のみが想定され，開示が予定されていない稟議書はどうかご回答いただきたい。また，開示すべき個人情報の量が多い場合はどうかご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案第9条は、引用している条番号のズレの反映等を行ったのみで、現行施行令第6条と同じ内容を規定しているため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、法令の解釈について、今後ガイドライン等を示す予定です。</p>
367	<p>施行令（案）第9条</p>	<p>政令案9条，法28条2項に関し，開示を拒絶できる事由がある場合でも開示をしてもよいかご回答いただきたい。その場合，法32条1項・規則案10条等の規律は適用されるかご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本施行令案第9条は、引用している条番号のズレの反映等を行ったのみで、現行施行令第6条と同じ内容を規定しているため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、法令の解釈について、今後ガイドライン等を示す予定です。</p>
368	<p>施行令（案）第12条</p>	<p>4. 民間事業者等に対する行政の窓口の一元化 施行令改正案第12条において、個人情報保護委員会が法第40条第1項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる事情が示されたが、個人情報保護行政の一元化の趣旨に鑑み、こうした権限の委任が必要以上に行われないようにすべきである。 また、権限の委任にあたっては、複数の行政機関から重複した報告・説明の聴取が行われないよう民間事業者等に対する行政の窓口を一元化することとし、各事業所管大臣の運用に差が生じないよう個人情報保護委員会が委任先の事業所管大臣を適切に監督することを求める。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。 なお、権限の委任は、改正後の法第44条第1項及び本施行令案第12条に基づき、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するため</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合に限り行われることとされており、十分限定的に定められていると考えております。また、仮に事業所管大臣が報告徴収又は立入検査を実施した場合、その結果は当委員会に報告されることとされており、権限の一元化が適切に図られているものと考えられます。
369	施行令（案）第12条	法44条1項は「個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる」と規定する。ここで、同項中に「政令で定める」は2回出て来るが、政令案12条が前者の「政令」、13条が後者の「政令」に対応するという理解でよいか確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
370	施行令（案）第12条	政令案12条各号は抽象的かつ広範であることから、委任に事実上の歯止めがなく、個人情報保護委員会による規制機能一元化という法の趣旨が害される恐れがあるのではないかと。もし政令案12条各号のまま法の趣旨が害されないのだからということであれば、歯止めになり得る「緊急かつ重点的」（1号）と「特に」（2号）のそれぞれの意義を具体的に明らかにしていただきたい。例えば、どのような場合がこれに該当し、どのような場合が該当しないのか。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令案第12条第1号については、例えば特定の業界で個人情報の漏えいが同時多発的に発生している場合を、同条第2号については、例えば事業所管大臣が業法に基づいて所管の事業者定期的に検査を行っており、個人情報の取扱いについても当該検査の対象に含む場合を、それぞれ想定しています。 なお、権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。
371	施行令（案）第12条	（PTAについて）事業所管大臣への権限の委譲は行わないでいただきたい。 理由：PTAの事業所管省庁は文科省になります。PTAが学校に対して必要な存在であることを文科省は認識しています。その場合文科省としてはPTAに対して負担になることを回避すると思えます。個人情報保護委員会による監督が相当です。教育関係者以外による第三者による監視・監督が望ましいです。 【個人】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
372	施行令（案）第12条	政令案第12条について、専門的知見の活用は、権限委任によらず、事業所管大臣からの意見聴取などによって行うことが可能なため、第2項は不要である。第2項による委任も認めては、他省庁から独立した委員会制度である意義が薄れる。 【匿名】	権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>認識しています。</p> <p>なお、権限の委任は、改正後の法第 44 条第 1 項及び本施行令第 12 条に基づき、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合に限り行われることとされており、十分限定的に定められていると考えております。また、仮に事業所管大臣が報告徴収又は立入検査を実施した場合、その結果は当委員会に報告されることとされており、権限の一元化が適切に図られているものと考えられます。</p>
373	<p>施行令（案）第 12 条第 2 号</p>	<p>（５）政令第 12 条第 2 号について</p> <p>今般の個人情報保護法改正において個人情報保護委員会を設置した趣旨は、独立した第三者機関による分野横断的な統一見解の提示等を行うためとされていた。</p> <p>しかしながら、政令第 12 条第 2 号の規定ぶりでは、広範囲にわたる様々な分野において権限の委任が可能となる。しかし、これでは改正前の個人情報保護法下の主務大臣制と同じ状況となり、個人情報保護委員会の独立性が事実上失われる可能性が高い。これは個人情報保護委員会を設置した当初の趣旨に明らかに反する広範な委任であり、個人情報保護委員会による分野横断的な個人情報保護という目的が達成されないおそれがある。事業所管大臣に権限を委任できるのは、政令第 12 条第 1 号のみの場合とし、同条第 2 号の規定を削除すべきである。</p> <p>【アジアインターネット日本連盟（AICJ）】</p>	<p>権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。</p> <p>なお、権限の委任は、改正後の法第 44 条第 1 項及び本施行令第 12 条に基づき、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合に限り行われることとされており、十分限定的に定められていると考えております。また、仮に事業所管大臣が報告徴収又は立入検査を実施した場合、その結果は当委員会に報告されることとされており、権限の一元化が適切に図られているものと考えられます。</p>
374	<p>施行令（案）第 13 条</p>	<p>政令第 13 条はあくまでも委任の際になすべき対応を定めているだけで、具体的にどの権限を事業所管大臣に委任するかは規定されていないようであるが、政令第 13 条及び規則案のどこを見れば、具体的にどの権限を事業所管大臣に委任するかが分かるのか、ご回答いただきたい。政令第 13 条及び規則案に記載がないのであれば、具体的にどの権限を事業所管大臣に委任する（予定である）か、ご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>具体的な委任先につきましては、今後、本施行令第 13 条第 3 項に基づき、お示ししてまいります。</p>
375	<p>施行令（案）第 13 条</p>	<p>（該当箇所） 政令（案）の第 13 条 （意見） 第 13 条等権限委任に関する規定について金融庁長官、外局の長、地方自治体の長等にも適用される旨を明らかにすべきである。 （理由）</p>	<p>御意見の趣旨が定かではありませんが、例えば本施行令第 15 条は権限の委任に関して外局の長等に適用される規定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>権限委任に関する規定が曖昧だと、個人情報取扱事業者は個人情報保護委員会、主務大臣、地方自治体の長、外局の長又は金融庁長官に服することになってしまう。しかし、規制当局と一貫して対応することが困難となり、権限の所在が不明確であるために委縮効果が生まれてしまう。</p> <p>【在日米国商工会議所（ACGJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	
376	<p>施行令（案）第13条第1項</p>	<p>（意見） 事業所管大臣に権限を委任できると同時に、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げないとされており、委任できる範囲が広範囲であるにも関わらず、二重規制となる虞もあるため、委任の条件をより限定的にすると同時に、権限の一元化を図るべきである。</p> <p>（理由） 個人情報保護委員会が独立した第三者機関であることから、本来は他の事業所管大臣に権限は委任されるべきではない。したがって、委任する場合にはよほど重要かつ喫緊の事態の場合に限定すべきである。また、そのような限定的な状況にも関わらず、二重規制が容認されることは、関係者に混乱と過度の負担を強いる虞がある。権限を委任したにも関わらず問題が解決されないのであれば、委任を撤回するなどして、権限が多重化しないようにすべきである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>本施行令第13条第1項ただし書の規定は、不測の事態に備えて設けられた規定であり、基本的に、権限の委任が行われた場合、委任を受けた事業所管大臣が報告徴収及び立入検査を実施することとなります。</p> <p>また、権限を委任することができる条件は、本施行令第12条により、十分限定的に定められていると考えております。</p> <p>なお、権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。</p>
377	<p>施行令（案）第12条～第18条・第21条</p>	<p>（意見）権限委任を行える場合を限定的にすべきである。また、権限行使の結果を委員会に報告するにとどめるのではなく、事業所管大臣等が法の権限行使をする前に、あらかじめ委員会と協議すべきである。</p> <p>（理由）時代の趨勢からして、個人情報の取扱いにかかる監督は多様であるべきではなく、第三者機関たる個人情報保護委員会に一元化することこそが国際的な信用面から重要であり、原則とすべきである。委員会が設立された以上、主務大臣による権限行使から委員会による権限行使へと転換された趣旨を踏まえても、権限委任を行える場合は極力限定すべきである。この点に関連して、政令（案）第12条第2号は、「効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があるとき」とするが、要件が曖昧・漠然としており、恣意的な運用がなされ、委員会から事業所管大臣への権限委任が容易に行われるおそれがある。専門的知見が必要な場面があったとしても、委員会が事業所管大臣に協力を求めることによって対応するのを原則とすべきであり、権限を委任する場合は、協力を求めることによって対応できない、緊急事案で、かつ特殊な個人情報等の適正な取扱いの確保が問題になっていると認められるとき等に限定すべきである。委員会活動の充実強化は、事業所管大臣への権限委任によって補強すべきではなく、委員会の人員・予算を必要なレベルに拡大によって実現して行くべきである。</p> <p>また、政令（案）第14条第1項では、権限行使の結果を委員会に報告するにとどめているが、委員会の方針にそぐわない権限行使を事業所管大臣が行わないためにも、事業所管大臣が委任された権限行使をする前に、あらかじめどのような権限行使を行うか、委員会と協議すべきである。必要なのはあくまで専門的知見であ</p>	<p>権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。</p> <p>なお、権限の委任は、改正後の法第44条第1項及び本施行令第12条に基づき、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合に限り行われることとされており、十分限定的に定められていると考えております。また、仮に事業所管大臣が報告徴収又は立入検査を実施した場合、その結果は当委員会に報告されることとされており、権限の一元化が適切に図られているものと考えられます。</p> <p>また、当委員会としては、権限の委任を行った場合、委任先の事業所管大臣と適切に連携を図ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		り、個人情報保護の見地からは、委員会がどのような権限を行使するかに関与すべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	
378	施行令（案）第 12 条～第 18 条	政令第 12 条～18 条を踏まえ、金融分野において各行政庁が具体的にどのような事項についてどのような範囲で権限を行使することになる（予定）か、ご説明いただきたい。（もしかして、個人情報保護委員会ができて現行法とほとんど変わらないということかとも思われることからご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	具体的な委任先につきましては、今後、本施行令第 13 条第 3 項に基づき、お示ししてまいります。 なお、当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施するため、「現行法とほとんど変わらないということ」はあり得ないものと認識しています。
379	施行令（案）第 13 条～第 18 条	(該当箇所) 政令第 13 条～18 条 (意見) 現在は各事業所管官庁が個別にガイドラインを作成しているが、今後作成されるガイドラインについては可能な限り汎用的なものに一元化して最終解釈権限は個人情報保護委員会に所属することを明確化したうえで、各省庁による個別の事業法等からの関与の仕方については、事業者に混乱が生じないような制度設計にするべきである。 (理由) 基本的に個人情報保護法の権限は個人情報保護委員会に一元化されたことを十分に踏まえた設計にすべきである。二重行政による事業者の混乱を回避することも法運用としては重要であり、各省庁による個別の事業法等からの関与の在り方はその観点を十分に踏まえた設計とすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
380	施行令（案）第 19 条柱書	9 ページ目 第十九条 提出してしなければならない。 →提出してなければならない。 【個人】	御指摘の箇所は、本施行令第 19 条で改正する箇所ではないため、本意見募集の対象外と考えます。 なお、御指摘の箇所は「申請は…提出してしなければならない」という内容であり、現状の条文に問題はないものと考えます。
381	施行令（案）第 21 条	政令第 21 条が、現行政令 11 条 2 項の地方公共団体の長等の権限を削除しているのはどのような理由によるものか。地方創生戦略等、地方自治の推進という時流に逆行していないか、ご説明いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	現行施行令第 11 条第 2 項は、認定個人情報保護団体に関する事務の一部を地方公共団体の長等が行うこととしていた規定であるところ、改正後の法の施行後においては、認定個人情報保護団体に関する事務は全て当委員会において一元的に実施することとするため、本施行令第 11 条において、同項を削除しているものです。可能な限り改正後の法に関する事務を当委員会が実施することとするのは、今回の法改正の趣旨に合致したものであると認識しております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
382	施行令（案）第 21 条	<p>（意見） 地方公共団体の長等に行わせる検査等事務と、当該検査等事務を行う長等について、公示する制度を導入すべきである。</p> <p>（理由） 本条は、改正前と同様、一定の検査等事務について、法令の規定により地方公共団体の長等が、ある意味「自動的に」所掌することとなっている。それゆえ、どうい検査等事務が、どの長等（市町村長か、都道府県知事か）により行われることとなるのかが国民にわかりにくくなっている。</p> <p>そのこともあって、例えば「個人情報保護法の逐条解説（第 4 版） 宇賀克也著」でも「本条により地方公共団体の長等が処理することとなる事務は、内閣府のホームページ等により、国民に明らかにすることが望まれる。」（同書 p. 189）とされている。</p> <p>しかし、消費者庁において従来ネット掲示されていた事務の一覧表は 1 年ごとに取りまとめられたものであり法改正に機敏に対応していない上、当該一覧表自体の更新も滞っている状況にある。</p> <p>そこで、当該一覧表を告示に格上げし、法改正に応じて当該告示を改正する方法にすれば、国民への透明性がより増すとともに、機敏な対応ができるようになると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本施行令案第 21 条の規定により検査等事務を行うこととなる地方公共団体の長等の具体的な範囲については、当委員会のホームページに掲載することで公表する予定です。官報掲載が必要な告示の形式とするのではなく、ホームページへの掲載による方が、より適時適切な更新が可能となると考えられることから、現状の案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
383	施行令（案）第 21 条第 1 項	<p>地方公共団体が報告徴収及び立入検査の事務をできるものがあるようだが、そもそも地方公共団体の検査に入らなくてよいのか。またその規定は必要ないのか？</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、個人情報保護法第 4 章の義務が適用される個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者から地方公共団体は除外されているため、地方公共団体に対して改正後の法に基づく立入検査を実施することはできません。</p> <p>また、地方公共団体の保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める条例で規律されているものと承知しております。</p>
384	現行施行令第 2 条	<p>（意見）政令で定められていた（個人情報取扱事業者から除外される者）を法の規定から削除、「5,000 人以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用」を評価いたします。</p> <p>（理由）個人情報取扱事業者であれば取り扱う個人情報の多少にかかわらず個人情報保護法の適用を受けることが当然であると認識していました。今改正で、NPO・自治会・消費者団体など非営利組織であっても「個人情報取扱事業者」に該当することを国民に広く周知していくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
385	現行施行令第 2 条	<p>（意見） 5000 件の要件が撤廃され、すべての事業者が個人情報取扱事業者として一定のルールに従っていることを確認する状況となったが、これに伴い新たに個人情報取扱事</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>業者となった事業者が行う安全管理措置は、マイナンバー法における中小規模事業者が行う安全管理措置と整合性を持つことが必要である。</p> <p>また、具体的な業務上の事例に即して、個人情報の扱いの典型的な例を官民で策定し、中小規模事業者も容易に高度な保護レベルを維持できるような活動を継続する必要がある。委員会規則の上でも委員会が関与して提示された対応実例集についての意味を確認するような記述が盛り込まれるべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>マイナンバー法の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」では、中小規模事業者とは、次と定義されている。</p> <p>「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号利用事務実施者 ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者 ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者 ・ 個人情報取扱事業者 <p>仮にマイナンバー法の中小規模事業者の定義と同様の考え方で、改正個人情報保護法で新たに安全管理措置を行うこととなった個人情報取扱事業者が安全管理措置において特例的な対応を行うことができるとされたとき、改正個人情報保護法での特例対応の基準は、現行法における5000件基準（＝過去6か月のいずれの日でも5000件を超えない個人情報のみを扱う）の事業者となることが考えられる。</p> <p>このとき、マイナンバー法のガイドラインの考え方と同様であれば、5000件基準に満たない場合でも、改正法においては委託を受けて当該個人情報を取り扱う事業者は、特例措置の対象外となる。また個人情報保護法はマイナンバー法より幅広い情報を扱うため、従業員基準でよいか、基準となる従業員数は100人で切つてよいか、検討を要する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 情報サービス産業協会】</p>	
386	現行施行令第2条	<p>今般個人情報の取扱いルール改正案について、以下の内容を意見として要望いたします。</p> <p>個人情報取扱事業者の定義ですが、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とのことです。チラシ等では、法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれると記載されています。</p> <p>私どもマンション管理組合は、他の非営利法人と比較しても、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会（現在判例上も全員加入を前提とするものではありません）とは全く異なります。もし、マンション管理組合が、営利事業を行う場合は、個人情報保護法に準じた対応が必要なことは当然ですが、そうした管理組合は稀有で、もっぱらマンション所有者の利益のみを考えた組織と認識しています。</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>また管理組合は、そのほとんどの管理組合がマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して運営しています。この、マンション管理業務を運営する会社は、多くのマンションの居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としてはその対応で十分ではないかと考えています。</p> <p>当マンションにおいては、既にマンション管理士の方を顧問として採用して5年目となり透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいますが、マンションの管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識で一致しています。</p> <p>今後の検討の中で、参考にしていただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【スカイシティ南砂管理組合】</p>	
387	現行施行令第2条	<p>今後施行予定である個人情報取り扱いルール改正案につき、以下の個人情報取扱事業者の定義についてパブリックコメントとして提出いたします。</p> <p>個人情報取扱事業者の定義が、今回からは5000人以下の事業者も含まれるという変更の点、また法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれるということで、当マンション管理組合もその対象になる可能性があります。しかし、私どもマンション管理組合は、他の非営利法人と比較しても、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会とは全く異なります。また管理組合は、そのほとんどがマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して運営しています。それらマンション管理会社は、多くのマンションの居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、管理組合としてはこのマンション管理会社の対応で十分だと考えています。当マンションにおいては、既にマンション管理士を顧問として起用し、透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいますが、マンションの管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識で一致しています。</p> <p>今後の検討の中で、是非参考にしていただきたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【東陽町コーポラス管理組合】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作る時の注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
388	現行施行令第2条	<p>当協会は分譲マンションの管理会社で組織する一般社団法人です。</p> <p>本件政省令改正により、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合（以下、「管理組合」という。）も個人情報取扱事業者に該当するということになるのでしょうか。</p> <p>もし該当するという場合につき、以下、意見申し上げます。</p> <p>管理組合が扱う個人情報は主に区分所有者及び居住者等に関するものを集会等の書面発送や連絡等の目的のみに使用するものであり、それを営利利用等することはなく、また、管理組合にとっての第三者等に関する情報を収集・管理・活用等することは通常ありません。</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>一方、個人情報取扱事業者は安全管理措置を実施する必要がありますが、管理組合の実態は以下の通りであり、これらを踏まえると、管理組合として自ら、法に規定されるが安全管理措置を厳格に構築することは困難であり、費用をかけて専門業者等に委託すれば不可能ではないものの、そのためには必然的に新たな経費が発生し、管理費の値上げを検討せざるを得なくなります。</p> <p>【管理組合の実態】</p> <p>(1) 管理組合は区分所有者全員で法律上当然に構成される強制加入団体であり自らの意思で組合員となるものではない。</p> <p>(2) 管理組合設立にあたっての法令上の許可・届出等の制度・規定が存在せず、行政上の管理監督機関がない。</p> <p>(3) ほとんどの管理組合ではその執行機関である理事会を構成する理事は1年若しくは数年毎の輪番制である。</p> <p>(4) 選任される理事においても管理者である理事長等の役職はあるものの、一般的な事業者のような指示命令系統が機能するものではなく、また、事務処理能力も有さない。</p> <p>以上のことから、ほとんどの管理組合においては、新たに安全管理措置の組織体制を整備することは現実的ではなく非常に困難であると考えます。</p> <p>また、管理組合は区分所有法に基づいて法律上当然に成立する団体であることから、必要な体制を整備できないからといって一般的な事業会社のように解散することもできず、そのような位置付けの管理組合にも「個人情報取扱事業者」としてそのまま法令を適用すると、多くの法令違反の状態が発生（当協会調査によると日本国内には推計約10万の管理組合が存在する）し、それが常態化する可能性が極めて高くなると考えられます。</p> <p>以上のことを鑑みると、例えばガイドライン等で、管理組合は「個人情報取扱事業者から適用除外する」とするか、若しくは特段の緩和措置等が必要と考えます。</p> <p>【一般社団法人マンション管理業協会】</p>	<p>必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
389	現行施行令第2条	<p>権能無き社団であるPTA（PTA・青少年教育団体共済法第2条定義の団体）において個人情報取扱事業者になる件は厳格な適用が求められます。</p> <p>理由：PTAを構成する保護者の個人情報保護に対する認識は低いです。また、毎年一定数の保護者が入れ替わります。一定数の個人情報保護に理解がある保護者もいますが、大多数は活動に対する余分な仕事が増えると認識されています。個人情報保護に対する過剰反応に嫌悪感を抱く保護者もおります。これは個人情報保護の理解が進んでいないためと思われる。PTAが収集する個人情報は氏名、生徒氏名、住所、電話番号、E-mailなど基本的は項目だけです。要配慮個人情報は集める必要はありません（ただし、多くのPTAでは保護者の活動免除のために要配慮個人情報を集める場合があります）。改正個人情報保護法の趣旨に鑑みればPTAが加入者の個人情報を、責任を持って管理しなければなりません。PTAに対する個人情報保護の意識改革を進めるためにも厳格なる対応が必要と思います。個人情報取扱事業者になることにより、今のような安易な考えで個人情報を取扱うことが無いようにすべきです。そのための労力をPTAが払うことにより社会からの信頼も得られると思います。利用目的の特定・公表、適正管理、第三者への提供、本人の権利と関与、本人の権利への対応、苦情の処理、違反時の罰則などがPTAで行われるようになれ</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ば保護者が安心して個人情報を提供すると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
390	現行施行令第2条	<p>今般個人情報の取扱いルール改正案について、以下の内容を意見として要望いたします。</p> <p>個人情報取扱事業者の定義ですが、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とのことです。チラシ等では、法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれると記載されています。</p> <p>私もマンション管理組合は、他の非営利法人と比較しても、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会（現在判例上も全員加入を前提とするものではありません）とは全く異なります。もし、マンション管理組合が、営利事業を行う場合は、個人情報保護法に準じた対応が必要なことは当然ですが、そうした管理組合は稀有で、もっぱらマンション所有者の利益のみを考えた組織と認識しています。</p> <p>また管理組合は、そのほとんどの管理組合がマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して運営しています。この、マンション管理業務を運営する会社は、多くのマンションの居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としてはその対応で十分ではないかと考えています。と考えます。</p> <p>個人情報保護法の対応は、その範囲で十分ではないかと考えています。</p> <p>当マンションにおいては、既にマンション管理士の方を外部監事として採用して5年目（1年目は顧問契約）となり透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいますが、マンションの管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識で一致しています。</p> <p>今後の検討の中で、参考にさせていただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【シティタワー有明管理組合】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
391	現行施行令第2条	<p>管理組合は個人情報取扱事業者から適用除外とする、もしくは特段の緩和措置等を要望する。</p> <p>過去6カ月以内のいずれの日においても取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者の適用除外が削除され、分譲マンションの管理組合が「個人情報取扱事業者」となることが想定される。</p> <p>そもそもマンション管理組合は、区分所有関係の成立と共に成立し、「権利能力なき団体」の実態である。</p> <p>扱う個人情報は、主に区分所有者及び居住者等に関するものであり、集会等の書面発送や連絡等の目的のみで、それを営利利用等することも、第三者に関する情報を取り扱うこともない。</p> <p>管理組合から管理業務を受託している管理会社は、個人情報取扱事業者として当然に安全管理措置等の義務を遂行するものの、管理組合が自ら個人情報取扱事業者となると、執行機関である理事会では組織的に安全管理・監督する『仕組み』を構築することは極めて困難であり、これらの業務を専門事業者に委託する場合も資金面から維持継続は困難であると考えます。</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【株式会社大京アステージ】	
392	現行施行令第2条	<p>経済産業省の資料によると、「個人情報取扱事業者」は営利か非営利かも問わないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても「個人情報取扱事業者」となると記載されている。</p> <p>マンション管理組合において、マンション管理業者に個人情報の取り扱い（名簿管理等）について業務委託を行う場合には、マンション管理組合は「個人情報取扱事業者」についての義務規定の適用除外として欲しい。</p> <p>上記の場合、マンション管理業者は個人情報を取得する際に、利用目的の通知・公表等を行っている。</p> <p>また、管理組合役員が通知・公表等を行うことは現実的に難しく、マンション管理業者が管理組合の役員に代わって行うことで立場が不明確となり混乱を招く可能性がある。</p> <p>マンション管理業者の責任のもと「個人情報取扱事業者」として適法に管理したほうが法の趣旨に沿うことができると考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 東急コミュニティー】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
393	現行施行令第2条	<p>個人情報の取扱いルール改正案について、以下の内容を要望いたします。</p> <p>個人情報取扱事業者の定義ですが、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とのことで、チラシ等では、法人に限定されず、また営利・非営利の別も問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれると記載されています。</p> <p>私も分譲マンションの管理組合は、マンション所有者の加入が義務となっており、必ず全員で構成されるという意味で、NPOや自治会等の他の非営利法人とは全く異なります。</p> <p>※自治会も現在のところ判例上、全員加入を前提とするものではありません。</p> <p>もし、マンション管理組合が、営利事業を行う場合は、個人情報保護法に準じた対応が必要なことは当然ですが、そうした管理組合は稀有で、ほとんどがマンションの維持・保全活動をメインとした区分所有者のための非営利組織と認識しています。</p> <p>またマンション管理組合は、当マンションを含めて、そのほとんどがマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して運営しています。この、マンション管理業務を運営する会社は、多くのマンションの居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としてはその対応で十分ではないかと考えています。</p> <p>当マンション管理組合においては、透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいますが、マンション管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識です。</p> <p>今後の検討の中で、参考にさせていただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【ジースクエア管理組合】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
394	現行施行令第2条	<p>マンションの管理組合の実態として、区分所有法上の強制加入団体であり、法人化されていないマンション管理組合は、「権利能力なき団体」である。当然ながら組合員は強制的に組合員となる。</p> <p>また、管理組合の執行機関である理事会においても大半は、任期が1～2年の輪番制であり、法人のような組織の指示系統や事務処理においても殆ど機能していないのが実情である。</p> <p>改正概要にある、「過去6カ月以内のいずれの日において取り扱う個人情報」が5,000人以下の事業者の適用除外削除が、マンション管理組合も個人情報取扱事業者にあたるのが想定され、実際に管理組合が自ら安全対策を図ることは非常に困難であり、専門業者に委託するにも現状の管理費に見込まれない新たな経費増となります。</p> <p>また、管理組合が扱う個人情報は区分所有者や居住者などに対し集会などに関する書面発送や連絡などの目的のみに使用し、営利目的で使用することはありません。以上のことから、マンション管理組合については除外対象として扱っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社穴吹コミュニティ】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドラインにおける手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作る際の注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
395	現行施行令第2条	<p>今般個人情報の取扱いルール改正案について、以下の内容を意見として要望いたします。</p> <p>個人情報取扱事業者の定義ですが、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とのことです。</p> <p>チラシ等では、法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれると記載されています。</p> <p>私もマンション管理組合は、他の非営利法人と比較しても、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会（現在判例上も全員加入を前提とするものではありません）とは全く異なります。</p> <p>もし、マンション管理組合が、営利事業を行う場合は、個人情報保護法に準じた対応が必要なことは当然ですが、そうした管理組合は稀有で、もっぱらマンション所有者の利益のみを考えた組織と認識しています。</p> <p>また管理組合は、そのほとんどの管理組合がマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して運営しています。</p> <p>この、マンション管理業務を運営する会社は、多くのマンションの居住者情報を取り扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としてはその対応で十分ではないかと考えています。</p> <p>当マンションにおいては、既にマンション管理士の方を顧問として採用して5年目となり透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいますが、マンションの管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識で一致しています。</p> <p style="text-align: right;">【千葉セントラルタワー管理組合】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドラインにおける手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作る際の注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
396	現行施行令第2条	<p>当会は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」と記します。）第2条第五号に定められるマンション管理士で組織する国家資格者の一般社団法人です。</p> <p>本件政省令改正は、個人情報取扱事業者にマンション管理適正化法第2条第三号に規定される管理組合（以下、単に「管理組合」と記します。）も該当すると解釈さ</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>れますが、管理組合は建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」と記します。）に基づく集会や、災害等の緊急時の連絡等のための個別情報を管理するに止まり、営利事業者としてのものではありません。</p> <p>そもそも、管理組合は、区分所有法に基づいて強行的に成立する団体で、一般的な事業会社のように解散することもできず、また他人の権利を害するおそれもない団体であり、そのような位置づけの管理組合にも「個人情報取扱事業者」としてそのまま法令を適用することはなじまないと考えます。</p> <p>多くの管理組合は、個人情報取扱事業者に管理委託という形で個別情報の管理もマンション管理適正化法第2条第八号に規定されるマンション管理業者に委託している状況に鑑み、今回の改正においてのマンションの区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定される「区分所有者」をいいます。）の個人情報に関する対象事業者は、マンション管理業者と規定し、同業者に業務を委託している管理組合は除外されるべきものと考察します。</p> <p>以上のことから、管理組合として単独で個人情報の安全管理体制を構築することは難しく、管理組合に関しては、ガイドライン等で、委託先のマンション管理業者のみを個人情報取扱事業者とするような特段の緩和措置が必要と考えます。</p> <p>【一般社団法人東京都マンション管理士会】</p>	<p>ース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
397	現行施行令第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・当マンションは営利目的としておらず、現在は管理会社に委託契約で個人情報管理をいたくしています ・今回の法律が施行された場合の課題は <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報の管理責任者の設置 2. 運用ルールの規定 <p>役員の高齢化、役員候補不足、個人情報管理コスト等 現状の管理会社委託方式だ妥当と考えます</p> <p>【東京錦糸町シティタワー】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
398	現行施行令第2条	<p>個人情報取扱事業者の定義は、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とのことです。小・中規模な事業者を含むすべての企業、また、法人に限定されず、営利・非営利の別は問われず、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織までもが、個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」となっています。</p> <p>私どもマンション管理組合は、他の非営利法人と比較しても、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会（現在判例上も全員加入を前提とするものではありません）とは全く異なります。管理組合として営利事業を行う場合は個人情報保護法に準じた対応が必要なことは当然ですが、私どもはそうしたことは行っていない、区分所有者のための非営利組織と認識しています。</p> <p>また私ども管理組合は、マンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>して運営しています。このマンション管理業務を運営する会社は、多くのマンションの居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としてはその対応で十分ではないかと考えています。当マンションにおいては、マンション管理士を顧問として起用し、透明で公正な組合管理業務の推進に取り組んでいます。マンションの管理組合はこうした規制の対象にするべきではないという認識を堅持しています。</p> <p>以上、今後の検討の中で、参考にしていただければ幸いです。</p> <p>宜しく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【グランシティレイディアント東京イースト管理組合】</p>	<p>等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
399	現行施行令第2条	<p>今回の改正案では個人情報取扱事業者の定義として、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者とされており、チラシ等では、法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業者やNPO・自治会等の非営利組織も含まれると記載されています。</p> <p>私共マンション管理組合は、マンションの所有者全員で構成されるという意味で、NPOや自治会のような他の非営利組織と比較しても全く異なります。</p> <p>もしマンション管理組合が営利事業を行うのであれば、個人情報保護法に準じた対応が必要ですが、ほとんどのマンション管理組合は、マンションの区分所有者のための非営利組織なのではないでしょうか。</p> <p>また、恐らくほとんどのマンション管理組合と同様、私共のマンション管理組合もマンション管理業務を運営する会社と管理委託契約を締結して、運営しています。このマンション管理業務を運営する会社は、多くのマンション居住者情報を取扱う関係から、個人情報保護法に準じた対応をするのは当然で、マンション管理組合としては、その対応で十分ではないかと考えています。</p> <p>私共のマンション管理組合としては、既にマンション管理士を顧問としてお迎えし、透明で公正な管理組合業務に取り組んでおります。</p> <p>非営利のマンション管理組合や、自治会・NPOを今回のルール改正のように「個人情報取扱事業者」として規制の対象とすべきではない、という認識で一致しています。</p> <p>今後のご検討の中で、参考として戴ければ、幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【南砂住宅二号棟管理組合】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用してれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。</p>
400	現行施行令第2条	<p>(意見)</p> <p>第二条の（個人情報取扱事業者から除外される者）を削除するが、これにより通常非対称となる「町内会・自治会」や「分譲マンション管理組合」が「個人情報保護法」の対象となってしまいます。</p> <p>「町内会・自治会」や「分譲マンション管理組合」を情報処理などの営利企業と同等に扱うと、以下の弊害があるので対象外とするか、別途規定とするか又は具体的な取組方法を明示して欲しい。</p> <p>(弊害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在でも、個人情報保護法の対象でなくとも、名簿作成すら困難な「町内会・自治会」や「分譲マンション管理組合」がある多い中で、「個人情報保護法」の対象となれば、全く機能不全になる。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、自治会や分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用してれば「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。なお、「会</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。
401	現行施行令第2条	<p>1. 施行令 旧第2条の削除 に関する意見 〈意見〉 小規模取扱事業者が個人情報取扱事業者となることによって、中小企業に生じる具体的影響につき、個々の事業者が理解できるような分かりやすいアナウンスを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会】</p>	当委員会としては、法の内容について、中小企業の方々に御理解いただけるよう、周知広報に積極的に取り組んでまいります。特に、事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。
402	規則（案）第1条	<p>政令でも、例えば個人情報保護法を「法」という（政令第1条柱書）ように定義がされているのだから、規則案1条は法だけではなく政令において使用する用語の例によるとすべきではないかご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本施行令第2条における定義を本規則案において引用することがないことから、御指摘の修正を行う必要はないと考えます。
403	規則（案）第1条	<p>規則案1条は「個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による」としながら、(情報の)「連結」(規則案19条3号)や「特異な記述」(規則案19条4号)のような法のどこにも見られない語が定義もされずに用いられていることはどのように理解すればよいのかご説明いただきたい。(法において定義されていない語は規則において改めて定義すべきであり、そうでなければ規定の意味が曖昧になり、実務上混乱を招く様に思われることからご質問させていただいている。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	特段の定義を置かなくとも一般的にその意味するところが明らかな用語については、定義規定を設ける必要はないと考えております。
404	規則（案）第2条	<p>●該当箇所 規則(案)第二条</p> <p>●意見内容 「特定の個人を識別することができる水準」が確保されるための具体的な変換水準が不明確であるため、どの程度のものであれば特定の個人を識別できるのかについて明らかにしていただきたい。</p> <p>●理由 今後個人データを業務上取扱う必要がある場合に、個人識別符号に該当するか否かの判断に必要と考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしております。
405	規則（案）第2条	<p>規則案2条では「適切な範囲」かつ「適切な手法」という「基準」が示されているが、このような「基準」では事業者が何を個人識別符号として取り扱えばよいか不明確であるように思われ、さらには個人識別符号は犯罪構成要件の一部を構成することもありうる以上、罪刑法定主義（憲法31条）違反とならないか。「適切な範囲」、「適切な手法」の用語が指し示す具体例を最低1例以上挙げていただきたい。可能であれば、より明確な基準を規則案に明記いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしております。
406	規則（案）第2条	<p>規則案2条の「特定の個人を識別できる水準」及び「適切」（2箇所）の定義を明らかにしていただきたい。例えば、遺伝子情報であれば、一卵性双生児の兄弟につい</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		て、真に「特定の個人を識別」する、つまり兄弟のどちらかを一意に特定することは困難であると思われるが、その場合には「特定の個人を識別できない」ないしは「適切」ではないとなるということか、回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
407	規則（案）第2条	個人識別符号に該当する基準として「適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換する」とあるが、それでは、次に掲げるものは個人識別符号に該当せず個人情報に該当しない、については個人情報の保護に関する法律による保護の対象とならない、との解釈でよいか。 (1) 不適切な範囲又は不適切な手法により変換された符号 (2) 電子計算機の用に供するためにでない目的（販売、公表等）のために変換された符号 【個人】	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
408	規則（案）第2条	（意見） もう少し詳細に基準を定めるべきである。 （理由） 改正案では、「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」となっているが、これではほとんど何も定めていないことに等しい。「適切な範囲」とは何か、「適切な手法」とは何かをもう少し詳細に定めなければ、「要件を法令上明確に」したことにはならない。 【匿名】	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
409	規則（案）第2条	（意見） 特定の個人を識別できる水準と適切な範囲が基準とされているが、具体的な内容の策定については、認定個人情報保護団体の保護指針、業界のガイドライン等やマルチステークホルダー・プロセスを活用することを求める。 （理由） 技術の進歩や社会的な受容度により、水準や範囲は流動的に変化するものであるため、法律等で規定することには馴染まない。柔軟かつ迅速に、保護と利活用のバランスを取ることが出来るようにするためには、認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を図るべきである。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。 なお、認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用についての御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
410	規則（案）第2条	2. 「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」 第二条に関する意見 本規則第二条では、個人識別符号の該当性を判断する具体的な基準が示されるべきである。 【東北大学 東北メディカル・メガバンク機構】	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
411	規則（案）第2条	【規則2条】1号個人識別符号該当性の適合基準を定める規則2条は事業者の意図に左右される規定か 規則2条は、1号個人識別符号に該当するものを定める令1条1号の「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するも	①及び②については、本規則案第2条の基準の具体的な内容について、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。 ③については、他の用例に照らし、特に不自然なものでは

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の」を受けたものであり、「特定の個人を識別するに足る」基準を示す規定であるはずのところ、案は、「……定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。」としている。「電子計算機の用に供するために変換」は法で既に規定されたことであるから、法及び令との差分は、「水準が確保されるよう適切な範囲を適切な手法により」のみである。「水準が確保されるよう」は令の「足るものとして」の言い換えに過ぎないから、実質的に規則が定めたと言い得る基準は「適切な範囲を適切な手法により」の部分のみとなっている。</p> <p>「適切な」とは誰にとっての適切を言うものなのか。事業者が個人を識別する意図を持って当該情報を取り扱う場合（令1条1号トに当たる指紋認証装置や、同号ロに当たる顔識別カメラを用いる場合がこれに該当する。）には、事業者は目的を達成するために「適切な範囲を適切な手法により変換する」必要に迫られるから、この規定は基準としての意味を成し得る。しかし、事業者が個人を識別する意図を持たずに当該情報を取り扱う場合（特に、令1条1号イのDNAを構成する塩基配列を取り扱う事業者は、特定の個人を識別する意図を持たずに取り扱う場合が多いと考えられる。）には、当該事業者には「適切な範囲を適切な手法により変換する」理由がなく、「適切な範囲」も「適切な手法」も当該事業者にとっては定まらないものであるから、基準としての体をなさないことになる。</p> <p>①このことから、規則2条が基準としての体をなすのは、事業者が個人を識別する意図を持って当該情報を取り扱う場合に限られることになるが、個人情報保護委員会は1号個人識別符号の該当性を事業者の個人を識別する意図の有無によって決定されるものとして想定しているという理解でよいか、確認したい。</p> <p>②そうではなく、事業者の意図によらない基準であるというのであれば、基準は客観的に定まるものでなければならず、「適切な範囲」「適切な手法」という表現はそれには不適切であるから、別の表現に修正されたい。</p> <p>③なお、いずれにせよ、「……定める基準は、……ために変換することとする。」との文は、「……ために変換すること」が行為を指しているから、基準を定義する文として国語的に誤りである。別の表現に修正されたい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>ないと考えております。</p>
412	規則（案）第2条	<p>（意見）</p> <p>政令に定める個人識別符号への適合基準を規定する条文であるが、政令の規定と同義のように受け取れる。「適切」がどのようなことを意味するのか、またその判断は誰がどのように行うのかを示さないと、適合基準を定めたことにならないのではないかと。特に、施行令第1条第1号イに定める「DNAを構成する塩基の配列」については要配慮個人情報とも関連することから、その利活用に関わる指針中で、匿名加工情報の作成方法と合わせてより具体的に規定、解説等していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>個人情報保護法の規制対象を明瞭にすることで個人の権利利益を保護しつつ個人情報の利活用を推進するという目的で、個人情報に該当する情報を政令で列挙できるようにするのが今回の改定の趣旨であると理解している。</p> <p>今回の施行規則（案）における当該条文では個人識別符号を取り扱う機関でその範囲や適合性をどのように判断したらよいか不明確であり、法違反への危惧から</p>	<p>本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>本来は許容される利用を取り止めるなど、その利活用が大きく阻害されることが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	
413	規則（案）第2条	<p>（意見） 政令、規則ともに、「特定の個人を識別することができる水準」の定義が不明確であり、技術の進歩に応じて判断基準が異なるとされると、結果的に最新技術を用いれば遺伝子のどのような断片であっても個人が特定できるようになる可能性が否定できないとされることが想定される。施行規則で具体的な「特定の個人が識別できるかどうか」の判断基準を示すべきである。</p> <p>（理由） 遺伝子解析技術等は日々進歩しており、その結果特徴的な遺伝子数断片あれば、個人を識別できる可能性は否定できないのではないかと危惧する。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。
414	規則（案）第2条	<p>（意見） 特定の個人を識別することができる水準が確保されるように変換する際の「適切な範囲を適切な手法」について、ガイドラインで例示されると考えてよいか。</p> <p>（理由） 「適切な範囲を適切な手法」が漠然としており基準として明確に示されていないことから、その結果変換された個人識別符号が、「特定の個人を識別することができる」水準になっているかどうかの判断が難しく実際の運用上で、事業者の混乱が懸念されるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。
415	規則（案）第2条	<p>2. 施行規則案2条について 本案では、令1条1号の「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」につき、「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。」と定められている。しかし、この条文は、一見して何を定めているかが判然とせず、また具体的な適用にあたって不十分性を免れないものであり、問題が大きい。</p> <p>本条は、上記の通り、令1条1号の委任を受ける形で、個人識別符号該当性を判断する基準として、「特定の個人を識別するに足りるものとして」の基準を定めることが要求されているものであり、具体的な基準を定めることが本来の趣旨に適合するものと考えられる。それにもかかわらず、「適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換する」というようなものでは、およそ「基準」としての役割を果たし得ないといわなければならない。「基準」と言うからには、抽象的な文言を用いざるを得ないとしても、ある程度の判断の目安が得られるような基準を掲げるべきではないか。</p> <p>また、「『適切』な範囲を『適切』な手法により」という表現形式も極めて問題である。ここでは、何が「適切」であるのかに全く言及されておらず、規制法の根幹をなすものとして極めて重要な規制対象範囲を画する規定として不十分性を免れない</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p> ことに加え、これでは、「不適切」な情報管理を行えば、かえって個人識別符号としての規制を免れるということになりかねず、規制としての合理性をも疑われる規定となっている。たとえば、医学研究に用いられる情報は、必ずしも個人識別性を保持し続けるような管理はしないのが通常であるが、それは研究における情報利用の文脈では「適切」であって、この条文の表現は、何が「適切」な管理方法であるか、という点に関する概念の混同や社会的混乱を惹起する原因になりかねない。ここで問題となっているのは、「適切」か「不適切」かではなく、個人識別性を肯定できる情報とはどのような性質を備えているかということであり、本来的には、令1条1号のイ～トにおいて定められる各種情報のそれぞれについて、現在の科学的知見等に照らして個人識別可能と考えられる水準を個別的に定めるべきものである。 </p> <p> しかし、現段階からそこまで細密な規定を用意することは難しいとの事情が存在することも考えられる。その場合には、基準としての具体性は乏しくならざるを得ないとしても、運用上の合理性を担保しうる規定とするために、考慮事情を列挙する形での規定を設けることが考えられる。たとえば、「当該情報の内容、性質、取得経緯、保管状況、同一の情報を有する他の個人の多寡、当該情報に関する最新の科学的知見、当該情報に関する社会的評価等の諸事情を総合的に考慮し、社会通念上、特定の個人を識別することができる」と認めること」というような規定にすることが考えられる。なお、民事法領域においては、細かな判断基準を条文化することができない場合に、考慮事情を列挙する条文化の手法は、極めて頻繁に用いられるものであり（その具体例として、借地借家法6条、28条、製造物責任法2条2項など）、このような規定のしかたも十分検討に値する。 </p> <p> 仮に、考慮事情の列挙すら不可能である場合には、「適切」「不適切」という用語法は、あたかも、個人識別性を保持することが「適切」な情報管理であるとの誤解をも招きかねず、匿名化による安全管理の観点からも極めて問題であることから、少なくともこの用語法は改められるべきである。その場合、たとえば、「個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、当該情報の範囲や保管方法等に照らし、特定の個人を識別することができる水準が確保される状態で電子計算機の用に供するために変換することとする」のように規定することが考えられる。しかし、このような規定では個人識別性の有無についてほとんど全く基準が明らかにされないこととなる。そのため、今後策定が予定されるガイドライン等において、この点を具体化した基準が提示されることを強く望むものである。 </p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
416	規則（案）第2条	<p> （該当箇所）規則案第2条 （意見）「適切な範囲を適切な水準により」という記載はあまりに不明瞭である （理由）個人情報保護規則に委ねるにしても広範すぎるように思う。「水準」以外の、ある程度の抽象性があるもので良いので要件が明示されるべきではないか。 </p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	本規則案第2条の基準の具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
417	規則（案）第3条	規則案3条各号の記号、番号及び保険者番号は、「記号だけ」「番号だけ」「保険者番号だけ」で単独で個人識別符号になるのであって、「(記号,) 番号及び保険者番号」が一体となって（つまり、これらすべてが含まれて）はじめて個人識別符号になるのではないことをご確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本規則案第3条各号の記号、番号及び保険者番号については、これらが全てそろってはじめて個人識別符号となります。
418	規則（案）第3条	基本的には規則案3条というのは、国民健康保険の被保険者証（政令第2条7号イ）には記号も記載されているので、後期高齢者医療の被保険者証（政令第2条7号ロ）及び介護保険の被保険者証（政令第2条7号ハ）と書き分けたと理解しているが、その理解で正しいかご確認いただきたい。また、もしそのような理由であれば、規則に落とさずに、政令において「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者の記号、番号及び保険者番号」（政令第2条7号イ）、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」（政令第2条7号ロ）、「介護保険法（平成九年法律第二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」（政令第2条7号ハ）と規定すればいいだけのように思われるが、そのようなシンプルな規定をせずに、規則に落とす理由をご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	1点目については、御理解のとおりです。 本規則案第3条各号の記号、番号及び保険者番号について、政令から個人情報保護委員会規則に再委任をした理由は、これらの記号、番号及び保険者番号が、それぞれの根拠法の体系の中で省令において規定されていることとの平仄をとるためです。
419	規則（案）第4条	「施行規則案」第四条では、例えば国民健康保険法の被保険者証の、記号、番号、及び保険者番号、と規定していますが、保険者証の「保険者番号」とは、保険証の発行元（保険者）の番号であって、被保険者の番号ではありません。従って、保険者番号は、個人識別符号ではないと思われませんが、本人が属する自治体を識別するものとして、個人識別符号としているのでしょうか。 【認定NPO法人日本システム監査人協会】	本規則案第4条各号の記号、番号及び保険者番号については、各号に規定されているものが全てそろってはじめて個人識別符号となります。
420	規則（案）第4条	規則案4条はいわゆる社会保険・公的年金等の記号、番号等を挙げているように理解されるところ、全ての社会保険・公的年金等の記号、番号等を網羅しているのかをご回答いただきたい。例えば、国会議員互助年金の互助年金証書又は互助年金裁定通知書の記号番号（国会議員互助年金法施行規則8条、9条参照。なお、国会議員互助年金法を廃止する法律2条の経過措置も参照。）等、漏れているものがあるように思われるが、どの範囲で含め、どの範囲で落とすという判断基準を採用されたのかを明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。
421	規則（案）第4条	規則案4条の記載順序として、社会保険・公的年金等の記号、番号等の間に旅券番号（5号）、在留カード番号（6号）が挟まれているのはなんとなく収まりが悪いような印象を受けるが、20号（特別永住者証明書の番号）の前後に旅券番号（5号）、在留カード番号（6号）を移動させるつもりはないのか、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本規則案第4条各号は、各号で引用している法令の制定年順に規定しているものです。このような規定の手法は一般的に用いられるものであり、御指摘のような順序に修正する必要はないと考えます。
422	規則（案）第4条	（該当箇所） 【個人情報の保護に関する法律施行規則（案）の第4条第21項】として、「図書館法第10条に基づき、地方公共団体の図書館条例施行規則で定めた図書館利用カードの番号を委員会規則にて定める番号とする。」 （理由） 公共図書館の中には、図書館カード番号が「個人情報」との認識が無のまま業務し	地方公共団体における個人情報の取扱いは、各地方公共団体が定める条例において規律され、法の適用を受けないことから、御指摘の理由で御指摘の「図書館利用カードの番号」を個人識別符号とする必要はないと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ている所があります。行政作成の「個人情報取扱事務届出書」の項目欄にチェックを入れる「識別番号」欄自体が無い市もあります。</p> <p>また、図書館は「読書の秘密」を扱う他に、貸した本が未返却のまま利用者と連絡不能になる事態を避ける為に帰省時の連絡先を登録させる等、手作業時代のままの個人情報をコンピュータ入力している公共図書館があります。</p> <p>図書館利用カード番号は、その番号のみの入力で全ての入力情報が表示されるものですが、他者のカードを不正に得た人が所持者に成りすまして個人情報を聞き出す場合を想定した対応を制定していない市もあり、ハッカーやストーカー対策として大変危険です。</p> <p>これらの現状を改善するためにも、委員会規則にて「個人識別符号」と認定の上「個人情報の保護に関する法律施行令」に「図書館利用カード番号」と明記することで、全国の図書館員と利用者に注意喚起することが望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
423	規則（案）第5条	<p>規則案5条について、例えば規則案5条1号の基準に至らない程度の身体上の障害があること、2号に至らない程度の知的障害があること、4号に至らない程度の難病による障害があることは要配慮個人情報に該当しないということか、ご確認いただきたい。ギリギリこの要件に至らないが心身の機能に確実に障害がある者は想定されるが、そのような解釈ではこのような者の保護に欠けることはないか、ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	障害の定義については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
424	規則（案）第5条	<p>規則案5条各号の該当性はどのように判断するのか、ご確認いただきたい。例えば障害者手帳を受領している場合や、市町村等が認定している場合等にはじめて該当するのか、それ以外であっても事実としてその程度に至っていればよいのか、ご回答いただきたい。①障害者手帳を受領している場合や、市町村等が認定している場合等にはじめて該当する場合、そうではない障害者（例えば、現在行政訴訟を起こし、行政に対し障害者認定をするよう求めている者）への配慮に欠けないか、ご検討いただきたい。②障害者手帳を受領している場合や、市町村等が認定している場合等に限らず、障害者手帳等を持っていないが事実上5条各号に該当している人も含まれるとすれば、そのような認定をするだけの判断能力もない個人情報取扱事業者にとって、混乱を招き、過度の負担を負わせないか、ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	障害の定義については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
425	規則（案）第5条第4号	<p>「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」は、法第2条第3項における「病歴」に含まれる概念と考えられるが、規則案で規定した趣旨を確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病においては、当該疾病に起因して心身の機能に障害を来たす場合があり、病歴と切り離して障害についてのみの情報を取得される場合も考えられるため、法改正の趣旨に照らし要配慮個人情報として定義したものです。
426	規則（案）第5条第4号	<p>規則案5条4号の「厚生労働大臣が定める程度」は「特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」（平成二十五年一月十八日号外厚生労働省告示第七号）でよいか、ご確認いただきたい。要配慮個人情報</p>	障害の定義については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の内容を知るためには、法から政令案、政令案から規則案、規則案から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、そして厚労省告示まで飛ばなければいけないというのは、少なくとも国民にとって分かりやすい規定の仕方とは言えないのではないことから、よりわかりやすい規定方法をご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
427	規則（案）第6条	<p>（意見） 適切な個人情報の取扱いや安全管理が出来ていない、あるいは政治的、文化的に我が国とは異なる基準を持つ国や地域、メディアにより公表された情報等について、無条件に例外とすべきではない。</p> <p>（理由） 政治的な意図や文化的な悪意によって、あるいは我が国の基準とは大きく異なる方法で取得されたような個人情報の暴露は、例え海外の国家やメディアであっても無条件に許容されるわけではない。したがって、そのような個人情報の取扱いについては一定の配慮が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	外国政府や外国の報道機関等が要配慮個人情報を公開している場合においても、その取得を制限する合理的理由は無いものと考えられるため、規定したものです。
428	規則（案）第6条	<p>第一項では、外国政府、外国の地方公共団体等、第二項では、外国の放送機関・報道機関・著述業・大学等・宗教団体・政治団体等を挙げ、これらにより公開されている要配慮個人情報は本人の同意なく取得できるとされていますが、特に第二項については、情報の信用性や要配慮個人情報に対する認識等、国ごと、機関ごとの差が大きく、日本のそれと同等と捉えることは現段階では国内で理解が得られないと考えます。第6条は削除を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会 関東支部】</p>	外国政府や外国の報道機関等が要配慮個人情報を公開している場合においても、その取得を制限する合理的理由は無いものと考えられるため、規定したものです。
429	規則（案）第6条	<p>規則案6条1号の「外国」の定義を明らかにしていただきたい。例えば日本が国家承認をしていない国は「外国」か。また、例えば、日本の固有の領土が外国に実効支配されている場合、当該外国が統治のために置いている地方公共団体は「外国の地方公共団体」かを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいいます。
430	規則（案）第6条	<p>規則案6条1号は外国において日本の独立行政法人や第三セクター、外郭団体等に相当する団体等を含むのか、含むなら「外国政府」「外国の政府機関」「外国の地方公共団体」のうちのどれに含まれるかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	例えばその設立・予算・運営などについて一定の程度で政府が関与していると認められる団体については「外国の政府機関」に該当するものと考えられます。
431	規則（案）第6条	<p>規則案6条1号の「国際機関」の定義を明らかにしていただきたい。国際条約上の根拠があるものに限られるか、日本が批准・加盟等している国際条約に限られるのか、国際的に活動する市民団体、NGO等も含まれるのか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「国際機関」とは、一般的に、条約その他の形式による国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため、複数の国家を構成員として設立される機関のことを指します。基本的には、市民団体、NGO等は「国際機関」には該当しないものと考えられますが、一定の場合においては「外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者」に該当する場合があるものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
432	規則（案）第6条	規則6条2号の「相当」とはどのような意味かを明らかにしていただきたい。例えば当該外国で政治活動が禁止されていたり宗教活動が禁止されている場合に、違法であっても政治や宗教活動を事実上していれば「相当」するのかをご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	当該外国の法令に合致していることを求めるものではありません。
433	規則（案）第6条	規則6条2号で引用される法76条1項1号の「報道を業として行う」というのはどのようなことが明らかにしていただきたい。例えば（外国の）ブロガーやSNSユーザはどのような場合に報道を「業」として行うとして規則6条2号の要件を満たすのか（例えば報酬を得ず、反復継続的に客観的事実を事実として知らせ、これに基づいて意見又は見解を述べる（法76条2項参照）投稿をしているブロガーやSNSユーザは「報道を業として行う」の要件を満たすのか）、ご回答いただきたい。また、例えば（外国の）新聞等のデータベースを提供する事業者はどのような場合に報道を「業」として行うとして規則6条2号の要件を満たすのか（例えば報道機関から記事をデータベース化する許諾を受け、当該データベースを無料または有料で提供する業者は「報道を業として行う」の要件を満たすのか）、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	規則案第6条2号の「法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者」の該当性は、基本的に、法第76条第1項各号と同様になります。
434	規則（案）第6条	規則6条2号で引用される法76条1項2号の「著述を業として行う」というのはどのようなことが明らかにしていただきたい。例えば（外国の）ブロガーやSNSユーザはどのような場合に著述を「業」として行うとして規則6条2号の要件を満たすのか（例えば報酬を得ず、反復継続的に投稿しているブロガーやSNSユーザは「著述を業として行う」の要件を満たすのか）回答いただきたい。例えば（外国の）出版社やウェブメディアはどのような場合に報道を「業」として行うとして規則6条2号の要件を満たすのか（例えば自らは著述をせず、第三者の著述を出版ないし掲載する事業者は、「著述を業として行う」の要件を満たすのか）、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	規則案第6条2号の「法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者」の該当性は、基本的に、法第76条第1項各号と同様になります。
435	規則（案）第6条	規則6条2号で引用される法76条1項3号、特に「学術研究を目的とする機関若しくは団体」とはどのようなことが明らかにしていただきたい。例えば（外国）の一般市民（会社員等）が何らかの事項についての勉強会を開催する場合その勉強会という任意団体は「学術研究を目的とする機関若しくは団体」かご確認いただきたい（それともいわゆる権利能力なき社団や法人格等の要件を満たす必要があるのか、ご確認いただきたい）。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	規則案第6条第2号の「法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者」の該当性は、基本的に、法第76条第1項各号と同様になります。
436	規則（案）第6条	「取得」について、センシティブ情報に関する金融庁パブコメ回答（「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（案）に対する主な意見）5頁「第6条第1項」において、「事業者が本人確認のために取得する書面に記載されたセンシティブ情報を、すみやかに黒塗りして保管する場合は、センシティブ情報の取得に	要配慮個人情報を「取得」していなければ、改正後の法第17条第2項の規律には服さないものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>該当しないと考えてよいか。」という質問に対し「御指摘の通りです。」という回答があるが、要配慮個人情報の取得（法17条2項）でも同様に考えてよいかご確認いただきたい。そうであれば、規則6条にこの点を加えるべきではないかご検討いただきたい。（これと異なる考えを取ることは、個人情報取扱事業者にとっての過度な負担となるので適切ではないと考えるのでこのような質問をさせていただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
437	規則（案）第6条	<p>内閣官房の「個人番号・社会保障・税番号制度」のウェブサイトの「地方公共団体向けFAQコーナー」「(3) 個人情報保護に関する質問」 （http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/chihouindex.html）では「個人番号を利用できない事務で住民票の写しを提出してもらう必要がある場合に、個人番号の記載された住民票の写しが提出された場合は、どうすればよいですか？」という質問に対し「個人番号を利用できない事務では、個人番号の記載された住民票の写しを受け取ることはできませんので、その旨をあらかじめ申請者などに十分に周知してください。また、個人番号の記載された住民票の写しが提出された場合には、個人番号の部分にマスキングをすることにより、処理することも考えられます。」として、一度提出された後、マスキング処理をすることを認めている。すると、要配慮個人情報の取得（法17条2項）でもこれと同様に、一度要配慮個人情報取得された後、それを速やかにマスキング処理することで「取得」ではなくなると考えるべきではないかご確認いただきたい。そうであれば、規則6条にこの点を加えるべきではないかご検討いただきたい。（これと異なる考えを取ることは、個人情報取扱事業者にとっての過度な負担となるので適切ではないと考えるのでこのような質問をさせていただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報を「取得」していなければ、改正後の法第17条第2項の規律には服さないものと考えられます。
438	規則（案）第6条	<p>個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（本文及び（別添）特定個人情報に関する安全管理措置）」第4-3-(3)Aによれば「一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。」とされている。確かに「収集」という概念がある番号法と「取得」概念だけの法の間には若干の相違はあるものの、その趣旨は個人情報取扱事業者にとっての過度な負担を避けるという妥当なものであることから、法についても「個人情報の提示を受けただけでは取得に当たらない」と解してよいか、ご確認いただきたい。そうであれば、規則6条にこの点を加えるべきではないかご検討いただきたい。（これと異なる考えを取ることは、個人情報取扱事業者にとっての過度な負担となるので適切ではないと考えるのでこのような質問をさせていただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	要配慮個人情報を「取得」していなければ、改正後の法第17条第2項の規律には服さないものと考えられます。
439	規則（案）第6条	<p>（該当箇所） 規則（案）の第6条 （意見） 規則案第6条について、下記を追加すべきである。</p>	本人、国の機関、地方公共団体、報道等により公開されているという規定により、公に入手可能であるという内容について、一般的に現状の案で十分カバーできているいただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「三 公に入手可能となっており、その他の方法により公知となっており、又は、個人情報取扱事業者が関与することなく公知の事実である場合。」 (理由) 適法に公になっている情報は、非公知の要配慮個人情報と同じ同意要件を必要とすべきではないため。 【在日米国商工会議所 (ACGJ)・米国情報技術工業協議会 (ITI)】</p>	
440	規則(案)第6条	<p>個人情報保護法施行規則 6条について 要配慮個人情報は、新聞記事等をデータベースとして利用する役務を提供する新聞社、通信社その他の報道機関の子会社によって公開されることも考えられる。このようなデータベースを利用することによって要配慮個人情報を取得することが、個人情報保護法 17条 2項 1号から 5号のいずれに該当するのかは明らかにされていないように考える。上記のようなデータベースの利用による取得も、適法な取得として扱われるよう、同規則で定める必要があると考える。 【匿名】</p>	御指摘の事例が、改正後の法第 76 条の適用除外に該当する場合には、同法第 17 条第 2 項第 5 号に該当するものと考えられます。
441	規則(案)第7条	<p>オプトアウト手続による第三者提供を行う際の個人情報保護委員会への届出について、同一の個人データを反復継続して第三者提供する場合は、包括的に届出を行うことはできるか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	既に届出をした内容の範囲内で、オプトアウトによる第三者提供を行う場合には、都度の届出は不要と考えられます。
442	規則(案)第7条	<p>法 23 条第 2 項又は第 3 項及び規則案第 7 条 2 項に定める個人情報保護委員会への届出ですが、個人情報取扱事業者が個人データを取得する際の利用目的とは異なる目的のために提供する場合又は変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲(法第 15 条第 2 項)を超える変更に限って必要とさせていただきたいと考えます。また、仮に、個人データの利用目的を変更する場合でも、(1) 法第 23 条第 3 項が定める個人情報取扱事業者が利用する個人データの項目、第三者への提供方法又は本人の求めを受付ける方法を変更した場合、又は、(2) 個人情報取扱事業者が本人による第三者への個人データの提供停止請求を止める場合にのみに限っていただきたいと思います。 また、法第 23 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に鑑み、ネットワーク及び情報セキュリティの目的で、本人の同意なく個人データを第三者に提供することができるよう規則案において明確にさせていただきたいと考えます。即ち、悪意ある個人又は団体から同意を取得しなければならぬ場合があり、そのような場合には同意は容易に得られないため、ネットワーク及び情報セキュリティの目的を達することが出来なくなってしまうためです。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	前段につきましては、改正後の法第 23 条第 3 項に基づき変更を行う場合には、その旨の届出が必要となります。また、そもそも本人の求めに応じて個人データの提供の停止自体を止めることとする場合は、以後はオプトアウトによる第三者提供が行えないことに留意する必要があります。後段につきましては、法第 23 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当する場合は、個人データを第三者に提供する場合においても同意を得る必要はありません。
443	規則(案)第7条	<p>第七条(オプトアウト手続による事前の通知等) 一号：利用者がオプトアウトをするため必要な期間 二号：確実に認識できる適切かつ合理的な方法 上記について、過度な規制とならないように認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
444	規則（案）第7条	<p>2. 施行規則 第7条第1項第2項 に関する意見 （意見） 個人情報の第三者提供について、契約約款の記載をもって「あらかじめ同意を得」と認められる場合があるのか。オプトアウトとの線引きはどこにあるのかを示してほしい。 具体的には、以下の契約約款に基づいて契約した場合、「あらかじめ同意を得」と評価できるのか。 中古車の売買では、車検証や定期点検整備記録簿の受渡しが必ず伴う。以下の1から3では同意を得ていないという場合には、あらかじめ同意を得ていると評価できる規定を具体的に示してほしい。</p> <p>1 販売者は、下記の目的のため、注文者および使用名義人の住所、氏名など表記記載の個人情報（以下「個人情報」という）を利用します。 （略） 車両の販売・仕入・登録・届出のために、車検証及び定期点検記録簿本体並びにそれらに記載されている個人情報を取得・利用し、販売先・仕入先・行政書士等に書面（本体及びコピー）または電子媒体により提供すること。ただし、本人の申し出により第三者提供を停止いたします。</p> <p>2 私は、販売者が下記の目的のため、注文者および使用名義人の住所、氏名など表記記載の個人情報（以下「個人情報」という）を利用することに同意します。 （略） 車両の販売・仕入・登録・届出のために、車検証及び定期点検記録簿本体並びにそれらに記載されている個人情報を取得・利用し、販売先・仕入先・行政書士等に書面（本体及びコピー）または電子媒体により提供すること。</p> <p>3 買主・注文者及び使用者名義人、連帯保証人は、当社が下記の目的のため、買主・注文者及び使用者名義人、連帯保証人の住所、氏名など表記記載の個人情報（以下「個人情報」という）を利用することに同意します。 （略） 買主・注文者及び使用者名義人は、当社が表記記載の注文者及び使用者名義人の個人情報につき、販売先・仕入先・行政書士等に提供することに同意します。 （意見） オプトアウト手続に該当する場合に必要な届出について。中古自動車販売業者は弊会会員が1万社強、全体では2～3万社ともいわれる。全ての事業者からの届出を滞りなく終えるためには、手続きをできるだけ簡便にすることが重要である。事業者に対するアナウンスと併せて、是非検討いただきたい。 【一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会】</p>	<p>一般論として御提示の方法も認められ得るものと考えられますが、「あらかじめ本人の同意」を得たものと評価されるかは個別具体的事案によります。なお、当該同意を取得している場合には改正後の法第23条第2項の届出義務は課せられません。</p>
445	規則（案）第7条	<p>（意見） 規則（案）第7条第1項第1号の「提供の停止を求めるのに必要な期間」や、同第2号の「適切かつ合理的な方法」に関する運用上の具体的な考え方は、今後策定されるガイドラインや認定個人情報保護団体作成の個人情報保護指針（以下「ガイドライン等」といいます）に委ねられることになると考えますが、事前の通知・公表</p>	<p>「必要な期間」「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の方法やオプトアウトに必要な期間については、ガイドライン等を指針としつつも、個人情報取扱事業者がケースに応じて判断できるよう配慮頂くことを要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>「提供の停止を求めるのに必要な期間」や、本人への通知又は本人が容易に知り得る状態に置くことに当たっての「適切かつ合理的な方法」は、本人の属性や本人と個人情報取扱事業者との契約関係、第三者提供の目的等によって様々に考えられることから、個人情報取扱事業者によるケースに応じた判断が肝要と考えるためです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
446	規則(案)第7条	<p>「本人が提供の停止を求めるのに必要な期間」(施行規則第7条1項1号)について、明確な日数を規則上定めるか、ガイドラインにおいて企業が最低限守るべき期間を示すべきである。企業は十分必要な期間をおいたと判断したとしても、個人的な事情において必要な期間ではないと本人が主張する場合は想定されるなど無用なトラブルが発生する可能性が大きい。</p> <p>これらの期間を定めることができない場合は、企業においてこの期間について予め容易に知り得る状態にしてある場合には当該期間が適用されるなどの定めを設けるなどの措置を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	「必要な期間」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
447	規則(案)第7条	<p>改正後の個人情報保護法第23条第2項は、個人情報を第三者に提供する際に本人の同意を取得する原則に対する例外として、いわゆる「オプトアウト」による方法を認めており、委員会規則案第7条において、その具体的な方法を示している。</p> <p>一方、医療分野においては、患者の診療という目的のため、他の医療機関と連携して診療をおこなったり、専門分野の医師や専門機関等の助言を得るために、患者の診療情報を第三者提供する必要が生ずることが少なくない。そのため従来、現行法のもとにおいては、各医療機関では、診療契約を締結する際に、契約内容として以下の項目について、院内掲示等を通じて、患者本人への医療提供の目的達成のため、他の医療機関等に情報提供することが含まれる旨を患者に周知する、いわゆる「黙示の同意」の方法がとられてきた。</p> <p>○療提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での医療サービスの提供 ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 ・他の医療機関等からの照会への回答 ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ・検体検査業務の委託その他の業務委託 ・ご家族等への病状説明 ・その他、者さんへの医療提供に関する利用 <p>○療費請求のための事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託 ・審査支払機関へのレセプトの提出 	医療現場等における従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることのないよう配慮が必要であると考えております。医療現場等における黙示の同意については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>・審査支払機関又は保険者からの照会への回答</p> <p>・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答</p> <p>・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用</p> <p>○当院の管理運営業務</p> <p>・医療事故等の報告</p> <p>・当該患者さんの医療サービスの向上</p> <p>・入退院等の病棟管理</p> <p>・その他、当院の管理運営業務に関する利用</p> <p>○企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知</p> <p>○医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等</p> <p>○医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料</p> <p>○当院内において行われる医療実習への協力</p> <p>○医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究</p> <p>○外部監査機関への情報提供</p> <p>したがって、改正法施行後においても、この方法は同意取得のあり方として認められるべきと考えられ、規則案第7条各項に定める、いわゆる「オプトアウト」の手続きは経ることなく、院内掲示等を徹底することにより、「黙示の同意」取得が可能となる運用が確保されるべきものとする。なお確認的に述べれば、「病歴」等の「要配慮個人情報」であっても、本人への医療提供を目的とする限りは、この方法によって他の医療機関等への第三者提供が可能とみるべきである。</p> <p>【公益社団法人日本医師会】</p>	
448	規則（案）第7条	<p>【意見】</p> <p>本人から自己情報が含まれているか否かの問い合わせに応じることを含めるべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>対象となる個人情報、本人から直接収集され、本人に直接利用目的が明示されている場合ではないときは、そもそも当該個人情報に自己情報が含まれているか否かが不明である場合もあると考えられる。名簿屋のような個人情報の販売・提供を業としている場合、その情報源は必ずしも明らかでなく、自己の情報が保有されているか否かも本人が認識していない場合もある。そのため、「容易に知る状態」の中には、自己情報が含まれているか否かに回答することも含むとすべきである。</p> <p>【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
449	規則（案）第7条第1項第1号	<p>「本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。」とあるが既にオプトアウトによる提供を行なっている場合には「必要な期間」というのはいつの時点から起算するのか。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	「必要な期間」は、法第23条第2項に基づき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においた時点から起算します。
450	規則（案）第7条第1項第1号	<p>「本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。」とあるが既にオプトアウトによる提供を行なっている場合には「必要な期間」というのはいつの時点から起算するのか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	「必要な期間」は、個人情報取扱事業者が法第23条第2項に基づき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から起算します。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
451	規則(案)第7条第1項第1号	<p>第七条1項の一には、“第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。 ”、とありますが、“必要な期間”とは、通知又は容易に知り得る状態に置く措置を行った後、本人が停止を求める期間は利用してはいけないということでしょうか。</p> <p>また、第十条には、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、同条第二項に掲げる事項(中略)を公表するものとする。とありますが、つまりは、個人情報保護委員会に提出し、個人情報保護委員会からの公表があった後に、自社のHPに公表するという手順を踏む必要があるのでしょうか。</p> <p>さらに、第二十六条には、法第五十三条第三項の規定による公表がされた後、(中略)個人情報保護指針を公表するものとする。とありますが、これも、個人情報保護委員会からの公表があった後に、自社のHPに公表するという手順を踏む必要があるのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】</p>	<p>本規則案第7条につきましては、オプトアウトによる第三者提供を行うまでに「必要な期間」をおく必要があります。本規則案第10条につきましては、基本的には御理解のとおりです。なお、本規則案第10条及び第26条において「速やかに/遅滞なく…公表するものとする」とは、その時点以降速やかに又は遅滞なく公表されている状況となっていることを求めるものであり、既に必要事項が公表されている場合には、当該公表をもって対応されているものと考えられます。</p>
452	規則(案)第7条第1項第1号	<p>「必要な期間」について、周知方法を踏まえて個別に設定すればよく、一律に定められるものではないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
453	規則(案)第7条第1項第1号	<p>「第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」とは、「当該提供」を開始した日から実際に停止するまでの期間を指すと考えてよいか。また、「必要な期間」については、本人への通知方法や内容等を踏まえて、個社ごとに個別に定めるということでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【日本貸金業協会】</p>	前半につきましては、オプトアウトによる第三者提供を行うまでに「必要な期間」をおく必要があります。後半につきましては御理解のとおりです。
454	規則(案)第7条第1項第1号	<p>(該当箇所) 規則(案)の第7条第1項1号 (意見) 規則案第7条第1項1号にいう「必要な期間」について解釈指針が示されることを要望する。 (理由) 規則案第7条第1項1号では、オプトアウトによる第三者提供について、本人が提供の停止を求めるのに「必要な期間を定めること」を必要としているところ、期間の長さについて言及がない。そのため、ガイドライン等により同条項にいう「必要な期間」について解釈指針を示すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【在日米商工会議所 (ACCJ)・米国情報技術工業協議会 (ITI)】</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
455	規則(案)第7条第1項第1号	<p>【意見】「第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」のうち、「必要な期間」をより明確にして下さい。規則での明確化が困難な場合は、ガイドラインで具体的期間を提示してください。</p> <p>【理由】「必要な期間」が解釈次第で短くなるようでは、十分な消費者保護にはならないと考えます。必要な期間の考え方を明確にするべきです。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)全国消費者団体連絡会】</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
456	規則(案)第7条第1項第1号	<p>規則(案)第7条第1項1 <意見>「第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」となっていますが、かなりの期間を置くよう具体的に個人情報保護委員会のガイドラインで示してください。</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p><理由>一般人には、本人として当該提供の停止が必要と理解し、停止の手続きを行うには、相当な期間が必要となります。「必要な期間」が短く設定されると消費者保護にはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本消費者協会】</p>	
457	規則（案）第7条第1項第1号	<p>規則（案）第7条第1項1 <意見と理由>「第三者に提供される個人データによって職別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」となっていますが、かなりの期間が必要です。短い期間に設定されないように個人情報保護委員会のガイドラインでより具体的に示してください。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費者協会連合会】</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
458	規則（案）第7条第1項第1号	<p>（意見） 「必要な期間」について、最低限確保すべき期間あるいはそれに関する基準がガイドラインで示されると考えてよいか。</p> <p>（理由） 個人情報取扱事業者によって判断が異なることの無いように、「必要な期間」の基準、考え方を示すことが必要であると考えため。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
459	規則（案）第7条第1項第1号	<p>規則案7条1項1号の「必要な期間」の定義、具体的には、通常どの程度の期間が必要と考えられるか明らかにしていただきたい。また、それが「通知」か「本人が容易に知り得る状態」かで異なるのかご回答いただきたい。例えば、郵便やメールで通知をすれば1週間位では短過ぎるか、1ヶ月ではどうかご回答いただきたい。逆に、ウェブサイト上の公表の場合、2週間くらい必要か、1ヶ月やそれ以上必要かご回答いただきたい。（なお、規則案7条1項の問題は、規則案附則6条において全て問題となり得るのであるところ、規則案7条1項と規則案附則6条で解釈が同じであることも確認いただきたい。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「必要な期間」については一律に定めるべきものではなく、個人情報取扱事業者は第三者提供の態様、提供する個人データの性質、事業の内容などに鑑みて、本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくことが必要となります。なお、この点は、規則案7条1項と規則案附則6条で解釈が同じであると考えられます。
460	規則（案）第7条第1項第1号	<p>個人情報保護法施行規則 7条1項1号について ア 「提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」とあるが、この期間の起算点はいつか。 イ 「提供の停止を求めるのに必要な期間」は、その起算点及び満了点のいずれもが個人データの提供前のものである必要があるのか、それとも満了点が提供後のものであってもいいのか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>「ア」につきましては、「必要な期間」は、個人情報取扱事業者が改正後の法第23条第2項に基づき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から起算します。</p> <p>「イ」につきましては、「提供の停止を求めるのに必要な期間」の起算点及び満了点のいずれもが、オプトアウトによる第三者提供を行う前のものである必要があります。</p>
461	規則（案）第7条第1項第2号	<p>（意見） 「本人が法23条2各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とは、具体的にはどのような方法を想定しているか。例えば、「本人が在籍する事務所の窓口等での常時掲示・備付け、インターネットのホームページや本人がアクセス可能な職場の情報ネットワーク（社内LAN等）への常時掲載」が想定されていると理解してよいか。</p> <p>（理由） 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（13条4項）で認められて</p>	御提示いただいている、「本人が在籍する事務所の窓口等での常時掲示・備付け、インターネットのホームページや本人がアクセス可能な職場の情報ネットワーク（社内LAN等）への常時掲載」も含まれ得るものと考えられますが、実質的に、本人が改正後の法23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法で行われる必要があるものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いた方法が変更されるのか、「本人が法 23 条 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法」の意味を具体的に確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
462	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」で認められているHPへの掲載や事務所窓口での掲示等も、引き続き認められるという理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御提示いただいている、「HPへの掲載や事務所窓口での掲示等」も含まれ得るものと考えられますが、実質的に、本人が改正後の法 23 条 第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法で行われる必要があるものと考えられます。
463	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>第三者に提供される個人データについて、本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とされています。</p> <p>法第 23 条第 2 項では、第三者に提供される個人データについて、「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること」となっていますが、本人が提供の停止を申し出るための前提として具体的に、どこに情報が公開されているのかなど多くの人が比較的容易にアクセスできる手段で情報を確認できる方法とすることを求めます。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	個人情報取扱事業者がオプトアウトによる第三者提供を行う場合には、個人情報保護委員会に届出を行うこととなり、当委員会はホームページにて届出の内容を公表することとなります。
464	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>「本人が法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とは、具体的にはどのような方法を指すのか（例えば、E メールによる通知や自社ホームページ等に掲載する方法等）。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御提示いただいている、「HPへの掲載や事務所窓口での掲示等」も含まれ得るものと考えられますが、実質的に、本人が改正後の法 23 条 第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法で行われる必要があるものと考えられます。
465	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>（該当箇所） 個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 7 条第 2 号 「本人が法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」 （意見） 「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とありますが、「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」第 10 条と文言の平仄を合わせて「インターネットの利用その他の適切な方法により」との文言に変更すべきと思います。 （理由） 個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 7 条第 2 号には「インターネットの利用その他の適切な方法により」との文言がなく、個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 10 条には「インターネットの利用その他の適切な方法により」との文言があります。 この文言の相違は、仮に法第 23 条第 2 項の「本人が容易に知り得る状態に置く」方法として、ホームページ等への継続的な掲載の方法では足りないという趣旨であるとする、その場合、具体的にどのような方法を取ればよいのかが不明であり、取り得る方法としては本人への通知以外にないように思われます。 他方で、ホームページ等への継続的な掲載の方法は、現行法の施行以降多くの個人情報取扱事業者が行ってきた方法であり、法第 23 条第 2 項の実務として完全に定着しており、これを変更するとすれば実務上の混乱を避けられません。また、従来の方法によって不都合は生じていないものと思料します。さらに、今回の法改正で</p>	「本人が容易に知り得る状態に置く」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は、個人情報取扱事業者の第 23 条第 2 項の「本人が容易に知り得る状態」に置く措置に加えて、個人情報保護委員会が法第 23 条第 4 項に基づき個人情報取扱事業者の「届出に係る事項を公表」することになっていること、個人情報取扱事業者は個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 10 条に基づいて、法第 23 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第 2 項に掲げる事項・・・を公表するものとする」とされていることから、法第 23 条第 2 項の「本人が容易に知り得る状態」に置く方法として従来のホームページへの継続的な掲載を取ったとしても現行法よりも手厚く「本人が容易に知り得る状態」になる配慮がなされています。</p> <p>このような状況を踏まえ、個人情報取扱事業者が従来のホームページへの継続的な掲載を法第 23 条第 2 項の「本人が容易に知り得る状態に置く」方法として認めていただきたく、個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 7 条第 2 号に「インターネットの利用その他の適切な方法により」の文言を定めることをご検討いただきたく存じます。仮に、個人情報の保護に関する法律施行規則（案）第 7 条第 2 号につき、「本人が法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」の文言を維持されるのであれば、かかる方法について具体的な例を示すことをご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【欧州製薬団体連合会】</p>	
466	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>（意見）個人情報取扱事業者が具体的に何をすればよいのかが明らかになるよう、改めるべきである。</p> <p>（理由）これまでは、本人にしてみればオプトアウトの手段があることがわからないような状態で運用されてきたことも多かったと思われる。今回の改正で、オプトアウトできる旨を本人が適切に認知できるような措置が講じられていると考えられ、この点は大変評価できる。但し、現在の規則案第 7 条第 1 項第 2 号では、個人情報取扱事業者が具体的に何をすればよいのかが読み取りづらい。規則案を改めるか、ガイドラインで明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士 21 名共同提出】</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
467	規則（案）第 7 条第 1 項第 2 号	<p>規則案 7 条 1 項 2 号の「確実に」とはということかご回答いただきたい。100%認識しなければならないということかご確認いただきたい。例えばウェブサイトに掲載するという方法では、いくら分かりやすい場所に掲載していても「確実に」とは言えないということかご確認いただきたい。本人に対し、書面ないしは電磁的方法で法第二十三条第二項各号に掲げる事項を提供した上で、本人が「これに同意します」という署名又は押印をしないしは「同意」ボタンをクリックすれば「確実に」といえるのかご確認いただきたい。ここまでしても、本人が「見ずに同意ボタンを押したので、認識していませんでした」と言えば「確実に」ではないということになるのかご確認いただきたい。いずれにせよ、「確実に」という要件が過度に厳しく、実務的混乱を招きかねないので、「合理的」等に変更することを検討いただきたい。（なお、規則案 7 条 1 項の問題は、規則案附則 6 条において全て問題となり得るのであるところ、規則案 7 条 1 項と規則案附則 6 条で解釈が同じであることも確認いただきたい。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	第三者に提供する個人データの性質、事業の内容などに鑑みて、本人が改正後の法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法による必要です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
468	規則（案）第7条第1項第2号	<p>法は「本人が容易に知り得る状態」と明記した上で、その具体的方法を個人情報保護委員会規則に委任しているのに、規則案規則案7条2号が「確実に」知ることを要求しているのは、これは法による委任を逸脱しているのではないか、逸脱していないというのであれば、なぜ「確実に」知ることまで規則で要求できるかを詳細に説明いただきたい。（なお、規則案7条1項の問題は、規則案附則6条において全て問題となり得るのであるところ、規則案7条1項と規則案附則6条で解釈が同じであることも確認いただきたい。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>第三者に提供する個人データの性質、事業の内容などに鑑みて、本人が改正後の法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法による必要があります。</p>
469	規則（案）第7条第1項第2号	<p>規則案7条1項2号の「適切かつ合理的な方法」の定義、具体的にどのような方法であれば「適切かつ合理的な方法」かの例示をしていただきたい。（なお、規則案7条1項の問題は、規則案附則6条において全て問題となり得るのであるところ、規則案7条1項と規則案附則6条で解釈が同じであることも確認いただきたい。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>第三者に提供する個人データの性質、事業の内容などに鑑みて、実質的に、本人が改正後の法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法による必要があると考えられるため、一律に基準を示すことは困難と考えられますが、ガイドライン等における記載を検討していきます。</p>
470	規則（案）第7条第1項第2号	<p>【規則7条1項2号】オプトアウト方式における「本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とは如何なるものか</p> <p>規則7条1項2号は、法23条2項の規定によりオプトアウト方式で個人データの提供を行う事業者に対して、「あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことについて、「本人が法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること」を求めているが、「確実に認識できる」とは如何なる場合を言うものか。</p> <p>①例えば、Webの行動ターゲティング広告におけるオプトアウトのように、広告自身や広告の貼られたWebサイトのように本人との接点のある場所において表示すれば、この要件を満たすものとして理解してよいか。</p> <p>②逆に、例えば、いわゆる名簿屋による名簿販売のように、本人が自分の情報が含まれている名簿がどの名簿屋にあるのか知りえないような、本人との接点なく個人情報収集され提供される場合には、この要件を満たさないものとして理解してよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>「本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>
471	規則（案）第7条第1項第2号	<p>【意見】第三者に提供される個人データについて、本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」について具体的な手段を提示して下さい。規則での明確化が困難な場合は、ガイドラインで具体的な手段を提示して下さい。</p> <p>【理由】法第23条第2項では、第三者に提供される個人データについて、「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する」となっています。本人が提供の停止を申し出られるための担保がされていることが、くらしの安心を確保するためには必要なことだと考えます。具体的な手段の方法として、事業者のホームページに掲載することが考えられますが、ホームページに掲載しただけでは、本人がそこを訪れない限り、確実な認識ができません。こうしたことを念頭に、本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」について具体的に提示して下さい。</p> <p style="text-align: center;">【（一社）全国消費者団体連絡会】</p>	<p>ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
472	規則（案）第7条第1項第2号	規則（案）第7条第1項2 <意見> 第三者に提供される個人データの本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること」とありますが、できるだけ直接本人への通知が必要です。ベストな方法をこの個人情報保護委員会規則または、個人情報保護委員会のガイドラインで示すべきです。 <理由> ホームページでの掲載では、なかなか気づくことができません。直接本人への連絡が第一です。 【一般財団法人 日本消費者協会】	御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
473	規則（案）第7条第1項第2号	規則（案）第7条第1項2 <意見と理由> 第三者に提供される個人データの本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること」とありますが、ホームページでの掲載では、なかなか気づくことができません。直接本人への連絡が必要です。よりよい方法をこの個人情報保護委員会規則または、個人情報保護委員会のガイドラインで示すべきです。 【全国消費者協会連合会】	御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
474	規則（案）第7条第1項第2号	（意見）「事業者は、オプトアウト手続きによって個人データを第三者に提供しようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。同委員会は、その内容を公表。」と今改正で新設されました。施行規則 骨子案に記載の「本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」とありますが、どのような方法なのか具体性に欠き、イメージできません。 （理由）事業者からは「当社のホームページに掲載します」とか「店頭に掲示します」などの回答が想像できますが、確実に認識できるとはいえません。適切かつ合理的な方法につきましては誰もが納得できる方法の検討が必要だと考えます。検討の結果、必要ならガイドラインに具体的に例示を出すようにして下さい。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
475	規則（案）第7条第1項第2号	【該当箇所】規則（案）の第7条第1項2（第三者提供に係る事前の通知等） 【意見】第三者に提供される個人データについて、本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」について具体的な手法が提示されていません。規則での明確化が困難な場合は、必ずガイドラインで具体的な手法を提示して下さい。 【理由】法第23条第2項では、第三者に提供される個人データについて、「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する」こととなっています。本人が提供の停止を申し出られるための担保がされていなければ、個人情報を第三者に渡すことに不安を覚えます。一般的な社会生活で安心して個人情報の受け渡しができる環境を確保することこそが、これからのパーソナルデータの利活用には絶対に必要です。具体的な手段の方法として、事業者のホームページに掲載することが考えられますが、ホームページに掲載しただけでは、本人がそこを訪れない限り、確実な認識ができません。こうしたことを念頭に、本人が「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」について具体的に提示して下さい。 【全国地域婦人団体連絡協議会】	「確実に認識できる適切かつ合理的な方法」の具体的な内容については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
476	規則（案）第7条第1項第2号	（意見） 「認識できる」は、「認識することができる」ではないか。 （理由） 法令では、「〇〇できる」は使用しないのではないか。 【匿名】	一般論として、現状の案で御理解いただけるものと思いません。
477	規則（案）第7条第1項第2号	「3. オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等」 ・「(イ) 本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」とあるが、不明確なので、経産省のガイドラインの記載のように、具体的に示してほしい。 【匿名】	ガイドライン等における記載を検討してまいります。
478	規則（案）第7条第2項	【コメント】 法二十三条1項各号により本人同意を得ずに取得した情報を当該各号の目的用途以外で第三者に提供する必要がある場合の規律が必要。 【理由等】 「必要がある場合」とは、例えば、薬機法第六十八条の二第2項により、副作用等の患者の医療機関（医療従事者）から製造販売業者への提供は法二十三条の「法令に基づく場合」として本人同意不要とされています（厚生労働省 医療介護分野ガイドライン 別表3）。この情報は薬機法第六十八条の二第1項に基づき医療機関、医療従事者等への情報提供に用いる他、薬機法第六十八条の十第1項により国内規制当局への報告を行っています。しかし、これら法に定められた以外に当該薬剤を製造販売あるいは治験を行っている外国にある事業者提供する場合及び外国の規制当局に報告する場合や外国での安全対策のために外国の医療機関への情報提供は個情法に不適合となるのではないか。 この提供の反対の外国からの収集はGVP省令第7条4号により外国企業からの収集が義務付けられているが、提供の義務付けはなく、外国の法令等に基づいて企業間で契約等により行われている。 また、副作用情報のみならず、現在は、EU・FDAの規制やICH E2Dガイドラインに基づき、特殊な状況下（Special Situation）での情報も収集しており、法二十三条で除外規定とされている、法令に基づく場合以外の情報の収集及び海外への情報提供も行っている。 さらに、多くの企業が、日本をはじめ世界で発売している製品に対して、安全性情報をOne DBで管理しており、システム内で海外子会社との情報の共有化が進められている。 【日本製薬工業協会】	個人データを第三者に提供する際は、法第23条の規律に基づいて行う必要があります。
479	規則（案）第7条第2項	（該当箇所） 規則（案）の第7条第2項 （意見） 規則案第7条第2項「個人データの項目」について届出を求めるのではなく、「個人データの種類又は分類」のみ届出を求めるべきである。 【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】	いただける届出事項等については、今後、明確にしてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
480	規則(案)第7条第2項	<p>(該当箇所) 規則(案)の第7条第2項 (意見) 規則案第7条第2項第三者提供の届出に関し、オプトアウトの方法による第三者提供に関する届出要件が施行後の提供のみについて適用されるのか、明らかにされることを要望する。 (理由) 規則案では、オプトアウト手続きに関する経過措置(「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則(以下、「附則」という。)第2条)に関して特に規定がなく、改正個人情報保護法施行前になされたオプトアウトの方法による第三者提供の取扱いについて不明確であるため。 【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	御理解のとおりです。届出手続等については、今後、明確にまいります。
481	規則(案)第7条第2項	<p>(該当箇所) 規則(案)の第7条第2項 (意見) 個人情報保護委員会への届出事項として求められている事項の詳細さについて、現在オプトアウトによる第三者提供において本人に対して行う通知等と同じ程度で足りるのか、明確にしていきたい。 また、個人情報保護委員会への届出は、オプトアウトによる第三者提供の度に行う必要があるわけではなく、個人情報取扱事業者が届出事項を変更しない限り、最初に第三者提供を行う際に一度届出を行えば足りるのか、明らかにされることを要望する。 (理由) 個人データの項目まで届出を求めるのは、小規模事業者に対し過剰な負担となってしまうため。 【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	届出手続等については、今後、明確にまいります。
482	規則(案)第7条第2項	<p>7条2項について 複数の賃借人の存在する建物の売買において、建物の売主は、建物の賃借人に反社会的勢力に該当する者がいないかどうかを事前に確認することを希望する買主の要請に応え、又は買主に承継させる賃貸借契約を買主との売買契約において特定することなどを目的として、賃借人の部屋番号、氏名等が記載された一覧表を買主に提供することがある。この表の提供は、法23条1項2号により許容されており、同条2項、施行規則7条2項による届出は必要ないと理解していいか。 【匿名】</p>	個別の事実関係において法第23条第1項第2号に該当する場合には、同条第2項による届出は必要ないものと考えられます。
483	規則(案)第7条第2項第2号	<p>●該当箇所 規則(案)第七条第二項第二号 ●意見内容 法第二十三条第二項または第三項に規定する届出の方法については電子メールによる方法も認めていただきたい。 ●理由 光ディスクなど記憶媒体を利用すると郵送途上の紛失等のリスクがあることか</p>	セキュリティ等の観点から、届出方法は光ディスク等及び届出書とします。なお、届出方法については、将来的には電子情報処理組織により行うものとし(附則規則案第2条参照)。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ら。 【一般社団法人日本クレジット協会】	
484	規則（案）第7条第2項第2号	規則案7条2項2号、規則案附則7条1項の光ディスク提出は煩瑣なのでやめていただきたい。実際に、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく登記を行った際は、動産・債権譲渡登記令7条1項により申請書と光ディスクの双方を提出させられたが、その際には光ディスクへの情報の保存方法（例えば、光ディスク中にフォルダを作成してはならない等）についての細かなルールがあり、その結果、非常に面倒な思いをしたので、申請書だけで足りるとしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
485	規則（案）第7条第3項	代理人による届け出をする場合とは、例えばどんなケースを想定しているのか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	弁護士等が代理人として提出する場合などが含まれるものと考えられます。
486	規則（案）第7条第3項	代理人による届け出をする場合とは、例えばどんなケースを想定しているのか。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	弁護士等が代理人として提出する場合などが含まれるものと考えられます。
487	規則（案）第7条第3項	規則案7条3項の委任状については、様式第二の様式以外では個人情報保護委員会は届出を受け付けないという理解か確認いただきたい。（実務的には、様式がサンプルとして提示されていることはありがたいが、それに縛られると困ることもあるので、様式をサンプルとして提示した上で、必ずしもそれに従わなくとも、必要な要素が含まれていれば届出を受け付けてもらえるという方法がありがたいということからご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
488	規則（案）第8条	法の国際適用について確認していただきたい。規則案8条によれば「外国にある個人情報取扱事業者」が想定されるそうであるが、これは法75条の場合に限られるのか、具体的にどのような場合かを示していただきたい。例えば、外国法人で日本に支店登記している者は「外国にある個人情報取扱事業者」かご回答いただきたい。例えば、日本に子会社や支店のない外国法人が、インターネットを通じて日本居住者から個人情報を取得する場合、この者は「外国にある個人情報取扱事業者」か（ただ、この「取得」の段階では、法75条は適用されないことから、この場合について「外国にある個人情報取扱事業者」だというためには、取得の一方当事者が国内にいれば、相手方が外国にいても法が適用されるという解釈を取るしかないと思われるが、その理解でよいか、あわせてご確認いただきたい）。例えば、外国にある事業者が国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連せずにその者の個人情報を取得した後、この情報を日本国内の事業者提供する場合、法23条（ひいては政令8条）が適用される「外国にある個人情報取扱事業者」か回答いただきたい、なお法23条（ひいては政令8条）が適用されるという場合には、法75条が適用されないにもかかわらず、法23条（ひいては政令8条）が適用されるという根拠もあわせてご回答いただきたい。	個別具体的事案によりますが、外国にある者が、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められる場合には、本規則案第8条が適用され得ると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
489	規則（案）第8条	(該当箇所) 規則(案)の第8条 (意見) 規則案第8条については、条文全部を削除すべきである。 (理由) 同条は外国にある個人情報取扱事業者に対し、国内における代理人の設置を求めているところ、小規模事業者に対する過剰規制となるため。 【在日米国商工会議所（ACCI）・米国情報技術工業協議会（ITI）】	御意見として承ります。
490	規則（案）第8条	外国にある個人情報取扱事業者の代理人の定義をしてもらいたい。 (理由) 日本企業においても外国に研究施設を設け、研究・開発を行っている事業者がある。これと中国等にある検査の請負業者的な事業者とは分けて考えるべきである。当然、日本の製薬企業が海外にある自社資本の研究施設に委託する場合は、書面の提出は不要とすべきである。 【医療ビッグデータ・コンソーシアム】	届出手続等については、今後、明確にしていきたいと思います。
491	規則（案）第9条	法23条4項で定める「当該届出に係る事項」について、個人情報保護委員会は公表しなければならないとされているが、具体的にはどのような事項を公表するのか。 【日本貸金業協会】	基本的には、個人情報取扱事業者から届け出られた事項を公表することとなります。
492	施行令（案）第9条	■該当箇所 (第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表) 第九条 ■意見 個人情報保護委員会が公表を終了する条件が規定されていない。すなわち、個人情報取扱事業者が当該提供を辞めた際に公表の終了を委員会に届け出る手続きなどをガイドライン等で明確にしていきたいと思います。 ■理由 (同上) 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
493	規則（案）第9条	・第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表（施行規則第9条）について、公表がなされる期間について定められるべきである。また企業側から公表の終了を求める手続きなど公表が終了される手続きを明確化すべきである。 【経営法友会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
494	規則（案）第9条	規則案9条ではインターネットの利用以外にどのような方法を用いることが想定されるのか、具体的に明らかにしていただきたい。(なお、規則案25条についても同様の問題があるとおもわれる。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報保護委員会のホームページで公表することを想定しています。
495	規則（案）第10条	「個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、・・・・・・を公表するものとする。」とあるが、現状で既に以前より継続的にオプトアウトに事を公表している場合はそのまま問題ないか。あるいは、届	個人情報取扱事業者が、改正後の法第23条第2項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に本規則案第10条を履行している

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		出前、公表前には暫定処置が必要となるのか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	ものと考えられます。
496	規則（案）第10条	「個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、・・・・・・を公表するものとする。」とあるが、現状で既に以前より継続的にオプトアウトに事を公表している場合はそのまま問題ないか。あるいは、届出前、公表前には暫定処置が必要となるのか。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	個人情報取扱事業者が、改正後の法第23条第2項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に本規則案第10条を履行しているものと考えられます。
497	規則（案）第10条	（意見） 本人の同意を得ない個人データの第三者提供について、いわゆるオプトアウト規定を個人情報取扱事業者が公表するにあたり、改正法では個人情報保護委員会への届出及び同委員会による公表が必要となる（法第23条第2項、4項）。さらに、規則（案）第10条では個人情報取扱事業者が当該オプトアウト規定を公表する前に、同委員会への届出及び同委員会による本件の公表が必要である旨を定めている。 これについて、現在施行されている法に基づいて個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を既に公表している場合は、当該公表を継続することが可能となるよう、例えば施行前に届出・公表が行えるような手続きを規定して頂きたい。 （理由） 施行日を起点として、個人情報取扱事業者が届出を行い、個人情報保護委員会による公表を待ち、その後個人情報取扱事業者がこれを公表すると解釈した場合、既に公表している事項については、施行日にこれを一旦取り下げ、その後あらためて再掲載することになり、HP等公表内容の閲覧者の混乱・各個人情報取扱事業者にとっても負担となるため。 【三菱UFJ国際投信株式会社】	個人情報取扱事業者が、改正後の法第23条第2項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に本規則案第10条を履行しているものと考えられます。
498	施行令（案）第10条	■該当箇所 （第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表） 第十条 ■意見 前項と同様、個人情報取扱事業者が公表を終了するための条件や手続きをガイドライン等で明確にしていきたい。 ■理由 （同上） 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
499	規則（案）第10条	・個人情報取扱事業者による公表（施行規則第10条）について、公表がなされるべき期間について定められるべきである。 【経営法友会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
500	規則（案）第10条	・法23条2項及び規則案7条につき、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」行為と「個人情報保護委員会に届け出」る行為の時系列はどのようになるかご説明いただきたい。例えば、先に「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」いた上で、実際の提供の直前に「個人情報保護委員会に届け出」ることは適法か。逆に、「個人情報保護委員会に届け出」てからでなけ	「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」行為と、個人情報保護委員会への届出行為の先後関係は法定されていませんが、実際にオプトアウトによる第三者提供を行う場合は、当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくことが必要となります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>れば「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことはできるのかご回答いただきたい。</p> <p>・この点に関し、規則案10条が「公表がされた後、速やかに」法23条2項の事項を公表せよということは、時系列として①個人情報保護委員会への届出→②個人情報保護委員会による公表→③本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」というのが法定されており、これ以外の時系列が許されないという趣旨が、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
501	規則(案)第10条	<p>逆に、規則案10条の公表が法23条2項でいう「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは違うのであれば、①規則案7条の事項について、(a)本人に通知、または、(b)本人が容易に知り得る状態に置く(法23条2項)、②規則案8条の事項を個人情報保護委員会に届出(法23条2項)、③個人情報保護委員会による公表(法23条4項、規則案9条)、④事業者による規則案7条の事項の公表(規則案10条)という手続を踏むことになるが、①(b)の措置とは別に④を必要とする理由はあるかご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個人情報取扱事業者が、既に改正後の法第23条第2項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に本規則案第10条を履行しているものと考えられます。
502	規則(案)第10条	<p>規則案10条の「適切」な方法とは何か、インターネット以外に具体的な方法を明記いただきたい。なお、逆にいえば、インターネットを利用する方法であれば何でも「適切」なのか、インターネットを利用する方法で適切ではない場合があり得るなら具体的に回答いただきたい。(なお、規則案26条についても同様の問題があると思われる。)</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個別具体的事実関係によりますが、インターネットの他に、本人が在籍する事務所の窓口等での掲示なども「その他の適切な方法」に含まれると考えられます。
503	規則(案)第10条	<p>規則案10条の「速やかに」というのは具体的に何日後か。例えば、個人情報保護委員会の公表があったかを確認するまで数日から数週間のタイムラグが生じることがあり得るが、個人情報取扱事業者が個人情報保護委員会による公表を認識してから1週間以内(又はその翌営業日)に公表すれば、「速やか」と言えるかご回答いただきたい。なお、実務上個人情報保護委員会は公表があったことを個人情報取扱事業者に通知する予定があるのかご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「速やかに」を一律に定めるのは適当ではないと考えられます。
504	規則(案)第10条	<p>規則案10条のインターネットの利用等による公表につき、電子公告調査機関による調査等の制限等はないのかご回答いただきたい。それがなければ、インターネットの回線の提供の中断等によって本人が確認できないこともあり得るが、そのようなことがないことをどうやって確保するのかご回答いただきたい。(特に規則案10条の公表が、法23条2項の「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」という意味である場合にこの点が問題となる。)</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個人情報取扱事業者は適切に公表を継続する必要があります
505	規則(案)第10条	<p>●該当箇所 規則(案)第十条 ●意見内容</p>	御提示の方法も妨げられるものではないものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>規則（案）第九条の個人情報保護委員会（以下「委員会」）の公表において、個人情報取扱事業者からの届出は承認を要しないことから、事業者による公表は、委員会への届出と同時にすることも認めていただきたい。</p> <p>●理由 実務手続きがより円滑になると考えられることから。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
506	規則（案）第 10 条	<p>●該当箇所 規則（案）第十条</p> <p>●意見内容 「その他の適切な方法」については、今後具体的に示されるという理解でよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	「その他の適切な方法」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
507	規則（案）第 10 条	<p>（意見） 「その他の適切な方法」については、ガイドラインで具体的に例示されると考えてよいか。</p> <p>（理由） 個人情報取扱事業者が適正に判断した上で、運用する際に、その運用にばらつきが出ないように例示することが必要だと考えるため。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	「その他の適切な方法」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
508	規則（案）第 10 条	<p>10 条について 同条は、個人情報取扱事業者に対し、「法第 23 条第 4 項の規定による」個人情報保護委員会による「公表がされた後」に、法 23 条 2 項により個人情報保護委員会に届け出た事項を速やかに公表することを要請しているが、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、「法第二十三条第四項の規定による公表」をした旨を連絡するのか。連絡しないのであれば、個人情報取扱事業者が「速やかに」公表することは困難であるため、10 条を削除するか、個人情報保護委員会から個人情報取扱事業者に公表した旨を通知するよう規定を修正する必要がある。</p> <p>【匿名】</p>	個人情報保護委員会による公表は同委員会のホームページをもって行う予定です。
509	規則（案）第 10 条	<p>施行規則第 10 条の第三者提供に係る『個人情報取扱事業者による公表』は、個人情報保護法が規定していない負担を個人情報取扱事業者に義務付けているので、全て削除すべきである。</p> <p>理由は、法律第 23 条 2 項および 3 項では、法定事項について、個人情報取扱事業者による本人へ通知または本人が容易に知り得る状態に置くことを義務づけているが、『公表』については何ら規定していないからである。</p> <p>施行規則第 10 条は、いわゆる名簿屋対策の一つとして提案されているとしても、適法かつ適切にオプトアウトを利用している一般の個人情報取扱事業者にとっては法律が規定する以上の負担が求められている一方で、オプトアウトにより第三者への提供された個人情報の主体（本人）にとっては新たな利益等が享受されることはない（個人情報取扱事業者はあらかじめ法定事項を本人へ通知または本人が容易に知り得る状態に置くことに加えて個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者による届</p>	個人情報取扱事業者が、既に改正後の法第 23 条第 2 項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に本規則案第 10 条を履行しているものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>出内容を公表しているため) ので、この規定によって利益を得る者は存在しないことを考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
510	規則(案)第11条	<p>既に業務の委託や個人情報の共同利用を適法に行っている外国の事業者が今回制定された本条の基準を満たさない場合であっても、過去の個人情報の提供については、改正法令等の遡及適用はされないということによいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
511	規則(案)第11条	<p>(意見) クラウド・コンピューティング・サービスの運営事業者が、個人データがその利用対象になっていることを認識していない場合、又は認識していたとしても、個人データを暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合には、法24条に規定する「外国にある第三者への提供」にあたらぬ旨、委員会規則を補完するガイドラインにおいて明記していただきたい。</p> <p>(理由) クラウド・コンピューティング・サービスの中には、その運営事業者が、利用者が個人データを同サービスの利用対象としているかどうかを全く認識していないものがあります。また、仮に利用者から個人データを利用対象とする旨を運営事業者が知らされていたとしても、セキュリティの観点から利用者側で暗号化(暗号鍵も利用者側で保管)できる機能を運営事業者が提供しており、その場合には、運営事業者は利用者の個人データにアクセスすることは不可能です。現在、その利用が日常的になっているクラウド・コンピューティング・サービスについて何ら考慮せず、一律に法24条に規定する「外国にある第三者への提供」に同サービスの利用が該当してしまうことになれば、国境を越えたクラウド・コンピューティング・サービスの利用を不当に阻害することになり、衆議院及び参議院の附帯決議にも反することになります。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
512	規則(案)第11条	<p>(1) 規則案第11条について 改正個人情報保護法第24条は、委託も含め個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供することについて一律に規定している。 しかしながら、現状ではクラウドサービスの運営事業者が、保存されている情報の中に個人データが含まれていることを認識していない場合や、認識していたとしても個人データをクラウドサービス利用者が暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合が存在している。 現に広く事業者利用されているクラウドサービスを海外事業者が提供しているという理由だけで原則利用禁止とするのはあまりに不当であり、低コストでクラウドサービスを利用している大多数の中小企業の企業活動を著しく阻害する。 そもそも上記のような場合には、クラウドサービス運営事業者は、利用者の個人データにアクセスすることを目的とはしていない。また、データの安全性は安全管理措置によって図られるものであり、海外移転を規制することはデータを分散管理することによる安全性の確保や災害時などのデータ復旧に支障をきたしかねないものである。</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>このような点に何ら考慮せず、一律に改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に同サービスの利用が該当してしまうことになれば、前記の通り、国境を越えたクラウドサービスの利用を不当に阻害する。また、衆議院及び参議院の附帯決議にも反することになる。</p> <p>そのため、上記のような場合には、改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に当たらないこととすべきであり、その旨をガイドライン等において明記すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟 (AICJ)】</p>	
513	規則(案)第 11 条	<p>加えて、規則案第 11 条第 1 号については、「個人情報保護法の主旨に沿った適切かつ合理的な措置が講じられていること」と表現を改め、例えば企業間の契約上の個人データ保護規定や、企業グループに適用される企業内規則などが該当することを明確にすべきである。</p> <p>なお、規則案第 11 条第 2 号には、アジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) が「国際的な枠組みに基づく認定」に含まれることが個人情報保護委員会資料で明らかにされており、このことは、評価に値する。加えて、同号には、CBPR に限らず ISMS (情報セキュリティマネジメント評価制度) 等関連する ISO 規格など広く普及している国際規格についても含むべきである。</p> <p>過度の事前規制ではなく、自主的な取り組みを尊重した柔軟な枠組みこそが、民間の自主努力を促し、個人情報保護に資するものであり、なおかつ企業活動、とりわけ我が国で大多数を占める中小企業の日々の活動を阻害しない方法として望ましい。また、CBPR など個人情報保護に向けた柔軟な執行枠組みは、個人情報保護委員会が今後も推進していくべきものである。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟 (AICJ)】</p>	<p>「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p> <p>また、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力 (APEC) における越境プライバシールール (CBPR) システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
514	規則(案)第 11 条	<p>外国法人を含むグループ会社間における個人データの共有にあたり、個人情報の保護に関する法律施行規則第 11 条の基準に該当し、法第 24 条に定める第三者提供にあたらない場合には、法第 23 条に基づき、同条第 5 項第 3 項を適用することが可能という理解でよいか。また、この場合の第三者提供に係る記録は法第 25 条に定める「当該個人データの提供が法 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合」にあたり、法第 25 条は適用されないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社】</p>	御理解のとおりです。
515	規則(案)第 11 条	<p>(意見)</p> <p>損害保険における事故発生後の緊急対応時においては、調査等の業務委託をする外国の第三者との間で契約書を取り交わすことが難しい。このような場合、迅速な事故対応の観点から、本人の同意の取得が困難かつ、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合に当たるので、法 23 条 1 項 2 号に該当すると理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>法 23 条 1 項 2 号の射程範囲を具体的に確認したい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
516	規則(案)第 11 条	<p>(意見)</p> <p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」及び「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q & A 3-12、3-13 の考え方は、マイナンバーではない個人データにおいても当てはま</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ると理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>左記Q & Aによると、クラウドサービスを使った情報システムでマイナンバーを取り扱う場合、クラウドサービスを提供する外部の事業者がマイナンバーを含む電子データを取り扱わない場合、「委託」に該当しないと解されているため。</p> <p>なお、外国の事業者が提供するクラウドサービスは、当該事業者の情報システム・データセンター（社内の掲示板機能等）を使っていることが多い。同サービスのユーザーが個人データを入力する都度、個人データが当該事業者のデータセンターに保存されることになり、理論的には委託に該当する可能性があるが、外国の第三者に個人データを委託する場合に法 25 条より記録義務が課されるとなると、個人データを入力する都度、記録することになり、実務的には現実的ではないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>
517	規則（案）第 11 条	<p>(意見)</p> <p>国内の第三者へ個人データの取扱いを委託する場合、法 25 条の記録義務の対象外となるが、外国の第三者に個人データの取扱いを委託する場合、施行規則案 11 条で定められる基準に適合する体制を整備している外国の第三者であれば法 25 条の記録義務の対象外となると理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>施行規則案 11 条で定められた基準に適合する体制を整備している外国の事業者は、国内の事業者と同等と考えられるところ、国内の事業者への個人データの委託時は記録義務の対象外（法 25 条 1 項但書）となっており、国内の事業者と同等とみなされる外国の事業者へ個人データを委託する場合も記録義務の対象外と考えられるため。</p> <p>なお、外国の事業者が提供するクラウドサービスは、当該事業者の情報システム・データセンター（社内の掲示板機能等）を使っていることが多い。同サービスのユーザーが個人データを入力する都度、個人データが当該事業者のデータセンターに保存されることになり、理論的には委託に該当する可能性があるが、外国の第三者に個人データを委託する場合に法 25 条より記録義務が課されるとなると、個人データを入力する都度、記録することになり、実務的には現実的ではないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	御理解のとおりです。
518	規則（案）第 11 条	<p>日本国内の法人の海外支店・駐在員事務所は、改正後の個人情報保護法第 2 4 条における「外国にある第三者」に該当するか。また、外国法人の在日支店・駐在員事務所は、同法第 2 4 条における「外国にある第三者」に該当するか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
519	規則（案）第 11 条	<p>・「個人データの提供を受ける外国の第三者」の中に委託先が含まれるものと理解するが、再委託先については最初の委託元に課される要求となるのか。</p> <p>・「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とは、例えばどのような認定を指すのか。国または委員会より上記の認定の事例が公表されるのか。</p> <p style="text-align: center;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>御意見の背景が必ずしも明らかではありませんが、「適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施」を確保する主体は、個人データを提供する個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者になります。</p> <p>また、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			経済協力（APEC）における越境プライバシールール（CBPR）システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。
520	規則（案）第 11 条	<p>・「個人データの提供を受ける外国の第三者」の中に委託先が含まれるものと理解するが、再委託先については最初の委託元に課される要求となるのか。・「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とは、例えばどのような認定を指すのか。国または委員会より上記の認定の事例が公表されるのか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>御意見の背景が必ずしも明らかではありませんが、「適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施」を確保する主体は、個人データを提供する個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者になります。</p> <p>また、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力（APEC）における越境プライバシールール（CBPR）システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
521	規則（案）第 11 条	<p>・法第 23 条第 5 項各号に定める者が外国にある第三者であった場合、法第 24 条における第三者への該当可否につき明確化いただきたい。</p> <p>・仮に法第 23 条第 5 項各号に定める者が外国にある第三者であり、かつ その場合は法第 24 条における第三者に該当しないとされる場合、規則第 11 条に定める措置を講ずる必要は無いと理解して良いか。</p> <p>【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	改正後の法第 24 条は同法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合であっても適用されます。
522	規則（案）第 11 条	<p>外国にある「第三者」のうち、規則案第 11 条に該当するものについては、法第 24 条の対象から除外されると理解しているが、次に掲げる者がそもそも「外国にある第三者」に該当するのか確認したい。また、今後策定されるガイドライン等でどのような者が外国にある第三者に該当するか明確化されたい。</p> <p>① ある日本企業が個人データの保管等を外国企業に委託する場合であって、保管場所（保管するサーバー等も含む）が日本にある場合 の当該外国企業</p> <p>② ある日本企業が個人データの保管等を日本企業に委託する場合であって、保管場所（保管するサーバー等も含む）が外国にある場合 の当該日本企業</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
523	規則（案）第 11 条	<p>【外国にある第三者への提供の同意方法】</p> <p>取得すべき同意の内容を明確化していただきたい。同意取得の際に、海外で取り扱われ、それらの取扱先について安全であることがいえれば、移転先の国名や第三者の名称まで不要と考えてよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	取得すべき同意の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
524	規則（案）第 11 条	<p>【外国にある第三者への定義】</p> <p>海外との個人データ授受に関する海外の定義について。海外法人であっても、授受した個人データを、日本国内でのみ利用する場合においては対象外とすることは可能か。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	状況が必ずしも明確ではありませんが、日本国内において個人情報データベース等を事業の用に供する者は、個人情報取扱事業者に該当するものと考えられます。
525	規則（案）第 11 条	個人情報保護法第 24 条「個人データの外国にある第三者への提供」に関し、提供先が日本の個人情報保護法第四章第一節（個人情報取り扱い事業者の義務規定）の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていれば、本人の同意なく第三者提供で	「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>きるとされています。前提として「個人情報保護法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置」という概念が曖昧です。また、たとえ外国の提供先がオプトアウトの措置を設けていたとしても、通常、本人が海外で自分の個人情報が利用されていることを認識することが困難であり、提供先を確認して実際にオプトアウトするに至るケースは少ないと考えます。その結果、本人の望まない、問題のある海外の事業者が個人情報を入手する可能性も大きくなります。</p> <p>近年、悪質な通信販売や詐欺的な投資関連の事業者は、海外に拠点があるケースが増加しています。この状況下で個人情報が本人の同意なく海外に提供されることは、トラブルを更に増大させる要因になると考えます。外国の提供先に対しては、いかなる場合も本人の同意なき第三者提供を禁止する等、国内の個人情報取扱事業者よりも更に厳しい規制をかけるべきだと考えますが、実施は困難と思われ、第三者提供を受けられる「外国にある第三者」の範囲を更に限定すべきと考えます。</p> <p>今後も事業者には個人情報に対して今後も厳格な取扱い求め、消費者も自己の個人情報の管理に責任を持ち、その有用性の認識と利活用への協力が必要と考えます。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会 関東支部】</p>	
526	規則（案）第 11 条	<p>(1) 一号の「適切かつ合理的な方法」とは、既に貴委員会の検討資料で示されているように外国にあるデータ受領者との間で、あらかじめ契約その他の合意により、当該データ受領者に対して、個人情報取扱事業者が講じている措置と同等の措置の実施を義務付けるという方法も含まれるとの解釈で良いか。</p> <p>理由：外国にある個人データ受領者に対して、個人情報保護の措置が実施されていることを恒常的に確認するのは困難であることから、事前の契約等による義務付けを行うことで十分である旨を確認したい。</p> <p>【モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社】</p>	御理解のとおりです。
527	規則（案）第 11 条	<p>(2) 法第二十四条の「あらかじめ外国における第三者への提供を認める旨の本人の同意」とは、具体的な国名や個人データ提供の相手方を特定した上での同意ではなく、取得時の包括的な同意（例えば「外国にある第三者に対する提供に同意します」という意思表示）で足りるとの解釈で良いか。</p> <p>理由：法第二十四条における同意は、同条二つ目の括弧書きにより、「外国」に該当しない国及び今般公表された施行規則第十一条により、「第三者」に該当しない者以外の「外国にある第三者」に対して個人データを提供する場合に必要ということになるが、受領者がそのような外国にある第三者に該当するか否かをデータ提供の都度確認するのは困難であることから、顧客から取得時に包括的な同意をとることで十分である旨を確認したい。</p> <p>【モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社】</p>	取得すべき同意の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
528	規則（案）第 11 条	<p>第十一条第一号（海外移転における提供者の体制の基準）</p> <p>一号：適切かつ合理的な方法</p> <p>二号：国際的な枠組みに基づく認定</p> <p>過度な規制とならないように認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求めると同時に、国際的に広く認められている方法や枠組みを認定の基準とするよう求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p> <p>また、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力（APEC）における越境プライバシールール</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			(CBPR) システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。
529	規則(案)第11条	<p>(該当箇所) 規則(案) の第11条 (意見) クラウド・コンピューティングサービスの運営事業者への個人データ移転が「外国にある第三者への提供」に該当しない旨をガイドライン等で明らかにすべきである。 (理由) 現状では、クラウド・コンピューティングサービスの運営事業者が個人データがその利用対象になっていることを認識していない場合、又は認識していたとしても個人データを暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合、いずれも改正個人情報保護法24条の越境移転制限が適用される。だが、広く事業者に利用されているクラウドサービスを海外事業者が提供しているというだけで原則利用禁止とするのは、大多数の中小企業の企業活動を著しく阻害する。</p> <p>【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
530	規則(案)第11条	<p>【規則11条1号及び2号】国際的な枠組みに基づく認定が対象とする情報の取扱いは個人情報ではなく個人データの取扱いではないのか 規則11条1号には、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により……」との文があるが、前半の「個人データの提供を受ける者」については、「個人データの提供」で一つの句であるから、提供する者において個人データに該当するものを対向的に受ける場合として理解できる。しかし、続く「当該提供を受ける者における当該個人データの取扱い」については、提供を受けた者において、当該情報が個人データに該当するかが問題となる。</p> <p>①この規定は、提供を受けた者において、当該情報を個人データとして取り扱う(個人情報データベース等を構成する個人情報として取り扱う)場合に限って「適切かつ合理的な方法により……措置の実施が確保されていること」を求める趣旨と理解してよいか。すなわち、提供を受けた者が、個人データでない個人情報(以下、「散在個人情報」と言う。)として取り扱う場合についての「適切かつ合理的な方法により……措置の実施」を求めるものではないという理解でよいか、確認したい。</p> <p>②他方、同条2号では、「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とあり、こちらでは、「個人データの取扱いに係る国際的な枠組み」ではなく、「個人情報の取扱い……」となっている。この規定は、散在個人情報の取扱いも含めた「国際的な枠組みに基づく認定」を受けていることを求める趣旨と理解してよいか、確認したい。</p> <p>③もしそうであるならば、散在個人情報は、法2条4項2号のいわゆる「マニュアル処理情報」に当たらない紙の情報も含むので、そうした紙の情報の取扱いについ</p>	①については、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受けた第三者の取扱いの態様によって、本規則案第11条第1号の適用を免れるものではありません。また、②③④については、国際的な枠組みには、様々な用語が使用され得ることから、一般的に現状の記述で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>てまで対象とした「国際的な枠組みに基づく認定」を求めることになるが、それに該当する「国際的な枠組み」は世界に存在するのか、存在するとすればどこにあるのか、確認したい。</p> <p>④もしそのような「国際的な枠組み」が存在しないのであれば、本号のこの部分 は、「個人データの取扱いに係る国際的な枠組み」と修文するべきではないか。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
531	規則（案）第11条	<p>・「第三者」（法第24条）に、グループ会社（親子会社・兄弟会社など）は該当しないと規定すべきと考える。企業のグローバル化に伴い、グローバルで一括した人事評価・人事異動を行うことは常態化しており、人事情報をグループ会社間で共有する必要性が高い。また、これらについては、本人についても第三者に提供されるという認識も低く、個人の権利利益の侵害の危険性は極めて低いためである。また、企業の組織再編も日常化しており、従来同一法人内の情報であったものが形式上第三者となるなど、実態に何ら変更がないにもかかわらず、同意取得などの手続きを取ることは煩雑であり、また個人の権利利益の侵害もない。少なくとも、グループ会社は、海外の法人であっても、国内の第三者と同様に扱えるようにすべきである。</p> <p>・加えて、他の日本国内法人の海外支店・駐在員事務所や、外国法人の在日支店・駐在員事務所について、前者においては日本国内で同一法人が個人情報取扱事業者としての義務を負うことから、また、後者においては、当該在日支店・駐在員事務所が日本国内で個人情報取扱事業者としての義務を負うことになることから、それぞれ法第24条にいう「外国にある第三者」に該当しないとの理解でよいかどうか確認したい。</p> <p>・加えて、現在クラウドサービスにおいて個人情報を保管することがあるが、世界中のどの国のサーバーで保管されているか不明確であるクラウドサービスの利用が外国にある第三者への個人情報の移転に該当しない旨を明確にしていきたい。万が一これが外国にある第三者の移転ということになれば、現在の企業活動に著しい支障を生じるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>改正後の法第24条は同法第23条第5項各号に掲げる場合であっても適用されます。</p> <p>また、クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>
532	規則（案）第11条	<p>（御意見）</p> <p>法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準として、規則（案）第11条第1項、第2項で規定しているが、法第24条の「個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域（新設）をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの・・・）に相当する外国はどこになるのか、不明瞭です。別途ガイドライン等で規定されますか。</p> <p>また、規則（案）第11条第1項の「適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」とは、どのような状態を指すのか、不明瞭です。安全管理措置の実施記録が存在すればよいのか、あるいは、安全管理措置の実施を第三者監査または第三者監査を行なっていれば良いのでしょうか。これらの解釈について、別途ガイドライン等で規定されますか。</p> <p>また、規則（案）第11条第2項の「国際的な枠組みに基づく認定」とは何を指しますか。別途ガイドライン等で規定されますか。</p>	<p>「個人情報の保護に関する制度を有する外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」については、様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。</p> <p>「適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしております。</p> <p>「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		(理由) 実務において、具体的にどのような国や状態を指すのか、規則(案)のみでは不明瞭なため。 【NTT ソフトウェア株式会社】	協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。
533	規則(案)第11条	また、改正個人情報保護法第24条では、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」を個人情報保護委員会規則で定めると規定しており、国会審議の答弁でもアメリカを含めた国を規定する旨が政府参考人により述べられている。よって、国会答弁であったとおり、アメリカ等を我が国と同等水準にあると認められる外国として規定すべきである。 【アジアインターネット日本連盟(AICJ)】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
534	規則(案)第11条	改正後の個人情報保護法第24条における「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」は、今回の案では、示されておらず、別途示されるという理解でよいか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
535	規則(案)第11条	(該当箇所) 規則(案)の第11条 (意見) 改正個人情報保護法24条に規定する日本の個人情報保護の水準が同等である国・地域について個人情報保護委員会が定める規則で今後規定するのか、規定するとすれば米国が規定されるのか、明確にされるよう要望する。 (理由) 改正個人情報保護法では、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」を個人情報保護委員会規則で定めるものと規定している。今回発表された規則案にはかかる規定がないが、米国を規定に含むべきである。 【在日米商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
536	規則(案)第11条	【規則11条】我が国と同等水準にあると認められる外国は施行規則で定めなくてよいか 法24条は、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」として、該当する外国の規定を委員会規則に委任しているが、規則11条は、法24条の別の委任部分のみを受けており、今回の施行規則案にこの部分を受ける規定がない。施行規則とは別の委員会規則で定めることが予定されていると理解してよいか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
537	規則(案)第11条	(御意見) 改訂個人情報保護法24条では第三者提供制限を除く国として「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」と記載されており、今回の施行規則ではその水準が書かれているものと考えていたが、施行規則案第11条1項では、日本の本法に準	「個人情報の保護に関する制度を有する外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」については、様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>拠した措置の実施が確保されている事となっている。しかしながら、外国に於いて日本の個人情報保護法と同程度の法令が施行されているかどうかを確認する手段が乏しく、このままでは商取引前に各国の状況について個人情報保護委員会に問い合わせをしなくてはならなくなる。</p> <p>また、同条第2項には国際的な枠組みに基づく認定を受けていることとなっているが、この国際的な枠組みとは公的なものか、またセーフハーバー協定のような国際的枠組みではあるが紳士協定的なものでも認められるのかが良く解らない。これらについては具体的な表現があることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社東京商工リサーチ】</p>	<p>また、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力（APEC）における越境プライバシールール（CBPR）システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
538	規則（案）第11条	<p>・法令で定めるとおり「外国」（法第24条）に該当しない「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」（法同条）が明記されていないが、明記されない理由及び明記される場合はどのようなプロセスにおいて明記されるのか、明らかにしていただきたい。</p> <p>・企業のグローバル化に伴い、企業は国内外を区別せず活動を行っている。これらの環境に対応できるように個人情報の域外移転についても明確な手当てを行い、企業が安心して企業活動ができるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。</p>
539	規則（案）第11条	<p>（意見）</p> <p>法24条で規定する「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」に関する個人情報委員会規則を整備し、米国及び欧州の関係国を規定すべきです。</p> <p>（理由）</p> <p>国会審議の過程において、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国については、（中略）委員会設立の後に、対象国の個人情報保護法制とか、あるいは監督体制等を勧告して、当該国の個人情報の保護に関する制度が我が国と同等水準にあるかどうか、これを総合的に判断して定める」、「今、一義的には、アメリカはどうだとは申し上げられませんが、（米国及び欧州について尋ねた質問者である）先生のご推測のような方向でいくと思います。」と政府側で答弁されているにも係らず、今回のパブリック・コメントの対象となっている委員会規則案には盛り込まれておりません。米国及び欧州の個人情報保護法制や監督体制などについては、政府部内でも従前から研究されており、現時点で総合的に判断して規定することが可能と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。</p>
540	規則（案）第11条	<p>1. 第24条のうち前段の「外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く）」について規則で定めるとあるものが、規則案では一切言及がありません。国を指定するか EU GDPR または APEC CBPR に参加している国などの指定をしてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>	<p>様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
541	規則(案)第11条	<p>●意見内容 法第二十四条において、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備しているものを除く。）」とあり、規則(案)第十一条にて「個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準」については定められているが、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」についても明らかにしていただきたい。</p> <p>●理由 「個人情報保護委員会規則で定める」とされているが、規則(案)に記載がないため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
542	規則(案)第11条	<p>●意見内容 「我が国と同等水準にあると認められる～外国」に関する委員会規則はいつごろ示されるのか。</p> <p>●理由 不明確であるため。また、仮に一般的に日本からの提供や業務委託をしている国が指定から外れた場合、対応策を講じる必要があり、早期に知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
543	規則(案)第11条	<p>法第24条の外国にある第三者に関わる除外事項として、（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）と規定されていますが、今回の施行規則案には記述がありません。</p> <p>クラウドサービス事業者など、外国の第三者を利用して事業を行っている民間事業者は、法第24条の対応準備に相当の時間を要しますので、できる限り早期に本条の適用外となる対象国を明らかにしていただきたい。</p> <p>可能であれば、本事項に関わる開示の時期について、知らせていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【特定非営利団体 日本セキュリティ監査協会】</p>	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
544	規則(案)第11条	<p>法24条の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められている個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」は、今回の施行規則(案)では明確にされていないと思われるが、改めて該当する国について定める予定はあるか。</p> <p>※ 理由：日本からの提供や業務委託をしている国が指定から外れた場合、対応策を講じる必要があり、早期に知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
545	規則(案)第11条	意見 法第24条においては、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」としているが、規則案当該条項には、判断基準が定められていない。具体的な国名を明記してもらいたい。 理由 海外との商取引において、逐次委員会に確認する必要があり、業務が煩雑となる。 【株式会社帝国データバンク】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
546	規則(案)第11条	法24条によると、個人情報保護委員会が「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」を定めることになっているところ、今回公表された規則案においては、これに該当する規定はないという理解でよいか、確認いただきたい。法がこのような規定を置くことを想定しているのに規則で定めない理由は何か、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
547	規則(案)第11条	事業者としては、例えば米国やEUへの移転について早急に規則指定していただけないと、例えばクラウドサービスを利用する際に、米国やEUにあるサーバに個人情報を含むデータを送ることが困難となり、多大な不都合を被ることになるが、この点について配慮するつもりがあるかご回答いただきたい。あるのであればどのような配慮をするつもりか具体的に明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
548	規則(案)第11条	衆議員内閣委員会平成27年5月15日の政府答弁では「アメリカであったりEUというのは、我が国と同等水準と認められる個人情報保護に関する制度を有している外国にあたるのか」という質問に対し「御推測のような方向でいくと思います」と回答しているが、規則指定がされないというのは「御推測のような方向でいっていない」のではないかと、この政府答弁について現在個人情報保護委員会はどのように考えているのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
549	規則(案)第11条	個人情報保護委員会の権限として、確かに「所掌事務に係る国際協力に関すること」(法52条6号)は含まれているが、「プライバシー外交」が含まれていないという理解でよいか。法24条が個人情報保護委員会の判断により「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」を定めることができるとするのは、このような個人情報保護委員会の権限として認められていないプライバシー外交を事実上させることになり、組織法上の問題を生じさせるのではないかと、回答いただきたい。なお、それが今回規則案に「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」に関する規定が入っていない理由なのかもあわせて回答いただきたい。(例えば輸出貿易管理令では輸出入の相手国を政令レベルで定めているようであるところ、個人情報についても、このような事項は政令で定めるべきではないかという問題意識からご質問させていただいている。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
550	規則（案）第 11 条	法第 24 条の「外国」の括弧書きにある「個人情報の保護に関する制度を有する外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」に該当する条文は、今回の施行規則案には見当たらない。今回は定めないのであるのか。定めないのであれば、いつか。 【匿名】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
551	規則（案）第 11 条	法第 24 条の「個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者」にある「個人情報保護委員会規則で定めるもの」は、規則において定められないのでしょうか。別途定めるのであれば、いつ頃どのように定められるのでしょうか。 【匿名】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
552	規則（案）第 11 条	規則案 11 条、法 24 条の外国第三者提供になるかどうかの判断基準は、個人データを受信したサーバの設置場所や個人データが記録された媒体の受け渡し場所等個人データの移転に付随する要素が物理的に外国にあるか否かで判断するという点でよいかご回答いただきたい。例えば金融機関がクラウド業者に依頼して海外のサーバに個人データをアップロードする場合、依頼先が日本の業者であってもサーバが海外にあるので外国にある第三者にあたり得るということかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
553	規則（案）第 11 条	外国にサーバを有する外国事業者による IaaS を利用して、サービスを提供する日本の事業者は、どのように取扱われるかご回答いただきたい。例えば Amazon のクラウドサーバを借りて、金融機関向けのクラウドサービスを提供している日本の事業者へ委託するケースはどうかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
554	規則（案）第 11 条	個人情報保護委員会は、「事業者基準」を適用し、日本の事業者が提供の相手方であればサーバの所在地を問わず法 24 条は適用されず、外国の事業者が提供の相手方であればサーバの所在地を問わず法 24 条は適用されると整理するのではないかとされているが、この情報の真偽を確認いただきたい。仮にこれが真実であれば、法 24 条が「外国」「にある第三者」と規定しているにも関わらず、このような解釈を取ることができる理由を明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見の背景が必ずしも明らかではありませんが、「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
555	規則（案）第 11 条	●該当箇所 法第二十四条 ●意見内容 具体的な移転先の国や名称までは必要なく、例えば「海外にある取引先（または委託先）」というような表現も可能とする、包括的な同意を取得すればよいこととしていただきたい。	取得すべき同意の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>●理由 ある程度の周期で提供先が変更になる場合があり、同意の取得が困難であると考えられることから。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
556	規則（案）第 11 条	<p>第 3 法令等の英語版作成 法第 24 条及び規則案第 11 条第 1 号に沿った措置を外国にある第三者が満たそうとする場合、当然に、法令等を検討し、契約又はグループ内のプライバシーポリシー等に取り入れる必要があるが、改正後の個人情報保護法、政令、委員会規則、ガイドライン、Q&A 及び事務局レポート等、上記措置をとるために必要な文書は英語版が必要となるため、全面施行前に、十分な期間をもって公定訳を公表されたい。</p> <p>【プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
557	規則（案）第 11 条	<p>改正個人情報保護法第 24 条の目的は、海外への個人情報の伝達を適正化して海外での個人情報の悪用を防止することにあると理解しています。しかし、改正法にも施行令案にも施行規則案にも外国にある第三者が定義されていないので、懸念が残ります。即ち、日本には外国企業の日本支店が多く存在しますが、支店から本社や他の海外支店に顧客個人情報が伝達される場合、同一事業体の内部での他部署との顧客個人情報の共有であって、法 24 条にいう外国の第三者への提供には当たらないという解釈が成り立ち、抜け穴となってしまうのではないでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	「外国にある第三者」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
558	規則（案）第 11 条	<p>海外子会社との個人データのやり取りがスムーズにできるよう、EU の SCC や BCR のようなスキームを用意頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>改正後の法第 24 条により、本人の同意を取得するほか、本規則案第 11 条各号に沿って、外国の第三者への個人データの提供が可能となります。</p> <p>すなわち、本規則案第 11 条により、①個人情報取扱事業者と外国の第三者との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合、又は②外国の第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合には、外国の第三者に対して国内と同様に個人データを提供することが可能です。これらの具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいますが、例えば、①については、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合が、②については、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに基づく認証を受けている場合が、それぞれ想定されます。</p>
559	規則（案）第 11 条第 1 号	<p>第 1 「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」第 11 条第 1 号の文言変更について 1 意見の趣旨</p>	本規則案第 11 条第 1 号は、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を適切かつ合理的な方法により講ずることを求めており、一般的に現状の記述で御理解いただけるも

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」（以下、「規則案」という。）第 11 条第 1 号の「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」との文言を、「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った適切かつ合理的な措置が講じられていること」と変更されたい。</p> <p>2 意見の理由 措置を講じることまでは個人情報の提供元の裁量によることができるとしても、第三者である提供先により当該措置が適切に実施されることを提供元が絶対的に確保することは不可能である。当該確保を提供元の法令上の義務とすることは合理的ではないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社】</p>	のと考えます。
560	規則（案）第 11 条第 1 号	<p>第 2 「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」第 11 条第 1 号の解釈について</p> <p>1 意見の趣旨 規則案第 11 条第 1 号に該当する「基準に適合する体制」の解釈にあたり、契約によってこれを担保しようとする場合も、個人データの「提供元及び提供先間の」契約に限定しない趣旨であることを明らかにされたい。</p> <p>2 意見の理由 （1）第 14 回個人情報保護委員会資料 2-2 における体制整備の例 第 14 回個人情報保護委員会の資料 2-2（特に「対応表」）及び議事概要（阿部委員発言）によると、以下 2 つの体制整備については、規則案第 11 号第 1 号に該当する体制整備の例として、委員会ガイドラインで明確化されるものであると見受けられる。 ① 提供元及び提供先（外国にある第三者）間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること ② 提供元及び提供先（外国にある第三者）が同一の企業グループであり、当該グループのプライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること （2）①及び②の体制整備例についての原則的な賛同 法第 24 条（改正個人情報保護法全面施行後の条文をいう。以下同じ）は文言上、原則、外国にある第三者への個人データの提供を禁止しており、法第 24 条及び規則案第 11 条第 1 号の基準を満たすかどうかは、事業者にとって、改正法をふまえてこれまでの運用を変更すべきか否か（我が国において個人データを保有すること自体の再考を含む）を判断する分水嶺の一つであり、可能な限り具体化・明確化されるべきである。 上記①または②の体制整備は、当社を含む、グローバルに事業展開をし、かつ個人データの一部を国外のサーバに保管する多くの事業者が、現実に適切な個人情報の管理を担保するにあたって既に行っているものである。この点、国会審議においても平副大臣（当時）が法第 24 条の趣旨について「御指摘のような外国の第三者への提供等を禁止する規定を新たに設けるのではなく、現在の企業等において適切</p>	ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>に行われている 個人情報の取り扱いを追認し、明確にするもの」との答弁を行っており（衆議院内閣委員会第 4 号）、①及び②に相当する体制整備が基準を満たすものとして委員会ガイドラインの中で明確化されることは、有益かつ法の趣旨に合致したものといえる。</p> <p>（3）①の体制整備は個人データの「提供元及び提供先間の」契約に限定するべきではないこと</p> <p>もっとも、既に実務において、①のように、契約によって措置を担保する場合において、「提供元」の法人それ自体ではなく、国内外の同一企業グループ内の別法人が、同一企業グループ内のオペレーションとして、提供先と、提供しようとする個人データの取扱いを含む契約を締結していることをもって、適切な取扱いを担保している場合が存在する（例えば、外国にある第三者に日本法人から、我が国にある個人データを提供する場合に、同一企業グループ内の当該外国現地法人が、当該個人データの取扱いに関しても基準に該当するような、十分な内容の契約を締結していることを確認した上で提供するようなケース等。この場合、当該外国にある第三者は、日本法人の個人データの取扱いにおいて、基準を満たさないとすれば、当該外国現地法人との契約に反することになる）。</p> <p>このような場合であっても、提供される個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置が担保されている限りは規則案第 11 条第 1 号に合致する措置として考えることができ、必ずしも提供元と直接契約していることを必須とする必要性はないものとする。その理由としては、[1]我が国民法は第三者のためにする契約を許容していること（民法 537 条）、[2]欧州の標準契約約款（SCC）のプラクティスにおいても、グループ企業内で代理人を設けた上での契約が許容されていること、[3]一般的に、我が国個人情報保護法は、必ずしも個人データの移転の流れと、契約（商流）が一致することを要求していないこと、が挙げられる。</p> <p>また、上記のような提供先の認証システムを有する事業者にとっては、「提供元」と「提供先」の直接契約を必須とする判断は、オペレーション変更のために大変な負担が伴うものである。</p> <p>以上の理由から、規則案第 11 条第 1 号の解釈として、契約によって基準を満たそうとする場合も、厳密な提供元及び提供先の直接契約に限る趣旨ではないこと、また、同一企業グループ内の別法人が提供先と契約を締結し、これによって既に、今後提供しようとしている個人データの取扱いが基準を満たしている場合にはついては①及び②の 体制整備と同様に規則案第 11 条第 1 号を満たす趣旨であることを明らかにされるとともに、委員会ガイドライン等でこれらの解釈を明確化されたい。</p> <p style="text-align: center;">【プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社】</p>	
561	規則（案）第 11 条第 1 号	<p>個人情報の保護に関する法律施行規則第 11 条第 1 項第 1 号に定める「適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」とは、どのようなものが該当するのか。</p> <p style="text-align: center;">【JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社】</p>	<p>「適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
562	規則(案)第11条第1号	<p>●該当箇所 規則(案)第十一条第一号</p> <p>●意見内容 「当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」とは、契約にセキュリティ維持のための要求事項が含まれていれば満たされるという理解でよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、セキュリティの維持のみでは足りないものと考えますが、いずれにしても、具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
563	規則(案)第11条第1号	<p>(意見) 個人データの提供を受ける外国の第三者が整備すべき体制に配慮してほしい。</p> <p>(理由) ・外国の医療機関より日本の個人情報保護法により定められる条件の遵守の協力を得られない場合、アシスタンスセンター(渡航中のお客さまの補助を行うコールセンター)による外国での医療機関の受診予約が困難となり、お客さまが適時・適切な治療を受けられなくなる可能性があるため。 ・外国のサービス提供者や外部委託先より日本の個人情報保護法により定められる条件の遵守の協力を得られない場合、アシスタンスセンターが移送手段、医療搬送医、および外部委託先を介したキャッシュレスサービスの手配が困難となり、お客さまが適時・適切な治療を受けられなくなる可能性があるため。</p> <p>【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	「外国の第三者が整備すべき体制」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
564	規則(案)第11条第1号	<p>個人情報取扱事業者が海外の関連会社等と個人データの共同利用をしている場合、保護法や監督官庁のガイドライン等に従った取扱いを行うことの確認書等を締結していれば、第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されているとみなしてよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
565	規則(案)第11条第1号	<p>(法令等で求められる体制を備えている)個人情報取扱事業者が委託先に個人データを提供する場合において、委託先が当該個人情報取扱事業者と同等の安全管理措置を講ずることを記載した覚書等を両者間で締結することは、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する適切かつ合理的な方法と理解してよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、安全管理措置のみでは足りないものと考えますが、いずれにしても、具体的な内容はガイドライン等において明確にまいります。
566	規則(案)第11条第1号	<p>規則11条1号の「適切かつ合理的な方法」の定義、具体的にどのような方法であれば「適切かつ合理的な方法」かの例示をいただきたい。基本的には、法20条と同程度の管理を行っているかどうかで判断されるということでご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にまいります。
567	規則(案)第11条第1号	<p>平成28年7月29日の個人情報保護委員会の「資料2-2 外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性と施行規則(案)の対応表」では利</p>	国際的な枠組みとの整合性、個人情報の保護に関する法律の各規定の趣旨に鑑みて整理しています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>用目的特定（法15条）、利用目的制限（法16条）、適正取得（法17条）、利用目的通知（法18条）、正確性の確保（法19条）、安全管理措置（法20条）、従業員の監督（法21条）、委託先の監督（法22条）、第三者提供の制限（法23条）、外国第三者提供の制限（法24条）、保有個人データに関する事項（法27～33条）が含まれるが、要配慮個人情報の取得に関する同意（法17条2項）、第三者提供に関する記録（法25条、26条）、事前の請求（法34条）は不要と整理する予定だとのことだが、これを本来は法、そうでなくとも政令か規則レベルで規定すべきで、ガイドラインで規定すべきではないのではないかという点について再度ご検討頂きたい。それにもかかわらずガイドラインレベルで整理できるというのであれば、その根拠を示していただきたい。特に外される規定がどのような法的根拠に基づいて「措置」が求められる「規定」から外れると言えるのかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
568	規則（案）第11条第1号	<p>平成28年7月29日の個人情報保護委員会の「資料2-2 外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性と施行規則（案）の対応表」では従業員の監督は措置が求められる規定であるとするが、APECのプライバシーフレームワークでは不要とされるとのことである。すると、規則案11条2号のCBPRで認定された企業が行う必要がないようなことも規則11条1号により求められるということになり得るが、それは過剰規制ではないかご説明いただきたい。（少なくとも、規則案11条2号の国際的枠組みで認定されるような条件を満たせば、認定を受けているかを問わず規則案11条1号の措置の実施が確保されていると解すべきだと考えるのでこのような質問をさせていたいただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>従業者を適切に監督すべき義務は安全管理措置に係る義務の一環として通常講じられているものと考えられるため、法第20条と同様に整理したものです。</p>
569	規則（案）第11条第1号	<p>規則案第11条第1号において、「確保されていること」を確認する主体者は個人データの提供元の「個人情報取扱事業者」との理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>確保する主体は、個人データを提供する個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者になります。</p>
570	規則（案）第11条第1号	<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守する事業者は、「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている」と考えられ、法第24条における「第三者」から除外されるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていりません。</p>
571	規則（案）第11条第1号	<p>【外国にある第三者への提供の制限の適用除外（企業の管理態勢）】</p> <p>「当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」とは具体的に何をさすのか。契約にセキュリティ維持のための要求事項が含まれていれば満たされるのか。</p> <p style="text-align: center;">【日本貸金業協会】</p>	<p>「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、セキュリティの維持のみでは足りないものと考えますが、いずれにしても、具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていりません。</p>
572	規則（案）第11条第1号	<p>BSAは、規則案が、「適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている」（第11条第1号）と記載するにとどめており、提供される個人データやその使用の性質に鑑み、様々な提供先にとって不適切又は関連性のないおそれがある具体的な措置・方法を詳細に規制するアプローチを回避していると考えられる点につき、歓迎し賛同します。このことは非常に重要です。なぜなら、「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されてい</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>る」と言えるか否かは、取り扱う当該個人データを取得し又は処理した事情、個人データの内容、提供元と提供先の関係（これらが同一企業グループ内か否か、継続的な取引関係にあるか否かを含むが、これに限られない）、個人データの安全管理に適用される技術及びその技術の進歩等の状況に応じて、具体的に想定されるリスクに鑑み柔軟に判断されるべきものだからです。また、「措置の実施が確保されている」かは、当該措置の目的が達成されるのかに重きを置くべきであって、具体的措置自体を取ることが保証されているのかという点に重きを置くべきではないと考えます。</p> <p>また、根本的な点として、24条の考え方又は立てつけですが、個人データの提供先である外国にある第三者の講じる措置に主眼を置くのではなく、提供元に着目すべきと考えております。即ち、例えば OECD プライバシー・フレームワーク、APEC プライバシー原則及び APEC CBPR に記載されている個人情報保護のアカウンタビリティ・フレームワークの下では、適切な方法による遵守又は国際的な枠組みの認定（規則案 11 条 2 号に関する以下のコメントもご参照下さい）につき説明責任を負うのは、個人情報の提供元である個人情報取扱事業者です。なぜなら、提供元である個人情報取扱事業者こそが（委託先/提供先ではなく）、個人情報主体と直接関係を持つ主体だからです。アカウンタビリティ原則に基づき、提供元である個人情報取扱事業者が、委託先/提供先が利用目的及び法的義務に従って個人情報を適切に取扱うことを確保するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
573	規則（案）第 11 条第 1 号	<p>■該当箇所 （個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準） 第十一条一</p> <p>■意見 「適切かつ合理的な方法」の具体的な要件をガイドラインで明確にしていきたい。また、「適切かつ合理的な方法」については社会的環境変化に応じて適宜追加していきたい。</p> <p>■理由 具体的な対応要件が不明確であるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
574	規則（案）第 11 条第 1 号	<p>（該当箇所） 規則（案）の第 11 条第 1 号 （意見） 規則案第 11 条第 1 号「措置の実施が確保されていること」を「個人情報保護法の趣旨に沿った適切かつ合理的な措置が講じられていること」に修正すべきである。 （理由） 情報の流通に関与する全ての当事者が一定の基準を遵守すべきことは重要であるが、自分以外の第三者が基準を遵守していることを保証することは不可能である。個人情報取扱事業者としては、第三者の業務及び基準について合理的な保証を担保できていることのみを求められるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	本規則案第 11 条第 1 号は、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を適切かつ合理的な方法により講ずることを求めており、一般的に現状の記述で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
575	規則(案)第11条第1号	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条第1号 (意見) 規則案第11条第1号について、「適切かつ合理的な方法」の解釈にあたり、契約によってこれを担保しようとする場合も、個人データの提供元及び提供先間の契約に限定しない趣旨であることを明らかにされるよう要望する。 (理由) 個人データの提供元と同じ企業グループに属する事業者が自らを拘束する企業ポリシー、内部ルール及び基準と同じものを遵守する場合も含めるべきである。 【在日米国商工会議所 (ACGJ)・米国情報技術工業協議会 (ITI)】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしております。
576	規則(案)第11条第1号	<p>(該当箇所) 規則案第11条 (意見) 第1号の内容が担保されていることは、契約締結による確認など多様なものを認めるべきであり、その旨ガイドライン等で明確化していくべきである。 (理由) 保護と利活用のバランスを確保するためには、事業者の多種多様な事業実態に即した運用とすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】</p>	「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしております。
577	規則(案)第11条第1号	<p>・「適切かつ合理的な方法により個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」(施行規則第11条1号)という記載は非常に抽象的な表現であり、企業としてはどこまでの措置が実施される必要があるか非常に不安定となる。企業が「措置の実施が確保されている」と合理的に判断していても、事後結果的にこれが確保されていないと判断された場合、この第三者への移転そのものが本人との関係で不法行為となるような事態となるような場合が想定される。このような不安定な状況となると、例えば国内でのデータ解析業務などの業務委託先に提供する場合と比較し、過剰な対応を外国の第三者に実施しかねなく、ビッグデータの活用をはじめとする新しいビジネスの創造に支障をきたしかねない。 したがって、例えば国内で移転する場合と同様の措置がこの趣旨に沿った措置の確保に該当するなどを明確化するか、外国の第三者との間で個人情報保護法を遵守するよう契約により義務付けることがこの趣旨に沿った措置である旨等具体的な対応を明記するなど、ガイドラインで例示するなど要件を明確にしていきたい。 【経営法友会】</p>	「適切かつ合理的な方法により法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。
578	規則(案)第11条第1号	<p>(意見) 既に外国にある第三者と契約において提供等を行っている情報が個人情報であると明記はしていないが、(営業上の)秘密(機密)保持義務を課している場合、規則11条一号の「適切かつ合理的な方法」に含まれることを確認したい。 (理由) 当該個人情報保護法改正の要件に実質的に合致した秘密保持義務が盛り込まれた契約は、本改正を踏まえて、契約の変更手続きを実施する必要はないと考える。 【日本製薬工業協会】</p>	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、秘密保持義務のみでは足りないものと考えますが、いずれにしても、具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
579	規則(案)第11条第1号	<p>(意見) 既に取り交わしている契約等の内容が法第四章第一節の規定に照らして変更等の措置が必要と判断された案件の場合でも、一定の猶予期間を設けてほしい。</p> <p>(理由) 契約変更手続きに一定の期間(1年程度)が必要であるため、業務に支障なく、法律を遵守するには、一定の猶予期間が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
580	規則(案)第11条第1号	<p>(意見) 契約において規則第11条一号を満たす記載の例示を主要な各国語で示していただきたい。</p> <p>(理由) 個人情報保護法における個人情報、要配慮個人情報、匿名化等の定義は各国間で統一されておらず、企業法務において適切な表現、訳語の特定は容易でない。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
581	規則(案)第11条第1号	<p>同条では、法第24条(外国にある第三者への提供の制限)に関して、“当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること”とされている。より具体的な内容については、今後、個人情報保護委員会によって「ガイドライン」(案)がパブリック・コメントに付されるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 国際銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
582	規則(案)第11条第1号	<p>(意見) 「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置」について、個人情報取扱事業者が適切に判断できるように「適切かつ合理的な方法」は、具体的に、ガイドライン等で例示されると考えてよいか。 具体的には、下記のようなものがガイドライン等で例示されると考えてよいか。 ①最低限、確保されていなければならない措置として確認しなければならない事項の例示や考え方の基準等 ②我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する事項として契約に盛り込むべき条項等 ③契約書にて担保されていることを証する書面(当該社の個人情報取扱に関する規程・マニュアル等)若しくは確認したことが検証できる記録の例示</p> <p>(理由) 個人情報取扱事業者が適正に判断した上で、その運用にばらつきが出ないようにするため。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	「適切かつ合理的な方法」の具体的な内容は、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
583	規則(案)第11条第2号	<p>「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」とは、具体的には何を想定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
584	規則(案)第11条第2号	事後的に個人情報保護委員会規則で定める基準に適合しない状況になったことが確認された場合、提供済みの個人データの返還・廃棄等を求め、それらが行われたことを確認しなければならないか。 【日本証券業協会】	御意見に記載された措置まで求めるものではありません。
585	規則(案)第11条第2号	●該当箇所 規則(案)第十一条第二号 ●意見内容 IS027001、プライバシーマークと互換性のある規格のような、一般的な企業が現在取得しているような認証を要件の一つとしていただきたい。 ●理由 APEC 越境プライバシールールシステムのような新たな認証取得を要件とすると、企業側の対応負荷が大きいことから、既存の認証でも実効性のあるものは対象としていただきたい。 【一般社団法人日本クレジット協会】	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。
586	規則(案)第11条第2号	規則(案)第11条第2号の「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」について、認定とは具体的にどのようなものが考えられるか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。
587	規則(案)第11条第2号	規則第11条1項2号「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とあるが、国際的な枠組みとは具体的にどのようなものを指すのか。 【一般社団法人外国損害保険協会】	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。
588	規則(案)第11条第2号	規則第11条第1項第2号の「国際的な枠組みに基づく認定」につき、委員会資料においてAPECのCBPRシステムが例示されている。例示以外の認定として、IS027001は規則第11条第1項第2号の認定として認められるか。 【一般社団法人外国損害保険協会】	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。
589	規則(案)第11条第2号	「個人情報の扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、具体的にはどのようなものを指すのか。現時点で該当する規格等が明確になっていればご提示いただきたい。 【日本貸金業協会】	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。
590	規則(案)第11条第2号	BSAは、越境データ移転の基礎に「国際的な枠組み」を位置づけられていることを歓迎します。国際的な枠組みは複数ありますが、多くのBSA会員企業が、国際的な枠組みに準拠するとともに、いくつかについては認定も受けています。その例としては、OECDプライバシー・フレームワーク、APEC CBPR、APEC Privacy Recognition for Processors (PRP)、ISO27018などがあります。これらの国際的な枠組みへの準拠又は認定については貴委員会により幅広く認めていただきたく、これらのうちの1つ又は少数の枠組みに限定してしまわないことが重要であると考えます。 また、前記のとおり、最初にOECDにより確立されその後多くの法的システムやプライバシー原則(APEC GBPR及びカナダの個人情報保護法を含む)に組み込まれてい	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(GBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。 なお、改正後の法第24条は、委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を外国にある第三者から除くこととしており、基準に適合する体制を講ずべき者は個人データの提供先の者になります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>った「アカウントビリティ」というコンセプトは、データガバナンスに関して、情報がどこで処理されようとも、情報の保護と責任ある情報の使用を確保しつつデータの移転を認める、良いアプローチであると考えます。このモデルによれば、個人データの移転に際して、委託先/提供先が、現地法を遵守し、原則に従いながら一貫性を以って情報を安全に保護していることの確保につき、個人情報取扱事業者が説明責任を負います。このアプローチは、情報がどこで処理されるかに関わらず、個人データの効果的な保護を促進しつつ、必要に応じた柔軟性を持たせることを可能にします。このようなアカウントビリティ・フレームワークによれば、個人情報取扱事業者が準拠し又は認定を受けていればそれで十分である、ということになります。</p> <p>更に、確かに多くの国際的な枠組みは認証のメカニズムを備えています。個人情報取扱事業者及び委託先/提供先がかかる国際的な枠組みについて自己認証を行うことも可能とすべきと考えます。</p> <p>以上より、BSAは、規則案11条2号を以下の通り修正することを要望します。</p> <p>「<u>個人データを提供する個人情報保護取扱事業者又は個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに準拠し又はこれに基づく認定を受けていること。なお、国際的な枠組みには、OECD プライバシーフレームワーク、APEC CBPR 及びその他の枠組みを含むものとする。</u>」</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
591	規則（案）第11条第2号	<p>最後に、クラウドコンピューティング及び関連するインターネットサービスについて述べます。これらは、その性質上グローバルなものであり、円滑な越境データ移転に大きく依存しています。また、非常に多くのユーザーが、かかるサービスを使って自己のデータを管理している点に特徴があります。ここでは、（もし個人情報を取り扱ってれば）ユーザー自身が個人情報取扱事業者となり、ユーザーが保存、バックアップ、分析等の目的のため、かかる情報をクラウドサービスプロバイダーに提供する、という関係にあります。これらの特徴から、BSAは、サービスプロバイダーが以下のいずれかの要件を満たす場合には、クラウドコンピューティング及び関連サービスは法24条の例外と扱われるべきであると考え、そのように明示していただくことを求めます。</p> <p>(1) 提供するサービスにおいて自己のユーザーが個人情報を取り扱っていることを知らない場合</p> <p>(2) サービスプロバイダーが当該情報にアクセスすることができないよう、暗号化などのセキュリティ機能を提供していること、又は、</p> <p>(3) 個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに準拠し又はこれに基づく認定を受けていること</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
592	施行令（案）第11条第2号	<p>■該当箇所 （個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準） 第十一条二 ■意見</p>	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力（APEC）における越境プライバシールール（CBPR）システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「国際的な枠組みに基づく認定」をガイドラインで明確にしていきたい。また、「国際的な枠組みに基づく認定」については社会的環境変化に応じて適宜追加していきたい。</p> <p>(例えば APEC CBPR に加え、ISO/IEC 27000 シリーズ認証など)</p> <p>■理由 国際的な枠組みに基づく認定が不明確であるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	
593	規則(案)第11条第2号	<p>規則11条2号の「国際的な枠組み」の定義を明らかにしていきたい。日本が入る必要があるかご回答いただきたい(例えばEUによる認定は入るのか)。複数国家が行う必要があるかご回答いただきたい(例えばEU離脱後の英国が単独で認定する場合はどうか)。実質要件は必要ないのかご回答いただきたい(例えば個人情報保護の水準が低い複数国家が国際的な枠組みを作って認定した場合でも規則11条号に該当するのか)。該当する「国際的な枠組み」をすべて明示いただきたい。(APECの越境プライバシールールシステム(CBPRシステム)は入るのか、それ以外にも入るのか回答いただきたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
594	規則(案)第11条第2号	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条第2号 (意見) 「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組み」について、APECのCBPR(越境プライバシールール)(ISO27001等)が含まれるのか、具体的な枠組みを明確にされるよう要望する。 (理由) 具体的にどの国際的な枠組みに言及しているのかが明らかでないため。</p> <p>【在日米商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	<p>「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
595	規則(案)第11条第2号	<p>・施行規則第11条2号において、「国際的な枠組みに基づく認定」とあるがこの具体例を明記していただきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
596	規則(案)第11条第2号	<p>(意見) 「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」の「認定」は「認証」の方が適切ではないか。 (理由) ①ここで述べられている国際的な枠組みとは、当分の間は具体的にはAPEC/CBPRを想定しているものと思われるが、CBPRにおいては、(APECに認定された)アカウントビリティエージェントが事業者を「認証」する、とされており、認証という単語を用いるのが適切だと思われる。 ②一般的に、国際的には、認定機関に認定された認証機関が事業者を認証する、として認定と認証とを明確に使い分けている。将来、法令・規則を英訳等して広く海外に周知する場合に、誤解を受けないようにする必要があると思われる。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>国際的な枠組みには、様々な用語が使用され得ることから、一般的に現状の記述で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
597	規則(案)第11条第2号	<p>(意見) 「国際的な枠組みに基づく認定」は、当該外国人の一部門ではなく法人全体で認証されていることを指していると考えてよいか。また、当該認証制度に該当するものは、ガイドライン等に明示されると考えてよいか。</p> <p>(理由) 保護法の名宛人は個人情報取扱事業者であることから、法人として対応を求めていることから、外国法人であっても同様に取扱うべきであると考えため。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	御理解のとおりです。なお、「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしております。
598	規則(案)第11条第2号	<p>11条2号について 同号の「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、具体的にはどのようなものを指すのか。</p> <p>【匿名】</p>	「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力(APEC)における越境プライバシールール(CBPR)システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしております。
599	規則(案)第12条	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行規則(案) 第三者提供に係る記録の作成(第十二条)について</p> <p>完全性の担保について規定すべきである。</p> <p>理由 記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。 としているが、記録の作成に関しては、完全性を担保する対策が必要である。例えば、電磁的記録の場合は、改ざん防止対策として電子署名の利用等があげられる。</p> <p>【個人】</p>	記録の作成・保存義務の趣旨に反しない形での管理が求められるものと考えられます。
600	規則(案)第12条	<p>たとえば会議体名簿などの個人情報をインターネットで公開する場合において、個人情報を公開される本人にインターネットで公開することの同意を得ていれば、第三者提供にはならないと理解してよいか。または、第三者提供にはなるが、記録の作成は不要という理解か。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	個人データをインターネットで公開するなど、個人データを不特定多数の者が利用し得る状態におくことは第三者提供に該当し、記録の作成が必要となります(規則案第13条第1項第1号口括弧書)。なお、提供する客体が個人データには該当しない個人情報である場合には、記録の作成は不要です。
601	規則(案)第12条	<p>(意見) 第三者提供に係る記録が適切に管理され、必要な時に速やかに記録を提出できるような体制が整っている等、トレーサビリティ確保の観点から実質的に支障がなければ、例えば、親子会社間等、提供者と受領者で合意の上、共同で授受の記録を作成・保存する方法も排除されないと理解してよいか。また、上記方法が認められるために必要な条件があればご教示願いたい。</p> <p>(理由) 記録の保存方法の選択肢の一つとして許容されることを確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	提供者・受領者のいずれにおいても記録の作成方法や保存期間は同一であることに鑑みて、提供者(又は受領者)が受領者(又は提供者)の記録義務を代替して対応することは可能であると考えられます。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の法的責任が免責されるわけではないため、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築する必要があります。
602	規則(案)第12条	<p>現行業務において、取引の開始時に、グループ会社など特定の第三者に特定の個人データを提供することについて、書面により本人から同意を得ている場合には、当</p>	御質問の同意書が、法定の記録事項を記載しているものであれば、当該事項についての「記録」に該当するものと思

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		該同意書をもって「記録」に該当するとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	われます。
603	規則（案）第 12 条	【第三者提供に係る記録の適用範囲（単体の個人データ）】 個人情報データベースが対象で、単体の個人データは対象にならないものと考えてよいか。 【日本貸金業協会】	提供を行う際において、提供者にとって個人データに該当すれば改正後の法第 25 条の記録義務が適用され、受領者にとって個人データに該当すれば改正後の法第 26 条の確認・記録義務が適用されます。
604	規則（案）第 12 条	規則案第 12 条第 2 項但書において、個人データを継続的に若しくは反復して提供したときの記録を一括して作成することができると定められています。もっとも、かかる継続的又は反復した個人データ提供の記録は、当初の利用目的（法第 23 条 5 項）を変更した場合にのみ必要となるとすべきであると考えます。 また、規則案第 12 条第 3 項において一定の場合契約書その他の書面をもって記録に代えることが明確にされていることについて賛同します。もっとも、この方策は、契約書に、個人データの項目（規則案第 13 条第 1 号ニ）を定めることとし、個人データを提供した年月日及び当該第三者の氏名又は名称その他の第三者を特定するに足りる事項（規則案第 13 条第 1 号イ及びロに該当。なぜなら、これらの情報は、第三者に実際に提供する前には不明な情報）については規定しなくて良いとした場合にのみ有用となる点に注意が必要です。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	賛同の御意見として承ります。 なお、規則案第 12 条第 3 項が適用されるのは、法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の同意に基づく場合に限られ、かかる場合は「個人データを提供した年月日」は記録事項とされていないことに留意が必要です（規則案第 13 条第 1 項第 1 号イ）。
605	規則（案）第 12 条	■該当箇所 （第三者提供に係る記録の作成） 第十二条 ■意見 2016 年 3 月 29 日に開催された個人情報保護委員会資料 2-3 「改正個人情報保護法第 25 条・26 条の確認・記録義務の方向性について」に記載されている実質的に「第三者提供」に該当しない場合は確認・記録義務は不適用（対応案①、②、④）および単体の個人データの提供を受けた受領者には、確認・記録義務が適用されない（対応案⑥）ことについては、ぜひガイドラインに記載していただきたい。 ■理由 事業者に過度な負担がかからないようにしていただきたいため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
606	規則（案）第 12 条	・第三者提供に関する確認・記録等の義務の発生の成否について、提供元基準を取るべきか、提供先基準を取るべきかをご回答いただきたい。たとえば、提供元にとっては容易照合性があるが、提供先にとっては容易照合性がない場合においては、提供元・提供先それぞれが規則案 12 条（及び法 25 条）、規則案 15、16 条（及び法 26 条）に基づく確認・記録作成義務を負うのか、逆に提供元にとっては容易照合性がないが、提供先にとっては容易照合性がある場合においては、提供元・提供先それぞれが規則 12 条、規則案 15、16 条（及び法 26 条）に基づく確認・記録作成義務を負うのかを明示いただきたい。同様に、提供元にとっては個人情報データベース等を構成する情報をわずか 1 件だけ提供するので提供先にとっては個人データ該当性がない場合においては、提供元・提供先それぞれが規則案 12 条（及び法 25 条）、規則案 15、16 条（及び法 26 条）に基づく確認・記録作成義務を負うのか、逆に提供元にとって個人データに該当しない情報を提供するが、提	提供を行う際において、提供者にとって個人データに該当すれば改正後の法第 25 条の記録義務が適用され、受領者にとって個人データに該当すれば改正後の法第 26 条の確認・記録義務が適用されます。この解釈、及び、法第 2 条第 1 項の個人情報の該当性については、ガイドライン等で明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>供先の個人情報データベースの中にこれが組み込まれる場合においては、提供元・提供先それぞれが規則12条、規則案15、16条（及び法26条）に基づく確認・記録作成義務を負うのかを明示いただきたい。</p> <p>・この点に関し、2014年12月12日に更新された「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ&AのQ14では「事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、ある取扱部門のデータベースと他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されているときには、「容易に照合することができ」（法第2条第1項）ないといえますか。」という質問に対し「他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能なときには、当該事業者にとって「容易に照合することができ」る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」とはいえないものと考えられます。」との回答がなされているが、これは改正法下でも同様か、明らかにしていただきたい。</p> <p>・この点に関し、平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」では「事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合。」を「受領者にとって個人データに該当しなければ、確認・記録は不要とする。」として整理しているが、これを本来は法、そうでなくとも政令が規則レベルで規定すべきで、ガイドラインで規定すべきではないのではないかという点について再度ご検討頂きたい。それにもかかわらずガイドラインレベルで整理できるというのであれば、その根拠を示していただきたい。なお、この解釈でトレサビリティ確保という法の趣旨が達成できるかについても回答いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
607	規則（案）第12条	<p>（該当箇所） 規則（案）の第12条 （意見） 規則案第12条がコントローラ間の提供に限定される旨を明確にすべきである。 （理由） 改正個人情報保護法25条の趣旨からすれば、第三者提供への記録作成義務はコントローラ間の提供のみに課されるものと解釈すべきであるため。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	本規則案第12条の適用範囲は、改正後の法第25条の適用範囲と同様となります。
608	規則（案）第12条	<p>第三者提供の際の記録 改正個人情報保護法では、第三者に情報提供する場合、及び第三者から除法提供を受ける場合に所定の記録を残すよう求められていますが、どのような記録を残すべきなのか明確でなく、この点は特に医療機関等・介護施設にとってもっとも負担が大きくなりえますので、注意が必要です。</p> <p>具体的には、第三者提供に当たる場合を必要な範囲で絞りこんだうえ、第三者提供</p>	ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>に当たる場合も、診療記録への記載、紹介状や診断書などの写しをとっておくことで、改正法第25条第1項及び同第26条第3項、規則案第12条3項及び同第16条3項の記録となることを明示すべきです。</p> <p>なお、記録に記載すべき内容として、規則案第13条1項2号イ及び規則案第17条1項2号イにおいて「本人の同意を得ている旨」が挙げられていますが、前述のような家族らへの説明や家族らからの情報提供の状況を想定すると、「本人の同意を得ている」ことはほとんど自明であり、あえてその記載を求めることは単に事務作業を増やすだけとなりかねません。</p> <p>このため、本人の明示・黙示の同意が得られていることが典型的に明らか状況においては、「本人の同意を得ている旨」の記載は省略できることを施行令・規則・ガイドラインで明示すべきです。</p> <p>なお、法第26条2項違反は刑罰をもって処罰されますが、悪質なケースが想定されるものと思われます。どのような場合に法第26条2項違反となり罰則の対象となるのか、ガイドライン等で明示しなければ、過度の萎縮のおそれがあります。</p> <p>【弁護士法人御堂筋事務所】</p>	
609	規則(案)第12条第1項	<p>【第三者提供に係る記録の作成方法】</p> <p>法第2条1項1号に「電磁的記録」が定義されているが、CD-R等の光学ディスクも「電磁的記録」に該当すると解してよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
610	規則(案)第12条第1項	<p>【第三者提供に係る記録の代替措置(システムログ)】</p> <p>契約書面が記録の代替措置になりうることは規定されているが、システムログも代替措置になりうることを明記すべきではないか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	「契約書その他の書面」の「書面」には電磁的記録も含まれます(規則案第7条第3項参照。)
611	規則(案)第12条第1項	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条第一項</p> <p>●意見内容 CD-R等の光学ディスクも「電磁的記録」に該当するという理解でよいか。</p> <p>●理由 「電磁的」の定義が不明確なため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
612	規則(案)第12条第1項	<p>規則案12条1項、16条1項の「マイクロフィルム」であるが、現在マイクロフィルムの利用が実務ではほとんど用いられていないと理解されるところ、なぜ未だに「マイクロフィルム」が規定されているのか、その理由をご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	マイクロフィルムで作成・保存された契約書その他の書面を記録の媒体として否定することは相当ではないため、規定しているものです。
613	規則(案)第12条第1項	<p>規則案12条1項、16条1項における電磁的記録につき、例えば電子帳簿保存法に規定されるような、真正性、見読性、保存性等を確保するための措置等について要件はあるのかご回答いただきたい。逆にいうと、電磁的記録なら何でもよいということかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	記録の作成・保存義務の趣旨に反しない形での管理が求められるものと考えられます。
614	規則(案)第12条第1項・第2項	<p>1. 規則(案)の第12条第1項及び第2項</p> <p>1) 意見 例えば、個人データ送信時のログがシステム上に残り、照会を受けた時には、さ</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>かのぼることができる（遡及可能な）ようなものであれば足りる、という理解でよいか。</p> <p>2) 理由 上記方法は現行の実務の一例であるが、この方法によっても、「第三者提供に係る記録の作成」との制度趣旨（トレーサビリティの確保）を充たすことができるため。</p> <p>【一般社団法人 日本自動車販売協会連合会】</p>	
615	規則（案）第12条第1項・第2項	<p>3. 施行規則 第12条第1項及び第2項 に関する意見 〈意見〉 例えば、定期点検整備記録簿の移転状況について記録する場合、引渡し日と相手方について記載すれば、記録として十分という理解で良いか。</p> <p>上記方法は現行の実務の一例だが、この方法によれば、「第三者提供に係る記録の作成」との制度趣旨をみとることができる。</p> <p>【一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会】</p>	御提示の方法も認められるものと考えられますが、本規則案第13条の記録事項を充たす必要があります。
616	規則（案）第12条第2項	<p>「複数人の個人データ」を第三者に対し継続的に若しくは反復して提供したとき（提供することが確実であると見込まれるときを含む）の記録についても、提供される個人データに含まれる個人ごとではなく、一括して作成することが可能と理解してよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりと考えられます。
617	規則（案）第12条第2項	<p>（意見） 第三者提供に係る記録を一括して作成するタイミングは、継続的に若しくは反復して提供「したとき」、又は上記を「することが確実であると見込まれるとき」となっているため、この要件に照らして事業者が適切にタイミングを判断して記録を作成することが求められているものと理解してよいか。</p> <p>（理由） 記録を一括して作成するための要件が充足されたと認められるタイミングは、画一的に決まるものではなく、事業者が判断すべきものであることを確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	御理解のとおりと考えられます。
618	規則（案）第12条第2項	<p>【第三者提供に係る記録の作成方法（「一括して作成する」の定義）】 12条2項但し書きにある、継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる際の、「一括して作成する」記録とは具体的に何を指すのか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	改正後の法第25条に基づく記録は、原則として、提供の都度、速やかに作成しなければならないところ、例外的に、継続的又は反復して提供する場合の記録は一括して作成することができることとしています。
619	規則（案）第12条第2項	<p>【第三者提供に係る記録の作成方法（「一括して作成する」の定義）】 規則12条2項により一括して記録を作成する場合、作成のタイミングはいつになるのか。「継続・反復した提供」が開始される時点か、あるいは終了までに作成すればよいのか。</p> <p>また、前者なのであれば、「継続・反復」の過程で提供される個人が追加された場合は、その記録に規則13条1項1号ハの「当該本人を特定するに足りる事項」を随時追加していく必要がある、ということになるのか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	前半につきましては、いずれのタイミングも認められるものと考えられます。 後半につきましては、御指摘の方法も認められるものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
620	規則(案)第12条第2項	「反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。」とあるが、その前書きにて「オプトアウト手続きによる提供を除く」とある。しかし、カーナビ製品販売等においては、オプトアウトの方法を取っているのが通常であり、出荷の都度記録を残すのは無理がある。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	大規模漏えい事案を踏まえた個人情報の不適正流通の防止という確認・記録義務の立法趣旨に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供を行うときは原則通り記録を作成する必要があるものと考えられます。 ・なお、個人データを第三者に提供した場合は、原則として当該第三者の氏名等の記録が必要ですが、例外的に、不特定多数の者に対して個人データの提供をするときは、その旨を記録することで足りる（本規則案第13条第1項第1号口括弧書）。また、既に記録した事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができるものとしています（本規則案第13条第2項）。
621	規則(案)第12条第2項	・「反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。」とあるが、その前書きにて「オプトアウト手続きによる提供を除く」とある。しかし、カーナビ製品販売等においては、オプトアウトの方法を取っているのが通常であり、出荷の都度記録を残すのは無理がある。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	大規模漏えい事案を踏まえた個人情報の不適正流通の防止という確認・記録義務の立法趣旨に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供を行うときは原則通り記録を作成する必要があるものと考えられます。 ・なお、個人データを第三者に提供した場合は、原則として当該第三者の氏名等の記録が必要ですが、例外的に、不特定多数の者に対して個人データの提供をするときは、その旨を記録することで足りる（本規則案第13条第1項第1号口括弧書）。また、既に記録した事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができるものとしています（本規則案第13条第2項）。
622	規則(案)第12条第2項	規則案12条2項、16条2項につき、「したとき」「受けたとき」と過去形になっているが、（例えば1回のみでの提供が予定されていて、各項但書が適用されない場合において）提供前に作成することはできないのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	提供前に記録を作成することを否定するものではありません。
623	規則(案)第12条第2項	規則案12条2項但書、16条2項但書について、「継続的に」及び「反復して」の定義を明らかにしていただきたい。例えば、毎年1回、同一の第三者に提供、または、同一の第三者から提供を受けるケースはどうかご回答いただきたい。これが、5年に1回、10年に1回でも、「継続的に」及び「反復して」といえるかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「継続的に」「反復して」の該当性は、個人データの第三者提供の態様などにより変わり得るため、基準を一律に定めることは必ずしも適当ではないものと考えられますが、基本的には、「5年に1回」「10年に1回」程度では該当しないものと考えられます。
624	規則(案)第12条第2項	規則案12条2項但書、16条2項但書について、「確実であると見込まれるとき」の具体例を明らかにしていただきたい。（例えば「80%以上」等確率を数字で表していただくとありがたい。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「確実であると見込まれるとき」の該当性は、個人データの第三者提供の態様などにより変わり得るため、一律に確率で示すことは適当ではないものと考えられます。
625	規則(案)第12条第2項	規則案12条2項但書、16条2項但書の「一括して作成することができる」につき、具体例を明らかにしていただきたい。記録のうち何を一括するのか趣旨が不明であるため、ご質問させていただいている。例えば、「本年1月1日から12月31日までA社に対し、甲野太郎についての住所、氏名を提供する」と1度記録すれば、この1年間におけるA社に対する甲野太郎についての住所、氏名の提供についてもはや再度記録が必要はないということでもいいかご回答いただきたい。例えば、	「当社が有するすべての個人情報」では、記録事項として認められないものと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「本年1月1日から12月31日までA社に対し、当社が有するすべての個人情報に係る本人についての住所、氏名を提供する」と、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」（規則案13条1号ハ）を「一括して作成」することはできるかご回答いただきたい。また、本年1月1日から12月31日までA社に対し、当社が有する甲野太郎についての当社が有するいずれかの情報を提供する」と、「当該個人データの項目」（規則案13条1号ニ）を「一括して作成」することはできるかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
626	規則（案）第12条第2項	<p>規則案12条2項但書、16条2項但書の「一括して作成することができる」場合から「法第二十三条第二項の規定による提供」という反復継続的提供の典型例の1つが除かれているのはどうしてなのか、理由をご説明いただきたい。オプトアウトによって提供し、提供を受ける場合でも、一括して記録を作成することを認めるべきではないかご検討いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>大規模漏えい事案を踏まえた個人情報の不適正流通の防止という確認・記録義務の立法趣旨に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供を行うときは原則通り記録を作成する必要のあるものと考えられます。</p> <p>なお、個人データを第三者に提供した場合は、原則として当該第三者の氏名等の記録が必要ですが、例外的に、不特定多数の者に対して個人データの提供をするときは、その旨を記録することで足りる（本規則案第13条第1項第1号口括弧書）。また、既に記録した事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができるものとしています（本規則案第13条第2項）。</p>
627	規則（案）第12条第2項	<p>●該当箇所 規則（案）第十二条第二項</p> <p>●意見内容 規則（案）第十二条第二項但し書きにある、継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる際の「一括して作成する」記録とはどのような方法が該当するのか明らかにしていただきたい。その際、現在の実務運用に過度な負担がかからないような方法にしていきたい。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
628	規則（案）第12条第2項	<p>【規則12条2項】「確実であると見込まれるとき」は事業者の意図の有無によって判断されるのか</p> <p>規則12条2項は、但し書で、「記録は、一括して作成することができる。」とする条件として、「継続的に若しくは反復して提供したとき」に加え、「継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるとき」も認めているが、「確実であると見込まれる」はどのようにして判断するのか。</p> <p>①当該事業者の意図として「確実であると見込まれる」ときにこれに当たると理解してよいか、確認したい。</p> <p>②また、「確実であると見込まれる」前の段階で、「継続的に若しくは反復して提供したとき」に一括して作成することが認められているが、これは、一定程度時間が経過した後に過去の分について一括して作成することを認めているという理解でよいか。</p> <p>③その場合、どの程度の期間、記録を先延ばしにすることが認められるのか、確認</p>	<p>①については、一般論として、各個人情報取扱事業者が要件の該当性を判断するものと考えられます。</p> <p>②③については、反復・継続して個人データの第三者提供をおこなうときの記録の作成時点は、開始する前は勿論のこと、継続している間に作成するなど適切なタイミングで作成することも認められます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>したい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
629	規則(案)第12条第2項・第13条第1項第1号ハ	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条第二項及び第十三条第一項第一号ハ</p> <p>●意見内容 規則(案)第十二条第二項において、法第二十五条第一項の記録は一括して記録を作成することが認められているが、その場合、記録作成のタイミングはいつなのか明らかにしていただきたい。また、もし「継続・反復した提供」が開始される時点で記録を作成するのならば、「継続・反復した提供」の過程で提供される個人が追加された場合は、その記録に規則13条1項1号ハの「当該本人を特定するに足りる事項」を随時追加していく必要があるということなのか確認したい。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>反復・継続して個人データの第三者提供をおこなうときの記録の作成時点は、開始する前は勿論のこと、継続している間に作成するなど適切なタイミングで作成することも認められます。「当該本人を特定するに足りる事項」を随時追加していく方法も認められるものと考えられます。</p>
630	規則(案)第12条第2項・第14条第2号	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条第二項及び第十四条二号</p> <p>●意見内容 「当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供」とは、同一の個人（もしくは特定の集団）を情報主体とする個人データを提供することを前提としているのか、あるいは、同一の相手先に対する同一の業務の中で複数回にわたり個人データを提供することが要件であり、提供される個人データの情報主体は、毎回異なったり入れ替わったりする場合でも対象になるのか確認したい。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>規則案第12条第2項及び規則案第16条第2項の適用において、個人データの本人が同一であることは要件となっていません。</p>
631	規則(案)第12条第2項・第14条第2号	<p>【第三者提供に係る記録の作成方法（「継続的に若しくは反復して提供」の定義）】 「当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供」とは、同一の個人（もしくは特定の集団）の個人データを提供することを前提としているのか。あるいは、同一の相手先に対する同一の業務の中で複数回にわたり個人データを提供することが要件であり、提供される個人データの情報主体は、毎回異なったり入れ替わったりする場合でも対象になるのか。 もし後者なのであれば、「継続的に反復される情報提供取引が30年継続し、ごく初期にのみ提供された個人の「当該本人を特定するに足りる事項（規則13条1項1号ハ）」、すなわち氏名・生年月日・住所等の情報を33年間記録として保存する必要が生じる。これは、万一の際の情報漏洩リスクが高くなり、また事業者にとっても負荷が大きくなるため、規則14条2号の保存期間を「個々の個人について最後に個人データの提供を行った日から起算してそれぞれ3年を経過する日までの間」とすべきと考える。 ※ 上記は提供のケースだが、受領に関する規則16条2項、18条2号も同じ。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	<p>本規則案第12条第2項及び本規則案第16条第2項の適用において、個人データの本人が同一であることは要件となっていません。 なお、本規則案第12条第2項及び本規則案第16条第2項の対象期間については、個人データの第三者提供の実態に照らして、各個人情報取扱事業者毎に適切に設定することができるものであるため、御指摘の例においても、一律に30年後を保存期間の起算点とするものではありません。</p>
632	規則(案)第12条・	(意見) 個人情報取扱事業者において過負荷なく記録を作成できるよう、改めるべ	個人データを提供したメール、FAXなどが記録事項を充

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	第 16 条	<p>きである。</p> <p>(理由) 規則案では、提供に反復性がある場合には記録を一括作成できるとあるが、それだけでは、記録作成にかかる個人情報取扱事業者の負担が大きいと考える。負荷が高すぎると、この義務が遵守されないおそれも考えられるので、法改正も含め、再検討すべきである。また、規則案だけではどのような記録で足りるかわかりづらい。例えば、個人情報を提供したメール、FAXの控えの保存でも、規則案第12条第2項を満たすのか。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士 21 名共同提出】</p>	たすものであれば、記録として認められるものと考えられます。
633	規則(案)第12条第2項・第16条第2項	<p>(御意見)</p> <p>規則(案)第12条第2項で、「継続的に若しくは反復して提供」したときは、記録を「一括して作成することができる」とありますが、これは例えば、1月～12月の1年間に、毎月/毎週/毎時に1回、第三者提供が発生する場合、12月時点で、1～12月の間の提供記録を作成していれば良いということになるのでしょうか。</p> <p>あるいは、システム上、その都度の提供記録を取得・保管しておいて、第三者提供記録として、保管できる媒体に出力するのが、12月時点で1回で(過去の都度記録を全て出力することを)行なっていれば良いということになるのでしょうか。</p> <p>あるいは、継続・反復しての提供になるため、個々の提供日ごとに記録を残すのではなく、「XXXX年1月～12月の第4月曜日に第三者〇〇に、データ項目□□を提供した」という包括的な記録でも良いのでしょうか。</p> <p>また、「継続的に若しくは反復して提供」している時に、記録を作成するタイミングは何時にするべきなのでしょう。最終の提供日、あるいは、年に1回などの定期的なタイミングでしょうか。(継続して第三者提供が行われる場合、最初の第三者提供日から、最終の第三者提供日まで、長期間になる場合が想定されます)</p> <p>第16条第2項 第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成 においても、同様です。</p> <p>(理由)</p> <p>「一括」という表現がどのようなタイミングを指すのか分りにくかったため。</p> <p style="text-align: right;">【NTT ソフトウェア株式会社】</p>	基本的には御指摘の例はどれも認められ得るものと考えられますが、各個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供の態様などに応じて、適切なタイミングで記録を作成する必要があります。
634	規則(案)第12条・第16条第2項	<p>規則案第12条第2項において、「当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は一括して作成することができる」とあるが、本規定の趣旨は「データ提供当初に見込まれる場合」だけでなく、「当初より複数回提供がなされた後に、反復して提供をすることが見込まれることが判明した場合」も含まれるとの理解でよいか(併せて第16条第2項についても同趣旨であるか確認したい)。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	「当初より複数回提供がなされた後に、反復して提供をすることが見込まれることが判明した場合」の内容が必ずしも明らかではありませんが、反復継続して個人データの第三者提供が行われている対象期間内に、適切なタイミングで記録を作成することが認められるものと考えられます。
635	規則(案)第12条・第16条第2項	<p>第三者提供に係る記録を一括して作成する場合の記録は、個人データの継続的もしくは反復的な提供が終了した後に作成することによいか。また、第三者提供を受ける際の確認に係る記録も同様の取り扱いによいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	第三者提供に係る記録を一括して作成する場合の記録は、個人データの継続的もしくは反復的な提供が終了した後に作成することも否定はされていませんが、速やかに作成をする必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
636	規則(案)第12条・第16条第2項	<p>「一括して作成」について、例えば、毎月データを提供する場合、提供開始時の記録事項として「毎月提供すること」がわかるようにすることは「一括して作成」に該当するという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
637	規則(案)第12条・第16条第2項	<p>「記録は、一括して作成することができる。」とある部分について。個人データを第三者へ提供をしたとき又は第三者から提供を受けたときの記録の作成について、①継続的に若しくは反復して個人データを第三者へ提供をしたとき、②継続的に若しくは反復して個人データを第三者へ提供をすることが確実であると見込まれるとき、③継続的に若しくは反復して個人データを第三者から提供を受けたとき、④継続的に若しくは反復して個人データを第三者から提供を受けることが確実であること見込まれるときの記録は、一括して作成ができることとされている。</p> <p>前提として、個人データを第三者へ提供をしたとき又は第三者から提供を受けたときの記録の作成は、その都度、速やかに作成されることとなっているが、上記①②③④の場合においては、継続的に若しくは反復して個人データを第三者へ提供をすること又は第三者から提供を受けることが完了した時点から速やかに作成することができるかと解してよいか。仮にそうでない場合は、上記①②③④の場合に応じて明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
638	規則(案)第12条・第16条第2項	<p>(意見)</p> <p>規則(案)第12条第2項ただし書きに「継続的にもしくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一括して作成する」とは、都度作成するときと同様の記録を、定期的または不定期に過去にさかのぼり作成することか。その頻度や周期は、事業者の事情で決めてよいか。 ・「一括して作成する」場合には、都度作成と同様の記録事項を別途確認できる体制があることを条件として、第三者提供に係る記録について概括的な記載とすることを許容して欲しい。 <p>(理由)</p> <p>規則(案)第12条第3項の要件を満たす場合には、記録の作成自体が不要となっていることと取扱を均衡にして欲しい。第16条についても同様。</p> <p style="text-align: right;">【ウェルズ・ファーゴ銀行 東京支店】</p>	記録事項の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
639	規則(案)第12条第2項	<p>(意見)</p> <p>「提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき」は、「提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)[を]したとき」である。</p> <p>(理由)</p> <p>動詞から名詞を除くことはできない。規則案の明らかな誤りである。</p> <p>なお、これに伴い、同項の「提供することが確実である」も「提供[を]することが確実である」に修正すべきである。</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【匿名】	
640	規則(案)第12条第3項	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条第三項</p> <p>●意見内容 規則(案)第十三条第一項に定める事項が記録されていれば、個人データを第三者に提供するシステムにおけるシステムログについても、法第二十五条の当該事項に関する記録に代えることができることとしていただきたい。</p> <p>●理由 システムログに規則(案)第十三条第一項に定める事項が記録されていれば、別途記録を作成しなくても法第二十五条の主旨を満たすことができると考えられるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	電磁的記録に含まれるものと考えられます。
641	規則(案)第12条第3項	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条第三項</p> <p>●意見内容 規則(案)第十二条第三項の「本人に対する物品又は役務の提供」の主体は、「本人に対する物品又は役務の提供」に伴い個人データを第三者に提供する個人情報取扱事業者なのか、個人データの第三者提供を受ける個人情報取扱事業者なのか確認したい。</p> <p>●理由 規則(案)の記載について上記を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	規則案第12条第3項の「本人に対する物品又は役務の提供」の主体は、「本人に対する物品又は役務の提供」に伴い、個人データを第三者に提供する個人情報取扱事業者と、個人データの第三者提供を受ける第三者のいずれも含まれます。
642	規則(案)第12条第3項	<p>インターネットやアプリ上での同意取得の場合は、実務上記録を取るとシステム負荷が大きいこと等より、「本人の同意取得が有った場合のみ第三者に情報提供が実施される」システムガードが事務フロー上あれば、その事務フローの結果として、本人の同意を得ている旨等の記録すべき事項が判別できるため、そのフローをもって記録義務を果たせるとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりと考えられます。
643	規則(案)第12条第3項	<p>■該当箇所 (第三者提供に係る記録の作成) 第十二条 3</p> <p>■意見 「契約書その他の書面」には、社内の引継伝票など、事業者が通常業務の中で、顧客対応を第三者(他社)に引継ぐ際に作成する書面で足りるという解釈をガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p>■理由 製品修理業務等、通常顧客との契約書は交わさず、口頭(電話)で注文(修理依頼等)を受け、委託先ではない(=必ずしも業務委託契約を締結しているとは限らない)第三者(例:地域の協力会社や販売店等)に対応を依頼する事例も多いため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	「契約書その他の書面」の該当性については御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
644	規則(案)第12条第3項	<p>2. 規則(案)の第12条第3項</p> <p>1) 意見 例えば、自動車の売買契約書の裏面に、規則(案)第13条第1項各号に定める事項を記載し、同契約書の表面において本人に自署してもらえば足りる、という理解でよいか。</p> <p>2) 理由 上記方法は、現行の実務に与える影響は小さく、導入が容易であり、かつこの方法によっても、「第三者提供に係る記録の作成」との制度趣旨(トレーサビリティの確保)を充たすことができるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本自動車販売協会連合会】</p>	御理解のとおりと考えられます。
645	規則(案)第12条第3項	<p>(該当箇所) 規則(案)の第12条第3項 (意見) 規則案第12条第3項「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」とは、提供元及び提供先間の契約書、書面を指すのか、明らかにされることを要望する。 (理由) 「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」の具体的な内容が明らかでなく、例えば業務委託契約等、具体的にどのような書面を想定しているのか明確でないため。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
646	規則(案)第12条第3項	<p>・本人の同意を得て「本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合」(施行規則第12条3項)について、該当する具体的な場面を明らかにしていただきたい。法第25条1項により委託等の場合は除かれているので、該当する場面に限られるのではないかと。限定された場合なのであればその例を示すようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
647	規則(案)第12条第3項	<p>・施行規則第12条3項、第15条2項、第16条3項において、「その他の書面」とあるがその具体的な要件を明確にしていいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
648	規則(案)第12条第3項	<p>規則案12条3項、16条3項の「前項の規定にかかわらず」というのは、それぞれ「第1項」、又は「第1項及び前項の規定にかかわらず」とすべきではないかと、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	規則案第12条第3項、第16条第3項の「前項の規定にかかわらず」の「前項」は、それぞれ、規則案第12条第2項、第16条第2項を指します。一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
649	規則(案)第12条第3項	<p>平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」では規則案12条3項、16条3項の例として「小売業者Aが顧客Bからの申込により販売商品の修理契約を締結し、当該契約に基づき小売業者から提携修理業者Cに修理業務を下請けする際に、顧客Bから受け入れた修理契約申込書等の写しを交付する場合。」とあるが、これは実務では、法23条5項1号(委託)で対応されていることが多いのではないかと、ご確認いただきたい。もしそうであれば、委託で行われることが多い例をまるで「第三者提供」の典型例であるかのように挙げることは誤解を招き、実務に無用な混乱を招くのではないかと、この点についてご説明いただきたい。</p>	委託による第三者提供で有れば、確認・記録義務が適用されない点は御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		い。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
650	規則(案)第12条第3項	規則案12条3項、16条3項の適用は、「法23条1項又は法24条の規定により」、すなわち、本人の同意を得る等して、「本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供」する場合に限定されているが、契約書等による代替を認める範囲が狭すぎるのではないかご検討いただきたい。(例えば、本人の同意等を前提に、個人データの譲渡そのものを目的とする取引であっても、契約書その他の書面に必要事項が記載されていれば、記録に代替することを認めてよいのではないかという問題意識から質問させていただいている。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	規則案12条3項、16条3項の要件を充たしていない契約書その他の書面でも記録事項を充たすものであれば記録として認められますが、その際の保存期間については規則案第14条第2号若しくは第3号又は第18条第2号若しくは第3号が適用されます。
651	規則(案)第12条第3項	規則案12条3項の「法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により」というのは、法23条1項各号の場合や法24条括弧書・規則案11条各号の場合を含まないということを確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
652	規則(案)第12条第3項	規則案12条3項は「法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により」とあるが、規則案16条3項に「法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により」がないのはどういうことかご説明いただきたい。例えば、法23条2項のオプトアウトに基づき、「本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているとき」には、規則案16条3項に基づき、新たに書面を作成する必要がないという理解でよいかご確認いただきたい。規則12条3項と平仄をあわせるべきではないかご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	オプトアウトによる第三者提供は規則案第16条第3項の対象から除かれています(規則案第16条第2項参照)。
653	規則(案)第12条第3項	条文中、「契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは…(中略)…記録に代えることができる。」とあるが、これは各号に規定する全ての事項が記録されていることが必要か、又は各号に規定されている事項のうちいずれかが記載されていれば、その記載された事項については記録に代えることができるのか。 【個人】	「契約書その他の書面」に、記録事項のうち、いずれかが記載されていれば、その記載された事項については記録に代えることができます。
654	規則(案)第12条第3項	12条3項について 同項の「法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により」という表現は、本人の同意を得て第三者に個人データを提供する場合であることを前提としていると解されるが、その前提であれば、本人の同意を得て第三者に個人データを提供する場合であることを明確にすべきと考える。 【匿名】	「法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により」の解釈は、御理解のとおりです。
655	規則(案)第12条第3項	施行規則案12条3項の「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」とは、「本人に対する物品又は役務の提供に関して個人情報取扱事業者と本人との間で作成された契約書その他の書面」を指すのか、それとも、「本人に係る個人データの第三者への提供に関して個人情報取扱事業者と第三者の間で作成された契約書その他	規則案12条3項の「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」には、「本人に対する物品又は役務の提供に関して個人情報取扱事業者と本人との間で作成された契約書その他の書面」と「本人に係る個人データの第三者へ

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		の書面」を指すのか、不明確であり、疑義がある。いずれの趣旨が明確になるよう修正していただきたい。 【匿名】	の提供に関して個人情報取扱事業者と第三者の間で作成された契約書その他の書面」のいずれも含まれます。
656	規則(案)第12条第3項	・「(3) 上記(2)にかかわらず、本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に(4)に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。」という内容に関して、『物品又は役務』の範囲を、利用規約に同意した顧客に対して、商品あるいは、サービスの提供を行う事業形態の場合、利用規約に定められている商品あるいは、サービスの内容が、『物品又は役務』に該当すると定義を明確にしてほしい。 【匿名】	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしております。
657	規則(案)第12条第3項・第13条	「本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。」とあるが、例えば「通販会社が受注して産地直送品を農家から送らせるという場合」に下記の情報を書面に作残すというのは、面倒があるのではないか。 当該個人データの項目→項目を記録に残さず「実データ：提供した本人の氏名・電話番号・住所」は記録しているが、わざわざ「項目」というものは記録していないケースもある。実データを残していない場合には「項目」を残すが実データを残している場合には「項目」は不要ではないか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、提供した個人データ自体を保存している場合には、基本的には、「当該個人データの項目」の記録事項を充たすものと考えられます。
658	規則(案)第12条第3項・第13条	・「本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。」とあるが、例えば「通販会社が受注して産地直送品を農家から送らせるという場合」に下記の情報を書面に作残すというのは、面倒があるのではないか。当該個人データの項目→項目を記録に残さず「実データ：提供した本人の氏名・電話番号・住所」は記録しているが、わざわざ「項目」というものは記録していないケースもある。実データを残していない場合には「項目」を残すが実データを残している場合には「項目」は不要ではないか。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	提供した個人データ自体を保存している場合には、基本的には、「当該個人データの項目」の記録事項を充たすものと考えられます。
659	規則(案)第12条第3項・第16条第3項	「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」には、①個人データ提供元と本人との間で、物品又は当該役務の提供に関して作成された契約書その他の書面と、②個人データ提供元と個人データ受領者の間で作成された、個人データの授受に係る契約書その他の書面の双方を含み、①または②のいずれかに施行規則案第13条に定める事項が記載されている場合には、その一方を保存すればよいという理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
660	規則(案)第12条、第13条、第16条、第17条	同一の個人情報取扱事業者と反復継続して同一項目の個人データを授受する場合は、第三者提供に係る記録は、包括的に作成することができるか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	御理解のとおりです。
661	規則(案)第12条～第18条	個人データのトレーサビリティの確保のための記録の作成という趣旨には賛成します。これまでは、開示を求めても明確な情報がないということで、どこから情報漏えいが起きたかなどが分からないまま終わることになり、個人情報のコントロール権が活かされないままになっていました。個人情報のコントロール権の確立のためにも、個人データのトレーサビリティが適切に確保されなければならないと考えます。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	賛同の御意見として承ります。
662	規則(案)第12条～第18条	信託銀行においては、遺言の執行や遺産整理業務を行っており、被相続人の取引がある金融機関に、相続人に代わって相続財産に係る残高証明書等の発行を依頼することがある。金融機関に残高証明書等の発行を依頼する際に、被相続人および相続人の情報を提出することがあるが、この行為は信託銀行が相続人に代わって行う行為であり、信託銀行は相続人から見て第三者には該当しないため、発行依頼の際の金融機関への提供も、金融機関が信託銀行に発行する行為も第三者提供・受領には該当しないと理解してよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	個別具体的事案に依るところではありますが、信託銀行が相続人に代わって相続人の個人データを提供しているのであれば、確認・記録義務の対象となる第三者提供ではないと考えられます。
663	規則(案)第12条～第18条	該当箇所 規則(案)12条乃至18条 意見 個人データ第三者提供時の確認記録義務の目的は名簿屋対策という理解でよいか 理由 規則(案)12条乃至18条は、法25条及び26条の個人データの第三者提供時の確認記録義務に係る規定である。この点、個人情報保護委員会の平成28年3月29日付の資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」には、「名簿屋対策を目的とするトレーサビリティの規定」との記載があることから、これらの規定の趣旨は、「名簿屋対策を目的とする」トレーサビリティを確保するものと理解して差し支えないか。 【ニフティ株式会社】	御理解のとおりです。
664	規則(案)第12条～第18条	【規則12条乃至18条】個人データ第三者提供時の確認記録義務の目的は名簿屋対策という理解でよいか 規則12条乃至18条は、法25条及び26条の個人データ第三者提供時の確認記録義務に係る規定であるが、そもそもこれらの規定の趣旨は何か。個人情報保護委員会の平成28年3月29日付資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」には、「名簿屋対策を目的とするトレーサビリティの規定」との記載があり、同資料の最終ページ「<参考>対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方」には、「名簿屋等に対する厳格なトレーサビリティの適用」との記載がある。このことから、これらの規定の趣旨は、「名簿屋対策を目的とする」ものと理解して差し支えないか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
665	規則(案)第12条～第19条	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条～第十九条</p> <p>●意見内容 既存のデータ・帳票などにより法第二十五条第一項及び法第二十六条第一項の記録が作成されている場合については、新たに法第二十五条第一項及び法第二十六条第一項のために特化した記録を作成しなくてよいという理解でよいか。 また、既存のデータ・帳票などにより「記録されている事項」を事業者内部にて保有している場合、必ずしも1つのデータや帳票等に集約されていることまでは必要ではないという理解でよいか。</p> <p>●理由 新たに「記録」のためのデータ・帳票等を作成する必要がないことを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	前半・後半とも御理解のとおりと考えられます。
666	規則(案)第12条～第19条	<p>●該当箇所 規則(案)第十二条～第十九条</p> <p>●意見内容 改正法施行前の第三者提供については、法第二十五条及び法第二十六条の規定の対象外としていただきたい。</p> <p>●理由 授受対象データが膨大であり、システム対応期間が短いため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	法第25条及び法第26条の対象となるのは、施行日以後に個人データを第三者提供する場合です。
667	規則(案)第12条～第18条	<p>次の情報提供は、改正法25条・26条に基づく記録(確認)義務の対象となるか。</p> <p>① 貸金業法等における指定信用情報機関の加入業者による指定信用情報機関への債務者関連情報(信用情報含む(以下同じ))の提供</p> <p>② 指定信用情報機関による他の指定信用情報機関への債務者関連情報の提供</p> <p>③ 指定信用情報機関による加入業者への債務者関連情報の提供</p> <p>※ 次の事情・理由から、当該義務の対象とする必要は無いものとするため。</p> <p>① 個人情報保護委員会公表資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」によれば、同制度の趣旨は「違法な名簿屋による個人データの流通の抑止」と解されることから、指定信用情報機関を介した情報交流は、その対象外と解されること</p> <p>② 衆議院・参議院各内閣委員会において「事業者に対する過度な負担にならないよう配慮」する旨の附帯決議がなされていること</p> <p>③ 貸金業者・加入包括信用購入あっせん業者・指定信用情報機関は、当該情報交流について既に各種の規制を受けていること(貸金業法41条の17以降、割賦販売法35条の3の40以降)</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	個人データの第三者提供が「法令に基づく場合」に該当する場合は、確認・記録義務の対象外となります。
668	規則(案)第12条～第18条	<p>【第三者提供受領時の確認事項(取得経緯確認)】</p> <p>受領者が確認すべき事項の提供者による個人情報取得の経緯について、キャッシュカードとクレジットカードの一体型カードのように申込時に提供者・受領者の双方</p>	御提示の方法も可能と考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が同一の書類で同意を得ており、取得経緯が明白な場合においては①書面の提示の割愛、または②取得方法を記載した提供者からの送付書面での代替、等の簡便化は可能か。</p> <p>※ 理由：受領対象数が膨大なため、個々人の同意書を受領するのは非現実的。また取得経緯が明白であるため本主旨にそぐわない。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	
669	規則（案）第 12 条～第 18 条	<p>【意見】個人データのトレーサビリティの確保のための記録の作成という趣旨には賛成します。ただし、本来の個人情報保護のための仕組み構築や配慮がおろそかになることのないよう、配慮が必要と考えます。</p> <p>【理由】個人データのトレーサビリティの確保は、個人情報の漏えいや不正等があった場合、個人情報保護委員会の速やかな調査等の対応において必要です。ただし、記録の作成作業が大きな作業量を要求するものとなった場合、事業者が記録作成作業に注力する余地、かえって対策が形骸化することとなつては本末転倒です。本来の個人情報保護のための仕組み構築や配慮がおろそかになることのないよう配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）全国消費者団体連絡会】</p>	賛同の御意見として承ります。
670	規則（案）第 12 条～第 18 条	<p>【該当箇所】規則（案）第 12 条～第 18 条（第三者提供に係る記録の作成等）</p> <p>【意見】個人データのトレーサビリティの確保のための記録の作成という趣旨には賛成します。ただし、本来の個人情報保護のための仕組み構築や配慮がおろそかになることのないよう、配慮が必要と考えます。</p> <p>【理由】個人データのトレーサビリティの確保は、個人情報の漏えいや不正等があった場合、個人情報保護委員会の速やかな調査等の対応において必要です。ただし、記録の作成作業が大きな作業量を要求するものとなった場合、事業者が記録作成作業に注力する余地、かえって対策が形骸化することとなつては本末転倒です。本来の個人情報保護のための仕組み構築や配慮がおろそかになることのないよう配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【全国地域婦人団体連絡協議会】</p>	賛同の御意見として承ります。
671	規則（案）第 12 条～第 18 条	<p>「5. 第三者提供に係る記録の作成等」「6. 第三者提供を受ける際の確認等」</p> <p>・「いわゆる名簿屋」規制が主旨だと思うが、グループ会社間の個人情報のやり取りを第三者提供で実施しているような一般の事業者について、双方で記録を取得・保管する等、過度な負担がかかってしまう規定になっている。グループ会社間の流通に関しては内容・事前同意の有無・頻度を問わず、契約をもって記録として欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
672	規則（案）第 12 条～第 19 条	<p>【第三者提供に係る記録の代替措置（分散した既存帳票）】</p> <p>「記録」とは、法 25 条・26 条のために特化した記録を新たに作成することは求められておらず、既存のデータ・帳票などにより「記録される事項」を事業者内部で分散して保有していても問題ないと解してよいか。</p> <p>※ 理由：新たに「記録」のためのデータ・帳票等を作成する必要がないことを確認したいため</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
673	規則(案)第12条～第19条	<p>【第三者提供に係る記録の適用範囲(適用時期)】 法施行後に新規契約する第三者提供等に該当するデータについてのみ、施行規則で記録を保存することとしていただきたい。 既に契約済の授受データについては、社内規程等で定める管理規程(*)に準拠していることを前提に記録保存の対象外としていただきたい。 ※理由:授受対象データが膨大であり、システム対応期間が短い為 (*)代替手段とする管理規定(案) ・授受相手と契約書等が締結されていること ・授受データの仕様(対象条件等)を保存(システム設計書等が該当) ・受領後のデータ管理がセキュリティ上問題ないこと(アクセス管理・サーバ室等への入退室管理等) ・データ提供時の送達方法にセキュリティ上の問題がないこと(媒体への施錠・暗号化・発送到着管理等)</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>法第25条及び法第26条の対象となるのは、施行日以後に個人データを第三者提供する場合です。また、基本契約等に基づいて施行日を跨いで継続的に第三者提供を行う場合には、附則規則案第3条から第5条までの要件を充たしているときは、施行日以後の確認・記録義務を省略することができます。</p>
674	規則(案)第12条～第19条	<p>【第三者提供に係る記録の適用範囲(処理方法)】 特例として授受方法及び授受後のデータ管理において、一定のセキュリティ基準(※1)を満たしていることを前提に、人手を介さずシステム処理されているデータ授受(※2)は記録保存の対象外としていただきたい。 ※理由: ・授受対象データが膨大であり、システム対応期間が短い為 ・記録保存の為に一定期間データを保有することで、個人データの保有が分散して管理負担が増大するとともに、かえって情報漏えいのリスクが高まる為 (※1)上記意見理由:「代替手段とする管理規定(案)」参照 (※2)電磁的(自動的に)に一定条件で抽出/伝送・MT等への媒体書込等を行っているデータ授受。⇒エクセル等加工して作成したファイルを、メール・セキュポス・トラストポスト等のマニュアル送信・受信を行っているもののみを対象とする</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
675	規則(案)第13条第1項	<p>●該当箇所 規則(案)第十三条第一項 ●意見内容 「当該第三者を特定するに足る事項」については今後具体的に示されるという理解でよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>「当該第三者を特定するに足る事項」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。</p>
676	規則(案)第13条第1項	<p>【第三者提供に係る記録の必要項目】 「当該第三者を特定するに足る事項」について、具体的な制限はなく事業者の基準で考えてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>「当該第三者を特定するに足る事項」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
677	規則(案)第13条第1項	<p>【第三者提供に係る記録の必要項目】 「当該本人を特定するに足りる事項」について、具体的な制限はなく事業者の基準で考えてよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	「当該本人を特定するに足りる事項」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
678	規則(案)第13条第1項	<p>(該当箇所) 規則(案)の第13条第1号 (意見) 規則(案)第13条第1号ハ「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該個人を特定するに足りる事項」と同号ニ「当該個人データの項目」の違いについて明らかにされることを要望する。 (理由) 規則(案)第13条第1号ハ「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該個人を特定するに足りる事項」と同号ニ「当該個人データの項目」の違いが不明確であるところ、必要以上に記録事項を増やすと事業者にとって過剰な負担となるため。</p> <p>【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
679	規則(案)第12条	<p>(意見) 個人情報保護委員会殿が事業所管大臣に権限を委任する場合には、両者の権限を明確にするとともに、必要に応じ連携を密にして頂き、実際に報告等を行う際には、個人情報取扱事業者が混乱しないよう、また過度な負担とならないよう配慮頂きたいと考えます。 (理由) 個人情報保護委員会殿は、事業所管大臣に権限を委任できる一方で、同委員会殿が自らその権限を行使することを妨げないとされているため、場合によっては、個人情報取扱事業者が両者に報告等を行う必要が出てくることも想定され、混乱を招く恐れがあると考えためです。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	当委員会としては、権限の委任を行った場合、委任先の事業所管大臣と適切に連携を図ってまいります。
680	規則(案)第13条第1項	<p>【意見】 本人から直接収集した個人情報であるか否かの別と、提供を受ける側の利用目的を追加すべきである。 【理由】 本人からの直接収集を個人情報保護法は原則としていないため、本人外収集が制限なく可能であり、第三者提供をされたとしてもそもそもそれが自己情報を含みうるのかどうかの判断が困難である。そこで、当該情報が本人からの直接収集により、当該本人が含まれていることを容易に認識できるものであるか、そうではないものであるのかは公表事項として追加すべきである。 また、個人情報は利用目的の範囲内での利用・提供が原則であり、利用目的の変更も関連する範囲となっており、提供により全く異なる利用目的での利用となる場合は、そのような個人情報の提供を行う事業者に引き続き個人情報の保有を認めるか否かを判断する重要な事項であり、公表事項に追加すべきである。</p> <p>【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス】</p>	本規則案第13条は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者提供した場合の記録事項を定めたものです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
681	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号イ及び規則17条1項1号イにつき、継続的に提供を受ける場合には、最初に提供を受けた際に「平成28年8月31日～」という形で記録すれば、その後同号ロ～ホまでの内容が変わらなければ、法26条3項の記録義務を果たしたと考えてよいのか確認いただきたい。(例えば、Aという個人と甲の取引履歴について、甲が乙に対し継続的に、Aとの新規取引が行われる度に情報を提供する場合同様に、継続的な提供があつて、同号イは変わるものの、ロ～ホは同一であるという場合は十分あり得ると理解されることからご質問させていただいている。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	記録事項のうち、内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。
682	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ロまたは2号ロ、規則案17条1項1号ロまたは1項2号ロの「取得の経緯」の記載はどの程度まで抽象的な記載が許されるのかご回答いただきたい。(特に、規則案16条2項但書により、記録を「一括して作成する」場合には、ある程度抽象化しない限り、一括することは困難であると思われることからご質問させていただいている。)例えば、「本人から第三者提供の同意を得た上で、取得した」、「グループ企業から取得した」、「提携先から取得した」という記載は許されるのかご回答いただきたい。規則案16条2項但書による一括作成の場合と、規則案16条2項本文による作成の場合とで、規則案17条各号の記載事項の抽象度が変わるのか否かという点についても、あわせて回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「取得の経緯」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
683	規則(案)第13条第1項	規則13条1項1号ロにつき、特定多数の者(例えば、ある会に加盟している者全員)や不特定少数の者(例えば名簿や住宅地図を10部だけ市販)に提供する場合には、全員の名前等を記載する必要があるのかご回答いただきたい。「不特定または多数」とすべきではないかご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本規則案第13条第1項第1号ロについては、インターネット等で個人データを公開し、不特定多数の者が利用し得る状態に置いたケースを想定しています。
684	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ハ(及び2号ロ)及び規則案17条1項1号ハ(及び2号ロ)につき、多数人の個人データを提供する場合、一人一人の特定をすることは実際的ではないが、例えば「平成●年●月●日～平成●年●月●日までの間に甲と取引をした個人」のような概括的記載が許されるか、確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「多数人の個人データを提供する場合、一人一人の特定をすることは実際的ではない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的に、「平成●年●月●日～平成●年●月●日までの間に甲と取引をした個人」の記載のみでは、「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」とは認められないものと考えられます。
685	規則(案)第13条第1項	該当箇所 規則13条1ハ、13条2ロおよび17条1ハ 意見 「本人を特定するに足る事項」は、個人識別符号も記録すべきか。 理由 個人の全ゲノムデータなど非常に量が多いものは、記録ためのコストがかかりすぎる。全てを記録するのが困難な場合、トレーサビリティを確保すればよいことにしたらどうか。 【個人】	個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」が必要と考えられます。DNAを第三者提供する場合の「本人を特定するに足る事項」としては、当該DNA自体ではなく、付番されているID等でも足りるものと考えられます。なお、法第76条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報が取扱われる場合には、本確認記録義務(法25条・法26条)を含む個人情報保護法第4章の規定が適用除外となっています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
686	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項2号, 規則案17条1項2号, 3号につき, なぜ「個人データの提供を受けた年月日」(同項1号イ参照)が記録の対象となっていないのか, この点について1号と平仄があっていないのではないのかについて回答いただきたい。なお, 平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」によると, 本人同意があるから記録義務を緩和するという趣旨とも読めるが, 本人同意を事後的に取得してはならないと解されている以上, 「本人同意の取得と提供の前後関係」の確認のため, やはり提供年月日の記録を要求すべきではないかご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見として承ります。
687	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ニ(及び2号口), 規則17条1項1号ニ(及び2号口)につき「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」として, 「氏名」は本人特定に足りる事項の例示に過ぎない(「その他の」)と理解されるが, 氏名を書いても当該記録義務を満たしたと解されない場合はあるのか。例えば提供を行い, 又は提供を受けたデータセット内に同姓同名者が存在する場合には, 氏名だけではなく生年月日等も記載する必要があるということか, ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	記録事項は「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」であり, 本人を特定するために氏名以外の情報が必要か否かは各個人情報取扱事業者によって異なり得るものと考えられますが, 一般的には, 生年月日の記載を求めるものではありません。
688	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ニ(及び2号口), 規則17条1項1号ニ(及び2号口)につき「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」とあるが, 氏名が提供されていない場合は何を書けば良いのかご回答いただきたい。例えば, 氏名を外した購買履歴情報を(匿名加工情報ではなく個人情報として整理した上で)提供する場合, 購買履歴をそのまま記録するということになるのか。それとも, 記録義務の履行のためだけに(本来予定されていない)氏名その他の本人を特定するに足りる情報(基本四情報等)の提供を求めなければならないのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の例においては, 提供者は, 「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録する必要があると考えられます。他方, 受領者にとって個人データに該当しない場合は改正後の法第26条の確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
689	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ニ(及び2号口), 規則17条1項1号ニ(及び2号口)につき, 個人識別符号を提供する場合「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」とは何かご回答いただきたい。例えば, 氏名が分かれば氏名を記載することになるだろうが, 氏名等が分かっているだけで, 当該個人識別符号そのものをこの欄に記載するというところかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人識別符号も, 「当該本人を特定するに足りる事項」に含まれるものと考えられます。
690	規則(案)第13条第1項	規則案13条1項1号ニ(及び2号口), 規則17条1項1号ニ(及び2号口)につき, 当該個人データの項目」というのは包括的記載・概括的記載で足りるのかご回答いただきたい。例えば「(対象者に関する)当社の保有する全ての個人データの項目」ではだめかご回答いただきたい。また, 「氏名, 住所, 電話番号等」のように, 主な項目について具体例を引いた後「等」を付けるようなことは可能かご回答いただきたい。(実務では「備考」等の欄に関係情報が記載されていることもあるが, このような備考等の情報を詳細に列挙することは過度に煩瑣であり, 少なくとも「等」を付すことを認めていただきたいという問題意識からご質問させていただいている。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	前半においては, 「当社の保有する全ての個人データの項目」では, 提供した「個人データの項目」とは認められないものと考えられます。後半の御質問の内容も必ずしも明らかではありませんが, 「備考等の情報を詳細に列挙」することを求めるものではなく, 提供した個人データの「項目」を記録することで足りる。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
691	規則(案)第13条・第17条	<p>第13条・17条に定められる事項の記録は、一つの文書・電磁的記録・マイクロフィルム（以下、文書等）に記録されている必要はなく、例えば取得時期の異なる、複数の文書等にそれぞれ記載された事項をもって「記録」とすることができるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
692	規則(案)第13条第1項・第17条第1項	<p>（意見） 個人情報取扱事業者が、第三者提供を行う場合と第三提供を受ける場合のどちらの場合においても、規則案第12条第2項や第16条第2項に基づき記録を一括して作成することができる場合は、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」（規則案第13条第1項第1号ハおよび第17条第1項第1号ハ）を記録事項から外すべきと考えます。</p> <p>（理由） 規則案において、同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して個人データの授受をする場合には記録を一括して作成されたとされた趣旨は、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を軽減するためであると想像しました（平成28年3月29日開催、第4回個人情報保護委員会の「資料2-3」参照）。 しかし、記録を一括して作成することができる場合でも、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」として例えば本人の氏名一つ一つについて記録を作成しなければならないとすると、事業者の過度な負担の軽減として十分に機能しないと考えられます。また、既存の電磁的データから本人を特定する事項を抽出して新たな記録を作成すれば、本来保護のため保存数、アクセスする人員とも最小化すべき個人データを、重複的に操作し複写することになり、これにアクセスする人員を増やし、また情報漏洩の危険が増すことになると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【ミュンヘン再保険会社日本支店】</p>	個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられます。
693	規則(案)第13条第1項・第17条第1項	<p>（意見） 個人情報取扱事業者が、第三者提供を行う場合と第三者提供を受ける場合のどちらの場合においても、規則案第12条第2項や第16条第2項に基づき記録を一括して作成することができる場合は、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる 事項」（規則案第13条第1項第1号ハおよび第17条第1項第1号ハ）を記録事項から外すべきと考えます。</p> <p>（理由） 規則案において、同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して個人データの授受をする場合には記録を一括して作成されたとされた趣旨は、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を軽減するためであると想像しました（平成28年3月29日開催、第4回個人情報保護委員会の「資料2-3」参照）。 しかし、記録を一括して作成することができる場合でも、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる 事項」として、例えば本人の氏名一つ一つについて記録を作成しなければならないとすると、事業者の</p>	個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>過度な負担の軽減として十分に機能しないと考えられます。また、既存の電磁的データから本人を特定する事項を抽出して新たな記録を作成すれば、本来保護のため保存数、アクセスする人員とも最小化すべき個人データを、重複的に操作し複写することになり、これにアクセスする人員を増やし、また情報漏洩の危険が増すことになると考えられます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	
694	規則(案)第13条・第17条	<p>個人データの提供・受領時の記録事項である「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定する足りる事項」とは、本人の氏名(苗字名前)を必須とするものではなく、「法人における所属先と苗字」、「電話番号(メールアドレス)と苗字」などのように当該個人であることが特定できる情報であればよいとの理解でよいか。</p> <p>例えば、ADR 機関等において、事業者が苦情申出人の苦情の取次ぎを行う際に、苦情申出人の意向により、下の名前を聴取等できないケースもあることから、本人の氏名(苗字名前)を記録することが必須となると、事業者への取次ぎに支障が生じ、顧客利便性が損なわれる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	個別具体的判断になりますが、「法人における所属先と苗字」、「電話番号(メールアドレス)と苗字」などの記載でも、当該個人情報取扱事業者において本人を特定するに足りる事項であれば、記録として認められるものと考えられます。
695	規則(案)第13条・第17条	<p>現行法や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り運営している会員組織(会員には金融機関が加入)の運営主体(例:全国銀行個人信用情報センター、カード補償情報センターなど)において、会員との個人データの授受をデータベース等に記録している場合には、例えば会員がセンターに照会した場合に当該個人データの授受の記録を開示できる場合など、個人データの授受のトレーサビリティが実質的に確保されている場合には、一義的には会員が法第25条または第26条の記録等の義務者であるものの、センターが会員分の記録を作成・提供する運用を可能としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>提供者・受領者のいずれにおいても記録の作成方法や保存期間は同一であることに鑑みて、提供者(又は受領者)が受領者(又は提供者)の記録義務を代替して対応することは可能であると考えられます。</p> <p>なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の法的責任が免責されるわけではないため、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同様の体制を構築する必要があります。</p>
696	規則(案)第13条第1項・第17条第1項	<p>契約書その他の書面において、第三者提供の本人同意の旨が明示的に記載されていなくても、第三者提供の同意があることが合理的に判断されるようなケース(=明示的な記載はないが、当該契約書その他の書面によって法上の第三者提供の同意を得ているものと整理されるケース)であれば、第13条第1項第2号イおよび第17条第1項第2号イにいう「同意を得ている旨」が記録されているものと解釈でき、当該契約書その他の書面によって、第三者提供の際の記録に代えられるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
697	規則(案)第13条第1項・第17条第1項	<p>○第三者提供・提供を受ける際に係る記録の作成等における記録の内容および保管期間</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行規則 第十三条一号ハ 個人情報の保護に関する法律施行規則 第十七条一号ハ</p> <p>第三者提供・提供を受ける際に作成する記録について、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録することとなっている。生命科学分野において国際的に構築されているゲノム情報等のデー</p>	<p>個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられます。</p> <p>DNA を第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該DNA自体ではなく、付番されているID等でも足りるものと考えられます。</p> <p>なお、法第76条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>データベースでは、氏名等の識別子を削除した上で、ゲノム情報＋一部の臨床情報（診断名等）のみを登録しているため、“当該本人を特定するに足りる事項”は、ゲノム情報ということになり、本人を特定するに足りる塩基の配列を記録する必要がある。しかし、本人を特定するためには、膨大な量の塩基配列を記述する必要があり、通常数百人から数千人の情報を第三者に提供すると、情報を受け取る側も膨大な量の記録を一定期間保管することは現実的ではないと考える。例えば、ゲノム情報に対してユニークに与えられている情報（ID等）を記録することで対応することが現実的である。もし問題があるようであれば明示して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>が取扱われる場合には、本確認記録義務（法 25 条・法 26 条）を含む個人情報保護法第 4 章の規定が適用除外となっています。</p>
698	規則（案）第 13 条第 1 項第 1 号ロ	<p>●該当箇所 規則（案）第十三条第一項第一号ロ</p> <p>●意見内容 規則（案）第十三条第一項第一項ロの定めは「第三者提供を行った情報の複写を保存しなければならない」という趣旨にも捉えられるが、そこまでの記録を求めるものではないという理解でよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
699	規則（案）第 13 条第 1 項第 1 号ロ・ハ	<p>ロ。「当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項」とある。</p> <p>“その他の当該第三者を特定するに足りる事項”とは、例えば具体的には何か。</p> <p>ハ。「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」とある。</p> <p>“その他の当該本人を特定するに足りる事項”とは、例えば具体的には何か。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 国際銀行協会】</p>	「その他の当該本人を特定するに足りる事項」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
700	規則（案）第 13 条第 1 項第 1 号ハ	<p>【規則 13 条 1 項 1 号ハ】氏名を含まない個人データについて記録作成義務で記録すべき本人を特定するに足りる事項とは何か</p> <p>①規則 13 条 1 項 1 号ハは、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」の記録を求めているが、提供する情報の個人情報該当性が、当該情報が個人識別符号を含むことによるのみ該当することとなるものである場合、同号ハは、個人識別符号を記録することを求めるものということか、確認したい。</p> <p>②その場合、該当する個人識別符号が、令 1 条 1 号イの DNA 塩基配列である場合には、DNA 塩基配列を記録しなければならないこととなるのか、確認したい。</p> <p>③提供元では、元データを保有している限りにおいては、提供する個人データ（「当該個人データ」）に氏名を含まない場合でも、元データが氏名を含んでいる場合があり、その場合には、当該本人の氏名等を記録することもできると考えられるが、本号ハは、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の……」とあることから、提供するデータ中の情報を用いて記録事項を用意しなければならないようにも読めるが、これはそのような趣旨の規定か、確認したい。</p> <p>④そうではなく、「当該個人データによって識別される本人」で一つの句であるから、そのような本人についての、当該個人データ以外の情報（元データ内の氏名</p>	<p>①②については、DNA を第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該 DNA 自体ではなく、付番されている ID 等でも足りるものと考えられます。</p> <p>③④については、本人の氏名を記録することが可能です。</p> <p>⑤については、御理解のとおりです。</p> <p>なお、法第 76 条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報取扱われる場合には、本確認記録義務（法 25 条・法 26 条）を含む個人情報保護法第 4 章の規定が適用除外となっています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>等)を用いて記録を作成することも本号ハは認めているものと理解してよいか、確認したい。</p> <p>⑤あるいは、提供元においては、元データを保有していることを前提に、記録事項には、元データと連結する符号を記録する方法も、本号ハは認めているものと理解してよいか、確認したい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
701	規則(案)第13条第1項第1号ハ・二	<p>(該当箇所)規則案第13条第1号ハ、二 (意見)DNAが個人識別符号であるとする、当該データ内容全部の記録を要するの か。 (理由)DNA情報のデータベースを取り扱うに当たって、記録事項としてDNAデータそのものを残す必要があるとするとデータ量が大きすぎ、現実的ではない。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」「当該個人データの項目」が必要と考えられます。</p> <p>DNAを第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該DNA自体ではなく、付番されているID等でも足りるものと考えられます。</p> <p>また、「当該個人データの項目」についても、「DNAデータそのもの」を記録することを求めているものではありません。</p> <p>なお、法第76条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報が取扱われる場合には、本確認記録義務(法25条・法26条)を含む個人情報保護法第4章の規定が適用除外となっています。</p>
702	規則(案)第13条第1項第1号二	<p>(意見) 施行規則案13条1項1号二の「当該個人データの項目」は、トレーサビリティを確保できる限りにおいては、項目を具体的に列挙することに代えて、当該項目を網羅する表現を用いたり、実際に提供した情報自体によって記録したりすることも認められるか確認したい。</p> <p>(理由) 「個人データの項目」の粒度については、画一的に決まるものではないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>御意見のとおり、「個人データの項目」の粒度については、画一的に決まるものではないものと考えられます。また、実際に第三者に提供した個人データ自体をもって記録とすることも可能であると考えられます。</p>
703	規則(案)第13条第1項第1号二	<p>13条1項1号二について 「当該個人データの項目」とは、個人データを集計する際の見出しとなる「氏名」「住所」「電話番号」等のことか、それとも個別具体的な「山田太郎」「東京都●●区●●町●丁目●番●号」「03-●●●●-●●●●」のことか。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本規則案第13条第1項第1号二で記録を求めているのは、「当該個人データの項目」ですが、具体的内容そのものを記録することも否定するものではありません。</p>
704	規則(案)第13条第1項第2号	<p>第三者提供に係る記録の作成については、法第25条第1項に「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、『当該個人データを提供した年月日』、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない」と明記されているが、法第23条第1項または法第24条の規定により個人データを第三者に提供した場合(本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合)の記録事項には、当該個人データを提供した年月日は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【一般社団法人全国銀行協会】	
705	規則(案)第13条第1項第2号イ	<p>●該当箇所 規則(案)第十三条第一項第二号イ</p> <p>●意見内容 規則(案)第十三条第一項第二号イの「本人の同意を得ている旨」とは、「同意有り」の記載等、同意を得ている事実を記録するレベルで足りるのか確認したい。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
706	規則(案)第13条第1項第2号イ	<p>(意見) 記録事項のうち、「法23条1項又は法24条の同意を得ている旨」については、他の書類や電磁的記録を含めた記録全体によって同意を得ていることが確認できるような記録となっていれば足りると理解してよいか。例えば、個々の提供行為について「契約書その他の書面」に「本人から同意を得た」と明記した記録がなくても、「同意を得た上で契約を締結する」という社内ルールやそれが遵守されていることを確認する態勢が整備されていること等と合わせて、総合的な観点から個々の提供行為について本人の同意を得ている蓋然性が高いと判断できる場合、そのような態勢を整備していることをもって「本人の同意を得ている旨」が記録されていると評価できると理解してよいか。</p> <p>(理由) 通常、「契約書その他の書面」に「本人の同意を得ている旨」が記載されていることは期待できず、個別に書くとなると単純に作業が増え、かつ記録媒体(記録簿等)が必要になり非常に手間が生じるため、トレーサビリティの確保の観点から許容される「本人の同意を得ている旨」の記録方法を確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	御理解のとおりです。
707	規則(案)第13条第1項第2号イ	<p>【第三者提供に係る記録の必要項目(本人の同意を得ている場合)】 記録する事項のうち「本人の同意を得ている旨」とは、個々の記録にその旨を記録する以外にも、同意を得なければ法25条に定める提供を行ってはならない旨の社内規定が定められており、その確保のための態勢整備がなされていることでも充足されていると理解してよいか。 ※ 上記は提供のケースだが、受領に関する規則17条1項2号イも同じ。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
708	規則(案)第13条第1項第2号イ	<p>(意見) 規則(案)第13条第1項第二号イにより、「本人の同意を得ている旨」の記録を作成しなければならぬが、個人情報取扱事業者から第三者への提供が、複数回行われる場合であっても、第三者や個人データの項目について概括的な包括的同意を本人から1度得ることで足りると理解してよいか。それとも複数回、第三者への提供が行われる場合には、その都度、本人から同意を得ることが必要か。</p> <p>【ウェルズ・ファーク銀行 東京支店】</p>	本規則案第13条第1項第2号イでは、法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨の記録を作成することを求めています。当該同意に該当するか否かについては、第三者提供の態様等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
709	規則(案)第13条第2項	<p>●該当箇所 規則(案)第十三条第二項</p> <p>●意見内容 規則(案)第十三条第二項の規定は「個人データの提供が複数行なわれており、ひとつの記録に記録されている事項が、他の記録でも記録する必要のある事項に該当する場合は、他の記録において記録を省略することができる」という理解でよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	既に本規則案に規定する方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。
710	規則(案)第13条第2項	<p>【第三者提供に係る記録の必要項目(～記録されている事項が同一内容)】 規則13条2項は、「個人データの提供が複数行なわれており、ひとつの記録に記録されている事項が、他の記録でも記録する必要のある事項に該当する場合は、他の記録において記録を省略することができる」という意味か。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	既に本規則案に規定する方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。
711	規則(案)第13条第2項	<p>平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」では、規則案13条2項又は規則案17条2項の適用場面が同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して「同一項目」の個人データを授受するような場合。」に適用されるとあるが、規則案には「同一項目」と記載されていないようである。これは「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」が誤っているのか、規則案が誤っているのか、いずれでもないのか明らかにした上で、整合性を取るための対応をしていただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御指摘の委員会資料は該当例を挙げたものであり、既に本規則案に規定する方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。
712	規則(案)第13条第2項	<p>規則案13条2項又は規則案17条2項の省略は実務的にどうすればよいのかご回答いただきたい。「何も書かない」、「省略」と書く、「規則16条(12条)に規定する方法により作成した法26条3項(法25条1項)の記録に記録された事項と内容が同一であることから省略」と書く等様々な記載方法があるが、適切な方法をご教示していただきたい。(これは規則案13条2項及び17条2項を準用する規則案附則3条及び6条でも同じ問題が生じると思われるので、解釈が規則案13条2項又は規則案17条2項と規則案附則3条又は6条で同一かもあわせて明らかにしていただきたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	事業分野毎又は個人情報取扱事業者毎に、個人データの第三者提供の態様、記録義務対応の運用は異なり得るものと考えられますが、本規則案第13条第2項又は本規則案第17条第2項に基づき省略する際は、単に記録義務を怠ったものではないことが分かるようにするべきと考えられます。
713	規則(案)第13条第2項	<p>全ての記録すべき事項について規則案13条2項又は規則案17条2項の要件を満たす場合には、記録の作成そのものを省略する(つまり、記録を作成しない)ことも許されるということか、ご確認いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	記録事項の全てが既に記録されている場合においては、事実上、全ての事項の記録を省略することができるものと考えられます。
714	規則(案)第13条・第17条	<p>規則案13条と17条はほぼ同様の規定が並んでいるが、規則案13条1項には3号がないのに対し、規則案17条1項には3号として「第三者(個人情報取扱事業者)に該当する者を除く。」から個人データの提供を受けた場合」について規定が置かれている。規則案13条1項3号に「第三者(個人情報保護取扱事業者に該当する者を除く。)に個人データを提供する場合」という規定を置くことで平仄をあわせては</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>どうかご検討いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
715	規則（案）第14条	<p>規則案14条, 18条1号から3号までの期間は長すぎないか、または短すぎないか、なぜこのような期間とされているのかの理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。</p>
716	規則（案）第14条	<p>規則案14条, 18条によると、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときはわずか「1年」の保存期間なのにもかかわらず、それ以外が「3年」というのは平仄を欠くのではないかご検討いただきたい。特に契約書というのは通常実務では長期の保存期間が定められていることが多いことを十分に考慮してた上でこの年数を決めたのか明らかにしていただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。</p>
717	規則（案）第14条	<p>規則案14条, 18条1号から3号までの期間と法19条の関係をご説明いただきたい。例えば、規則案14条, 18条1号から3号に基づき保存すべき情報には、個人を特定できる情報が含まれるところ、Aという顧客との取引が終わり、「利用する必要がなくなった」としてAに関する全ての個人情報を削除しようとしても、規則案14条, 18条1号から3号による保存義務があるのですべてを削除できないという事態が生じ得るが、これは矛盾ではないか。逆にいえば、少なくとも第三者から取得しまたは第三者に提供した情報については、その保存期間を規則案14条, 18条1号から3号までの期間以上と設定する必要があるということかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>作成した記録を保存する義務は、提供した個人データ自体を保存するものではないことから、御指摘は当たらないものと考えられます。</p>
718	規則（案）第14条	<p>3. 規則（案）の第14条1号</p> <p>1) 意見</p> <p>「最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日まで」とは、××年1月1日に規則（案）第12条第3項に規定する契約書等に記載された個人データを第三者に提供した場合、××年12月31日まで保存しなければならないという理解でよいか。</p> <p>例えば、××年7月1日に、同一人物の住所変更の情報を取得し、同じく第三者に提供した場合でも、上記契約書等の保存は××年12月31日までという理解でよいか。</p> <p>2) 理由</p> <p>例えば、自動車リコール制度の確実な実施のためには、車の使用期間を通じて使用者の最新の住所情報が必要であることから、販売会社は新規に住所情報を取得した場合はもちろん、住所変更の情報を取得した場合はその都度、更新した情報をメーカーに提供している。</p> <p>このように販売会社がメーカーに住所情報を提供後、更新情報を提供したような場合に、保存期間の起算点が更新情報の提供時などに移動してしまうと、契約書等の保存期間が1年を大きく超えることとなり、事業者の負担が著しく大きなものと</p>	<p>御意見のケースにおいて、更新情報を提供した場合には記録の作成が必要となりますが、当初の契約書を当該提供の記録とするか、又は、別途記録を作成するかは、個人情報取扱事業者が実態に応じて選択することが可能と考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		なるおそれがある。 【一般社団法人 日本自動車販売協会連合会】	
719	規則(案)第14条	【規則14条】第三者提供に係る記録の保存期間が1年と3年に区別されている理由は何か 規則14条は、1号では1年、2号及び3号では3年と定めているが、このように期限を区別した理由は何か、明らかにされたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。
720	規則(案)第14条第2項	該当箇所：規則案第14条第2項 意見：記録の保存期間は提供される情報の寿命に応じたものを定めるべきである。 理由：例えばwebサイト運営者から広告配信事業者に、閲覧者ごとに割り当てられる符号(以下、「ID」と言う。)を第三者提供する場合を考えると、cookieのように9割程度が1週間程度で失効するIDもある一方、デバイスフィンガープリントのように閲覧者がその装置を使う限り失効しないIDもある。それらを一律に1年または3年の間保管するのは短寿命のIDのみを扱う事業者にとっては過度の負担となり、長寿命のIDを閲覧者に割り当てる事業者のサイトを閲覧する者にとっては保護が不十分と言えるため。 【個人】	保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。
721	規則(案)第14条・第18条	第三者提供に係る又は第三者提供を受ける際の記録の保存期間について1年又は3年が定められており(規則案第14条及び第18条)、契約書の場合の保存期間を含めその期間設定の理由は明らかではありませんが、一旦保存期間は可能な限り短期間に設定していただき、個人情報取扱事業者がより合理的と考えるより長期の保存を行うか否かは当該個人情報取扱事業者の判断に委ねていただければ幸いです。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。
722	規則(案)第14条・第18条	・記録の保管義務について、記録内容に個人情報が含まれるところ(施行規則第13条1号ハ)、個人情報の漏洩防止の観点からは、個人情報はなるべく早く消去することが望ましく、企業も不要な個人情報は短期間で消去・削除している。したがって、これと平仄を合わせるためにも、保管期間を原則3年間とすることは長きにすぎると考える。法第25条の趣旨であるトレーサビリティの確保のために、一定の保管期間を設定することも理解できなくもないが、同様のトレーサビリティ確保が必要な例えば産業廃棄物等と異なり個人情報は特に住所等も含めた情報は頻繁にその内容が変更されることが想定されるため、原則2年に短縮すべきである。 【経営法友会】	保存期間については、確認・記録義務を規定する契機となった、平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を踏まえ、事業者に対する負担も勘案しながら、定めたものです。
723	規則(案)第14条・第18条	個人情報の保護に関する法律施行規則 第十四条 個人情報の保護に関する法律施行規則 第十八条 倫理的配慮が必要なヒトのゲノム情報を共有するためのデータベースの運用においては、ゲノム情報の利用に期限が設けられており、利用期間終了時にデータの消去が要請されているところであるが、データ提供を受ける際に作成する記録にゲノム情報そのものを記載する必要があるとすると、利用期間が記録の保管期間以内である場合、データ利用者がデータの利用期間を超えてデータを保持することを認めざるを得なくなり、個人情報の適切な管理(利用の終了した個人情報の削除)に支	DNAを第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該DNA自体ではなく、付番されているID等でも足りるものと考えられます。 なお、法第76条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報が取扱われる場合には、本確認記録義務(法25条・法26条)を含む個人情報保護法第4章の規定が適用除外となっています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>障をきたすことから、前条一号ハでの記載の妥当性（ゲノム情報に対してユニークに与えられている情報（ID等）による記録も可とする等）を今一度ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
724	規則（案）第14条第1号・第2号・第18条第1号・第2号	<p>個人データの第三者提供に関する記録を一括作成する場合（規則案第12条第2項但書）や、契約書等を以て記録に代える場合（規則案第12条第3項）、実務上、1個人顧客について1つの記録を作成するのではなく、複数（例：数百人、数千人）の個人顧客（本人）分について、1つの記録（エクセルファイル（一覧表）、CVSファイル、簿冊等）が作成される場合がある。このように、複数（例：数百人、数千人）の個人顧客（本人）分について、1つの記録を作成した場合、その記録のうち、提供がなされないことが確実な個人顧客に係る記録（記録（エクセルファイル）の一部）については、早期に（当該個人に係る個人データを最後に提供した日から1年または3年を経過した日に）消去することが可能であるとの理解でよい。消去ができないとすると、1人1つの記録を作成等せざるを得なくなり、実務上負荷が膨大となる。</p> <p>（例）2017年11月、A銀行は、一括作成方式を利用（施行規則12条2項）、500人分の個人顧客の個人データの提供の「記録」（エクセルファイル）を一括作成し、その後、500名の個人顧客の個人データを、第三者に対し、継続的に提供していた。</p> <p>2018年11月、500名のうち50名について、以後、この50名の個人データを第三者に提供する必要がない事態になった（例：50名について、契約が解除されるなどして契約関係がなくなった）。</p> <p>A銀行は、2018年11月時点で、この50名を「記録」（エクセルファイル）から削り、別のエクセルファイルに移管し、2018年から1年が経過した後、この50名分の記録を削除することができることを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>基本的には御理解のとおりと考えられますが、本規則案第12条第2項ただし書に基づき作成した記録の保存期間については、本規則案第14条第2号が適用されることに留意が必要です。</p>
725	規則（案）第15条	<p>本人以外のインターネット HP やマスコミ等により一般に公開されている情報の取得については、第三者提供を受けることには当たらないと理解してよい。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしております。</p>
726	規則（案）第15条	<p>●該当箇所 規則（案）第十五条</p> <p>●意見内容 受領者が確認すべき事項で、提供者による個人情報取得の経緯については、例えば取得方法を記載した提供者からの書面等で対応が可能か確認したい。</p> <p>●理由 受領対象数が膨大なため、個々人の同意書を受領するのは対応が困難と考えることから。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
727	規則（案）第15条	<p>（質問） サービサー等が金融機関から債権の買取を行う際には、一般に入札方式が取られることが多い。 このような入札方式の場合には、入札に参加したサービサー等のうち最終的に落札</p>	<p>「第三者から個人データの提供を受ける」場合には改正後の法第26条の確認・記録義務が適用されず。一般論としては、「第三者から個人データの提供を受け」ているものと評価される場合は、仮に事後的に削除などをしたとして</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>できなかった者は、金融機関から提供を受けた債務者データ（個人データ）を速やかに削除している。このように第三者から取得した個人データを速やかに削除する場合には、当該個人データの提供を受けた個人情報取扱事業者は、第三者提供を受けた際の確認の記録の作成・保存をする必要がないと考えて良いかどうか。</p> <p>（その理由）</p> <p>サービス等が金融機関等が行う債権売却の入札に参加する場合には、一般に、金融機関等との間で守秘義務契約を締結した上で、債権のデューデリジェンスに必要な個人データの提供を受けており、もし落札できなかった場合には、守秘義務契約に基づき受領した個人データを削除、返却又は処分している。</p> <p>このような一般的なケースを前提とした場合に、落札できなかったサービス等において、確認の記録の作成・保存が必要とすると、個人データの削除等を行っても、なお、当該記録という形で個人データの一部が残ることになり、サービス等及び金融機関等間で締結した守秘義務契約の趣旨に反するし、結果的に、個人情報の漏えい上のリスクも低減できないおそれがあるため。</p> <p>【一般社団法人 全国サービス協会】</p>	<p>も、確認・記録義務は適用されます。</p> <p>いかなる場合が「第三者から個人データの提供を受け」たものと評価されるかは、今後、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
728	規則（案）第 15 条	<p>提供元から個人データでないという確認、契約を締結した上で提供を受けたデータが個人データであった場合は提供元が責任を負うという理解でよいか。提供を受ける側の確認義務は無いとの理解でよいか。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>御質問の内容が明らかではないですが、「第三者から個人データの提供を受け」た場合には、改正後の法第 26 条に基づく確認・記録義務が適用されます。いかなる場合が「第三者から個人データの提供を受け」たものと評価されるかは、今後、ガイドライン等において明確にしていく予定です。</p>
729	規則（案）第 15 条	<p>・提供元から個人データでないという確認、契約を締結した上で提供を受けたデータが個人データであった場合は提供元が責任を負うという理解でよいか。提供を受ける側の確認義務は無いとの理解でよいか。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>御質問の内容が明らかではないですが、「第三者から個人データの提供を受け」た場合には、改正後の法第 26 条に基づく確認・記録義務が適用されます。いかなる場合が「第三者から個人データの提供を受け」たものと評価されるかは、今後、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
730	規則（案）第 15 条	<p>第三者から個人データの提供を受けた個人情報取扱事業者は、当該個人データの取得の経緯について証拠を求めることができる立場にいと限りません。特に、個人情報取扱事業者のために委託業務を行う個人情報取扱事業者の委託先等がこの例にあたります。当該確認義務は、個人情報取扱事業者及び委託先間の契約書において、個人データが法に従って取得されたことを規定することで、充足されるべきと考えます。前記の第三者提供を受ける際の記録作成義務及び記録の保存期間に関するコメントは、第三者提供を受ける際にも同様に当てはまります。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>御質問の内容が明らかではないですが、委託関係に基づき個人データの提供を受ける場合には、改正後の法第 26 条に基づく確認・記録義務が適用されません。</p>
731	規則（案）第 15 条	<p>・個人情報の識別可能性（照合容易性）の判断については、「個人データを受けの場合」について、提供元基準という判断なのか明確にしていきたい。（消費者庁は提供元基準と判断しているようである）。なお、そうであるならば、提供先において識別可能性（照合容易性）が認められない場合は、「個人データを受けの場合」に該当しない旨を明確にしていきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
732	規則(案)第15条	(意見) 「その他の適切な方法」にはどのような方法があるのかガイドラインにおいて、事例を挙げる等により明確になると考えてよいか。 (理由) 「その他の適切な方法」に関して個人情報取扱事業者間で判断において、バラつきが出るのが懸念されるため。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
733	規則(案)第15条第1項	第三者が法人であり、かつ、上場会社等であった場合に、公表されている資料等により、当該上場会社等の名称及び住所並びにその代表者の氏名を確認することができれば、規則第15条第1項で規定される適切な方法による確認と考えてよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
734	規則(案)第15条第1項	個人データを提供する第三者が取得経緯等をHPで公表している場合、当該HPを確認することは「その他の適切な方法」に含まれるのか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
735	規則(案)第15条第1項	(該当箇所) 規則(案)の第15条第1項 (意見) 確認を誰に対して行うのか、規則又はガイドライン等によって明らかにすべきである。 (理由) 確認が誰に対して行うものか、又は第三者提供を受ける事業者内で確認すれば足りるのか、条文上、不明確であるため。 【在日米国商工会議所(ACCJ)・米国情報技術工業協議会(ITI)】	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
736	規則(案)第15条第1項	(意見) (第三者提供を受ける際の確認)「——— その他適切な方法とする。」の「その他適切な方法」をガイドライン等に具体的に示していただきたい。 (理由) 「その他適切な方法」が意味するところが不明なため。 【日本製菓工業協会】	御意見を踏まえ、ガイドライン等において明確にしていまいます。
737	規則(案)第15条第1項・第2項	第三者から個人データの提供を受ける際の、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認の方法は、「当該個人データの取得の経緯を示す契約書等の書面の点検その他の合理的な方法」とされているが、必ずしも契約書その他の書面の提示を促す必要はなく、当該第三者から申告を受ける方法でもよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。
738	規則(案)第15条第1項・第2項	(意見) 規則(案)第15条第1項及び第2項の「その他の適切な方法」の具体例を教えてください。 また、第三者提供を受ける個人情報取扱事業者として規則(案)第15条の確認を行う場合には、当該第三者は、その確認に応じる義務があることを確認したい。 (理由) 第三者提供を行う者は、個人事業取扱事業者の確認に応ずるのに備えて、何らかの	「その他の適切な方法」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。 個人情報取扱事業者が改正後の法第26条第1項に基づき第三者に対して確認を行う際は、当該第三者は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはいならないものとされています(同条第2項)。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		書面を用意する義務があるのか、書面以外での対応が可能かを確認したいため。 【ウェルズ・ファーゴ銀行 東京支店】	
739	規則(案)第15条第1項・第2項	規則案15条1項及び2項の「適切な方法」とは何かご説明いただきたい。例示されている方法以外に「適切な方法」があれば、各項につき明示いただきたい。例えば守秘義務によって契約書(規則案15条2項)を提示できない場合も十分あり得るが、その場合はどうすればよいのか。例えば「法令に違反せずに適切に取得しました」という表明保証をさせることで「適切な方法」で「取得の経緯」を確認した(規則案15条2項2号)と言えるのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「適切な方法」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。なお、一般論として、「法令に違反せずに適切に取得しました」の記載のみでは取得の経緯を確認したものとは評価されないものと考えられます。
740	規則(案)第15条第2項	規則第15条第2項に規定されている「その他の合理的方法」とは、どのような方法が考えられるのか。例えば、情報提供者が個人情報取扱事業者である場合は、当該事業者の社内規則や顧客向け約款等で適正に個人情報を取得することが規定されていることが確認できれば、個別の取得経緯まで確認することは求められないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
741	規則(案)第15条第2項	●該当箇所 規則(案)第十五条第二項 ●意見内容 規則(案)第十五条第二項で示されている「法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法」における、「その他の適切な方法」について、明らかにしていただきたい。 なお、具体的な方法については、全ての個人を提供元との契約書等の書面提示を受けて確認することは現実的に困難なため、書面等の物質にかかわらず、広く経緯が確認できる方法を認めてもらいたい。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御意見を踏まえ、「その他の適切な方法」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
742	規則(案)第15条第2項	(意見) 取得の経緯を確認する方法として「契約書その他の書面の提示を受ける」以外に「その他の適切な方法」が認められている。取得の状況や当事者関係等について提供者から申告を受けたり、社内ルールや通常実施される手続きに沿って取得したことを確認したりする等によって、取得の経緯を類推できトレーサビリティを確保できれば、「その他の適切な方法」により確認したと評価することができると理解してよいか。 (理由) 「契約書その他の書面の提示を受ける方法」以外の「その他の適切な方法」について具体的に確認したい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	御理解のとおりです。
743	規則(案)第15条第2項	【第三者提供受領時の確認事項(取得経緯確認)】 多数の個人データの提供を受ける場合、すべての個人と提供元との契約書等の書面の提示を受け確認することは現実的ではないため、以下の方法も「その他適切な方	基本的には、御提示の方法も認められると考えられますが、「その他の適切な方法」の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>法」であることを確認したい。</p> <p>① 提供元との契約により提供元に提供の同意を取得する義務を課す方法</p> <p>② 提供元が個人情報の取得を行う書式その他のスキームを確認し、同意取得のプロセスがあることを確認する方法</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	
744	規則（案）第 15 条第 2 項	<p>・取得経緯の確認は「契約書その他の書面の提示を受ける方法その他適切な方法」（施行規則第 15 条 2 項）で行うと規定されているが、通常契約当事者以外に契約書等の書面が提示されることは、当該契約書に規定される秘密保持条項からも困難であり、契約違反ともなりかねない。また、取得の経緯についてどのような内容が示されていればこれが適切な方法といえるかが明確でなく、ガイドライン等においてこれを明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。
745	規則（案）第 15 条第 2 項	<p>規則案 15 条 2 項の「取得の経緯」とは何か。例えば提供者より前に取得した者を含めて本人から最初に個人データが提供されて以来全ての経緯なのか、提供者となる第三者自身が取得の対象となった個人データを取得した経緯を確認することで足りるのかご説明いただきたい。（前者の場合煩雑に過ぎるが後者の場合本人の保護に欠けるように思われるのでご質問させていただいている。）なお、ここでいう「取得の経緯」の解釈は、法 26 条 1 項における解釈と同一かも説明いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個人データを提供した「第三者」による取得の経緯を確認すれば足り、そこから遡って当該「第三者」より前に取得した者の取得の経緯を確認することは求められていないものと考えられます。
746	規則（案）第 15 条第 2 項・第 17 条第 1 項第 1 号口・第 2 号口	<p>当該第三者から申告を受ける方法により「当該第三者による当該個人データの取得の経緯（改正法 26 条 1 項 2 号）」を確認することは「その他の適切な方法」と解してよいか（規則 15 条 2 項）。</p> <p>また、上記申告に係る記録をもって、当該確認に係る事項の記録とすることは可能か（17 条 1 項 1 号口等）。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
747	規則（案）第 15 条第 2 項・第 17 条第 1 項第 2 号口	<p>貸金業法等における指定信用情報機関から本人の個人データの提供を受ける場合において、「指定信用情報機関による当該個人データの取得の経緯」を確認する必要があるが、具体的にどのような方法を用いるべきか、例示していただきたい。例えば、次の事項について、次の方法により確認することはどうか。</p> <p>① 当該信用情報機関が貸金業法に基づく指定を受けていることについて、指定の公示内容を確認（貸金業法 41 条の 13 第 2 項）</p> <p>② 加入貸金業者が本人から同意を得ていることについて、貸金業法 41 条の 36 および加入貸金業者の名簿（貸金業法 41 条の 25）を確認</p> <p>※ 指定信用情報機関は、多くの加入貸金業者等から提供された本人に係る個人データを取り扱っている。</p> <p>このようなケースにおける「当該個人データの取得の経緯」の記録・確認義務の履行方法について、明らかにするため</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	個人データの提供が「法令に基づく場合」に該当する場合には、確認・記録義務は適用されません。
748	規則（案）第 15 条第 3 項	<p>規則案 15 条 3 項について既に同一の第三者から他の個人データの提供を受ける際に同一事項を確認し、記録している場合であっても再度確認が必要という理解でよいか、確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	第三者から他の個人データの提供を受けるに際して、確認事項のうち、既に確認（記録を作成・保存している場合に限り）を行っている事項は、改めて当該第三者に対して確認を行う必要はなく、当該個人情報取扱事業者におい

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			て、記録事項の内容が同一であることが確認できれば足りるものと考えられます。
749	規則(案)第15条第3項	<p>規則案16条2項但書は「当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるとき」には一括で作成できるところ、規則案15条3項においても、同一の第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときには、一括して確認をすることを認めるべきではないか、ご検討いただきたい。(そうでないと、せっかく記録義務は一括して履行するのに確認義務は個別に負い続けるということで、規則案16条2項但書の意味がなくなってしまって不合理と思われることからご質問させていただいている。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>第三者から他の個人データの提供を受けるに際して、確認事項のうち、既に確認(記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている事項は、改めて当該第三者に対して確認を行う必要はなく、当該個人情報取扱事業者において、記録事項の内容が同一であることが確認できれば足りるものと考えられます。</p>
750	規則(案)第15条第3項	<p>規則案15条3項について、例えば、特定の第三者から個人データの提供を受けるのが2度目である場合に、1度目の提供の際の確認事項の内容と、2度目の提供の際の法26条1項各号の事項が同一か否か確認したところ、2号の「取得の経緯」に違いがあることを認識した場合、規則案15条1項及び2項が適用されるのかご回答いただきたい。また、規則案17条1号口または2号口では、「法26条1項各号に掲げる事由」の記録を求められることになるから、規則案15条3項がある場合であっても、結局、規則案15条1項及び2項の確認を行うのと同じことになると思われるが、規則案15条3項はどのような趣旨で設けられた規定なのか明らかにしていただきたい。(これは規則案15条3項を準用する規則案附則4条でも同じ問題が生じると思われるので、解釈が規則案15条3項と規則案附則4条で同一かもあわせて明らかにしていただきたい。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「取得の経緯」が異なるのであれば、再度、「取得の経緯」を確認する必要があります。</p>
751	規則(案)第15条・第16条	<p>個人情報取扱事業者が、犯罪収益移転防止法上の取引時確認のため、取引相手の法人から取引担当者や実質的支配者に関する個人データの提供を受ける場合には、法令(犯罪収益移転防止法)に基づく場合(法第23条第1項第1号)として、取引相手の法人は取引担当者や実質的支配者の同意を得ずにも、個人データを第三者(個人情報取扱事業者)へ提供できることを確認したい。</p> <p>このとき、法第26条第1項ただし書きにより、個人情報取扱事業者(受ける側)は、規則(案)第15条の確認、同第16条の記録の作成は不要であることを確認したい。</p> <p>日本の犯罪収益移転防止法に相当する内容の外国の法令に基づいて、金融機関が社内規程で必要と定める取引時確認を行う過程で、個人データを受け取る場合も、同様と理解してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【ウェルズ・ファーゴ銀行 東京支店】</p>	<p>「法令に基づく場合」の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。なお、一般論として、「法令」に外国の法令は含まれません。</p>
752	規則(案)第16条	<p>同意を得たうえで提出される書類に記載された個人データをシステムへ入力するにあたり、「必ず同意があることを確認したうえでシステムへ入力する」という事務規程に基づき事務を行っている場合、当該システムへの入力は規則第16条第1項に定める「電磁的記録」に該当する(入力されたデータをもって「同意している」旨の記録とする)という理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
753	規則(案)第16条第2項	<p>非対面により、具体的には専用ウェブサイトへのログインにより、第三者から本人同意による複数者の個人データの第三者提供を受けており、当該第三者から、当該ログイン後の画面において、随時、追加の個人データ(以下、「追加情報」という。)の提供や既に提供を受けている個人データの更新情報(以下、「更新情報」という。)の提供を受け、また提供を受けることが確実に見込まれる。</p> <p>この場合において、第16条第2項の規定による、一括して記録を作成することを考えているが、その場合に、当該第三者から提供を受けた情報の記録として、①当該提供を受けた時点の当該複数者の個人データの情報全体、あるいは、②当該提供を受けた追加情報又は更新情報の個別情報、のいずれかについて記録を保存することを検討しているが、①、②いずれとも許容されると考えてよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
754	規則(案)第16条第2項	<p>規則案16条2項但書により記録を「一括して作成する」場合に、法26条1項2号の「取得の経緯」(規則案17条1号口または2号口)については、継続的に若しくは反復して行われる提供において、一貫して変わらないという前提でなければ、一括して作成することはできないということになるのかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	実務上、取得の経緯が異なる個人データの提供を継続的に又は反復して受ける際に、一括して記録を作成することも否定されるものではないと考えられます。
755	規則(案)第16条第2項	<p>規則案16条2項につき、法26条1項の確認義務は「提供を受けるに際して」発生し、「確認を行ったとき」に記録義務が発生する(法26条3項)こととされており、提供を受ける前に確認を行い、それに伴って記録義務が発生することが前提になっているように読める。規則案16条2項が(提供を受けるに際し)ではなく「提供を受けたとき」と定めたのは、確認義務を果たしたところ、法17条1項等の観点から取得すべきではないと判断して取得を見送った場合に、確認記録義務がないことを明らかにしてする趣旨と理解してよいかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	一般論として、改正後の法第26条第1項に基づく確認を行う中で、同法第17条第1項の観点から取得をすべきでない場合には個人データの提供を受けないこととなるため、記録の作成義務は生じません。
756	規則(案)第16条第3項	<p>条文中、「契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは…(中略)…記録に代えることができる。」とあるが、これは各号に規定する全ての事項が記録されていることが必要か、又は各号に規定されている事項のうちいずれかが記載されていれば、その記載された事項については記録に代えることができるのか。</p> <p>【個人】</p>	記録事項のうちいずれかが記載されている場合には、その記載された事項については記録に代えることができるものと考えられます。
757	規則(案)第16条第17条	<p>家族・キーパーソンからの情報取得</p> <p>医療・介護現場では、家族や同行者から患者・利用者の情報を取得することは日常的に行われていますし、ごくごく一部の例外を除き、そのような情報取得は本人の意思に沿うもので、かつ社会的にも相当なものです。</p> <p>このような情報取得を第三者からの情報提供として確認や記録作成を求めることは全く意味がなく、煩雑な手続が必要になって医療・介護現場に混乱を招くばかりです。急を要する場合には家族らに電話などで状況を説明して来院してもらい、必要情報は家族らに提供されないと、の不合理な事態を招きかねません。</p> <p>この点は以下のような規制とすべきです。</p> <p>・医療・介護の現場で家族やキーパーソン、同行者からの、病状等についての情報</p>	ガイドライン等における記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>提供は改正個人情報保護法第 23 条第 1 項の第三者提供には当たらないとする。</p> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族やキーパーソン、同行者からの病状等についての情報提供については 本人から特段の意思表示がない限り黙示の同意があるものとみなす。かつ、法 26 条第 3 項及び規則案第 16 条・17 条に定める記録については、診療記録等に記載すれば足りるものとする。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
758	規則(案)第 16 条～第 18 条	<p>ADR 機関等で苦情等の受付を行う際、苦情等の申出人から、苦情等の申出内容において、申出人以外の個人の情報を得る場合がある（申出人の親族の氏名等。または法人の場合には当該法人の従業員名やその他法人（苦情対象先等）の従業員名）。ADR 機関等においては、そうした情報をデータベースに入力することがあるが、この場合に以下の事項を確認したい。</p> <p>① 苦情等の申出人から第三者（家族等）の「個人情報」を受領する場合（電話での聴取等）には、その後データベース化するとしても、「個人情報」を受領しており、法第 26 条の個人データの第三者提供を受けた場合の規定が適用されないとの理解でよいか。また、同情報をデータベース化した後、再度苦情等の申出人から同じ第三者の「個人情報」を受領した場合であっても、同様に考えてよいか。</p> <p>② 苦情等の申出人から第三者の「個人データ」（苦情申出人（法人）の従業員名等が個人データである場合等）が提供される場合（電話での提供等）であって、それが単体の個人データの場合には、ADR 機関等が受領するのは「個人情報」であり、その後データベース化するとしても、法第 26 条の個人データの第三者提供を受けた場合の規定が適用されないとの理解でよいか。また、同情報をデータベース化した後、再度苦情等の申出人から同じ第三者の「個人データ」の提供（単体）があった場合（電話での提供等）であっても、同様に考えてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	①及び②については御理解のとおりです。
759	規則(案)第 17 条	<p>意見</p> <p>（１）提供先において法第 26 条に基づく確認・記録義務を負う場合、「第三者から個人データの提供を受けるに際し」の「個人データ」への該当性は、提供元と提供先の双方で「個人データ」に該当する場合（つまり、提供元において個人データに該当する情報が提供され、かつ、提供先において当該情報を個人データとして管理する場合（つまり、提供先において個人識別性がありかつデータベース化して管理する場合）のみが該当するものと理解したが、その理解で問題ないか、「個人データ」への該当性の判断基準を明確にして頂きたい。</p> <p>理由</p> <p>（１）施行規則第 17 条第 1 項にて、個人情報取扱事業者から提供を受ける場合について、第 1 号及び第 2 号に規定されているが、それぞれ同意又はオプトアウトの構成により個人データが提供される場合（つまり、個人情報取扱事業者が個人データとして管理している情報が提供される場合）のみが規定されており、個人情報取扱事業者が個人データとして管理していない情報の提供を受ける場合は想定されていない。この規定からは、少なくとも提供元で個人データに該当しない場合は、確認・記録義務の適用外と解釈される。また、個人情報保護委員会 HP 上に掲載されていた「第 14 回個人情報保護委員会」での資料 2-3 中の対応案⑥の記載によると、提</p>	改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>供先において「個人データ」として管理しない場合には、確認・記録義務の適用外とする方向性が示されている。これらの点から、提供元と提供先の双方で「個人データ」に該当する場合のみ、提供先での記録・確認義務が課せられるものと理解したが、「個人データ」への該当性の判断基準を明確にして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
760	規則(案)第 17 条	<p>意見</p> <p>(2) 上記(1)の理解で問題ない場合(又は提供元基準のみで「個人データ」への該当性を判断する場合)、①社会通念上、提供元において「個人情報データベース等」を構成する情報ではないと合理的に推測される場合(例えば、紹介キャンペーン等で個人ユーザから数人の家族・友人・知人等の情報について申告を受ける場合など)や②提供元に確認のうえ「個人情報データベース等」を構成する情報ではないと申告を受けた場合などには、確認・記録義務は適用されないと理解して良いか、明確にして頂きたい。</p> <p>理由</p> <p>(2) 提供先では、提供元において個人データに該当するかどうかを必ずしも明確に判断できないため、個人データへの該当性の判断基準に「提供元基準」が含まれる場合、提供先において、どのように該当有無を判断することが求められているかを明確にして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしていまいます。</p>
761	規則(案)第 17 条第 1 項	<p>【第三者提供に係る記録事項】</p> <p>法 26 条 3 項は第三者取得をした場合の記録について定めているが、同項記載の「当該確認(注: 第 1 項に定める確認)に係る事項」と、施行規則 17 条 1 項 1 号口に記載の「法 26 条第 1 項各号に掲げる事項」に違いがあるのかご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>改正後の法第 26 条 3 項記載の「当該確認に係る事項」と、本規則案第 17 条第 1 項第 1 号口に記載の「法 26 条第 1 項各号に掲げる事項」は同じ内容です。</p>
762	規則(案)第 17 条第 1 項	<p>【規則 17 条 1 項各号】「個人情報取扱事業者が法第 23 条第 2 項の規定により提供を受けた場合」は国語的に誤り</p> <p>①規則 17 条 1 項 1 号に、「個人情報取扱事業者が法第 23 条第 2 項の規定により個人データの提供を受けた場合」とあるが、この「個人情報取扱事業者」は、この文中の「個人データの提供を受けた」者のことを指しているのか、それとも、「法第 23 条第 2 項の規定」による提供者のことを指しているのか。国語的には前者で読むのが自然であろうが、そうすると、「法第 23 条第 2 項の規定により」の主体が誰なのか不明な文(提供を受ける者に法第 23 条第 2 項の規定が適用されるわけではない)となる。適切に修文されたい。同項 2 号についても同様である。また、1 号では「規定により」とあるのに、2 号では「規定による」とあり、表記が揺れている。意図して区別したものでないならば修文されたい。例えば以下のようにしてはどうか。</p> <p>一 個人情報取扱事業者が第三者から法第 23 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合</p> <p>二 個人情報取扱事業者が第三者から法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定による個人データの提供を受けた場合</p> <p>②規則 17 条 1 項各号は、1 号及び 2 号では「個人情報取扱事業者が……提供を受け</p>	<p>御意見を踏まえ、本規則案第 17 条第 1 項各号柱書を次のとおり修正します。</p> <p>一 個人情報取扱事業者から法第二十三条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項</p> <p>二 個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>三 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合 第一号口から二までに掲げる事項</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>た場合」としているのに対し、3号では「第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から……提供を受けた場合」としており、このように区別している理由は何か。3号の趣旨が、個人等から提供を受けた場合を想定しての規定であることは承知しているが、このように区別して書かれている理由が見えない。もしかして、前記①の点は、前者ではなく後者の理解が正しいのか。であれば、各号は以下のように修文するのが最も自然ではないか。</p> <p>一 個人情報取扱事業者に該当する第三者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合</p> <p>二 個人情報取扱事業者に該当する第三者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合</p> <p>三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
763	規則(案)第17条第1項	<p>提供元で仮名化して提供先に氏名その他の個人識別符号が提供されない場合、提供先において氏名などの記録が不可能であることから、記録の対象とならないという理解で良いか。</p> <p style="text-align: center;">【日本製薬工業協会】</p>	改正後の法第26条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしております。
764	規則(案)第17条第1項	<p>該当箇所：規則案第17条第1項</p> <p>意見：法23条第2項の規定により個人データの第三者提供が行われた場合であっても、当該データの提供を受けた者（以下、「受領者」と言う。）において当該個人を特定できないケースが実務上多くある。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信販売事業者が、顧客番号と購買履歴のみを第三者に提供する場合 2. webサイト運営者が、登録会員のcookie等IDを広告配信事業者に提供する場合 3. 市場調査会社が、調査を発注した者に調査結果を納品する場合 <p>である。</p> <p>こうした場合に記録すべき「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」は何を指すのか。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	改正後の法第26条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしております。
765	規則(案)第17条第1項第1号	<p>規則第17条1項1号口「法第26条第1項各号に掲げる事項」のうち法第26条第1項2号（データ取得の経緯）の記録は、取得の経緯を確認した、規則第15条2項にある「当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面」の保存をもって、取得の経緯の記録を満たすと解することも可能であるという理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
766	規則(案)第17条第1項第1号口	<p>1.2. 規則案第17条第1項 - 確認・記録事項の法人代表氏名他法人情報の法人番号による置き換え</p> <p>=====</p> <p>1.2.1 理由</p> <p>-----</p> <p>規則案第17条第1項の口で、法第二十六条第一項各号に掲げる事項を記録するとなっている。</p> <p>法第二十六条第一項では、「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあって</p>	御意見として承ります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は、その代表者又は管理人)の氏名」となっている。 この法人の代表者氏名は、法人を確定するために記録が求められているものと思われる。そうであれば、代表者氏名の代わりに法人番号の記録でも良しとすべき(むしろそちらの方が永続性があり望ましい)と思われる。</p> <p>1.2.2 提案</p> <p>-----</p> <p>規則案第十七条第一項の口に、(ただし、法人にあつては、名称・住所・代表者氏名を法人番号で替えることも可)と追記する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
767	規則(案)第 17 条 第 1 項第 1 号ハ	<p>該当箇所 規則 17 条 1 ハ 意見 「本人を特定するに足る事項」について、受け取った側で個人識別不可能な非個人データになっているとき、該当する事項がないのではないか。</p> <p>理由 受け取った側で非個人情報化されていると、記録義務はなくなるのか?しかしそういったデータの記録義務を免除すると、そこから先の提供先で不正や事故があったときのトレーサビリティが確保できない。事業者ごとの個人情報性の判定でよいのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしていまいます。
768	規則(案)第 17 条 第 1 項第 1 号ハ	<p>【規則 17 条 1 項 1 号ハ】提供を受けた情報が個人情報に該当しない場合の記録項目は何か</p> <p>規則 17 条 1 項 1 号ハは、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」の記録を求めているが、提供元において個人データに該当する情報の提供を受けても、提供を受けた者においては個人情報に該当しない情報となっている場合がある。例として、鉄道の乗降履歴を氏名のみ削除した形で提供を受ける場合、大抵の場合に「個人データの提供を受ける」に該当するが、提供を受けた者にとっては、大抵の場合に個人情報に該当しない。</p> <p>①この場合には、提供を受けた者が「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」を記録することは(追加の情報を得ない限り)不可能であるが、この場合にはどのような記録を行えばよいのか。</p> <p>②これに関連して、個人情報保護委員会の平成 28 年 7 月 29 日付資料「改正個人情報保護法第 25 条・第 26 条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」には、「【対応案⑥】受領者にとって個人データに該当しなければ、確認・記録は不要とする。」との記載があるが、その具体例には「事業者 A の営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを事業者 B の営業担当に渡す場合。」と書かれており、個人情報であっても個人データとして取得するのでなければ、法 26 条の義務を課さないことにするという意味と捉えられるが、これをさらに進めて、上記のように、提供元で個人データの提供に当たるが、提供を受けた者にとってはそれが個人情報ですらない場合についても、同様に法 26 条の義務を課さないことにする趣旨であると理解してよいか、確認したい。</p>	改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>③そうである場合、鉄道の乗降履歴等の提供を受けた者が、さらに他の事業者にそれを提供する場合、トレーサビリティは確保されないことになるが、それでよいのか。上記の資料に記載の「名刺1枚」の例では、受領者がデータベース化しないことから、トレーサビリティを続けて確保する必要がないのに対し、鉄道の乗降履歴等の提供を受けた者が、さらに他の事業者にそれを提供する場合、データベースとして提供するのであるから、トレーサビリティ確保の制度趣旨からして、目的が達成されないことになるのではないか。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
769	規則(案)第17条第1項第1号ハ・ニ	<p>【規則17条1項1号ハ及びニ】提供を受けた情報を散在個人情報としてのみ保有する場合の記録項目は何か</p> <p>①規則17条1項1号は、イにおいて「個人データの提供を受けた年月日」としており、この部分については、「個人データの提供を受けた」であるから、個人データ該当性は提供元において個人データであるか否かで判断され、問題とならないが、同号ハには「当該個人データによって識別される」と、同号ニには「当該個人データの項目」との記述がある。これらは、提供を受けた者において「個人データ」に該当するものを指す趣旨か、確認したい。</p> <p>②そうであるならば、提供を受けた者が、当該情報を個人情報データベース等を構成する個人情報とせず、散在個人情報として保有するに過ぎなかった場合には、当該情報は「個人データ」に該当しないものとなるが、その場合、ハ及びニの事項としては何を記録すればよいのか。</p> <p>③こうした矛盾を回避するには、次のように修文すればよいのではないか。</p> <p>ハ 提供を受けた情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 提供を受けた情報の項目</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	改正後の法第26条の「個人データ」の該当性は、受領者を基準に判断されます。いかなる場合が「個人データの提供を受け」と評価されるかは、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
770	規則(案)第17条第1項第1号ホ	<p>(意見)</p> <p>個人データの第三者提供を受ける際の記録事項として、いわゆるオプトアウト規定がある場合、「法第二十三条第四項の規定により公表されている旨」を記録することとあるが、一方で、法26条1項および規則(案)15条のいずれにおいても当該公表については、第三者提供を受ける際の確認事項となっていない。この点について、仮に当該公表が確認できない場合でもその旨を記録すれば、必要な確認を行ったものとして第三者提供を受けることに問題はないと解釈してよいのか。</p> <p>【三菱UFJ国際投信株式会社】</p>	「法第23条第4項の規定により公表されている旨」は個人情報保護委員会のホームページにて確認することを想定しています。
771	規則(案)第17条第1項第1号	<p>規則17条1項1号ホ「法第二十三条第四項の規定により公表されている旨」につき、実際には公表されていない場合には、「法第二十三条第四項の規定に反して公表されていない旨」を記録すればよいということを確認いただきたい。それとも、公表されていないにも関わらず取得することがすべて法17条1項違反等で違法ということであればその旨を明記いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	一般論として、個人情報取扱事業者からオプトアウトによる第三者提供を受ける際に、改正後の法第23条第4項による公表が為されていない場合は、当該個人情報取扱事業者は同法第23条第2項に基づく届出義務を履行していないことが推定されるため、基本的には、個人データの提供を受けることは想定されていません。
772	規則(案)第17条第1項第2号イ	非対面により、具体的には専用ウェブサイトへのログインにより、第三者から、本人同意による複数者の個人データの第三者提供を受けている場合、法第二十三条第一項又は法第二十四条の同意を得ている旨の記録は、当該ログイン時に当該第三	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>者から併せて同意いただく利用規程上に、個人情報の取扱いとして、予め本人の同意を得る旨を設けておれば、当該利用規程に同意をした上で提供をしたことをもって、当該記録がされていると考えてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	
773	規則(案)第 17 条第 1 項第 2 号イ	<p>規則案 17 条 1 項 2 号イ「法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨」につき、実際には同意を得ていない場合には、「法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ていない旨」を記録すればよいということを確認いただきたい。それとも、同意を得ていないにも関わらず取得することがすべて法 17 条 1 項違反等で違法ということであればその旨を明記いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	規則案第 17 条第 1 項第 2 号は、法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の同意に基づき個人データの提供を受けた場合を対象としているため、同意を得ずに個人データの提供を受けることは想定していません。
774	規則(案)第 17 条第 1 項第 3 号	<p>本号は、第三者から個人データの提供を受ける場合であって、個人情報の提供を受ける場合は、該当しないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
775	規則(案)第 17 条第 1 項第 3 号	<p>個人情報取扱事業者が、本人の同意に基づき、個人情報取扱事業者に該当しない第三者から、個人データの提供を受ける場合、同項 2 号および 3 号が重複して適用されるように読めるが、そのような理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	規則案第 17 条第 1 項第 2 号は、法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定に基づく個人データの提供を対象としており、個人情報取扱事業者に該当しない第三者から個人データの提供を受けた場合は含まれていません。
776	規則(案)第 17 条第 1 項	<p>その他第三者提供に関する記録等の義務と法 17 条 1 項の関係を説明いただきたい。例えば、提供を受ける際に当該個人情報が適法に取得されたことが確認できないにもかかわらず、その提供を受ける場合、すべて法 17 条 1 項違反となるのか、ならないこともあるのか。また、提供を受ける際に第三者提供に関する確認・記録義務に違反した場合、それが 17 条 1 項違反をも構成するのか、回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御質問の件につきましては、具体的事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
777	規則(案)第 17 条・第 18 条	<p>(意見) DNA の塩基配列を個人識別符号とする場合、その情報量は膨大であるため、規則で求められている記録を作成することは実質的に不可能である。</p> <p>(理由) DNA の塩基配列が個人識別符号に含まれているが、該当する長さ、多様性などが示されていない事から、これを入手することは改正個人情報保護法においてはその長さなどに関わらず「個人情報取扱事業者」として個人データの提供を受けるとして取り扱うことになる。この場合、(ハ)に記載される「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」は存在しないため、DNA 配列情報自体が該当すると解釈できるが、その情報量は膨大でありデータ保管のコストが多額である。そのため、研究目的での使用が終了した場合、ゲノム配列情報そのものは消去あるいは返却をするが(アカデミアからは共同研究終了後ゲノム配列情報自体の完全なる返却を要求されることが多い)、第 18 条に従えば(関連条項：個人情報保護法 第 26 条 4 項)一定期間その情報を保管することとされており、現実的な対応が困難である。ゲノム配列情報を他の個人情報(個人識別符号)と同列で扱うことに矛盾があるのではないか。また、(ニ)に記載される「当該個人データの項目」は DNA から得られる様々なものが該当するため全てを記録することは困難である。</p>	個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられます。DNA を第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該 DNA 自体ではなく、付番されている ID 等でも足りるものと考えられます。なお、法第 76 条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報が取扱われる場合には、本確認記録義務(法 25 条・法 26 条)を含む個人情報保護法第 4 章の規定が適用除外となっています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【日本製薬工業協会】	
778	規則(案)第18条	規則案第15条第3項に規定される方法(同一であることの確認)によって第三者提供を受ける際の確認を行う場合の過去の記録についても、その保存期間は、規則第18条各号に定める期間であるとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。
779	規則(案)第18条	記録の保存期間の考え方について、同一の本人の情報について変更があった場合(例えば、Aの個人情報(氏名)を提供後、結婚等により変更されたAの氏名の情報を提供する場合)、「初回の提供」と「変更後の情報の提供」はそれぞれが独立した「提供」となるため、それぞれで記録を作成し、それぞれの作成日から1年又は3年保管すればよいという理解でよいか。 【一般社団法人 生命保険協会】	本規則案第13条第1項第1号ハは、「氏名」の他に、「当該本人を特定するに足りる事項」による記録も認めているため、御質問の件につきましても、常に、独立した提供に該当するものとは限りませんが、個人情報取扱事業者毎の第三者提供の態様等によっては、御提示の対応も認められるものと考えられます。いずれにせよ、具体的事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
780	規則(案)第18条	第三者提供に関する記録等によって作成された書面ないし電磁的データ(なお、保存期間につき規則案18条参照)は保有個人データ(法2条6項)として法27条から34条までの規制の対象になるのか回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第25条及び第26条の規定に基づく記録が、保有個人データ(同法第2条第7項)として同法第27条から第34条までの規制の対象となるかについては、具体的事情に応じて、各条の要件に該当するかで判断されます。
781	規則(案)第19条	次のような場合は、匿名加工情報に該当するのか。 ・システム開発・保守業者に提供するために顧客データをスクランブル処理したデータ ・マーケティング分析の委託のために顧客データを個人を特定できない形に加工したデータ ・社内活用するために顧客データを個人を特定できない形に加工したデータ ・法令その他それに順ずるために顧客データを個人を特定できない形に加工したデータ ・顧客データをネット集約した包括データ 【日本証券業協会】	本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものであり、個別の事例が匿名加工情報に該当するか否かはお答えしかねます。なお、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」(改正後の法第36条第1項)には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
782	規則(案)第19条	●該当箇所 規則(案)第十九 ●意見内容 個人データを一定の項目で集計した所謂「統計情報」は匿名加工情報に該当するのか、あるいは個人情報保護法の規制の対象にはならない情報なのか確認したい。(当然ながら、ここでの統計情報は「個人情報」の定義にも該当しないことを前提とする。) ●理由 該当しないことを明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合や、統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」(改正後の法第36条第1項)には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
783	規則(案)第19条	【匿名加工情報の定義(統計情報)】 個人データを一定の項目で集計した所謂「統計情報」は匿名加工情報にあたるか。あるいは個人情報保護法の規制の対象にはならない情報か。(当然ながら、ここでの	特定の個人との関係が排斥された統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」(改正後の法第36条第1項)には該当

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		統計情報は「個人情報」の定義にも該当しないことを前提とする) 【日本貸金業協会】	しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
784	規則(案)第19条	<p>●該当箇所 規則(案)第十九</p> <p>●意見内容 匿名加工情報は、「個人を識別することができない状態にする」ことを主旨としていると理解しているが、かつて電車の乗降データの販売が問題となった際に、「乗降駅と日時分が分かれば、個人がネット上に公開している情報と照合すれば個人を特定できるケースがある。従って乗降データは個人データに該当するケースもある。」といった意見があり、上記意見のように「世の中のどのような情報と突合しても個人を特定でないことが検証された場合のみ、匿名加工情報といえる」と解釈された場合、事業者としては匿名加工情報の作成や利活用は極めて困難になると考えられる。規則(案)第十九条第四号及び第五号は、個人の識別ができないことの完璧な検証まで求めているものではなく、元となる個人データの性質や匿名加工情報の作成・利用目的などから事業上合理的な範囲での検証を求めていると理解してよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないように技術的側面から全ての可能性を排除することまで求めるものではなく、一般人及び一般的な事業者の能力及び手法等を基準として判断されるものです。本規則案第19条第4号及び第5号等における加工基準の内容についてはガイドライン等における解説してまいります。
785	規則(案)第19条	<p>【匿名加工情報の定義(復元性の度合い)】 匿名加工情報は、「個人を識別することができない状態にする」ことを主旨としていると理解しているが、かつて電車の乗降データの販売が問題となった際に、「乗降駅と日時分が分かれば、個人がネット上に公開している情報と照合すれば個人を特定できるケースがある。従って乗降データは個人データに該当するケースもある。」といった意見があった。このように「世の中のどのような情報と突合しても個人を特定でないことが検証された場合のみ、匿名加工情報といえる」と解釈された場合、事業者としては匿名加工情報の作成や利活用は極めて困難になる。規則19条4号や5号は、個人の識別ができないことの完璧な検証まで求めているものではなく、元となる個人データの性質や匿名加工情報の作成・利用目的などから事業上合理的な範囲での検証を求めていると理解してよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないように技術的側面から全ての可能性を排除することまで求めるものではなく、一般人及び一般的な事業者の能力及び手法等を基準として判断されるものです。本規則案第19条第4号及び第5号等における加工基準の内容についてはガイドライン等における解説してまいります。
786	規則(案)第19条	<p>●該当箇所 規則(案)第十九条</p> <p>●意見内容 社内の情報の保管、管理上の安全管理措置として、特定の個人を識別することができる記述等を削除している場合で、仮に当該情報の削除が規則(案)に定める匿名加工情報の作成方法と同じであった場合、またはそれによって作成された情報が、規則(案)で定める匿名加工の方法により作成された情報と同じものになった場合でも、匿名加工情報として意図せず作成された情報は、匿名加工情報に該当しないという理解でよいか。</p>	匿名加工情報の定義等の解釈については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。なお、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合については、匿名加工情報を「作成するとき」(改正後の法第36条第1項)には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
787	規則（案）第 19 条	<p>各号に定める基準に基づき処理されることが想定される具体的な例を提示いただきたい。</p> <p>※ 理由：個人情報保護委員規則で定める加工対象となる匿名加工情報を明確にするため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御指摘を踏まえ、匿名加工情報の作成の方法の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいります。
788	規則（案）第 19 条	<p>従来から、事業者が、その保有する個人情報を独自の基準で「個人情報」に当たらないレベルにまで匿名化した上で、当該匿名化された情報の分析を外部の専門家に委託する、といったことは一般的に行われており、当該匿名化された情報は「個人情報」ではない以上、個人情報保護法の適用範囲外とされてきたものと理解している。しかしながら、今回公表された施行規則案第 19 条で示された程度の基準であれば、事業者の独自の匿名化基準が、たまたま同条の定める基準を満たしてしまうといった事態も十分想定されるところ、仮に、当該基準を満たした場合に、当該事業者に対して「匿名加工情報」に係る各種規制が課されるということになるのであれば、現行法下におけるよりも事業者に過度の規制を課すことになりかねず、ひいては、パーソナルデータの利活用促進という改正法の主たる目的に反することにもなりかねない。</p> <p>そのため、匿名化した情報の全てが当然に「匿名加工情報」として取り扱われるわけではなく、事業者が「匿名加工情報」として取り扱う意思を、公表等を通じて体的に明確にした場合のみ、「匿名加工情報」に係る各種規制が課されるものと理解してよいか。</p> <p>※ 理由：顧客情報の一部の情報のみを切り出して、匿名化を図った上で、これを外部業者に渡して様々な分析を行う場合について、「匿名加工情報」の規制が課されることになると負担になることから、このような場合に規制が課されないことを明確にするため。</p> <p>また、国会答弁の中でも、この点について議論はされていたが、法律上も今回の施行令・規則上も、その文言上、解決がなされたとは言いがたいと思われるため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第 36 条第 1 項）には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
789	規則（案）第 19 条	<p>法律 36 条 3 項について、個人情報取扱事業者が自ら取得した個人情報を加工した際に形式的に匿名加工情報の定義に該当するものとなった場合、当該個人情報の取得時に本人に通知等した利用目的の範囲内で当該個人情報取扱事業者がその加工情報を利用している限りは、利用目的の範囲内での個人情報の利用の一部なので、匿名加工情報の作成には該当せず法律 36 条 3 項の公表義務はないことを明確に示すべきである。</p> <p>【個人】</p>	例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第 36 条第 1 項）には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
790	規則（案）第 19 条	<p>第 19 条（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）について</p> <p>施行規則においては、「どのように加工すれば匿名加工情報となるか」の基準に加え、その究極の形として、「どこまで加工すれば匿名加工情報ですらなくなるか」について基準が示されるのではないかと期待していた。しかし今回提示された案で</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えます。匿名加工情報の定義等の解釈については、ガイドライン等における記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は、加工元のデータベースが個人情報データベースである限り、どれだけ丸めても匿名加工情報として法 36 条から 39 条の義務がかかることとなり、制度の趣旨に照らして過剰な規制であると考えます。</p> <p>具体的な懸念事項は以下のとおり。 私ども EC ネットワークでは、インターネット取引に関連するトラブルについてオンラインで相談を受けている。相談事例のデータベースは、要保護性が非常に高い個人情報データベースであると認識している。たとえ相談者の氏名やメールアドレスをデータベースから削除したとしても、相談者自身がフォームに入力する相談内容は、当然ながら相談者のプライバシーに深く関わるものである。施行規則案第 19 条第 3 項にいう「特異な記述」が含まれる場合には、相談内容のみで特定の個人を識別できる可能性もある。したがって組織内部においては、統計データ等を作成するために氏名やメールアドレスを削除したデータベースも、匿名加工情報データベースではなく、あくまでも個人情報データベースとして管理する予定である。</p> <p>一方、相談事例の内容や傾向を関係者と共有することは、消費者啓発や事業者への注意喚起に役立つ。トラブルの発生を防いだり救済を容易にしたりするための制度的対応の要否や方向性を検討するにあたり、有益な材料の一つともなり得る。これまで、講演や研修、研究会等で当方に寄せられた相談事例の紹介を求められた時は、積極的に情報を提供しよう心がけてきた。</p> <p>このような場面では、トラブルのパターンから一般化できる論点を探ることが目的なので、特定の個人を識別できる情報はもちろん、事例ごとの特殊な事情は不要である。相談内容は、趣旨を損なわない範囲で相当程度要約して「相談概要」とする。これ以外に項目として残すのは、「発生年月」程度である。</p> <p>このように加工して第三者に提供するデータは、特定個人の識別性は限りなく低く、個々の相談者にとってのプライバシーリスクはほとんどないと考えている。統計データではないが、もはや個人データでもないもので、現行法の下では、第三者提供にあたり特段の制約はないと理解していた。しかし念のため、相談機関としては、利用目的の 1 つとして、「提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、相談事例として利用し、消費者が同様のトラブルにあうことを防ぐための情報提供等に活用させていただきます。」といった規定を置いている。</p> <p>この運用に特段の問題があるとは思えないが、このようなデータについても、改正法第 36 条第 4 項の「加工後の情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法についてあらかじめ公表する義務」が等しくかかってくるとすれば、相談機関にとっては大きな負担増となる。相談者に無用の不安を与えることを危惧し、個別事例ではなく、統計データのための提供に止める方向に動くのではないかと懸念される。</p> <p>現在問題なく行われている利活用が後退することなく、示唆に富む相談事例を安心して社会の共通財産とできるよう、施行規則において、「特定個人の識別性が十分に低減されて匿名加工情報ではなくなる」基準が示されることを強く希望する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 EC ネットワーク】</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
791	規則(案)第19条	<p>(1) 個人情報に基き、当該個人情報に含まれる記述等及び個人識別符号を削除するとともに、集合値に加工することにより統計情報を作成した場合であっても、当該統計情報は、「個人に関する情報」ではないため匿名加工情報には該当せず、匿名加工情報に関する規律の適用を受けないという理解で良いか、明確にして頂きたい。</p> <p>(2) 匿名加工情報として、目的外利用や第三者提供をする意思はなくても、①個人情報を公表済の利用目的の範囲内で社内利用する場合にセキュリティの観点から、当該個人情報に含まれる記述等及び個人識別符号を削除し、形式的に匿名加工情報の定義に該当する加工情報を作成した場合、②統計情報を作成する過程での中間生成物として当該個人情報に含まれる記述等及び個人識別符号を削除し、形式的に匿名加工情報の定義に該当する加工情報を作成した場合においても、これらの加工情報は匿名加工情報には該当せず、匿名加工情報に関する規律の適用を受けないという理解で良いか、その法文上の根拠を含めて明確にして頂きたい。</p> <p>理由</p> <p>(1)(2)のケースについては、改正個人情報保護法にかかる国会審議においても、匿名加工情報には該当せず、匿名加工情報に関する規律の適用を受けないとの説明がなされているところである。現行法下においても特段の措置を講じることなく実施できている、このようなケースについて匿名加工情報の規律を適用させることは、パーソナルデータの円滑な利活用の促進という改正趣旨に反するものであり、国会審議での説明のとおり結論であれば、結論については賛同する。ただ、法文上の根拠が必ずしも明確ではないため、その解釈及び法文上の根拠を明確にして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>例えば、統計情報を作成するために個人情報を加工する場合や安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」(改正後の法第36条第1項)には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。</p>
792	規則(案)第19条	<p>委員会規則全ての基準に合致した「匿名加工情報」がどのように活用できるのかイメージができない。利活用を目的に作ったルールではないのか。</p> <p style="text-align: center;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>具体的な法令の解釈や加工の事例については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。</p>
793	規則(案)第19条	<p>・委員会規則全ての基準に合致した「匿名加工情報」がどのように活用できるのかイメージができない。利活用を目的に作ったルールではないのか。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>具体的な法令の解釈や加工の事例については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。</p>
794	規則(案)第19条	<p>匿名加工された購買履歴や位置情報を新たに「匿名加工情報」とし、提供者本人の同意がなくても利用できる枠組みとなりましたが、匿名化の技術には現状においても不安があります。</p> <p>今後さらに個人を特定する技術が開発されれば、匿名加工の意味をなさない可能性が高いと思われます。基準はあらゆる状況に対応できるものであることを求めます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>匿名加工情報は特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにしたものであり、技術動向も考慮した上で適切な加工基準を委員会規則及びガイドライン等において定める予定です。</p>
795	規則(案)第19条	<p>第19条第1項に定める「匿名加工情報」の作成基準において、具体的加工方法は業界団体の判断に委ねることを明記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>法第38条が、匿名加工情報取扱事業者に対して、匿名加工情報の再識別化を禁止していることから、「匿名加工情報」とは、「他の情報を照合することによって特定の個人を識別することができるもの」を想定しているものと理解している。他方</p>	<p>匿名加工情報の定義等の解釈についてはガイドライン等において記載を検討してまいります。なお、委員会規則を踏まえた具体的な加工方法等は、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待され、当委員会としても必要な支援を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>で、法第2条第1項は、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」を「個人情報」と位置付けており、要するに「匿名加工情報」と「個人情報」の境界は、「他の情報との照合に関する容易性」にあるものと理解している。</p> <p>にもかかわらず、規則（案）第19条1項第1号は、どの程度まで特定個人識別性を排除すれば「個人情報」から「匿名加工情報」になるのか、明確な基準を示せていない。</p> <p>もとより、個人情報の取扱方法は非常に多様であり、「個人情報」と「匿名加工情報」の境界を、規則（案）で明確に示すことは不可能である。</p> <p>したがって、「個人情報」と「匿名加工情報」の境界は、それぞれの個人情報取扱事業者が所属する業界の業界団体の判断に委ねる旨を明記すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本マーケティング・リサーチ協会】</p>	
796	規則（案）第19条	<p>第19条第1項において、統計資料の作成過程で一時的に匿名化を施した情報は、「匿名加工情報」にはならない旨を明記すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>マーケティング・リサーチとは、消費者に対するアンケート等を通じて、消費者の意見・要望を、企業や公共機関に正しく反映させ、健全な経済の発展と消費生活の向上を目指すものであり、アンケート等を通じて取得した個人情報から、特定の個人を識別することができる記述等を削除するなどして、統計情報を作成することが主要な業務である。</p> <p>ここで「統計情報」は、個人情報でも匿名加工情報でもない（有斐閣「ジュリスト 2016年2月号」18頁、内閣官房内閣審議官向井治紀氏）。</p> <p>ところが、上述のとおり、マーケティング・リサーチにおいては、個人情報から統計情報を作成する過程で、必然的に第19条第1項に定める加工を施すこととなる。この場合に、法36条第2項以下の公表等の義務が、いちいちマーケティング・リサーチ業者に課されるとすれば、不必要な公表であるにもかかわらず、その事務が非常に煩雑となることは火を見るよりも明らかである。</p> <p>したがって、第19条第1項において、統計資料の作成過程で一時的に匿名化を施した情報は、匿名加工情報にはならない旨を明記すべきである。</p> <p>また、我が国のマーケティング・リサーチ事業者においては、クライアントに対して統計情報を提供する場合のみならず、「特定の個人を識別することができる記述」やマーケティング・リサーチ事業者が附番したID番号等を削除するのみで統計的処理を施す前の生データ（統計情報を作成する基礎となるデータベース）をクライアントに提供することもある。</p> <p>このような「統計情報を作成する基礎となるデータベース」は、まさに規則（案）第19条第1項に定める加工を施したものであり、法第2条第9項の「匿名加工情報」に該当してしまうが、この場合に、法36条第2項以下の公表等の義務が都度マーケティング・リサーチ業者に課されるとすれば、やはり、その事務が非常に煩雑となる一方、クライアントにおける最終目的が「統計資料の作成」にとどまる場合であれば、本人のリスクは、クライアントやマーケティング・リサーチ事業者自身が、自社内で統計資料を作成する場合と比較しても何らの差もない。</p> <p>したがって、個人情報から個人特定可能性を排除したデータを第三者に提供する</p>	<p>統計情報を作成するために個人情報を加工する場合については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第36条第1項）には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>場合であっても、「当該第三者における利用目的が統計資料の作成であり」、かつ、「予め、当該第三者との間で、再識別化及び本人アクセスの禁止を契約上合意していること」を前提としている場合には、統計資料の作成過程で一時的に匿名化を施した情報として、匿名加工情報にはならない旨を明記すべきである。</p> <p>【(一社) 日本マーケティング・リサーチ協会】</p>	
797	規則(案)第19条	<p>(2) 規則案第19条について</p> <p>匿名加工情報は、個人情報と統計情報の中間的な位置づけの情報であると理解しているが、匿名加工情報の作成方法に関する基準を厳格に定めすぎると、限りなく統計情報に近づき、匿名加工情報の利用価値を損なうこととなる。また、匿名加工情報の作成方法に関する基準は限定され過ぎており、適切な匿名加工方法は、保有している個人情報の種類や利用方法などにより異なる。記載されている手法以外にも、複数のレコードをグループ化し、同じグループの値を代表に置き換えるなど個人を特定できないようにする技術など、いくつもの匿名化技術はあり、また今後さらに匿名化技術は発展することが期待される。</p> <p>そのため、法令やガイドラインにおいて細かく基準を定めることは実態とかけ離れるおそれがあり、個人情報の利活用の促進につながらず、結果として消費者に有用なサービスを届けることができないということになる。また、手法の固定化により、匿名化技術の先端を行く他国に後れを取る恐れもある。</p> <p>よって、規則案第19条第4号の「特異な記述等」とは具体的にどのようなものかや、同条第5号の「適切な措置」とはどのようなものかについては、民間の自主的な判断に可能な限り委ねるべきである。</p> <p>そもそも匿名加工情報の制度は、パーソナルデータの利活用及び流通を確保する環境を整えるためのものとして、個人情報保護法改正における利活用促進策の中心的なものである(この点は、第189回内閣委員会における山口国務大臣趣旨説明でも明確に述べられている)。上述の意見が実現しなければ、結果的に利活用促進に繋がらず、法改正本来の趣旨を没却しかねない。</p> <p>【アジアインターネット日本連盟(AICJ)】</p>	<p>改正個人情報保護法の国会審議等の過程において、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を委員会規則等において定めることとされ、これに即して委員会規則を作成したところ。今後委員会規則及びガイドラインを踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。</p>
798	規則(案)第19条	<p>匿名加工情報に関する規則案第19条について、匿名加工情報の作成につき、完全な匿名化だけでなく、多様な非識別化の方法を認めている点は賛同致します。しかしながら、匿名加工情報の開示によるリスクの差異に基づく明確かつ適切な基準とすることにより、規則案を改善すべきであると考えます。即ち、匿名加工情報の複雑性と再識別の困難性は、関連するリスクによって定まるべきものだからです。要配慮性、匿名加工情報の利用者及びその利用目的など、その情報の性質の違いによって、匿名加工情報の使用におけるリスクが大きく異なってきます。例えば、学術機関によって研究のために用いられる場合とデータ・セットとして公表され又は広く共有される場合とでは、リスクは大きく異なります。</p> <p>更に、規則性や連結に関する定め(規則案第19条第2号及び第3号)は、匿名加工情報の作成方法及び技術を詳細に定めています。技術革新に鑑みると、ここまで詳細に定めると規則案が適用される場面が制約されてしまう可能性があります。データ・セットの全てのデータ要素を通じて参照整合性を保つ技術は既に存在しているため、技術的制約により規則案に抵触してしまう可能性があります。従って、予定される利用を適切に行うために必要な範囲で個人情報を匿名加工するという、結果</p>	<p>改正個人情報保護法の国会審議等の過程において、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を委員会規則等において定めることとされ、これに即して委員会規則を作成したところ。今後委員会規則及びガイドラインを踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>を重視した基準を設けることが望ましいと考えます。 特定の技術要件を設ける代わりに、考慮要素として規則性や連結のコンセプトを含みつつ、法的拘束力を持たない具体例を示したガイドラインを定めることが望ましいと考えます。このアプローチの例として OECD プライバシーガイドラインがあり、ガイドラインが変更されても原則を保つことが可能となります。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
799	規則（案）第 19 条	<p>■該当箇所 （匿名加工情報の作成の方法に関する基準）第十九条 ■意見 どこまで加工すれば良いのか、民間企業の利活用を阻害しないよう実務者の意見を取り入れながら、その充分性条件をガイドライン等で明確にしていきたい。 ■理由 充分性条件が不明確だったら、匿名加工情報の利活用につながらないため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	匿名加工情報の作成の方法に関する基準等の具体的な解釈は、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
800	規則（案）第 19 条	<p>（該当箇所） 規則（案）の第 19 条第 1 項 （意見） 規則案第 19 条第 1 項は下記のとおり修正すべきである。 第一号：個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）もしくは特定個人を識別するために合理的に利用することができない方法（集約による方法も含む。）で処理する。 第二号：個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）もしくは特定個人を識別するために合理的に利用することができない方法（集約による方法も含む。）で処理する。 第三号：個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）もしくは特定個人を識別するために合理的に利用することができない方法（集約による方法も含む。）で処理する。 第四号：特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）もしくは特定個人を識別するために合理的に利用することができない方法（集約による方法も含む。）で処理する。 （理由） 匿名加工され、かつ合理的に再識別化することのできない情報は、特定個人を識別する情報に該当せず、法令上の規定から除外すべきであるため。 【在日米国商工会議所（ACCJ）・米国情報技術工業協議会（ITI）】</p>	御指摘の加工基準がどのような内容であるか不明ですが、法第 2 条第 9 項に「匿名加工情報」の定義が定められており、規則第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の加工基準はこの法律上の定義に基づくものとなっています。 なお、改正個人情報保護法の国会審議等の過程において、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を委員会規則等において定めることとしてされ、これに即して委員会規則を作成したところであり、今後委員会規則及びガイドラインを踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
801	規則(案)第19条	<p>該当箇所 規則(案)19条 意見 匿名加工情報の作成基準の規則(案)19条は各号の全てを満たすことを求めるものか 理由 規則(案)19条は、「法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。」として、各号はそれぞれ「……すること。」と規定しているが、これは、各号のすべての要求を満たすという意味なのか、それとも、各号のいずれかの要求を満たすという意味なのか、どちらでもない何らかの基準なのか、明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【ニフティ株式会社】</p>	匿名加工情報を作成するときは本規則案第19条各号で定められた加工基準を全て満たす必要があります。同条各号の解釈について、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
802	規則(案)第19条	<p>【規則19条】匿名加工情報の作成基準の規則19条は各号の全てを満たすことを求めるものか 規則19条は、「法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。」として、各号はそれぞれ「……すること。」と規定しているが、これは、各号のすべての要求を満たすという意味なのか、それとも、各号のいずれかの要求を満たすという意味なのか、どちらでもない何らかの基準なのか、明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	匿名加工情報を作成するときは本規則案第19条各号で定められた加工基準を全て満たす必要があります。同条各号の解釈について、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
803	規則(案)第19条	<p>【意見】規則(案)第19条の書き方では、1～5項の全てを満たすことを要求しているのか、どれか一つを満たせば良いのかが不明です。匿名加工情報の作成の基準について、十分な消費者保護が図られるよう明確にしてください。</p> <p>【理由】匿名加工情報作成の具体的な基準は、業種ごとの認定個人情報保護団体が、マルチステークホルダープロセスにより定めることが予想されますが、これにより加工の基準にバラツキが生じ、結果、消費者保護の薄い業種が生まれるようでは問題です。規則で匿名加工情報の作成の基準を極力明確にするべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)全国消費者団体連絡会】</p>	匿名加工情報を作成するときは本規則案第19条各号で定められた加工基準を全て満たす必要があります。同条各号の解釈について、ガイドライン等における記載を検討してまいります。 また、当委員会としては、認定個人情報保護団体等と連携し、適切な匿名加工情報の制度の運用が図られるよう努めてまいります。
804	規則(案)第19条	<p>【該当箇所】規則(案)第19条(匿名加工情報の作成に関する基準) 【意見】規則(案)第19条の書き方では、1～5項の全てを満たすことを要求しているのか、どれか一つを満たせば良いのかが不明です。匿名加工情報の作成の基準について、十分な消費者保護が図られるよう明確にしてください。</p> <p>【理由】匿名加工情報作成の具体的な基準は、業種ごとの認定個人情報保護団体が、マルチステークホルダープロセスにより定めることが予想されますが、これにより加工の基準にバラツキが生じ、結果、消費者保護の薄い業種が生まれるようでは問題です。規則で匿名加工情報の作成の基準を極力明確にするべきです。</p> <p style="text-align: right;">【全国地域婦人団体連絡協議会】</p>	匿名加工情報を作成するときは本規則案第19条各号で定められた加工基準を全て満たす必要があります。同条各号の解釈について、ガイドライン等における記載を検討してまいります。 また、当委員会としては、認定個人情報保護団体等と連携し、適切な匿名加工情報の制度の運用が図られるよう努めてまいります。
805	規則(案)第19条	<p>規則(案)第19条 <意見>匿名加工情報作成のより具体的な内容は業界毎の個人情報保護団体のガイドラインに委ねられると思えますが、業界による基準のばらつきがないように個人情報保護委員会は注視してください。利用される個人情報の本人が十分に保護されるような仕組みと個人情報保護委員会によるチェック体制を構築してください。</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。当委員会としては、認定個人情報保護団体等と連携し、適切な匿名加工情報の制度の運用が図られるよう努めてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【一般財団法人 日本消費者協会】	
806	規則（案）第 19 条	規則（案）第 19 条 <意見と理由>匿名加工情報作成の具体的な内容は業界毎の個人情報保護団体のガイドラインに委ねられると思えますが、業界による基準のばらつきがないよう個人情報保護委員会は指導してください。 利用される個人情報の本人が十分に保護されるような仕組みと個人情報保護委員会によるチェック体制を構築してください。 【全国消費者協会連合会】	匿名加工情報を作成するときは本規則案第 19 条各号で定められた加工基準を満たす必要があり、その内容についてはガイドライン等において解説をしております。 また、当委員会としては、認定個人情報保護団体等と連携し、適切な匿名加工情報の制度の運用が図られるよう努めてまいります。
807	規則（案）第 19 条	（意見）特定の個人を識別できないように個人情報を加工したものを匿名加工情報とし、その加工方法及び事業者による公表等その取扱いに関する規律を新設されたことは評価いたします。但し、きめ細かい配慮が必要であると考えます。 （理由）匿名加工情報として直ぐに思いつきましたのは、IC カードで改札口を利用する乗降履歴データです。首都圏など乗降客の多いところは匿名性が担保されますが、過疎地域の駅では匿名性に危惧を覚えます。どこまで匿名化すれば外部提供できるのか、また、匿名の方法につきまちは分野ごと検討が必要と考えます。その際は、ガイドラインに分具体的に例示を出すようにして下さい。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】	匿名加工情報を作成するときは本規則案第 19 条各号で定められた加工基準を満たす必要があり、その内容についてはガイドライン等において解説をしております。 また、業界の特性等を踏まえた認定個人情報保護団体等の自主ルール策定が適切に定められるよう当委員会としても支援してまいります。
808	規則（案）第 19 条	・匿名加工情報と統計情報の区別を明確にし、統計情報が本規制の対象とならないことを明確にしてほしい。統計情報だけでは本人の不信感を生じさせるものではない。 【経営法友会】	改正前の個人情報保護法において、特定の個人との対応関係が排斥されている「統計情報」は規制の対象外とされており、この点は改正後も変更されるものではありません。
809	規則（案）第 19 条	・経済産業省が「匿名加工情報作成方法マニュアル」を作成しているが、貴委員会は、各省庁による縦割り型の規制を廃し、個人情報に関する規制を一元化するために設立された機関と考えるので、ガイドライン等については、これを一元化していただきたい。また、この基準についてこれらのマニュアル等に従っていれば基準を満たす旨明記いただきたい。 【経営法友会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えられますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
810	規則（案）第 19 条	規則案 19 条に基づく基準には合致していないものの、匿名化されデータ主体がもはや識別不可能となった情報は匿名加工情報でも個人情報でもない情報として個人情報法の規律の外に置かれるという理解でよいかと回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の加工された情報がどのようなものであるか不明ですが、当該加工された情報の内容等を踏まえて法令に基づき判断されるものと考えます。
811	規則（案）第 19 条	関連して、改正法本格施行前に規則案 19 条に従って「匿名加工情報」を作成した場合、これは現行法の「個人情報」に該当するのか。要するに、「匿名加工情報」制度は、現行法上未だに個人情報である情報について、改正法、政令、規則に基づき復元禁止等の義務が入ることによってはじめて個人情報としての扱いを免れ、匿名加工情報としての特別の規律に服するという点でいいのかについてご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、匿名加工情報の定義等の解釈については、ガイドライン等で記載を検討しております。例えば、統計情報を作成するために個人情報を加工する場合や安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第 36 条第 1 項）には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			必要はありません。この点については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。
812	規則（案）第19条	政令案6条、規則案19条及び法2条9項の「匿名加工情報」につき、要配慮個人情報情報を規則案19条に従って加工すれば匿名加工情報となるのか、それとも要配慮個人情報から匿名加工情報を作り出すことは許されないのか、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	要配慮個人情報から匿名加工情報を作成することも可能です。
813	規則（案）第19条	規則案19条に「基準」が書かれなければ違法（法36条1項の委任に反する）と解されるところ、規則案19条には「手法」は書かれていても「基準」は書かれていないのではないかと。規則案19条が列挙する手法を利用してどのような「基準」を満たせばよいのかを、可能であれば規則案に明記いただきたい、それが不可能であればここで回答いただきたい。（例えば、「以下各号に列挙した手法のいずれかまたは複数を用いて復元ができないようにすること」といった基準が考えられる。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	匿名加工情報を作成するために、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要とされる加工基準を委員会規則第19条において定めているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、規則第19条に定められた加工基準の内容について、ガイドライン等における解説を検討してまいります。
814	規則（案）第19条	規則案19条各号は「かつ」なのか「または」なのか、つまり、規則案19条各号のいずれか1つを満たせばよいのか、それとも、5つの要件を全て満たしてはじめて適法になるのかご回答いただきたい。（例えば、個人識別符号を含まない個人情報については2号を満たすことはできないし、純粋な個人識別符号については1号を満たすことはできないとおもわれるので「または」であるとも思われるが、そうすると5号の要件を満たさなくともよくなるのはおかしいのでやはり「かつ」なのか等と、実務の混乱を招きかねないように思われることから質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本規則案第19条各号全てを満たすことにより、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするものです。規則第19条各号の適用について、ガイドライン等において記載を検討してまいります。
815	規則（案）第19条	規則案19条の基準と経済産業省が平成28年8月8日に公表した「事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料（「匿名加工情報作成マニュアル）」の関係について説明いただきたい。両者は①全く同一なのか、②セーフハーバー（匿名加工情報作成マニュアルを遵守すれば少なくとも規則案19条の基準に合致しているが、これを厳密に遵守しない場合でも規則案19条の基準に合致することはあり得る）なのか、③匿名加工情報作成マニュアルは規則案19条の基準の内容を推知させる参考資料にはなるが必ずしも規則案19条の基準と一致するとは限らないのか、④異なる官庁によって作られた規則案19条の基準と匿名加工情報作成マニュアルの間には何ら関係がないのか、⑤それ以外の関係なのか、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えられます。
816	規則（案）第19条	規則案19条が極めて抽象的で理解しにくいと思われるが、ガイドライン等で具体化するつもりはあるのか、回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	規則第19条に定められた加工基準の内容について、ガイドライン等において記載を検討してまいります。
817	規則（案）第19条	法53条1項で「匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項」が認定個人情報保護団体の作成する個人情報指針（なお、規則案24条～26条も参照）の範囲に含まれるようになったということは、上記（特に規則案19条5号）のように意味が不明確かつ広範な規則案19条の解釈は、各業	改正個人情報保護法の国会審議等の過程において、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を委員会規則等において定めることとされ、これに即して委員会規則を作成したところです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>界毎の認定個人情報保護団体がその実情にあわせて個人情報指針の中で合理的な解釈を示すことが可能ということによいのか。逆に、そのようなことが可能であれば、認定個人情報保護団体の手を縛らないよう、規則案19条は「各業界の実情にあわせ、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにする上で適切かつ妥当なこと」といったより抽象的なものとすべきではないかご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>今後委員会規則及びガイドラインを踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。</p>
818	規則（案）第19条	<p>個人情報を匿名加工として提供する場合に、当該個人情報本人が関与できる仕組みがありません。</p> <p>匿名加工情報として作成する前又は個人情報を匿名加工情報として利用することが考えられる場合には、個人情報取得時に当該本人が匿名加工の拒否権等で関与できるように検討してください。個人情報主体が知らないうちに、提供した個人情報が加工されデータ分析された取扱われた場合に、そのデータの集団の規模が小さい集団が複数集まった場合、その集団の接合面では個人が特定される可能性も考えられます。しかし、当該情報主体本人が匿名加工情報として利用し公表されことを知らない、又、知りえた場合も削除してもらい権利がありません。当該個人情報本人が匿名加工情報として利用されることを拒否する権利は有していると考えます。</p> <p>現在の社会では、個人情報を提供することで利用できるプリペイド型電子マネー等の便利な社会基盤が整備されてきています。しかし、匿名加工情報としての拒否権が行使できなければ利用しない情報主体も考えられます。例えば、東京に在住して「SUICA」で匿名加工情報として利用された場合に個人が特定される可能性があるため情報主体の住居地域ではない「SUGOCA」等の他の地域のカードを利用することなどが考えられます。電子マネー等の便利なインフラが整備されたのに、「匿名加工情報」の拒否権がないために、情報主体の方々が電子マネー等の新しい社会インフラから離れていくことがあれば社会としてマイナスの要素が大きいと考えます。</p> <p>個人情報主体、匿名加工情報作成提供者及び匿名加工情報利用者の三者が、お互いに合意を得た上で個人情報や匿名加工情報を保護し活用する社会基盤を整備することを望みます。既に入手している個人情報を匿名加工情報として提供利用する場合は必ず本人の「参加」又は「拒否」を記録して有効に利活用されることを願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、匿名加工情報は、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにしたものであり、法令に基づき適切な取扱いが求められるものです。</p>
819	規則（案）第19条	<p>（意見）</p> <p>匿名加工個人情報について、個人情報保護法と、行政機関個人情報保護法とでは、加工後の取扱いが異なるのは、法の個人情報の既定の仕方が異なるからだとすると、今後の国民の意識の問題としては、理解しがたいのではないかと考えます。また、どこまで加工すれば、利用できるかの判断基準を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>個人情報保護法における匿名加工情報と行政機関個人情報保護法における非識別加工情報の取扱いの違いに関する御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>また、本規則案第19条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説をしております。</p>
820	規則（案）第19条	<p>（意見）</p> <p>匿名加工情報の作成の方法に関し、次の点を明確にすべき。</p> <p>（1）個人情報に含まれる識別子を仮名化して仮IDを用いる場合に、個人情報を加工する者が、仮名化前の識別子と仮IDの対応表を有していても、仮名化後の情報</p>	<p>本規則案第19条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説をしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が、匿名加工情報になり得ること。 (2) 個人情報加工後の情報に、k-匿名性が、k=1の値を有する場合であっても、匿名加工情報になり得ること。 (理由) 匿名加工情報が生じた経緯や、経済産業省が公表した「匿名加工情報作成マニュアル」によると、上記意見に記載した事項はあきらかだと思われるが、規則(案)の記載からは、そのことが明確に読み取れない。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
821	規則(案)第19条	<p>匿名加工情報については、事実上、何も書かれておらず、残念だ。報道等を見て期待していた。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 また、本規則案第19条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>
822	規則(案)第19条	<p>要配慮情報の提供は原則同意が必要であるが、山口国務大臣が国会答弁にて、匿名加工情報の利活用の事例として「医療機関が保有する医療情報を活用した創薬とか臨床分野の発展」とご発言されておられたが、個人識別符号に該当するゲノムデータを含まない病名や処方などの医療情報は匿名加工情報にすることで、データ主体の同意を得ず、「一定の規律の上で個人情報でない情報」として取り扱うことが可能であるという理解で正しいか？さらには、個人識別符号に該当するゲノムデータを含まない病名や処方などの医療情報であっても、提供元で個人が特定できないように処理し、提供先機関でも個人情報でない(容易照合性がない)と判断できれば、データ主体の同意がなく、また法でいう「匿名加工情報」で求められる手続きを踏まなくても、提供先機関にデータ提供が可能になり、提供先としては法の対象外の情報として取り扱うことが可能になるという理解は正しいか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、要配慮個人情報から匿名加工情報を作成することも可能ではありますが、匿名加工情報として作成・提供された場合には、法令に基づき適切に取り扱われる必要があります。</p>
823	規則(案)第19条	<p>(該当箇所) 個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)第二条第三項及び個人情報の保護に関する法律施行規則(案)第五条、第十九条 (意見) 要配慮個人情報であっても匿名加工により匿名加工情報となり、要配慮個人情報ではない個人情報を匿名加工した場合と取扱いは何ら異ならないとの理解でよいでしょうか。特に、病歴、調剤等の要配慮情報に関しては、疾患の予防医療・重症化予防、医療費適正化、治療の標準化および新薬の開発等に有益な解析・研究をするために必要となるデータボリュームを確保するためには、本人からの直接同意を必要としない匿名加工情報として取り扱いができるようにする必要があると考えています。 (理由) 条文上明記されていないため、要配慮個人情報の匿名加工であっても、個人情報一般の匿名加工の場合と取扱いは異なることを念のため確認したいためです。個人特定ができない個人識別符号が削除された情報であれば、特定の個人の差別や偏見を生じることはないと考えられるため、本人からの直接同意を必要としない取扱いで法の趣旨に反しないこと及び新薬の研究開発等に有益な解析・分析のためのデータボリュームの確保という実務上の必要性が高いことから、上記の取扱いが妥当。</p>	<p>御理解のとおり、要配慮個人情報から作成した匿名加工情報であっても同様に改正後の法第36条～第39条の規定等に基づき適切に取り扱われる必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【匿名】	
824	規則（案）第 19 条	匿名加工情報の「加工」とは、具体的にどういった処理が、どの程度必要か、ガイドライン等で示して頂きたい。例えば、仮名化されたデータで、対応表が存在しなければ、匿名加工情報に該当するレベルのものになると考えて良いか？ 【個人】	本規則案第 19 条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
825	規則（案）第 19 条	該当箇所：規則案第 19 条 意見：規則案第 19 条第 1 項-第 4 項において「削除すること（[略]置き換えること）」と具体的な「処理」を列挙しているが、「基準」であるのだから、匿名加工情報を作成するための方法が備えるべき性質を挙げるべきである。例えば、「処理によって得られた情報は特定の個人に由来しない状態になる」「同じ値の組合せを持つレコードを一定数以上含む」など。 理由：そもそも処理は「基準」ではないため。 また、委員会が定めた基準をどのような処理によって満たすかは事業者等の創意に任せることで、匿名加工情報を利用する側のニーズや社会の変化に対応した複数の手法ができ、利活用の幅が広がると考えるため。 【個人】	匿名加工情報を作成するために、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報データを復元することができないようにするために必要とされる加工基準を委員会規則第 19 条において定めているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、委員会規則等を踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。
826	規則（案）第 19 条	1 匿名加工情報について 個人情報として同意を得て、その同意の利用目的の範囲内で利用し、又は第三者提供し、匿名加工情報の規定を利用する意図がない場合は、匿名加工場の規定の適用がないという解釈でよいか。 【個人】	御理解のとおりです。法令の解釈についてはガイドライン等において明確にしてまいります。
827	規則（案）第 19 条	4 匿名加工について 企業ポイント等との関係で顧客に付与している ID については、そのまま用いてはならず、ハッシュ化する等しなければ、匿名加工をしたことにはならないという理解でよいか。 【個人】	本規則案第 19 条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
828	規則（案）第 19 条	5 匿名加工について 匿名加工をする際に、容易照合可能な情報と参照したとしても、匿名性が保たれていなければいけないということか。 また、容易照合という場合に、企業のデータベースが二つに分かれていて、ファイアーウォールがあったとしても、一人でも、両方のデータベースを見れば、容易照合可能というような非現実的な解釈を取るのか。（受託者が、A 社と B 社の双方から委託を受けている場合において、A 社にかかる DB と B 社に係る DB の双方を見れる受託者の従業員が一人でもいる場合は、容易照合ありなどという理屈になりかねない。） 【個人】	本規則案第 19 条に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
829	規則（案）第 19 条	「7. 匿名加工情報」 ・匿名加工情報化の条件をより具体的に提示してほしい。 関連して、個人情報／匿名加工情報／非個人情報の条件、また、容易照合性の条件も明確にしてほしい。	匿名加工情報の定義等の解釈は、ガイドライン等において記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>・上記条件については、技術的な厳密性よりも、当該情報の個人への実質的なプライバシー影響の有無の観点での条件としてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
830	規則（案）第 19 条	<p>・対応表が残った状態の加工を全て個人情報とする定義されてしまうような解釈はすべきではない</p> <p>・番号数値化するような加工は、非個人情報と明言すべき</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	匿名加工情報の定義等の解釈は、ガイドライン等において記載を検討してまいります。
831	規則（案）第 19 条	<p>「匿名加工情報」について。個人の特定を低減したデータはその低減により、本人の同意を得たこととする内容に改定されるようだが、全く別の意味をひとつにしているのであり、この改定は削除していただきたい。一個人としては、この個人情報利用されるにあたり、ひとつの利益もないばかりか、危険性だけが増すのみである。対価は全く無く情報を無償で知らぬ間に提供させられているのである。全てについて同意を求めるのは、それ以外に情報流出の危険から自分を守る術がないからである。そもそも、個人の所有物に対してその物を勝手に利用した者には窃盗など罪にあたるのに、なぜ情報だけは、より危険であるにも関わらず、利用されるのか。いくら不正アクセスやサイバー犯罪に関する法律があっても、事件は防げず増加している。その現状で、個人情報の利用枠を拡大されるのは、問題だし、事件を未然に防ごうと考えているのか疑問に思います。</p> <p>（理由）</p> <p>PCはじめ電気機器（情報に接する）利用においては、ネットワーク接続時も含め、それらの機器利用が必須でありまたそれらの機器利用は個人情報登録が必須である。また、メタデータはGPS機能など、その個人の行動も把握できるものであり、全てが合致するため悪用されるとどんな危険が及ぶか予想を超えるものになるのは間違いないと思われるため。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、匿名加工情報は、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにしたものであり、法令に基づき適切な取扱いが求められるものです。
832	規則（案）第 19 条 第 1 号	<p>規則案 19 条 1 号の「特定の個人を識別することができる記述等」とは何を指すのか。法 2 条 1 項が「情報に含まれる・・・記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの」と定めていること、直前の「個人情報に含まれる」という文言からすると、自然人 A に関する個人情報に含まれる記述等の全てではなく、そのうち、「特定の個人を識別することができる」という要件を満たすものを指していると思われるが、それは、記述等を単体として見て、識別性を持つか否かを判断するという趣旨なのか、明らかにしていただきたい。この点に関し、個人情報の定義において、他の情報と組み合わせることにより識別性を獲得する場合も識別性を有すると考えられていることとの関係をどのように理解すればよいか回答いただきたい。例えば、①氏名、②生年月日、③住所（市町村まで）、④性別、⑤年齢、⑥勤務先、⑦購入履歴（⑦-1～⑦-Nまで）からなるデータについて、匿名加工情報作成マニュアルでは、①②について単体で個人を特定する可能性のある情報（識別子）、③④⑤⑥については他の属性との組合せや外部の情報との照合によって、個人を特定する可能性のある情報（属性）、⑦について一般に属性と組み合わせられ、若しくは外部情報との照合がなされない限り個人を特定する可能性のない情報（履歴）と分類されている。仮に、「特定の個人を識別することができる記述等」が、記述等を単体として見て、識別性を持つものを意味するのであれば、上記のケースでは、</p>	本規則案第 19 条第 1 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>①と②だけを「全部又は一部」削除すれば要件を満たすことになるが、①と②を全部削除したとしても、個人を識別することは容易なデータとなり、匿名加工情報とはいえないと思われる。規則案19条1号について、例えば、匿名加工情報作成マニュアルのように、記述等をもう少し細分化した上で、規定を再度検討するつもりはないかご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
833	規則（案）第19条第1号	<p>規則案19条1号の「一部」ということは一部だけ削除すればよいということかご確認いただきたい。一部だけ削除したのでは、十分に匿名化されていない場合もあると思われるが、「一部」の内容について限定を設けていないのはなぜか、ご説明いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第19条第1号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
834	規則（案）第19条第2号	<p>規則19条の2号では、「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること」との記載がある。個人識別符号となる可能性のある「DNAを構成する塩基の配列」のうち、遺伝子（多型）情報は野生型塩基配列との差異を意味するものであるため「復元することができる」情報として取り扱うと理解してよいのか？ その場合[すなわち、遺伝子（多型）情報を“復元することができる”情報として取り扱う場合]、匿名加工情報に遺伝子情報を含めることはできないと考えられるが、その理解でよいのか？</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	個人識別符号の定義及び本規則案第19条第2号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
835	規則（案）第19条第2号	<p>規則案19条2号では「全部」を削除しなければ匿名加工情報にはならないという趣旨と理解されるところ、例えば、個人識別符号である8桁の番号のうち、最初の4桁を削除する場合のように、「一部」を削除しても識別性がなくなる場合があると思われるが、その場合でも全部削除しなければならないか、ご回答いただきたい。「全部」というのが、問題となる個人に関する情報全てに含まれる、個人識別符号の全てについて「削除」を行うことを求めている趣旨と読むこともでき、「削除」の概念によっては、識別符号の一部を削除する方法でも匿名化の目的を達成しようと思われることから、上記の質問をさせていただいている。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	匿名加工情報については、個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）と定義されています（法第2条第9項）。本規則案第19条第2号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
836	規則（案）第19条第2号	<p>意見 個人情報の保護に関する法律施行規則（案） （匿名加工情報の作成方法に関する基準）第十九条 二項について 匿名加工情報の作成方法を明瞭に記載すべきである。</p> <p>理由 個人識別符号は次の各号に該当するものである。 一号：身体の一部を変換した符号 二号：利用者を識別するために付与した番号</p> <p>しかし、第十九条 二項の「全部を削除すること」は、二号については適切であり、後ろのカッコの”他の記述等に置き換える”が個人識別符号の一号を想定しているものなのか、二号を想定しているものかわかりにくい。</p>	本規則案第19条第2号については、改正後の法第2条第9項第2号の措置に対応するものを定めたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本規則案第19条第2号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人識別符号の一号・二号はそれぞれ性質の異なる情報であるため、個別に作成方法を記述し、誤解が生じないようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
837	規則（案）第 19 条第 2 号	<p>（意見） 条文中の「個人識別符号の全部を削除すること」との記述を、「個人識別符号に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること」に変更することをご検討いただきたい。</p> <p>（理由） 今回の改正により生体情報が個人識別符号と規定されましたが、人物（生体情報）が映る画像の産業利用においては、匿名加工の手段として、例えば、人物部分にぼかしを加える、モザイク処理をするといった画像処理を適用する場合があります。</p> <p>しかし、どの程度の画像処理を加えれば、個人識別符号を「全部」削除したことに該当するかについて、明確に線引きすることは困難であり、現条文では、人物が映る画像の利活用を阻害する要因になり得るのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）日本自動認識システム協会】</p>	<p>本規則案第 19 条第 2 号については、改正後の法第 2 条第 9 項第 2 号の措置に対応するものを定めたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本規則案第 19 条第 2 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>
838	規則（案）第 19 条第 2 号	<p>（該当箇所）規則案第 19 条第 2 号第 4 号</p> <p>（意見）個人識別符号にあたる DNA 情報が含まれる情報に関しては、DNA 情報を含めた形で「匿名加工情報」として扱うことは不可能もしくは困難である、という理解で正しいか。</p> <p>（理由）全部を削除する場合、DNA 情報は残らない。「復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える」ことに関しては、どの程度の置き換えが許容されるかにもよるが、通常、医療・研究上の意義があるような変異があることと個人識別性を有することとはトレードオフの関係があるため、意義のある情報ほど流通が困難となる可能性が高い。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御理解のとおり個人識別符号にあたる場合は削除等の措置を行う必要があります。個人識別符号の定義及び本規則案第 19 条第 2 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>
839	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>委員会規則の「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」をしてしまうと、第三者提供先での不可逆性が失われるだけでなく提供元事業者においても、提供先事業者で分析してもらった結果を自社に戻して可逆化できない。これでは匿名加工による利活用が出来なくなってしまう。JR スイカの例でも、スイカ ID を別の番号に振り替えて他社に分析させた結果を JR 内で可逆化して利用できなくなってしまう。</p> <p>これを「第三者提供」ではなく「委託」で行えば良いと整理した場合は、A 社 B 社がそれぞれの顧客情報を合体させて第三者に分析させた後に自社顧客のみを可逆化して利用することを閉ざすことになる。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>匿名加工情報を作成するに当たっては、特定の個人を識別できない、かつ元の個人情報を復元できないようにする必要がありますことから、本規則案第 19 条第 3 号の措置を定めるところ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、匿名加工情報に関しては、法第 36 条第 5 項及び第 38 条において、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために他の情報と照合することが禁止されております。</p>
840	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>・委員会規則の「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」をしてしまうと、第三者提供先での不可逆性が失われるだけでなく提供元事業者においても、提供先事業者で分析してもらった結果を自社に戻して可逆化できない。これでは匿名加工による利活用が出来なくなってしまう</p>	<p>匿名加工情報を作成するに当たっては、特定の個人を識別できない、かつ元の個人情報を復元できないようにする必要がありますことから、本規則案第 19 条第 3 号の措置を定めるところ、一般的に現状の案で御理解いただけるもの</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>う。JR スイカの例でも、スイカ ID を別の番号に振り替えて他社に分析させた結果を JR 内で可逆化して利用できなくなってしまう。これを「第三者提供」ではなく「委託」で行なえば良いと整理した場合は、A 社 B 社がそれぞれの顧客情報を合体させて第三者に分析させた後に自社顧客のみを可逆化して利用することを閉ざすことになる。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>と考えます。</p> <p>なお、匿名加工情報に関しては、法第 36 条第 5 項及び第 38 条において、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために他の情報と照合することが禁止されております。</p>
841	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>該当箇所 規則（案）19 条 3 号 意見 匿名加工情報の作成基準において削除又は置き換えるべき「連結する符号」とは何か 理由 規則（案）19 条 3 号は、「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」に対する削除又は置き換えの措置を求めているところ、「（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）」としているが、これは、加工基準違反の疑いが生じた時点で「連結」を可能とする「符号に限る」という意味なのか、それとも、加工時に取り扱う情報同士を「相互に連結する」符号に限るという意味なのか、明らかにされたい。</p> <p>【ニフティ株式会社】</p>	<p>規則第 19 条第 3 号における「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る」とは、匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが想定されます。この点についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>
842	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>【規則 19 条 3 号】匿名加工情報の作成基準において削除又は置き換えるべき「連結する符号」とは何か</p> <p>①規則 19 条 3 号は、「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」に対する削除又は置き換えの措置を求めているところ、1 つ目の括弧書きで、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。」としているが、これは、「現に連結する」ものに限るという意味なのか、それとも、「相互に連結するものに限る」という意味なのか、明らかにされたい。</p> <p>②3 号には単に「連結する」とのフレーズが 2 回、「相互に連結する」とのフレーズが 1 回出現するが、これらは別の意味なのかそれとも同じ意味なのか。同じ意味であるならば、誤解が生じないように、どちらかに統一して修文されたい。</p> <p>③なお、「相互に連結する」に該当しないが単なる「連結する」には該当するような連結形態が存在するののかについて注意を要する。すなわち、「片方向に連結する」との概念が意味を成すのかである。暗号論的ハッシュ関数などの一方向性関数を用いて、元の個人情報と「措置を講じて得られる情報」とを対応づけることが一般的に行われているが、このことを指して「片方向に連結する」に当たると理解されることが想定される。しかし、「措置を講ずる」事業者においては、用いたハッシュ関数の情報（アルゴリズム及び、鍵付きハッシュ関数の場合にはその秘密鍵）を知っていることから、元の個人情報の全てについて演算することにより、「措置を講じて得られる情報」から元の個人情報へと対応づけることも可能であるから、当該事業者においては、「相互に連結する」ことも「片方向に連結する」ことも実質的に同等である。3 号は、そのような意味で、「相互に連結する」と「片方向に連結する」とを区別せず、どちらも削除又は置き換えるべき対象として除外していないと理解してよいか、確認したい。</p>	<p>本規則案第 19 条第 3 号に定める加工基準等の内容に関してはガイドライン等において解説してまいります。</p> <p>なお、同号の「現に・・・相互に連携する符号」における「相互に」は対象となる現に連結のために用いられている符号をより明確にするため確認的に記載したものであり、相互に連結するものを想定していますが、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>④上記の①について、「現に連結する符号に限る」とはどのような意味か。過去の時点において連結する符号であったものを、そのまま「措置を講じて得られる情報」の中に残しておいた場合において、対応表（鍵付きハッシュ関数を用いた変換による連結においてはその秘密鍵）を廃棄したことによって現時点では連結しない状態になった場合における、当該符号を除外する意味として理解してよいか、確認したい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
843	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>・規則第 19 条 3 号括弧書について具体的な例をガイドライン等で示していただきたい。なお、規則第 19 条各号は、その全てを満たす必要があるのかいずれかを満たせばよいのかを明確に規定していただきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>	本規則案第 19 条第 3 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。なお、本規則案第 19 条各号はその全てを満たすことを求めるものです。
844	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>規則案 19 条 3 号「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）」の意味が不明であるので意義を明らかにしていただきたい。例えば、「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」としては、データベース上でキーとして用いられている社内 ID や、他社との情報交換に用いる（複数社間の）共通 ID 等が想定されているということをご確認いただきたい。また、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。」ということは、特定の相手方に提供するため、新たに匿名加工情報を作成するという場合、これまで用いられている社内 ID とは異なる仮 ID のようなものを振った場合、この仮 ID は「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」から除外されるので、仮 ID を除去しなくとも、匿名加工情報であるという理解で問題ないか、回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第 19 条第 3 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
845	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>規則案 19 条 3 号の「連結」について、例えば文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等の医療情報では「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」といった概念があり、例えば「連結不可能匿名化：提供者を識別できないよう、対応表を残さない方法による匿名化」「連結可能匿名化：必要な場合に提供者を識別できるよう、提供者と新たに付された試料番号の対応表を残す方法による匿名化」（http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ysu0-att/2r9852000001ysyq.pdf 参照）等と定義されているが、これらの「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」といった概念と規則案 19 条 3 号の「連結」の間にはどのような関係があるのか明らかにしていただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えます。本規則案第 19 条第 3 号の解釈についてはガイドライン等において明確にしております。
846	規則（案）第 19 条第 3 号	<p>該当箇所：規則案第 19 条第 3 項 意見：「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」とは、 A. 顧客 ID 等、データ主体個人を区別するために付番される識別子 B. 年齢、性別、職業等、データ主体の属性情報</p>	本規則案第 19 条第 3 号における「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る」とは、匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されている符号であり、御指摘の A. に示されているような何等かの

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>C. 購買履歴、移動履歴等のデータ主体の秘密情報のうち、A.のみを指すという理解で良いか。 理由：現に事業者において連結に使われていなくても、B.やC.に含まれる値の組合せによって元のデータと連結が可能である場合が多いため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	「符号」が該当する場合は想定されます。この点についてはガイドライン等において明確にしていまいます。
847	規則(案)第19条第4号	<p>「特異な記述等」の定義等意味するところは何か。データ解析の結果等を記号(符号)等で表示することは一般的であると思われるが、当該記号(符号)等が特定の個人を示すものでなければ「特異な記述等」には該当しないことを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	本規則案第19条第4号における「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述に至りうるものが想定されており、例えば年齢が「116歳」という情報等が想定されます。この点についてはガイドライン等において解説してまいります。
848	規則(案)第19条第4号	<p>規則第19条1項4号「特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)」とあるが、特異な記述とは具体的にどのようなものを指すのか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	本規則案第19条第4号における「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述に至りうるものが想定されており、例えば年齢が「116歳」という情報等が想定されます。この点についてはガイドライン等において解説してまいります。
849	規則(案)第19条第4号	<p>第19条第1項第4号を削除すべきである。 (理由) 規則(案)第19条第1項第4号は「特異な記述を削除すること」を匿名加工の基準として定めているが、「特異性」が完全に排除されてしまったデータにはそもそも利用価値はない。 第19条第1項第4号は、個人情報取扱事業者が「匿名加工情報」を活用するインセンティブを完全に排除してしまうおそれのある規定であり、削除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本マーケティング・リサーチ協会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本規則案第19条第4号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
850	規則(案)第19条第4号	<p>四：「特異な記述等を削除すること」となっているが、特異な記述に対しては、削除だけに限らず、値を変更する様な様々な加工方法があり得る。例えば、高額の購買履歴に関しては、購入額を事前に決めた上限までに変更したり、複数の少額の履歴に分割したり、架空の他の履歴を加えたりなどの加工方法が知られている。括弧内で、「他の記述等に置換えることを含む」ことも認められているが、「置換える」だけでは、前述した変更、分割、架空の履歴の追加などを含まず、加工方法を狭めてしまう。より多くの安全で信頼出来る方法を含めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理学会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本規則案第19条第4号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
851	規則(案)第19条第4号	<p>■該当箇所 (匿名加工情報の作成の方法に関する基準) 第十九条 四 ■意見 「特異な記述等」が「上記一～三の措置を講じた上でなお残存する、状況により個人の識別を可能としかねない特異な記述等」の意味であることを明確にすべきである。 ■理由 修飾節(説明)のない単なる「特異な記述等」では、一般人が文の意図を理解もしくは推測できないため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、特異な記述等の具体的な内容についてはガイドライン等により解説してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
852	規則(案)第19条第4号	規則案19条4号「特異」とは何か、定義いただきたい。例えば数字であれば平均値プラスマイナス標準偏差の範囲を超えたら「特異」なのか、ご確認いただきたい。数字以外であれば、例えばいわゆるk-匿名化においてkがいくつ以上になるようにすれば(同じ属性を持つデータが何件以上存在するようにデータを変換すれば)「特異」ではなくなるのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、特異な記述等の具体的な内容についてはガイドライン等により解説してまいります。
853	規則(案)第19条第4号	(意見) 「特異な記述等を削除すること」とあるが、特異な記述が意味するところが不明なため、ガイドライン等により具体的に示して頂きたい。 (理由) 特異な記述が意味するところが不明なため。 【日本製薬工業協会】	本規則案第19条第4号における「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述に至りうるものが想定されており、例えば年齢が「116歳」という情報等が想定されます。この点はガイドライン等において解説してまいります。
854	規則(案)第19条第4号	該当箇所: 規則案第19条第4項 意見: 「特異な記述等」は、「年齢118歳」のように、単一で当該情報において一意である記述のみを指し、「〇〇県××市在住、36歳男性、既婚者、末子年齢4歳…」のように、値の組合せによって一意(以下、「組合せによる一意」)である記述は含まないという理解でよいか。 理由: 「組合せによる一意」でないようにしたデータから得られる情報は、その組合せによって集計した統計情報から得られるものと同等である。従って、「組合せによる一意」の排除を匿名加工の基準に定めることは、従来規制の対象となっていなかった統計情報の一部を規制の対象に含めることになり不合理であるため。 また、複数の履歴データにおいて、3つか4つのデータ点があるだけで「組合せによる一意」になることが報告されており、(例:「乗降履歴データの匿名化に関する理論モデルと実データとの比較」コンピュータセキュリティシンポジウム2015 3B4-5)ほとんど全てのレコードが「削除」または「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える」対象となり、有用性が過度に失われると考えられるため。 【個人】	本規則案第19条第4号における「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述に至りうるものが想定されており、御指摘のような例えば年齢が「118歳」という情報等が想定されます。この点はガイドライン等において解説してまいります。
855	規則(案)第19条第5号	(御意見) 規則(案)第19条第1項第5号の、「前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の個人情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること」とは、どのような措置が適切か、事例等が、別途ガイドライン等で提示されるのでしょうか。 また、技術の進歩等により、何を以って適切とするかは、移り変わると考えられますが、このような変化に対して、事例の追加や改版等で対応されるのでしょうか。 また、このような変化については、実際に個人情報、匿名加工情報を作成、加工する個人情報取扱事業者が最も早く知る立場になると想定されますが、個人情報取扱事業者が、これらの事例やガイドラインへの追加、改版等を随時、要求、提案するような体制や仕組みができることになるのでしょうか。 (理由) 「適切な措置」という表現がどのような内容を指すのか分りにくかったため。	本規則案第19条第5号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。また、今後の技術の進歩等に応じて、必要とされる場合には見直しを行ってまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【NTT ソフトウェア株式会社】	
856	規則（案）第 19 条第 5 号	<p>（御意見） 規則（案） 第 19 条第 1 項第 5 号の、「前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の個人情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること」の文意について教えてください。 勘案する対象は、 ①「個人情報に含まれる記述等」と、 ②①の個人情報を含む個人情報データベース等 でしょうか。</p> <p>また、②の個人情報データベース等について勘案する事項としては、以下の 2 点という意図でしょうか。 ②-1「『当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する』他の個人情報に含まれる記述等との差異」 ②-2「その他の当該個人情報データベースの性質」</p> <p>更に、「他の個人情報に含まれる記述等」の「他の」はどこにかかる言葉でしょうか。 「他の個人情報」ということで、当該個人情報（例 A 氏の個人情報）とは、別の、B 氏の個人情報という意図でしょうか。 あるいは、「他の記述等」ということで、当該個人情報（A 氏の個人情報：例 ID、氏名、住所・・・）とは別の、A 氏の個人情報（A 氏の別の個人属性 例 A 氏の購買履歴等）という意図でしょうか。 （理由） 一部、文節の区切りが分りにくいため。</p> <p style="text-align: center;">【NTT ソフトウェア株式会社】</p>	規則案第 19 条第 5 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。
857	規則（案）第 19 条第 5 号	<p>五：「当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置」は不確定で、どこまで勘案し、どのような「適切な措置」を講じればよいのか不明確である。再識別のリスクが十分に減少していることを客観的に判断するためには、各種の定量化（数値で評価すること）が望ましい。本学会では、コンピュータセキュリティ研究会が主催して、匿名加工技術と再識別の手法を競う匿名加工コンテスト PWSCUP を 2015 年度から開催している。そこで評価された信頼性の高い加工アルゴリズムや再識別リスク（安全性）の評価方法などの例の様に、匿名加工されたデータベースの再識別の確率などを定量化し、客観的で信頼出来る評価方法を求めるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人情報処理学会】</p>	規則案第 19 条第 5 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。また、御意見も踏まえ、個人情報取扱事業者において適切な匿名加工情報の作成が行われるよう必要な支援を行ってまいります。
858	規則（案）第 19 条第 5 号	該当箇所 規則（案）19 条 5 号 意見	本規則案第 19 条第 5 号に定める加工基準等の内容はガイドライン等において解説してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>匿名加工情報の作成基準において、その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案した結果を踏まえた「適切な措置」とは何か</p> <p>理由</p> <p>規則（案）19条5号は、「他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる」とするが、規則（案）では具体的な例示はされておらず、「性質を勘案し」「適切な措置」かどうかを判定する術がない。今後、委員会にて作成するガイドラインにおいて、k-匿名化の定量指標や差分プライバシーに基づくサンプリングやノイズ付加といった手法が例示され、勘案すべき性質や措置が適切かどうかを判定する際に参照できるようになることを期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【ニフティ株式会社】</p>	
859	規則（案）第19条第5号	<p>【規則19条5号】「個人情報に含まれる記述等と他の個人情報に含まれる記述等との差異」との文はどう読めばよいか</p> <p>規則19条5号には、「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異」とあるが、若干国語的に読解が難しい。「他の個人情報に含まれる記述等」の部分が、当該個人情報に含まれる「他の記述等」とも読めてしまうことが原因と思われる。この文は、「個人情報Aに含まれる記述等」と、それ以外の個人情報である「個人情報B、C、D、……それぞれに含まれる記述等」との差異を述べているものと理解したが、それでよいか。</p> <p>すなわち、複数の個人情報（個人情報A、個人情報B、個人情報C、個人情報D、……）で構成される個人情報ファイル（データセット）があるとき、本号の「個人情報に含まれる記述等」と「他の個人情報に含まれる記述等」との差異というのは、個人情報Aの内容を、同じデータセット中にある個人情報B、個人情報C、個人情報D……それぞれの内容と比較したときの差異という意味と理解してよいか、確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	御理解のとおりです。本規則案第19条第5号に定める加工基準等の内容はガイドライン等において解説してまいります。
860	規則（案）第19条第5号	<p>【規則19条5号】「差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とは何を指しているのか</p> <p>規則19条5号は、「……差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。」としているが、「性質を勘案し」というのがどのようなことを指しているのかがはっきりしない。</p> <p>本号は、一つの個人情報を匿名加工情報として加工するに際し、元のデータセット中の要素となっている各個人情報との対比によって「性質を勘案」せよとしているようであるから、これは、いわゆるk-匿名化や、差分プライバシーに基づくサンプリング及びノイズの付加といった手法が想定されたものと推察されるが、この理解でよいか、確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	本規則案第19条第5号に定める加工基準等の内容はガイドライン等において解説してまいります。
861	規則（案）第19条第5号	<p>【規則19条5号】差異を勘案すべき他の個人情報は一つのデータセットを対象とすれば足りるのかそれとも事業者が保有する全個人データを対象としなければならないのか</p> <p>規則19条5号は、「個人情報に含まれる記述等」と「他の個人情報に含まれる記述</p>	本規則案第19条第5号に定める加工基準等の内容はガイドライン等において解説してまいります。なお、御指摘のとおり、同号は事業者内の全個人データとの対比を求めるものではなく、一定のデータセットを対象として対

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>等」との差異その他の性質を勘案せよとしているところ、差異を勘案すべき「他の個人情報」を、「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する」ものと規定している。ここで、「個人情報データベース等」が何を指すのかが問題となる。個人情報保護法における「個人情報データベース等」は、行政機関個人情報保護法（行個法）における「個人情報ファイル」とは異なる概念である。行個法の「個人情報ファイル」が、「一定の事務の目的を達成するために……ことができるように体系的に構成したもの」と定義され、行個法 10 条でファイルごとに名称と利用目的の管理が求められているように、用途ごとに一つのファイルとして観念されるものであるのに対し、個人情報保護法の「個人情報データベース等」は、定義に「一定の事務の目的を達成するために……」との要件がなく、用途ごとの管理が求められないものであり、「データベースの単位については、……通例は事業者が単位となり、……一つのシステムとしてとらえられることとなる。」（園部逸夫編 個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、改訂版、2005 年）51 頁）とされている。</p> <p>この理解からすれば、本号が「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報」との対比を求めているのは、当該個人情報取扱事業者が保有する全個人データとの対比を求めていることになるのではないかと。しかしそれは現実的ではない。</p> <p>匿名加工情報の制度趣旨からすれば、本来、行個法の「個人情報ファイル」のように、一定の事業の目的のためにファイル化されたデータセットを基に、それぞれの要素データを加工することが想定されていたはずであり、当該データセット以外の事業者内個人データとの対比は求められていないはずではないかと。本号の規定も、「個人情報ファイル」といった用語を用いて規定すべきだったと考えるが、個人情報保護法にない概念であることから、簡単にはそうすることはできなかったものと推察する。</p> <p>そうであれば、ガイドラインや Q&A において、本号の趣旨が、事業者内の全個人データとの対比を求めるものではなく、一定のデータセットを対象として対比を求めるものであることを、明らかにされたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>比を求めることを想定しています。</p>
862	規則（案）第 19 条第 5 号	<p>規則案 19 条 5 号「適切な措置」とは何かを具体的に明らかにしていただきたい。5 号の規定の意味は、1～4 号までの措置を忠実に講じたとしても、後で個人情報保護委員会等から「適切な措置」（5 号）を講じていないとして当該情報が匿名加工情報ではないと指摘される可能性があるということと理解されるが、そのようなリスクがあるのであれば安心して匿名加工情報を作成することができず、匿名加工情報の利用促進を図ろうとする法の趣旨が阻害されると思われるが、5 号を削除するか、または 5 号の適切な措置の内容を具体化して、事業者が安心して匿名加工情報を作成できるようにするつもりがないか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本規則案第 19 条第 5 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>
863	規則（案）第 19 条第 5 号	<p>規則案 19 条 5 号「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異」の勘案について具体的にどのような「差異」がある場合にどのように「勘案」するのか例等を出して説明いただきたい。</p>	<p>本規則案第 19 条第 5 号に定める加工基準等の内容についてはガイドライン等において解説してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
864	規則(案)第 19 条～第 21 条	<p>特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものは一見すると匿名加工情報の定義に該当するようでもあるが、当該情報を個人情報の利用目的内で社内限りで利用する場合には、匿名加工情報に係る規制は適用されないという理解でよいか。また、その場合、当該情報は匿名加工情報ではないことに加え、そこに含まれる記述等により（他の情報と照合することを含む）特定の個人を識別することができないものであるため、個人情報にもならないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第 36 条第 1 項）には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点についてはガイドライン等において記載を検討してまいります。</p>
865	規則(案)第 19 条～第 21 条	<p>（意見） 情報セキュリティの観点から、第三者により特定の個人が識別できないよう個人情報についてコード化等を行い、当該情報を利用する際にはコード化等された情報から個人を再識別し使用するような場合※、このようなコード化等の加工を施した個人情報は匿名加工情報に該当せず、規則(案)は適用されないと解釈してよいか。 ※例えば、携帯電話等のアドレス帳機能を利用する場合、個人情報を直接入力せずにコード化等を行うことで、紛失時等の個人情報漏洩を防止するケースなどがある。</p> <p>（理由） どちらも第三者により特定の個人が識別できないように加工する点で同様であるが、匿名加工情報はそれ自身を利活用することが目的であり個人の再識別は禁止としている。一方、個人情報のコード化等を行った情報は個人情報を再識別し利用することを目的としている点で異なるものと考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">【三菱 UFJ 国際投信株式会社】</p>	<p>匿名加工情報の定義等の解釈についてはガイドライン等において記載を検討してまいります。なお、個人情報の取扱いにおける安全管理の一環として暗号化等をした場合であっても引き続き個人情報として取扱うことは可能です。</p>
866	規則(案)第 19 条・第 21 条・第 22 条	<p>（意見） 匿名加工情報の作成や、作成時等の公表に関し、その実運用に当たっては、個人情報取扱事業者が、今後策定されるガイドラインや認定個人情報保護団体作成の個人情報保護指針（以下「ガイドライン等」といいます）を踏まえて判断し、対応していくことになると考えます。ガイドライン等の策定に当たっては、個人情報取扱事業者の業種や利用する情報項目、匿名加工の目的等に応じた、加工方法や公表方法の事例を盛り込んで頂きつつ、最終的にはそれらガイドライン等に則して、個人情報取扱事業者が主体的に判断できるような制度設計をして頂きたいと考えます。</p> <p>（理由） 匿名加工技術は日々発展していくものであることに加え、適切な加工方法はその業種や利用する情報項目、匿名加工の目的等によって様々に考えられるため、実際に当該情報を取り扱う個人情報取扱事業者による、ケースに応じた主体的な判断が必要と考えるためです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘の内容については、今後のガイドライン等の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
867	規則(案)第19条 ～第23条	<p>●該当箇所 規則(案)第十九～第二十三条</p> <p>●意見内容 匿名加工情報の作成手順について、識別子とされる年代区分、属性情報の都道府県+市区郡、年収区分の組み合わせでユニークとなるケースが想定される。K-匿名化におけるK値の目安例を提示できないか。 例) データ10万件の場合は5件等。</p> <p>●理由 一定の目安がないと事業者によって判断が大きくぶれる可能性が高く、却って匿名化処理がなされない可能性が高いことから。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>本規則案第19条に定める基準に従い匿名加工情報を作成する具体的な方法については、業界の特性や情報の性質等によっても異なり得るため、認定個人情報保護団体等の自主的なルールで明確化されるよう当委員会としてはガイドライン等の策定など必要な支援を行ってまいります。</p>
868	規則(案)第19条 ～第23条	<p>【匿名加工情報作成基準における具体的手順(匿名化)】 匿名加工情報の作成手順について。 識別子とされる年代区分、属性情報の都道府県+市区郡、年収区分の組み合わせでユニークとなるケースが想定される。K-匿名化におけるK値の目安例を提示できないか。 例) データ10万件の場合は5件等 ※ 一定の目安がないと事業者によって判断が大きくぶれる可能性が高く、却って匿名化処理がなされない可能性が高い</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	<p>本規則案第19条に定める基準に従い匿名加工情報を作成する具体的な方法については、業界の特性や情報の性質等によっても異なり得るため、認定個人情報保護団体等の自主的なルールで明確化されるよう当委員会としてはガイドライン等の策定など必要な支援を行ってまいります。</p>
869	規則(案)第20条	<p>●該当箇所 規則(案)第二十条</p> <p>●意見内容 匿名加工情報取扱事業者の識別行為の禁止について、本人を識別することを目的としない場合(属性推定を目的とする場合など)、他の情報と照合することが認められることを委員会規則で明らかにしていただきたい。</p> <p>●理由 政令(案)及び規則(案)に記載がなく、今後の利活用において何が識別行為に該当するか確認したいため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>匿名加工情報取扱事業者等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために照合を行ってはならないこととされています(法第36条第5項)が、具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしております。</p>
870	規則(案)第20条	<p>【匿名加工情報受領時の識別行為の禁止内容の具体化】 匿名加工情報取扱事業者の識別行為の禁止について、本人を識別することを目的としない場合(属性推定を目的とする場合など)、他の情報と照合することが認められることを委員会規則で明記していただきたい。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	<p>匿名加工情報取扱事業者等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために照合を行ってはならないこととされています(法第36条第5項)が、具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしております。</p>
871	規則(案)第20条	<p>これまでも個人情報漏えい等に関する事件は、十分すぎるほど慎重に取り扱っていたとしても、なお情報漏えいが頻発しています。その原因として安全管理措置を超える事態により発生していることを考えると、安全管理措置の基準の作成はあらゆる事態に対応できるものであることを求めます。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>本規則案第20条は個人情報の安全管理措置を定めるものではなく、本意見募集の対象ではありませんが、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
872	規則(案)第20条	<p>(該当箇所) 個人情報の保護に関する法律施行規則(案)第二十条 (意見) 匿名加工情報の加工の方法に関する情報等に係る安全管理措置の基準について、海外の企業から匿名加工ソフトを入手し匿名化する場合や、匿名化自体を第三者に委託する場合等の取扱いについては、以下の点につき、意見回答やガイドライン等で明確にさせていただく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者自体は、加工方法等情報を取得していないことから、特に安全管理措置の基準を遵守する必要はないとの理解でよいか。 ・匿名加工ソフトを提供した海外の企業や、匿名加工を受託した第三者は、加工方法等情報につき安全管理措置の基準を遵守する必要があるか。 ・上記の場合、個人情報取扱事業者は、海外の企業や第三者との契約書において、受託者が安全管理措置の基準を遵守することを明記する必要があるか。 ・複数の企業が匿名化に関与している場合、加工方法等情報を持っている企業のみが安全管理措置の基準を遵守すればよいか。 ・他社より匿名加工ソフトの提供を受ける場合、匿名加工ソフトの提供先の過失より匿名加工方法に関する情報の漏えいや匿名加工化の不備等が生じ、損害が発生した場合、個人情報取扱事業者は匿名加工ソフトの提供先の選定に過失がなければ責任を基本的には負わないとの理解でよいか。 ・匿名加工ソフトの提供先の選定につき、遵守すべき選定基準などがあるか。ある場合はその基準。 <p>(理由) 発表されている安全管理措置の基準は、個人情報取扱事業者自ら匿名化を行う場合の基準と思われるが、実務上、個人情報取扱事業者が海外の企業から匿名加工ソフトを入手し匿名化する方法や、匿名化自体を第三者に委託する方法等もありうるため、上記の場合の具体的な対応を明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	加工方法等情報の安全管理措置の具体的な内容はガイドライン等において明確にまいります。
873	規則(案)第20条第1号	<p>規則案20条1号括弧書きの限定を前提とすると、例えば不可逆的ハッシュ化をして匿名加工情報を作成した場合当該ハッシュ化の手法に関する情報は「加工方法等情報」に含まれないと理解されるがそのような理解でよいかご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第20条における加工方法等情報の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にまいります。
874	規則(案)第20条第2号	<p>第二十条第二号(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準) 二号:加工方法等情報の取扱いに関する規程類の整備、適切な取扱い、評価及び改善 過度な規制とならないように、個人情報保護法第53条にあるとおり、認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求める。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	御指摘も踏まえ、業界の特性等を踏まえた自主ルールにより適切な運用が行われるよう認定個人情報保護団体等とも適切に連携してまいります。
875	規則(案)第20条第2号	<p>(該当箇所) 規則(案) の第20条第2項 (意見)</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、業界の特性等を踏まえた自主ルールにより適切な運用が行われるよう認定個人情報保護団体等とも適切に連携してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>規則案第 20 条第 2 項は下記のとおり修正すべきである。</p> <p>第二号：加工方法等情報の取扱いに関する最小限の基準を設定する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るため推奨される措置を講ずること。</p> <p>第三号：加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために合理的かつ適切な措置を講ずること。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報取扱事業者による匿名加工情報の安全管理措置に関し、過剰な負担をかけるのは避けるべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所 (ACGJ)・米国情報技術工業協議会 (ITI)】</p>	
876	規則(案)第 20 条第 2 号	<p>・規則第 20 条 2 号において「取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること」とあるが、基準や根拠が明確でない中で自己評価を行うことは、形式的な措置に陥る弊害もありうるため、「社会情勢の変化等に基づき適宜見直しを図らなければならない」といった規定にとどめておくべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。また、規則第 20 条に定める安全管理措置の具体的な内容についてはガイドライン等において明確にしております。
877	規則(案)第 20 条第 2 号	<p>規則案 20 条 2 号の「規程類」はどのような内容が必要であるかご回答いただきたい。例えばこの内容は安全管理措置(法 20 条)と同レベルでよいと理解されるのか、それよりもレベルが高いのか。同号の「適切」の意味もあわせて説明いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第 20 条に定める安全管理措置の具体的な内容についてはガイドライン等において明確にしております。
878	規則(案)第 20 条第 2 号	<p>規則案 20 条 2 号の「正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置」とは何か、具体的な内容を説明いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第 20 条に定める安全管理措置の具体的な内容についてはガイドライン等において明確にしております。
879	規則(案)第 20 条第 2 号	<p>規則案 20 条 2 号に関して、①法 36 条 2 項は「漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」に従った「安全管理のための措置」を求めている。これに関連して、②法 20 条は「漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置」という文言を用いており、異なる文言が用いられている。また、③規則案 20 条 2 号では上記①の基準として「正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために」という文言を用いている。異なる文言が用いられていることにより、法 20 条に基づく安全管理措置と、法 36 条 2 項に基づく安全管理措置内容または程度に違いが生じるのか、また、違いが生じるのであれば、どのように違うのか、明らかにしていただきたい。あわせて、法 36 条 2 項に基づく措置においては滅失またはき損の防止を考慮する必要がないという趣旨なのか、明らかにしていただきたい。また、匿名加工情報を作成した後も、照合できない状態を確保した上で、元の個人データを保有し続けることが想定され、匿名加工情報作成時に「作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符合」が、個人データであるとともに加工方法等情報でもあるという状況が生じうるが、この場合の安全管理措置のあり方についても明らかにしていただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第 20 条における安全管理措置の具体的な内容についてはガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
880	規則(案)第20条第3号	前条で「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」としているが、ここでは「加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。」としていることに矛盾はないのか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本規則案第19条及び第20条の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本規則案第19条は作成の方法を列挙したものであるのに対し、本規則案第20条第3号における加工の方法に関する情報は具体的に個人情報に含まれるどの記述等をどのように加工をしたのかといった情報を指すものであり、矛盾はしないものと考えます。
881	規則(案)第20条第3号	前条で「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」としているが、ここでは「加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。」としていることに矛盾はないのか。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本規則案第19条及び第20条の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本規則案第19条は作成の方法を列挙したものであるのに対し、本規則案第20条第3号における加工の方法に関する情報は具体的に個人情報に含まれるどの記述等をどのように加工をしたのかといった情報を指すものであり、矛盾はしないものと考えます。
882	規則(案)第20条・第21条	【匿名加工情報の定義(安全管理措置のための匿名化)】 例えば売りに上げに係る個人データのうち、売上高のみを社内で集計することを目的として、個人識別ができないよう加工することは日常的に行われている。これは不要な個人情報を消去する観点から励行されるべきと考えるが、結果的に匿名加工情報の作成手順と同じ処理を講じたことになる。 このような場合も公表するのであれば事業者の負担は大きく、また不要な個人情報の消去の障害にもなりかねない。 さらには取得した個人情報の当初の利用目的の範囲内で利用しているに過ぎず、情報主体の不利益も生じない。 このような情報は規則20条、21条の対象とならないよう明確にしていきたい。 ※理由:社内での作業のため、「匿名加工情報」に該当するデータを作成することは頻繁にあると思われる。法36条で「作成時の公表義務」を定めており、作成の目的は問うていないことからそのまま解釈すれば頻繁に公表する必要が生じるが、実務上過剰な義務となるため。 【日本貸金業協会】	匿名加工情報の定義等の具体的な解釈はガイドライン等において明確にしていまいます。なお、個人情報の安全管理措置等のために氏名等の個人情報の一部の情報を削除等した場合であっても引き続き個人情報として利用目的の範囲内で適切に取扱うことは可能です。
883	規則(案)第20条・第21条	【匿名加工情報作成時の公表義務(常駐委託先従業員作成)】 社内での作業のため、「匿名加工情報」に該当するデータを作成することは頻繁にあると思われる。法36条で「作成時の公表義務」を定めているが、社内に常駐している委託先社員によるデータ作成時にも委託元としての公表義務は生じるか。 ※理由:委託先管理の観点より明確にしたい。 【日本貸金業協会】	具体的な事例に対する判断は本意見募集の対象外となります。なお、規則案第21条に基づき委託先が匿名加工情報を作成した場合には委託元が公表するものとされ、この点についてはガイドライン等において記載を検討してまいります。
884	規則(案)第21条	●該当箇所 規則(案)第二十一条 ●意見内容 情報主体から個人情報取得・利用・提供の同意を得ているものも、匿名加工情報として作成した場合は規則(案)第二十一条第一項に基づく公表が重ねて必要なのか確認したい。	匿名加工情報を作成した場合は、改正後の法第36条第3項に基づき、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する必要がありますが、匿名加工情報の定義等の解釈については、ガイドライン等において記載を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
885	規則(案)第21条	<p>●該当箇所 規則(案)第二十一条 ●意見内容 法第三十六条第三項では、匿名加工情報を作成した場合の公表を定めているが、同一の方法による継続的または反復的な作成については、一括して公表することで足りると理解してよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	匿名加工情報に係る公表の方法については、例えば含まれる項目が同一の匿名加工情報を反復・継続して作成・提供する等の場合も考慮した上で、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
886	規則(案)第21条	<p>■該当箇所 (個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表) 第二十一条 「法36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。」 ■意見 「作成した後、遅滞なく」は、本人同意なく第三者提供する匿名加工情報が完成した後に遅滞なく公表すればよく、作成途中の試行錯誤段階では公表する義務がないことを明確にしていきたい。 また、法律で公表義務が課せられる「匿名加工情報を作成したとき」には、同一事業者内で個人情報の安全管理(リスク低減)の一環として、利用目的の範囲内で個人情報の一部を削除した情報を作成した場合や、統計情報を作成するために一時的に匿名加工情報を作成した場合(即ち、事業者内では、容易に照合可能な情報として引続き「個人データとしての安全管理義務」を負う場合)は含まれないことを明確にしていきたい。 委員会規則による明確化が難しければ、ガイドライン等への記載でも可。 ■理由 同一事業者内でも、万一の漏洩発生時のリスク低減の観点から、個人情報を含むデータベースから氏名、詳細住所、電話番号、メールアドレス等個人を特定しうる情報を削除して(=匿名加工して)、研究開発部門等の他部門に提供し利用することが広く行われている。 また、事業者内で統計情報を作成するために、一時的に「匿名加工情報」を作成する場合も少なくない。これらの場合は、本人の権利利益を侵害するリスクはまったく発生しないので、公表義務の対象外となることを明確にしていきたい。 万一、このような場合にも「公表義務が発生する」との誤解が生じた場合、一般の事業者に対して過大な負担を課すことになるほか、事業者の研究開発・統計作成業務を萎縮させることになるか考える。「当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目」を公表した場合、事業者の企業秘密に属する研究開発の内容や、事業者内で作成している統計の内容を容易に推察できてしまう懸念があるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	例えば、匿名加工情報を作成するために個人情報の作成作業が完了しておらず加工が不十分である可能性がある場合や安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として扱う場合等については「匿名加工情報を作成したとき」(改正後の法第36条第3項)には該当しないと解されることから、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点についてはガイドライン等により明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
887	規則（案）第 21 条	<p>■該当箇所 （個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表） 第二十一条</p> <p>■意見 「匿名加工情報」を作成したときの公表について、個人情報取扱事業者が社内で目的外利用するために作成した場合には、その義務がない旨を明確にしていきたい。</p> <p>例えば、「本第 36 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を第三者提供の目的をもって作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。」とする案がある。</p> <p>■理由 改正法における「匿名加工情報」にかかる規定の趣旨は、「匿名加工情報」を本人の同意なく第三者提供することができる場合を明確化したところにあると認識しているが、改正法および規則案の文言のままでは、個人情報取扱事業者が自ら利用目的の範囲内で加工して利用する場合であったとしても、「匿名加工情報」を作成したときに公表しなければならないように読める。</p> <p>そこで、公表は、あくまでも、“第三者提供の目的をもって”作成したときであることを明確にしていきたい。</p> <p>（※なお、上記の修正案では、作成時に第三者提供の目的はなかったが、作成後に第三者提供の意図が生じた場合には作成時の公表義務は生じないことになる。ただ、この場合でも、いずれにしろ、改正法第 36 条第 4 項に基づき、第三者提供するときの公表・明示義務があるため、これで十分ではないかと考える。）</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	匿名加工情報の定義等についてはガイドライン等において記載を検討してまいります。なお、社内で目的外利用する場合であっても匿名加工情報を作成した場合は法第 36 条第 3 項の公表義務が課せられます。
888	規則（案）第 21 条	<p>（意見） 匿名加工情報の作成時の公表について、個人情報取扱事業者が、適切に取得した個人情報を利用目的の範囲内で匿名加工を行い、利用するケースについては、データ項目の公表の対象外とすべきと考えます。</p> <p>（理由） 適切に取得した個人情報を利用目的の範囲内で匿名加工を行い、利用するケースは、現時点においても、例えば自社サービスの分析等において一般的に行われているものです。今回の法改正において匿名加工情報は、一定の条件下で、本人の同意なく自由に利活用できる環境を整備する趣旨で定義されたものと認識しており、こうしたケースまでデータ項目を公表の対象とすることは、却って個人情報取扱事業者に必要な以上の負担を強いることとなり、利活用を阻む懸念があると考えためです。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	匿名加工情報の作成に関する解釈はガイドライン等において明確にしていまいります。なお、個人情報を利用目的の範囲内で適切に取り扱う場合については、匿名加工情報に係る義務は課せられません。
889	規則（案）第 21 条	<p>・作成／第三者提供時の公表（施行規則第 21 条）について、作成／第三者提供の都度行う必要がないことを明記すべきと考える。予め公表事項やプライバシーポリシー等で匿名加工情報の作成／第三者提供を行っている事実、作成／第三者提供の可能性のある項目を公表しておけば、本人に不安を生じることが想定されない。</p> <p>・また、逆に頻繁に作成／第三者提供される匿名加工情報について、都度の公表を企業に求めるとなると、これに対応する無用のコストが当該本人の個人情報に関す</p>	匿名加工情報を作成したとき及び第三者提供するときには公表義務が課せられますが、公表に関する具体的な解釈はガイドライン等において明確にしていまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>る利益とのバランスから過剰となり、ビッグデータの活用などによる産業活性化を妨げることになりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	
890	規則(案)第21条第1項	<p>規則案21条1項の「作成」とは何かご回答いただきたい。平成27年5月28日参議院内閣委員会・政府参考人答弁では、匿名加工情報となるのは法36条3項の公表をした時点であり、それ以前はならないと解されているようであるが、そうすると、公表をした時点こそが「作成」した時点であって、それについて「遅滞なく」公表しない場合はあり得ないのではないか。そうであれば、21条1項の「遅滞なく」を削除するか、もしくは「法第36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成し、公表を決定した後、遅滞なく」とすべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	匿名加工情報を作成したときに関する具体的な解釈はガイドライン等において明確にしております。
891	規則(案)第21条第1項	<p>規則案21条1項の「遅滞なく」の意味を明らかにしていただきたい。一般には「合理的理由による遅滞が許容される」という用語だと理解されるが、例えば、合理的理由がなければ1週間以内(又は翌営業日)に公表すべきということか。合理的理由としては具体的にどのようなものが考えられるか、明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案第21条の具体的な解釈はガイドライン等において明確にしております。
892	規則(案)第21条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ●該当箇所 規則(案)第二十一条第一項 ●意見内容 第一項「遅滞なく」の基準を明らかにしていただきたい。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本規則案第21条の具体的な解釈はガイドライン等において明確にしております。
893	規則(案)第21条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●該当箇所 規則(案)第二十一条第二項 ●意見内容 匿名加工情報の作成を委託した場合で、委託元の個人情報取扱事業者が法第三十六条第三項の公表を行わなかった場合、委託先の個人情報取扱事業者が公表しなければならないということか。 ●理由 条文上では作成したものに公表の義務があるため、上記ケースでは「委託を受けたものが義務を負う」ことになるように思われるため、その点を明確にしたい。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本規則案第21条第2項の規定に基づき、委託元の個人情報取扱事業者は法第36条第3項に定める公表を行う必要があります。
894	規則(案)第21条第2項	<p>【匿名加工情報作成時の公表で委託元が行わなかった場合の委託先の義務】 匿名加工情報の作成を委託したものが法36条3項の公表を行わなかった場合、委託を受けたものが公表する義務を負うのか。 ※理由：条文上では作成したものに公表の義務があるため、上記ケースにおいては「委託を受けたものが義務を負う」ことになるようにも思われる。その点を明確にしたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	本規則案第21条第2項の規定に基づき、委託元の個人情報取扱事業者は法第36条第3項に定める公表を行う必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
895	規則(案)第21条第2項	<p>規則案21条2項によれば、委託者が責任を持って公表すべきであると理解されるが、逆にいうと、委託者がその責任を果たさない場合には、受託者は困った状況に陥るのではないかと検討いただきたい。委託者が公表しない場合に受託者が公表する余地はないのかご回答いただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本規則案第21条第2項の規定に基づき、委託元の個人情報取扱事業者は法第36条第3項に定める公表を行う必要があります。また、委託先の個人情報取扱事業者における公表を妨げるものではありません。</p>
896	規則(案)第21条・第22条	<p>(意見)</p> <p>「匿名加工情報を継続的に若しくは反復して作成・提供したとき、又は、匿名加工情報を継続的に若しくは反復して作成・提供することが確実であると見込まれるときは、一括して公表ができる」旨の規定を設けるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>マーケティング・リサーチとは、消費者に対するアンケート等を通じて、消費者の意見・要望を、企業や公共機関に正しく反映させ、健全な経済の発展と消費生活の向上を目指すものであり、アンケート等を通じて取得した個人情報から、特定の個人を識別することができる記述等を削除するなどして、統計情報を作成することが主要な業務である。</p> <p>また、我が国のマーケティング・リサーチ事業者においては、クライアントに対して統計情報を提供する場合のみならず、「特定の個人を識別することができる記述」やマーケティング・リサーチ事業者が附番したID番号等を削除するのみで統計的処理を施す前の生データ（統計情報を作成する基礎となるデータベース）をクライアントに提供することもある。</p> <p>このような「統計情報を作成する基礎となるデータベース」は、まさに規則(案)第19条第1項に定める加工を施したものであり、法第2条第9項の「匿名加工情報」に該当し、法36条第2項以下の公表等の義務が都度マーケティング・リサーチ業者に課される。</p> <p>しかしながら、このような匿名加工情報を作成し、クライアントに提供する都度、公表等を行うのは煩雑であるし、そもそも実施するアンケート項目の中には、クライアントの未発表の商品情報や、今後の商品開発の方向性を示唆する情報も多く含まれており、詳細事項を公表することが適切でない場合もありうる。</p> <p>とすれば、規則第12条第2項但書に準じて、「匿名加工情報を継続的に若しくは反復して作成・提供したとき、又は、匿名加工情報を継続的に若しくは反復して作成・提供することが確実であると見込まれるときは、一括して公表ができる」旨の規定を設けるべきである。</p> <p>【(一社)日本マーケティング・リサーチ協会】</p>	<p>匿名加工情報に係る公表の方法については、例えば含まれる項目が同一の匿名加工情報を反復・継続して作成・提供する等の場合も考慮した上で、ガイドライン等における記載を検討してまいります。</p>
897	規則(案)第21条・第22条	<p>匿名加工情報の作成・提供時の公表については、その後も繰り返し作成・提供をする可能性があり、その都度、公表を実施するのは実務的に困難であるため、例えば、必要な内容を常時公表する場合は、その公表した範囲内であれば、都度公表は不要との理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>改正後の法第36条第3項及び第36条第4項及び第37条における公表の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしていきたいと思います。</p>
898	規則(案)第21条・第22条	<p>匿名加工情報を顧客から第三者提供に係る同意を得た個人情報（個人データ）のみを用いて作成した場合、当該作成時および提供時における公表の要否を確認したい。</p>	<p>改正後の法第36条第3項及び第36条第4項及び第37条における公表の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしていきたいと思います。なお、例えば、個人情報</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【一般社団法人全国銀行協会】	の安全管理措置等のために氏名等の情報を削除又は置き換えるなどの加工をした場合にも、引き続き個人情報として利用目的の範囲内で適切に取扱う場合には、匿名加工情報の義務は課せられません。
899	規則(案)第21条・第22条	<p>「匿名加工情報の作成時における公表」「匿名加工情報の第三者提供時における公表」について。</p> <p>匿名加工情報の作成、第三者提供時においては、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表を行うこととされている。</p> <p>この公表について、例えば、継続的に匿名加工情報を作成し、同一の相手方に定期的に提供するなどの場合においては、予め作成・提供等に関する項目や提供の方法についても一定期間（作成・提供等が継続する期間）、常時公表することで足りると解してよいか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	改正後の法第36条第3項及び第36条第4項及び第37条における公表の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしております。
900	規則(案)第21条・第22条	<p>「7. 匿名加工情報」</p> <p>・匿名加工情報の作成時・提供時の公表義務について、都度だとすると事業運営上、過度な負担がかかるため、反復・継続して行う場合については、包括的な公表で済ませて欲しい。</p> <p>【匿名】</p>	匿名加工情報に係る公表の方法については、例えば含まれる項目が同一の匿名加工情報を反復・継続して作成・提供する等の場合も考慮した上で、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
901	規則(案)第21条～第23条	<p>(該当箇所)</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行規則(案) 第二十一条第二項、第二十二条および第二十三条</p> <p>(意見)</p> <p>匿名加工情報を作成、第三者に提供する際の公表・明示に関しては、トレーザビリティ(追跡可能性)を確保しつつ、データ利活用が推進されるよう、手続きが煩雑にならないようにする必要があると考えています。例えば以下のケースにつきABがとるべき公表・明示方法につき、意見回答やガイドライン等で明確にする必要があると考えます。</p> <p><ケース1>匿名加工情報データベースを提供する匿名加工情報取扱事業者A(個人情報取扱事業者でもあり、以下「A」)が、個人情報取扱事業者B(以下「B」)に対し、Bが有する個人情報に基づく匿名加工情報の作成及び作成された匿名加工情報のAへの提供を委託したケース。</p> <p><ケース1でとるべき公表・明示措置></p> <p>Aは、Bの匿名加工情報の第三者(この場合の委託者であるA)提供に関して必要な公表を行い、BはAに対し匿名加工の情報提供に関する明示を行うという理解でよいか。Bが公表・明示ともに行うことになるか。</p> <p><ケース2>Aが、ケース1で受領した匿名加工情報をさらに加工の上、匿名加工情報の第三者提供を行うケース(※Aは技術的に安全なIT・オペレーション環境でかつ個人特定が不可能なレベルの匿名加工情報のみを保有しているという前提)。</p> <p><ケース2でとるべき公表・明示措置></p> <p>Aは、匿名加工情報の第三者提供に関して必要な公表を行い、Aは第三者に対し匿名加工の情報提供に関する明示を行うという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p>	具体的な事例に対する判断は本意見募集の対象外となります。改正後の法第36条第3項における公表、第36条第4項及び第37条における公表及び明示の具体的な解釈についてはガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>発表されている公表方法は抽象的でなため、上記の場合の具体的な対応を明確にする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
902	規則(案)第22条	<p>(該当箇所) 規則(案)の第22条 (意見) 規則案第22条を下記のとおり修正すべきである。 第1項：法第三十六条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。個人データが継続的に又は繰り返し匿名加工された場合、又は個人データが継続的に又は繰り返し匿名加工されることが確実である場合、公表を一括して行い及び事前に行うことができる。 第2項：法第三十六条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。匿名加工データが継続的又は繰り返し第三者に提供された場合又は、匿名加工データが継続的又は繰り返し第三者に提供されることが確実である場合、一括して行い及び事前に行うことができる。 (理由) 個人情報取扱事業者による匿名加工情報の公表に関し、過剰な負担をかけるのは避けるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所 (ACCJ)・米国情報技術工業協議会 (ITI)】</p>	御意見として承ります。匿名加工情報の作成時の公表については、改正後の法第36条第3項において「匿名加工情報を作成したとき」とされておりますが、その具体的な解釈はガイドライン等で明確にしております。
903	規則(案)第22条第2項	<p>規則案22条2項の「適切な方法」につき、①ウェブサイト上で「当社が提供する●●データは匿名加工情報です」と明示している場合、②データの提供をウェブサイト上で受ける際に「当社が提供する●●データは匿名加工情報です」という旨が含まれる規約に同意をさせる場合がそれぞれ「適切な方法」といえるか回答いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	具体的には事業の性質等に応じて判断する必要がありますが、一般的には、匿名加工情報の提供を受ける第三者が匿名加工情報であることを認識するよう明確に示す方法である必要があります。具体的な法令の解釈についてはガイドライン等において明確にしております。
904	規則(案)第22条第2項・第23条第2項	<p>「匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。」について、ここでは「匿名加工情報の提供先に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。」の部分であるから「電子メールを送信する方法又は書面」ではなく「書面又はそれに代わる方法として記録の残る方法」とすべきではないか。</p> <p style="text-align: center;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	適切な明示の方法としては、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
905	規則(案)第22条第2項・第23条第2項	<p>・「匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。」について、ここでは「匿名加工情報の提供先に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。」の部分であるから「電子メールを送信する方法又は書面」ではなく「書面又はそれに代わる方法として記録の残る方法」とすべきではないか。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	適切な明示の方法としては、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
906	規則(案)第24条～第26条	<p>(意見)</p> <p>今回の委員会規則案、政令案においては具体的に新たな法律における認定個人情報保護団体の役割の強化について明示的に触れられていないが、以下4点についてより一層の協力が行えるような運用を想定していることを確認したい。</p> <p>(1) EUやAPECにおいても個人情報を取扱う事業者はコントローラー(管理者)とプロセッサ(処理者)に分けて考えられ、認証制度も別(例としてAPECの場合、CBPR(Cross Border Privacy Rules)とPRP(Privacy Recognition for Processors))である。</p> <p>日本においても個人情報の処理者については管理者である顧客企業の基準とは独立した要件が存在しうることを念頭において、処理者が主体となり積極的に自主ルールを定めて、管理者による保護と両立するような構成を念頭におくべきである。</p> <p>(2) すべての事業者が個人情報保護取り扱い事業者と想定しうる中で、既存の業界の分類に従わず、現行の認定個人情報保護団体の構成に当てはまらない企業も多い。巨大な一企業グループはそれ一個に関連する業務全体において自主的なルールとデータ主体についてのきめ細かな対応を行う能力を有しうるが、中小規模事業者やシステム開発・運用に関わる事業者は必ずしも単独の業界に所属せず、新たな業態や複数の業界にまたがることが多い。</p> <p>このような中で認定個人情報保護団体に資格を与える基準は従来の各省の判断とは別に明確にすべきである。また各団体間の連携及び個人情報保護委員会との協力関係を強化するために、認定個人情報保護団体間の連絡会組織の設置が必要であり、政令等の中においてもその協力関係を明示する表現があるべきである。</p> <p>(3) 現存する民間自主認証(ブラバシーマークなど)や、国際的な認証基準の認定業務(CBPRとPRPなど)については、個別企業の立場から見ると、所属する認定個人情報保護団体とは別に認証機関が存在することが多くなる。複数の個人情報保護に関する認証制度とガイドラインが錯綜して複雑化し、対応コストや手続き等が煩雑化する結果、肝心の個人情報保護に要する業務へのリソースが割けなくなり、活動低下を招く恐れがある。</p> <p>これを避けるためには、認定個人情報保護団体が策定するガイドラインでは、なるべく複数の民間自主認証や国際認証基準に整合し、個別要件を包含することで重複した検証項目が少なくなるよう設計されることを委員会としても推奨すべきである。</p> <p>(4) 第24条における外国事業者への第三者提供のうち、「個人情報保護委員会の規則に則った方法」について、想定されているCBPRに加えて、これと同じくAPECの電子商取引作業部会のデータ保護小部会が策定しているプロセッサ向けの認証制度PRPについても大きなCBPRの枠組みの中の一つとして同様に扱われることが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 社会全体が一丸となって個人情報保護への配慮を高め、なおかつデータの活用を両立させて、他国には無い日本なりの産業を盛り立てていくためにも、民間自主規制の中核として委員会とも法的に協力関係を担保できる認定個人情報保護団体の役割が重要と考えている。</p> <p>(2) APECのCBPRについては、明文化されないものの、法第24条における越境デー</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>タ移転の際の相手方が遵守していると認定される個人情報保護基準として想定されていると理解している。同時に APEC の ECSG（電子商取引作業部会）の下の DPS（データ保護小部会）において CBPR とともに策定されている PRP についても、情報処理業界において同様の基準として委員会から考慮されることを期待したい。</p> <p>このことはオフショアアウトソーシング（主にアジア地域のシステム開発企業と協力して、企業向けの情報システムの開発を行う業態）において重要である。例えばシステム開発に付随してテストデータとして匿名ランダム加工された顧客データを元に、システム機能の検証を行うような場合も、匿名加工基準に即しているかどうか配慮する必要がある。また拡大している BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング、顧客対応などのフロント業務の一部を海外で行う）においてはさらに重要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 情報サービス産業協会】</p>	
907	規則（案）附則	<p>規則案には附則があるところ、政令案には附則がみあたらないが、その趣旨は、政令案については経過規定等は不要ということであるか、附則が存在しない理由を説明いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本施行令案を定めるに当たり、パブリックコメント手続の対象となる附則の規定はありません。
908	規則（案）附則	<p>いわゆる経過措置的事項としては、規則案附則で記載されたもの以外にも多数あるのではないかと。例えば、システム改修が間に合わないこと等に鑑み、一部の規定の適用を遅らせたり、努力義務に留める等をしてはどうかご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
909	規則（案）附則第 1 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 附則第一条 ● 意見内容 改正法、施行令、委員会規則の施行日には余裕をもってほしい。 ● 理由 今後、個人情報保護委員会ガイドライン、業界団体ガイドラインの策定をまって自社ルール策定・社内周知徹底となると来年春頃の施行は極めて困難。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
910	規則（案）附則第 1 条	<p>【施行時期の延期】</p> <p>改正法、施行令、委員会規則の施行日には余裕をもっていただきたい。</p> <p>今後、個人情報保護委員会ガイドライン、業界団体ガイドラインの策定をまって自社ルール策定・社内周知徹底となると 4 月の施行は極めて困難。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
911	規則（案）附則第 1 条	<p>施行規則には、附則が記述されています。しかし、第一条に記載されている、改正法附則第一条第四号、第六条に記載の改正法附則第二条 第七条記載の改正法附則第二条について、単に改正法と言われても、（2015 年 9 月 9 日法律第 65 号）の第一条なのか、（2016 年 5 月 27 日法律第 51 号）の第一条なのか、明確にすることができません。（（2016 年 5 月 27 日法律第 51 号）には第二条はないのですが）附則の取扱については、法律の一部として明確に施行期日を明記していただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】</p>	<p>本規則案附則第 1 条の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日」とは、同法附則第 1 条柱書に規定された施行日を指します。</p> <p>なお、当該施行日の具体的な日付については、決定次第別途お示ししてまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
912	規則(案)附則第1条	規則案附則1条の施行日は何月何日を予定しているのか、ご回答いただきたい。実務の対応のため必要な情報であることから、想定ないし予定で構わないので明記いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	施行日の具体的な日付については、決定次第別途お示ししてまいります。
913	規則(案)附則第1条	なぜ規則案附則1条但書では「附則六条及び附則七条の規定は、改正法附則一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。」という例外が設けられているのか、ご説明いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本規則案附則第6条及び第7条は、個人情報保護法及び番号法の一部改正法附則第2条からの委任を受けて定める規定であり、同条の施行日は同法附則第1条第4号において規定されているため、本規則案附則第6条及び第7条の施行日が同号に規定されている日であることを示すものです。
914	規則(案)附則第1条	政令・委員会規則に定められる事項に対応するためには、対応の検討および相応のシステム開発が必要になると思われる。政令・委員会規則・付随するガイドラインの発出時期を鑑み、法の施行日については、可能な限り遅らせてほしい。 【匿名】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
915	規則(案)附則第2条	則案附則2条1項の趣旨は、当初はオンラインでの提出を認めないという趣旨でいいのか、確認いただきたい。オンライン提出が認められるのは何年何月何日を予定しているのか、ご回答いただきたい。実務の対応のため必要な情報であることから、想定ないし予定で構わないので明記いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
916	規則(案)附則第2条	規則案附則2条2項の存在意義について説明いただきたい。規則案7条3項が存在する以上、規則案附則2条2項があろうがなかろうが、「代理人によって」届出を行う場合には、「届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付しなければならない」ことには変わりがないのではないかと。例えば、この「書面」は規則案7条3項と異なり電磁的記録を含まない等の特別の意味があるのか、説明いただきたい。(なければ削除してはどうか)。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
917	規則(案)附則第3条	●該当箇所 規則(案)附則第三条 ●意見内容 ・「第十二条に規定する方法に相当する方法」の基準が不明。必ずしも規則(案)第十二条の規定どおりではなくとも良いという主旨か。また、その場合どの程度の記録であれば相当する方法といえるのか。 例えば、施行日前の提供の際の記録に、提供した年月日や本人の同意を得ている旨、提供した個人データによって識別される本人の氏名等が記録されていない場合でも、相当の方法と解釈して、記録の作成は省略してよいか。もしくは不足事項の追記や別途記録したものとの紐付け等が必要か。 ・施行日前の提供については、記録の作成が不要であることを明らかにしていただきたい。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	前半については、「第十二条に規定する方法に相当する方法」とは、本規則案第12条に規定する方法と同一の内容の方法を指しています。 後半については御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
918	規則（案）附則第3条・附則第5条	<p>附則第3条及び附則第5条において、既存の同意契約に基づく第三者提供に関して、提供する場合と提供を受ける場合それぞれについて、規則に規定する記録が作成されている場合には、新たな記録の作成は不要である旨が規定されている。この記録の作成とは、規則第13条第1項又は規則第17条第1項に規定された事項が例えば規則の文言どおりに箇条書きされたものが作成されていることまでを求めているのではなく、個人情報取扱事業者において事実として同意がなされていることを合理的に確認できれば、要件を満たしていると考えてよいか。その場合、附則に追記する又はQ&A等で解釈を明確化する等の措置をお願いしたい。</p> <p>現行法では、第三者提供に際して同意が必要であることは規定されているが、記録の保存までは求められていない。そのため、個人情報取扱事業者では同意書の保存や、統一的な記録の保存は行われていない可能性が高い。</p> <p>ただし、現在も個人情報の授受を行う以上は、顧客が同意した事実については、個々に何らかの記録は有していると考えられる。例えば、金融商品取引業者が個人情報を第三者と授受するために顧客から包括的な同意を得るケースの多くは、グループ会社間で授受される場合であると考えられる。この場合は、対象となる個人情報は情報提供者（会社）の顧客のものであるが、それを示す事実は記録されておらず、単に包括的な同意を得た旨だけが記録されていると思われる。このような場合、法第26条第1項第2号に規定する「当該第三者による当該個人データ取得の経緯」とは「上記の情報提供者の顧客であると認定されること」であると考えている。</p> <p>この考え方が認められない場合、金融商品取引業者は同意取得顧客のすべてについて、保存された記録の再点検を行わざるを得なくなり、過大な負担が生じることとなる。また、情報提供者及び顧客に対しても再度同意の確認等を行い新たな記録を作成せざるを得なくなるおそれもある。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
919	規則（案）附則第3条	<p>規則案附則3条の「保存」はどの時点で保存していればよいのか、明らかにしていただきたい。なお、規則案附則3条の記録の保存期間については、規則14条の規定が適用されるか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案14条の規定が適用される対象は、施行日以後に作成した記録です。
920	規則（案）附則第3条	<p>規則案附則3～5条の「相当する方法」とは何か、具体的に明らかにしていただきたい。（同一でなくともよく、一定程度の差があってもよいという意味と理解されるが、どの程度の差で許容されるのかが分からないと、実務的に判断できないのでご質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本規則案附則の「相当する方法」とは、それぞれ、本規則案第12条、第15条、第16条に規定する方法と同一の内容の方法を指しています。
921	規則（案）附則第3条	<p>規則案附則3条は、第三者提供の確認について規則案13条2項のみについて施行前に同等の記録をしていれば施行後にも適用されるとしているようであるが、これ以外について附則を設けなかったこと理由を説明いただきたい。例えば、規則案12条2項に基づき、施行日前に反復継続した提供について記録をする場合や規則案12条3項に基づき施行日前に作成された契約書等の書面に必要事項が記録されている場合については、（規則案13条2項を適用するのではなく、）そのまま施行後の提供についても有効な規則案12条2項または3項に基づく記録としてみなす旨の附則を設けてはどうか。</p>	改正後の法第25条及び第26条に基づく確認・記録義務が適用されるのは施行日以後の個人データの第三者提供となりますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方						
		【金融機関における個人情報保護の実務研究会】							
922	規則（案）附則第7条	規則案附則7条1項につき改正法附則に基づくものであることから発生する別紙様式第一の変更があるのかないのか明らかにしてされた。もし、あるのであれば、別紙様式を別途ご作成いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。						
923	規則（案）別記様式	別紙様式においてアラビア数字が「1文字全角、2文字半角」という非常にわかりにくい記載様式になっている（例えば「23」は半角、「2」は全角）が、これには法的根拠があるのか。あるのであればその根拠を示していただきたい。ないのであれば全角か半角かに統一する等の平仄のあった対応を検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。						
924	規則（案）別記様式	2.1 電子的様式の整備 =====	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。						
925	規則（案）別記様式第一	<p>（意見） 「届出日」については、「届出受付日」に訂正してほしい。また、届出日及び届出番号の欄は、個人情報保護委員会の記載欄あるので、その旨明示してほしい。</p> <p>変更のイメージ例：</p> <table border="1" data-bbox="443 1098 1162 1206"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">個人情報保護委員会記載欄</td> </tr> <tr> <td>届出受付日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>届出番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>（理由） 本届出書の記載要領に「1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。」と注意事項が記載されているが、届出日は届出する側が記載するものと解するのが一般的であろうことから、受理する側が記載することがあらかじめ決められているのであれば、その旨が明確に判断できるよう項目名を訂正することが適切ではないかと思われる。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	個人情報保護委員会記載欄		届出受付日	年 月 日	届出番号		一般的に現状の記述で御理解いただけるものと考えます。
個人情報保護委員会記載欄									
届出受付日	年 月 日								
届出番号									

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
926	規則（案）別記様式第一	<p>（意見） 第三者提供開始日について、P.3の記載要領欄の8と9の間に、一項目追加していただきたい。</p> <p>8. 本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。 <追加>本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日については、本届出書提出の〇日以降を記述すること。</p> <p>9. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>（理由） 第三者提供を開始する予定日については、「個人情報の保護に関する法律施行規則第七条（第三者提供に係る事前の通知等）」において、提供停止に対して「必要な期間を置く」との記述があるだけである。 したがって、 ・第三者提供を行う場合、事前に届け出が必要となること ・上記第七条の「必要な期間」を明示すること を明確化する必要があると思われるため。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えますが、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
927	規則（案）別記様式第一	<p>「届出者が法人等の場合に限る。」という注記は「代表者の氏名」欄にはあるが、「法人番号」欄や「事務連絡者の氏名」欄等にはないが、それは当該注記がない場合には、届出者が個人でも当該欄を埋めなければならないという意味が明らかにしていただきたい。（一定のルールに従って注記を付す／付さない等を統一していただけないと、実務で混乱を招く様に思われることからご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	今後、明確にしていまいます。
928	規則（案）別記様式第一	<p>別紙様式一の「2. 届出項目」の「(1)」や「5.」であるが、なぜわざわざ□に印をつけさせるという面倒な手続としているのか法的根拠を説明いただきたい。法23条2項により「本人の求めに応じて本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。」等が要求されている以上、不動文字とすれば足りる様に思われる。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
929	規則（案）別記様式第一	<p>同「(2)」であるが、「第三者への提供を利用目的としていること」の欄の下に何を記載すればよいのかご回答されたい。第三者提供以外も含め、利用目的をすべて書き出さなければならないのか、ご確認いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	今後、明確にしていまいます。
930	規則（案）別記様式第一	<p>同「(3)」であるが、「第三者に提供される個人データの項目」というのは包括的記載・概括的記載で足りるのかご回答いただきたい。例えば「(対象者に関する)当社の保有する全ての個人データの項目」ではだめかご回答いただきたい。また、「氏名、住所、電話番号等」のように、主な項目について具体例を引いた後「等」を付けるようなことは可能かご回答いただきたい（実務では「備考」等の欄に係る情報が記載されていることもあるが、このような備考等の情報を詳細に列挙することは過度に煩瑣であり、少なくとも「等」を付すことを認めていただきたい）。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	今後、明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
931	規則（案）別記様式第一	同「(4)」であるが、「第三者への提供の方法」を記載する場合、どこまで詳細に記載しなければならないかご回答いただきたい。たとえば、「書面による提供」「インターネットによる提供」等でのよいのか。それとも、『●●住宅地図』という書籍を出版し、書店等で販売」といった、詳細な記載が要求されるのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。
932	規則（案）別記様式第一	同「(5)」「その他」であるが、例えば電子メールで受け付ける場合「電子メール」と書けばよいのか、それとも「電子メール (example@example.jp)」のようにメールアドレスまで記載が必要かご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。
933	規則（案）別記様式第一	同「3.」の「予定日」は、届出書提出後開始日が当該「予定日」から変更される場合、再度届出書ないし変更届出書を出す必要があるのか、それとも、あくまでも「予定」であるから、再度届出書ないし変更届出書を出す必要はないのか、明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。
934	規則（案）別記様式第一	同「4.」につき「希望なし」と記載した場合、いつ公表されると理解すればよいのかご回答いただきたい。例えば「受理後即日公表」「毎月●日にまとめて公表」等、デフォルトの公開予定日を明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。
935	規則（案）別記様式第一	同「4.」につき、「公表日を指定する理由」として正当な理由かを個人情報保護委員会が判断をして、公表日の希望を受け入れるかどうかを判断するということが、確認いただきたい。もしそうであればどのような理由が正当とされるか、具体的に明らかにしていただきたい。例えば「当該プロジェクトがまだ公表されていないことから、公表日以降にして欲しい。」「現在当社についてはインターネット上やマスメディアによって否定的な報道が多くなされている（炎上中）ので、沈静化するまで公表を待って欲しい。」「社長が凝っている占いによると、○月○日に公表してもらうことがプロジェクト成功につながるとされているので○月○日に公表してほしい。」等はそれぞれ正当な理由となるか、回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。
936	規則（案）別記様式第一	委任が可能ということであるが、例えば弁護士が受任して代わりに届け出る場合、「届出者」は弁護士になるのか、それとも依頼者になるのかご確認いただきたい。（例えば、1枚目の「届出者の氏名又は名称」は弁護士か依頼者か、「印」は弁護士の印でよいのか、また、「1.届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要」は依頼者についてのもを記載するということがよいか等が不明であることから、ご質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「届出者」とは、届出をする個人情報取扱事業者を指します。
937	規則（案）別記様式第一	別紙様式第一の記載要領は法的拘束力がある書類なのか、それとも単なる行政指導ないしは事実上のアドバイスであるか、その法的性質を明らかにしていただきたい。実務的にいえば、これに従わない（例えばA4以外の用紙を用いる）届出書は受理されないということかご確認いただきたい。（これは別紙様式第二、第三についても同様である。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後、明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
938	規則（案）別記様式第一	別紙様式第一の記載要領欄では「法人番号」を記載することと住所の記載の要否についての言及はないが、別紙様式第三の記載要領欄には「法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。」とある。すると、別紙様式第一についても法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができるかと理解してよいか、そうであればなぜ別紙様式第三にのみそのように記載したのか明らかにしていただきたい。なお、別紙様式第一と第三で扱いが異なるということであれば、なぜ別紙様式第一と第三で差があるのか説明いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	別紙様式第一については一定数の届出が行われることを想定しているところ、個人情報保護委員会の事務処理上の観点から、法人番号に加えて住所の記載を求めるものです。
939	規則（案）別記様式第一	別紙様式第一の記載要領欄には「届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。」とあるが、物理的に「到達」すれば、個人情報保護委員会による受理の有無を問わないということによいか。例えば、届出者は記載すべき内容を記載していると考えたが、個人情報保護委員会は記載に不備があると考え、受理がされないという場合はあり得るのか、もしあり得るのであれば、この場合の「届出日」は最初に個人情報保護委員会に到達した日か、それともその後届出者が個人情報保護委員会の指導に従って不備を補正した後の日かご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般論としては、届出事項を充たした届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指します。
940	規則（案）別記様式第二	別紙様式第二につき、捨て印は「可能」「不可」「推奨」「その他（前3つのどれでもない）」のいずれであるかご回答いただきたい。なお「その他（前3つのどれでもない）」の場合、具体的に内容を明らかにしていただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後明確にしていまいます。
941	規則（案）別記様式第三	別紙様式第三の「4. 添付書類」の「その他」とはどのようなものが想定されているのか明らかにしていただきたい。例えば消費者の意見を代表する者の意見書を添付する等が想定されているという理解でよいかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今後明確にしていまいます。
942	その他	今回の改正個人情報保護法および政令案・施行規則案につきましては、産業界の意見にもご配慮頂き、個人情報保護と利活用のバランスが取れ、かつ国際的な潮流との調和も意図した内容となっており、当協会としては基本的にその方向性に賛同いたします。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	賛同の御意見として承ります。
943	その他	（全体） 個人情報の保護と利活用に関する具体的な施策について、この度公表された法律施行令改正案ならびに法律施行規則案は、大きく遅れていた社会実態に近づいたものであり、関係各位の努力に敬意を表する。また、実務を担当する個人情報保護委員会事務局が拡充されたことは、早期の円滑な運用を求める各方面の声が反映されたものとして歓迎する。 しかしながら、現実社会は、IoTの進展により個人に係る情報が外部からセンサーで取得され、また、AIの進化によりビッグデータの処理が人間を介さずに行われ始めている。その結果として自動運転車やロボットの実用化が目前に迫る等、現行の個人情報保護法では想定されていない状況が急速に拡大しており、個人情報の保護と利活用の考え方そのものを抜本的に見直す必要に迫られていると考えられる。	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>このような社会の急激な転換期であることに鑑み、今後の社会の発展を阻害することのないよう、また今後の個人情報の保護と利活用の議論に支障をきたすことがないよう、法律施行令ならびに法律施行規則、さらに今後整備されるガイドライン等においても、規制は最小限とすべきである。</p> <p>また、保護と利活用のバランスは、消費者、行政、有識者、事業者等の様々なステークホルダーにより合意されるものであることに鑑み、可能な限りマルチステークホルダー・プロセスにより形成することとし、認定個人情報保護団体、業界団体等の活用を強く望むものである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
944	その他	<p>1. パーソナルデータの利活用推進に向けたルール整備</p> <p>データ利活用によるイノベーションや社会課題の解決が期待されるなか、特にパーソナルデータは利用価値が高いとされる。プライバシー等個人の権利利益の保護を図りつつ新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のためにパーソナルデータの利活用を実現するとともに制度の国際的な調和を図るといふ本法改正の趣旨を徹底すべきである。施行令改正案および施行規則案は概ねこの趣旨に沿った内容であると評価する。個人情報保護委員会には、引き続き事業者等の意見を十分に踏まえ、上記の趣旨に合致したガイドライン等を策定するよう求める。</p> <p>また、新産業・新サービスの創出や社会課題の解決（防災・減災、医療・ヘルスケア分野等）を阻害することがないよう具体的な制度設計を早期に進めるとともに、技術やサービスの進展等に即して規制の定期的な見直しを検討すべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
945	その他	<p>（意見） 政令、規則を受けたガイドライン等の早期策定をお願いしたい。</p> <p>（理由） 今回政令案及び規則案により、改正個人情報保護法に関して事業者がすべき対応がかなり明確化されたが、一部はガイドライン等によることになる。 改正個人情報保護法施行のときに事業者側の対応が混乱しないよう、可能な限り早期に個人情報保護委員会がガイドライン等を策定するようお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 情報サービス産業協会】</p>	改正後の法に関するガイドラインについては、現在策定の準備を進めており、準備が整い次第、意見募集を行う予定です。
946	その他	<p>2. 民間主導による自主規制ルールの活用</p> <p>業種業態に応じた適正かつ透明性の高い実務ルールを定めるためには、施行令、施行規則およびガイドラインの規定は基本的な枠組みにとどめ、データの具体的な取り扱いルールの策定は民間に委ねるべきである。施行令改正案および施行規則案の内容がこの方針に準拠していることを評価する。ガイドラインの規定についても基本的な枠組みにとどめ、データの具体的な取り扱いは、認定個人情報保護団体をはじめとする民間の自主規制ルールにおいて定めるべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
947	その他	<p>3. 民間事業者等における準備期間の確保および周知の徹底</p> <p>事業者等は、個人情報の保護に関する法律の改正法（以下「改正個人情報保護法」という）の全面施行日までに態勢整備（実務態勢の構築、従業員研修、システム改修・帳票改訂等）を行う必要がある。特にシステム改修・帳票改訂等の対応は、ガイドラインおよび民間自主規制ルールの内容を踏まえその要否を判定し、必</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>要な場合には、当該対応に係る作業（要件定義・予算措置・開発・テスト等）を相当の日数をかけて行うこととなる。このため、改正個人情報保護法の全面施行日は、ガイドライン策定後に事業者等において発生する作業の見通し等を踏まえ決定することとし、事業者等の準備期間を確保することを強く求める。併せて、全面施行に向け、国民・事業者等に対して制度の全容を十分に周知すべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	
948	その他	<p>銀行は、改正個人情報保護法の全面施行日までに必要に応じて態勢整備（実務態勢の構築、従業員研修、システム改修・帳票改訂等）を行うこととなる。特にシステム改修・帳票改訂等の対応は、政令・施行規則、ガイドライン、Q & A等の内容を踏まえ、その要否を判定したうえで、改修等が必要な場合には当該対応に係る作業を相当の日数をかけて行うこととなる。さらに、全事業者が法令等の対象となることから、システム改修の作業が施行直前の一定の時期に集中することが予想される。このため、改正個人情報保護法の全面施行日は、銀行を含む事業者において発生する作業の見通し等を踏まえ、改正法対応のための準備期間を十分に確保できるよう配慮いただきたい。</p> <p>併せて、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報に係る規定等が新設されたことに鑑み、全面施行に向け、過剰な反応が生じないよう、国民・事業者等に対して制度の全容を十分に周知いただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
949	その他	<p>○個人情報の保護に関する法律の施行日について</p> <p>今回の個人情報保護法等の改正において、DNAの塩基の配列が個人識別符号に、病歴や健診結果等が要配慮個人情報に新たに定義されたため、医学（研究）分野では、これまでとは情報の扱いが大きく変わる。関係法令の改正内容は遡及されるため、これまで扱ってきた情報についても改正法や関係倫理指針等に準じた対応に変える必要があり、その量は非常に多いと考えられる。</p> <p>今後のスケジュールとして示されている個人情報保護法の全面施行予定は平成29年春頃となっているが、医学研究分野の研究者等が遵守すべき医学研究倫理指針の公布から施行（つまり、個人情報保護法の施行日）までの期間が、必要な手続きを実施するのに十分な期間になるよう、配慮いただきたい。</p> <p>【個人】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
950	その他	<p>5. 官民データの一体的な利活用に向けた措置</p> <p>2016年5月、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法（以下「改正行政機関等個人情報保護法」という）が公布された。改正行政機関等個人情報保護法に基づく非識別加工情報は、改正個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同じく、個人情報保護委員会が一元的に所管するとされている。</p> <p>個人情報保護委員会には、行政機関等から非識別加工情報の提供を受けた事業者等が当該データを匿名加工情報と一体的に利活用することができるよう、加工レベル等の基準を官民同一にすることを求める。併せて、国民・事業者等に混乱を招くことのないよう、非識別加工情報と匿名加工情報を同一条件で取り扱うことができることをガイドライン等に明示し、十分に周知すべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
951	その他	<p>●意見内容 今後、委員会として安全管理措置等を含んだガイドライン等を作成するのか。 また各省庁が作成している個人情報保護ガイドラインや自治体等の個人情報保護条例の今後の存廃や、これらと委員会施行規則やガイドライン（作成される場合）との関係はどのようになるのか。</p> <p>●理由 不明確なため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定であり、当該ガイドラインには安全管理措置等も含んだ内容とする予定です。これに伴う、各省庁が定めている個人情報保護に関するガイドラインの取扱いについては現在検討中でありまだ決定しておりません。</p> <p>なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。</p> <p>また、地方公共団体の個人情報保護条例と個人情報保護法との関係については、特に改正は行われていませんので、今般の改正に伴い個人情報保護条例が廃されることはないものと考えられます。</p>
952	その他	<p>【個人情報保護委員会ガイドラインについて】 今後、委員会として安全管理措置等を含んだガイドライン等が作成されるものと考えてよいか。 また各省庁が現在作成している個人情報保護ガイドラインや自治体等の個人情報保護条例の今後の存廃や、これらと委員会施行規則やガイドライン（作成される場合）との関係はどのようになるのか明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定であり、当該ガイドラインには安全管理措置等も含んだ内容とする予定です。これに伴う、各省庁が定めている個人情報保護に関するガイドラインの取扱いについては現在検討中でありまだ決定しておりません。</p> <p>なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。</p> <p>また、地方公共団体の個人情報保護条例と個人情報保護法との関係については、特に改正は行われていませんので、今般の改正に伴い個人情報保護条例が廃されることはないものと考えられます。</p>
953	その他	<p>「骨子案」というものと実際の「政令」「委員会規則」との関係を確認して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>骨子案は、本施行令案及び本規則案の骨子をお示しした参考資料です。</p>
954	その他	<p>「骨子案」というものと実際の「政令」「委員会規則」との関係を確認して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>骨子案は、本施行令案及び本規則案の骨子をお示しした参考資料です。</p>
955	その他	<p>今後「政令」「委員会規則」を改正する場合にも今回と同様にパブコメ期間を設けるのか。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>政令又は個人情報保護委員会規則を定める際は、行政手続法に則り、パブリックコメントを実施することとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
956	その他	今後「政令」「委員会規則」を改正する場合にも今回と同様にパブコメ期間を設けるのか。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	政令又は個人情報保護委員会規則を定める際は、行政手続法に則り、パブリックコメントを実施することとなります。
957	その他	法、政令案及び規則案で規定されている個人情報取扱事業者の義務について、それを免れる理由として、法、政令案及び規則案が明文で定める理由以外の理由があり得るかについてご回答いただきたい。例えば、これらの義務に違反することが刑罰法規に触れる可能性がある以上、刑法35条以下の犯罪不成立事由は適用されると考えてよいかご回答いただきたい。具体的には、法令又は正当な業務による行為（刑法35条）であれば、個人情報取扱事業者は、法、政令案及び規則案が明記する例外事由以外の場合でも、個人情報取扱事業者としての義務を免れられるという理解でよろしいかご回答いただきたい。（法、政令案及び規則案が例外として明定していない場合でも、個人情報取扱事業者が、正当な業務として個人情報を取得し、管理・保存し、第三者に提供する等の個人情報の取扱いを行いたい場合があり得ることから質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	刑罰法規の適用については当委員会の所掌事務の範囲外となります。
958	その他	法、政令案及び規則案の施行後、経済産業省や金融庁等が過去に制定した個人情報保護に関するガイドラインはなお効力を有するのか、それとも個人情報保護委員会が定めるガイドラインが全分野に一元的に適用されるのか、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定です。なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。
959	その他	法44条1項により委任できる権限は、「法40条第1項の規定による権限」と定められており、法40条1項の権限は、報告及び立入検査に関するものである。改正前個人情報保護法においては、金融庁が、金融分野における個人情報ガイドラインの策定を行ってきたが、上記法44条1項の下では、金融分野における個人情報ガイドラインの策定を個人情報保護委員会が行うことになるのか、ご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定ですが、御意見を踏まえ、その内容について引き続き検討してまいります。なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。
960	その他	個人情報保護委員会事務局レポート制度が入ると聞かすが、これはFTCのスタッフレポート制度と同じものということによいのかご回答いただきたい。また、そのオーソリティはどの程度あるのか、回答いただきたい（例えば、個人情報取扱事業者が事務局レポートに従った対応をした後で「解釈を変えた」として、事務局レポートに従った対応が違法だった等と指摘される可能性はないのかご回答いただきたい。）。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、事務局レポートの作成にあたっては、自主ルールを策定する個人情報保護団体等や匿名加工情報制度を利用する事業者等の参考となる情報が提供できるよう検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
961	その他	<p>個人情報保護委員会事務局レポートは、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について作成されるものと理解される。一方で、経済産業省の平成28年8月付け「事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料（「匿名加工情報作成マニュアル」）Ver 1.0」も「認定個人情報保護団体等が、匿名加工情報や匿名加工情報に係るガイドライン等を作成するにあたり、本マニュアルが有効に活用」されるものとされている。認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会事務局レポートと匿名加工情報作成マニュアルを無矛盾のものと想定して自主規制ルールを作成すればよいか否かをご回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、事務局レポートの作成にあたっては、自主ルールを策定する個人情報保護団体等や匿名加工情報制度を利用する事業者等の参考となる情報が提供できるよう検討してまいります。
962	その他	<p>病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者（医療機関等）、介護保険法に規定する高齢者福祉サービス事業者を行う者（介護関係事業者）については、その大半が現行個人情報保護法での小規模事業者に当たり、個人情報保護法の直接の適応はなく、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（以下、「医療・介護個人情報ガイドライン」といいます。）によって個人情報保護法とほぼ同様の規制がなされていた状況でした。</p> <p>しかし、今回の改正された個人情報保護法では（以下、「改正個人情報保護法」といいます。）、多くの医療・介護関係事業者も新たに法の適用対象となります。また、今回新たに要配慮個人情報という枠組みが設けられ、事業者には多くの新たな義務が課せられることとなります。多くの医療・介護関係事業者はマンパワーの不足にあえいでいることから、医療・介護関係事業者への過剰な負担が生じることはないよう、施行令・規則・ガイドラインにおいては、これらの事業者に対する配慮が必要であると考えます。</p> <p>また、医療・介護分野では、これまでのガイドラインの規定と連続性を持った規制とすべきです。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定ですが、その内容については、小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮してまいります。 <p>なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。</p>
963	その他	<p>医療機関等・介護関係事業者の特殊性</p> <p>医療機関等や介護関係事業者等においては、疾病や身体・精神の状態に関わる非常にデリケートな情報を日常的に扱うという特徴があり、かつ、疾病や身体・精神の状態にかかわる情報を事業者間で共有することが、質の高い医療・介護を提供し、かつ患者・利用者の安全を守るという視点でも重要です。一方で、医療機関等や介護関係事業者等において患者に対する医療・介護に関与する専門職である医師、看護師、薬剤師等は、刑法上の秘密漏示罪や各業法により守秘義務を負い、違反した場合には刑事罰が設けられています。</p> <p>また、大多数の医療機関等・介護関係事業者の従業員は、非常に勤勉であり、決められたルールを順守する意識が強いものであることから、改正個人情報で課されたルールは厳密に守ろうとすると考えられます。</p> <p>このため、情報取得時及び第三者提供時の同意取得、第三者提供・受領の際の記録作成など、新たに設けられた手続があまりに煩雑なものとなり、本来業務である医療・介護に支障をきたさないよう配慮が必要で、同意取得の範囲や方法が明確でないために、同意取得等の手続に時間がかかり、必要な情報が提供できずに患</p>	改正後の法については、個人情報保護委員会が全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを定める予定ですが、御意見を踏まえ、その内容について引き続き検討してまいります。 <p>なお、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置として、別途、一定の事業分野等について、追加的に指針等が定められる場合もありますが、その詳細はまだ決定しておりません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>者・利用者の生命身体に危険が生じる事態は絶対に避けなければなりません。また、今回の法改正による規制強化は、いわゆる名簿屋とそれに対する情報提供といった悪質な例には効果が期待できるものの、残念ながら医療・介護の分野で、その手続の煩雑さに見合った効果があるようには見受けられません。勤勉な事業者は煩雑な手続の負担に苦しみ、かつ個人情報保護の目的も達成できないという事態を回避すべきでしょう。</p> <p>以上から、医療・介護の分野においては、本人からの同意取得の方法、第三者の範囲、第三者提供の際の同意と記録の方法、本人からの同意が不要な場合などについて、これまでの医療・介護個人情報保護ガイドラインと連続性を持った形で、かつ医療・介護現場において実行可能かつ明確な規制をすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
964	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド利用に関するガイドラインを出すべき ・クラウド事業者に対する監査権の具体的な内容を示すべき <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
965	その他	<p>個人の容易照合性は、提供元基準か提供先基準か、もしくは両者を勘案しなければならないのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、一般論として、ある情報を第三者に提供する場合、提供元の個人情報取扱事業者にとって、当該情報の提供が個人データの第三者への提供（改正後の法第23条第1項）に該当するか否かの判断（当該情報が他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるか否かの判断を含む。）は、提供元における実態に即して個々の事例ごとに判断されることとなります。
966	その他	<p>個人情報保護法における個人情報の定義が抽象的であるということや、近年における情報通信技術の飛躍的発達に伴う事業者の扱う情報の個人情報該当性に対するグレーゾーンの拡大により、個人情報の個人情報保護法が改正され、個人情報に該当する情報を政令で列記することにより状況を改善を図る、ということであるが、そもそも、「特定の個人を識別することができる」とは、どういうことでしょうか。</p> <p>例えば、氏名及び生年月日のみの1000件のデータが記載された文書は、当該データの作成者の作成目的が分からない者にとっては、氏名及び生年月日だけでは特定の個人として識別することができない。個人情報保護法及びこれを受けて定める同法施行令で定める「特定の個人を識別することができる」とは、個人情報となるための特定の個人の識別の主体は誰であると考えているのですか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、一般論として、「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせたものから、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、当該情報と生存する具体的な人物との間に同一性を認めるに至ることができること、すなわち、当該情報が生存する具体的な人物に係るものであると認めるに至ることができることをいいます。なお、氏名があれば、社会通念上、特定の個人を識別できるものと解されます。
967	その他	<p>個人情報の説明の例示にある生年月日や、要配慮個人情報で例示されているような人種や病歴といった情報であっても、それら単体および統合したとしても、個人の識別ができない場合は、個人情報または要配慮個人情報に該当しない、という理解で正しいか？（例えば、「1970年4月2日生まれの風邪をひいた黄色人種」という情報は、個人識別性はないと思われるため、個人情報でも要配慮個人情報でもないものと考えて良いか）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	個人情報や要配慮個人情報の具体的な内容等については、ガイドライン等で明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
968	その他	自治会等にも規制をかける事はよいと思いますが、一人暮らしの高齢者がかえって「見守り名簿」に登録する事を強く求められるようになるのではと危惧していません。今役員のなり手が少なく取扱者自身が正確に法の趣旨を理解していないとご本人の利益でなく自分の運営が楽になるように使うだけではないかと心配しております。例えば孤独死されると面倒くさいとかです。身内探しなど行き過ぎがないように配慮をしていただけたらと念願しています。遅くに申し訳ございませんが宜しくお願い致します。 【個人】	御意見を踏まえ、当委員会として、法の趣旨・内容についての周知広報に積極的に取り組んでまいります。
969	その他	個人情報取扱事業者について、国や国の関係機関も事業者を含めていただきたい。年金情報流出問題など、流出した上に何の罰則も国には無いのは、あの流出がどこかで何かの事件につながったかもしれないのに、流出してしまった後では、何がどうなるかも追跡不能で事件を防げない。国に罰則を設けないのは、どういう理由なのでしょう。罰則をもうけないことで、軽く扱うことはないのでしょうか。これまでの状況をみるに、軽く扱われているとしか思えません。 【個人】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、国の行政機関等における個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法等により規律されています。
970	その他	(該当箇所) 政令(案)の第一条、第二条、及び第六条並びに施行規則(案)の第十九条 (意見) いずれについても「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために用いる場合は除く」と規定すべきである。 (理由) 個人情報の保護に関する法律(全面施行版を以下、法と略する)第七六条第一項第三号の「適用除外」の範囲が明示されていない為に、全国の病院や医学系研究機関では大きな混乱が生じつつあり、このままでは法の施行以降、日常の医療にまで悪影響を与える危険性がある。より具体的には、適用除外の範囲について、繰り返し「私立大学及び学会」に限定されるかのような見解が示されており、民間病院や民間企業の研究所で実施される医学系研究に、法が直接適用される可能性が懸念されている。その終息の為に、法が学術目的での利活用を制限するものではないことを別途明記すべきだと考える。 周知のように医学系研究では、疾病の治療・診断・予防に真に役立つ研究を行う為に、国・公・私立を問わず多数の研究機関と病院、企業による共同研究が必須である。また、脳卒中・心筋梗塞等の循環器疾患を始め、代謝・内分泌疾患、精神・神経疾患、小児遺伝性疾患、老年疾患、希少・難治性疾患等の治療・診断・予防法の研究開発においては、クリニックを含む民間病院からの地道な症例登録に支えられた、高い悉皆性を備えた疾患レジストリ研究の維持・継続が重要な役割を果たしている。そのため、民間病院や企業の行う研究活動に対して直接に法を適用することは、日本の医学系研究を停滞させ、結果として患者・国民の健康・生命に対して重大な不利益を及ぼしかねない。法がこうした事態を招くことは決して患者・国民の望むところではない。 また、患者の診療の中で得られる極めて正確な検査データを必要とする医学系研究では、法が個人情報の自由な利活用のために用意した匿名加工情報の仕組みは意味を成さない。そればかりか、仮に検査データを加工した匿名加工情報を元に創薬や臨床研究が行われれば、精度の低い副作用や有効性データに基づく創薬や診療行動が導かれ、甚大な薬害が発生するとともに誤ったデータに基づく誤った診療行動が	「適用除外」の範囲を明確にするべきとの御意見をいただきました。御承知のとおり今般の法改正において、法第76条の適用除外規定は一切改正しておりません。したがって、現行法における解釈と同様と考えております。現行法下においては、主務大臣制を採っており、監督権限は主務大臣に属する仕組みとなっております。現行法下における適用除外の考え方は、主務大臣にて整理がなされているものと考えておりますので、今後、権限が個人情報保護委員会に一元化されていく過程において、主務大臣において整理された適用除外に関する考え方、範囲を適切に引き継いでいくものと考えております。 また、医学系研究に関する倫理指針の見直しに関する御意見をいただきました。本件は文部科学省、厚生労働省、経済産業省の関係省庁が見直し作業を進めており、本意見募集の対象外と考えます。 また、ご承知のとおり、改正後の法第76条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第4章の規定の適用除外となります。また、改正法第43条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。また、従前より特定の個人を識別することができない統計情報は、個人情報ではないと解しております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>引き起こされる。</p> <p>しかるに、法の適用除外となる「学術研究機関」の範囲の明示が未だ無いために、医学系研究に係る倫理指針の見直しにおいて、本来法の適用除外となる私立大学や別法が適用される国立大学や国立研究開発法人についても、一律に改正法の規定を直接適用する方向で議論が進んでいる。具体的には、これまでも研究の種類に応じて、個人情報管理者の設置、被験者の権利とプライバシー保護に関する研究倫理審査委員会による審査の受審など厳格な管理措置を図った上で、オプトアウトにより利活用を認め、必要な個人情報の保護を確保してきたところであるが、今後は自施設の診療情報のみを用いた研究についても同意取得を原則必須とする案が提示されている。医学系研究では、本来診療に関する情報自体が医療の一環として、刑法等の個別法による守秘義務を負った医療専門職による適切な取得・管理が実施されていることを鑑みるに、あまりにも過大な要求である。仮にこのような要求が実現すれば、研究実施時点で治療中の患者は、その都度診療情報の利用目的変更についての詳細な説明を受ける必要が生じ、説明する医師はその時間通常の医療の提供ができなくなる。これは、既に疲弊した日本の医療現場を更に崩壊させることになる。以上から、政令（案）第一条、第二条、第六条、及び施行規則（案）第十九条では、学術研究目的での利用を除外した上で、別途「学術研究機関」の定義を明確化し、民間病院や民間企業の研究所であっても「学術研究機関」に該当する場合があることを別途明確化すべきである。医学系研究では、他分野のように大学等の研究教育機関のみでは真に患者の幸福に資する研究の実行は不可能であり、民間を含む多くの病院・企業との共同研究が不可欠である。事実、医学系研究には従前から多額の公的研究費が民間病院や企業に対しても投資され、新たな医薬品や医療機器が生み出されてきた。こうした構造を無視し、一律設置主体により「学術研究機関」とみなさないという解釈が示されることはあってはならない。患者・国民の健康と生命を守る為にも、医学系研究への法の適切な配慮を求めるものである。</p> <p>【国立研究開発法人国立がん研究センター・国立循環器病研究センター・国立精神・神経医療研究センター・国立国際医療研究センター・国立成育医療研究センター・国立長寿医療研究センター】</p>	<p>したがいまして、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために用いる場合は除く」を再度、本施行令案及び本施行規則案に規定する必要はないと考えられます。</p>
971	その他	<p>（該当箇所） 政令（案）の第一条、第二条、及び第六条並びに施行規則（案）の第十九条（意見） いずれについても「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために用いる場合は除く」と規定すべきである。 （理由） 個人情報の保護に関する法律（全面施行版を以下、法と略する）第七六条第一項第三号の「適用除外」の範囲が明示されていない為に、全国の病院や医学系研究機関では大きな混乱が生じつつあり、このままでは法の施行以降、日常の医療にまで悪影響を与える危険性がある。より具体的には、適用除外の範囲について、「私立大学及び学会」に限定されるかのような見解が示されており、病院や研究所で実施される医学系研究に、法が直接適用される可能性が懸念されている。その終息の為には、法が研究実施施設に関わらず、学術目的での利活用を制限するものではないことを別途明記すべきだと考える。</p>	<p>「適用除外」の範囲を明確にするべきとの御意見をいただきました。御承知のとおり今般の法改正において、法第76条の適用除外規定は一切改正しておりません。したがいまして、現行法における解釈と同様と考えております。現行法下においては、主務大臣制を採っており、監督権限は主務大臣に属する仕組みとなっております。</p> <p>現行法下における適用除外の考え方は、主務大臣にて整理がなされているものと考えておりますので、今後、権限が個人情報保護委員会に一元化されていく過程において、主務大臣において整理された適用除外に関する考え方、範囲を適切に引き継いでいくものと考えております。</p> <p>また、医学系研究に関する倫理指針の見直しに関する御意見をいただきました。本件は文部科学省、厚生労働省、経</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>周知のように医学系研究では、疾病の治療・診断・予防に真に役立つ研究を行う為に、国・公・私立を問わず大学を含む多数の研究機関と病院、企業による共同研究が必須である。多くの疾患の研究開発においては、クリニックを含む地道な症例登録に支えられた、高い悉皆性を備えた疾患レジストリ研究の維持・継続が重要な役割を果たしている。そのため、病院や企業の行う研究活動に対して直接に法を適用することは、日本の医学系研究を停滞させ、結果として患者・国民の健康・生命に対して重大な不利益を及ぼしかねない。法がこうした事態を招くことは決して患者・国民の望むところではない。</p> <p>法の適用除外となる「学術研究機関」の範囲の明示が未だ無いために、医学系研究に係る倫理指針の見直しにおいて、本来法の適用除外となる私立大学や別法が適用される国立大学、国立研究開発法人や国立病院機構等についても、一律に改正法の規定を直接適用する方向で議論が進んでいる。具体的には、これまでも研究の種類に応じて、個人情報管理者の設置、被験者の権利とプライバシー保護に関する研究倫理審査委員会による審査の受審など厳格な管理措置を図った上で、オプトアウトにより利活用を認め、必要な個人情報の保護を確保してきたところであるが、今後は自施設の診療情報のみを用いた研究についても同意取得を原則必須とする案が提示されている。医学系研究では、本来診療に関する情報自体が医療の一環として、刑法等の個別法による守秘義務を負った医療専門職による適切な取得・管理が実施されていることを鑑みるに、このような同意取得は非現実的な要求である。仮にこのような要求が実現すれば、研究実施時点で治療中の患者は、その都度診療情報の利用目的変更についての詳細な説明を受ける必要が生じ、説明する医師はその時間通常の医療の提供ができなくなる。これは、既に疲弊した日本の医療現場を更に崩壊させることになる。</p> <p>以上から、政令（案）第一条、第二条、第六条、及び施行規則（案）第十九条では、学術研究目的での利用を除外した上で、別途「学術研究機関」の定義を明確化し、一般の病院や研究所であっても「学術研究機関」に該当する場合があることを別途明確化すべきである。医学系研究では、他分野のように大学等の研究教育機関のみでは真に患者の幸福に資する研究の実行は不可能であり、民間を含む多くの病院・企業との共同研究が不可欠である。事実、医学系研究には従前から多額の公的研究費が一般の病院や企業に対しても投資され、新たな医薬品や医療機器が生み出されてきた。こうした構造を無視し、一律設置主体により「学術研究機関」とみなさないという解釈が示されることはあってはならない。患者・国民の健康と生命を守る為にも、医学系研究への法の適切な配慮を求めるものである。</p> <p style="text-align: right;">【独立行政法人国立病院機構】</p>	<p>済産業省の関係省庁が見直し作業を進めており、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>また、ご承知のとおり、改正後の法第 76 条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となります。また、改正法第 43 条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。また、従前より特定の個人を識別することができない統計情報は、個人情報ではないと解しております。したがって、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために用いる場合は除く」を再度、本施行令案及び本施行規則案に規定する必要はないと考えられます。</p>
972	その他	<p>政令（案）の第一条、第二条、及び第六条並びに施行規則（案）の第十九条（意見） いずれについても「専ら統計の作成又は研究開発の目的のために用いる場合は除く」と規定すべきである。</p> <p>（理由） 個人情報の保護に関する法律（全面施行版を以下、法と略する）の成立以後、全国</p>	<p>「適用除外」の範囲を明確にするべきとの御意見をいただきました。御承知のとおり今般の法改正において、法第 76 条の適用除外規定は一切改正しておりません。したがって、現行法における解釈と同様と考えております。現行法下においては、主務大臣制を採っており、監督権限は主務大臣に属する仕組みとなっております。現行法下における適用除外の考え方は、主務大臣にて整理がなされているものと考えておりますので、今後、権限が</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の医薬系研究機関では研究活動に制限が加わるのではないかとこの困惑が生じている。法第七六条第一項第三号の「適用除外」の範囲が上記のように明示されることにより、わが国の創薬研究を矯めることなく、難病などの患者さんにより良い医療の提供が可能となると信じる。</p> <p>適用除外の範囲について、繰り返し「私立大学及び学会」に限定されるかのような見解が示されているところであるが、民間企業含め研究所等で実施される医薬系研究に、法が直接適用される可能性が懸念されている。その終息の為に、適応の範囲について、上記のとおり別途明記すべきだと考える。</p> <p>周知のように医薬系研究では、疾病の治療・診断・予防に真に役立つ研究開発を行う為に、国・公・私立を問わず多数の研究機関、企業による共同研究が必須である。また、希少・難治性疾患等の治療・診断・予防法の研究開発においては、クリニックを含む民間病院からの地道な症例登録や患者さんからの生体試料提供に支えられた、高い悉皆性を備えた疾患レジストリ研究の維持・継続が重要な役割を果たしている。そのため、民間病院や企業を行う研究活動に対して直接に法を適用することは、日本の医薬系研究を停滞させ、結果として患者・国民の健康・生命に対して重大な不利益を及ぼしかねない。法がこうした事態を招くことは決して患者・国民の望むところではない。</p> <p>また、患者の診療の中で得られる極めて正確な検査データを必要とする医薬系研究では、法が個人情報の自由な利活用のために用意した匿名加工情報の仕組みは意味を成さない。そればかりか、仮に検査データを加工した匿名加工情報を元に創薬研究開発が行われれば、精度の低い副作用や有効性データに基づく創薬や診療行動が導かれ、甚大な薬害が発生する可能性も否定し得ない。</p> <p>しかるに、法の適用除外となる「学術研究機関」の範囲の明示が未だ無いために、医薬系研究に係る倫理指針の見直しにおいて、本来法の適用除外となる私立大学や別法が適用される国立大学や国立研究開発法人についても、一律に改正法の規定を直接適用する方向で議論が進んでいると仄聞するところである。具体的には、これまでも研究の種類に応じて、個人情報管理者の設置、被験者の権利とプライバシー保護に関する研究倫理審査委員会による審査の受審など厳格な管理措置を図った上で、オプトアウトにより利活用を認め、必要な個人情報の保護を確保してきたところであるが、今後は自施設の診療情報のみを用いた研究についても同意取得を原則必須とする案が提示されることとなる。このような過度の負担は、症例登録や生体試料提供の機会を逸する事に繋がり、我が国における創薬開発の足かせとなりかねない。</p> <p>以上から、政令（案）第一条、第二条、第六条、及び施行規則（案）第十九条では、学術研究目的での利用を除外した上で、別途「学術研究機関」の定義を明確化し、民間病院や民間企業等の研究所であっても「学術研究機関」に該当する場合があることを別途明確化すべきである。医薬系研究では、他分野のように大学等の研究教育機関のみでは真に患者の幸福に資する研究の実行は不可能であり、民間を含む多くの企業との共同研究が不可欠である。事実、医薬系研究には従前から多額の公的研究費が企業に対しても投資され、新たな医薬品や医療機器が生み出されてきた。こうした構造を無視し、一律設置主体により「学術研究機関」とみなさない</p>	<p>個人情報保護委員会に一元化されていく過程において、主務大臣において整理された適用除外に関する考え方、範囲を適切に引き継いでいくものと考えております。</p> <p>また、医学系研究に関する倫理指針の見直しに関する御意見をいただきました。本件は文部科学省、厚生労働省、経済産業省の関係省庁が見直し作業を進めており、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>また、ご承知のとおり、改正後の法第 76 条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となります。また、改正法第 43 条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。</p> <p>また、従前より特定の個人を識別することができない統計情報は、個人情報ではないと解しております。したがって、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために用いる場合は除く」を再度、本施行令案及び本施行規則案に規定する必要はないと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いう解釈が示されることはあってはならない。患者・国民の健康と生命を守る為にも、医薬系研究への法の適切な配慮を求めるものである。</p> <p>【国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所】</p>	
973	その他	<p>現状での本改正法の施行は医学研究の発展に大きな障壁となるため、内容の再考を切望するものであります。</p> <p>「学術目的」での個人情報の利用・提供などは、法の適応外に置かれるものと理解していましたが。しかし改正法において、利用や提供にあたっては原則本人の同意所得を必須とする「要配慮個人情報」に「病歴」が含まれています。こうなりますと、医学研究の出発点となる「症例報告」や、専門医試験のための「ケースレポート」の提出、さらには問題作成における患者情報の利用が、法律違反に問われ処罰の対象となってしまいます。このような事態は是非とも避けていただきたく存じます。</p> <p>医学研究の健全な発展・促進につながるよう、高い見識を持って改正指針を見直していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>	医学系研究に関する倫理指針の見直しに関する御意見であり、本意見募集の対象外です。
974	その他	<p>従来の個人情報保護法では、学術目的での個人情報の利用・提供などは、法の適応外に置かれていると認識していましたが。しかし、改正にともなう法律施行規則では、原則本人の同意所得を必須とする「要配慮個人情報」に「病歴」が含まれています。そうであれば、「学術誌への症例報告、専門医試験等における症例データの利用・提出、試験問題作成における患者情報の利用」が法律違反に問われ、処罰対象となります。「学術誌への症例報告」は研究マインドを持った臨床医になるためには必須であります。また、専門医制度の存続、専門医の教育・取得は本邦の医療レベルを保つには必須です。しかるに、「要配慮個人情報」に「病歴」が入りますと、本人の同意所得は必須となり、「学術誌への症例報告、専門医試験等における症例データの利用・提出、試験問題作成における患者情報の利用」は現実的には不可能となります。</p> <p>本邦の医学研究あるいは医療レベルの健全な発展・促進につながるよう、「学術誌への症例報告、専門医試験等における症例データの利用・提出、試験問題作成における患者情報の利用」は適応外にさせていただきようお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>	改正後の法第 76 条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となります。また、改正法第 43 条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。
975	その他	<p>「学術目的」の個人情報の利用・提供等は本法の適用除外に置いていただくようお願い申し上げます。</p> <p>これまで連結不可能匿名の処理を加えた情報は「学術目的」であれば利用可能でした。しかしながら、本改正法ではこれらの情報も本人の同意取得を必須とする「要配慮個人情報」で定義されてしまい、結果として「症例報告」や「臨床研究」を遂行することが不可能となるのではと危惧しております。我が国のための医療・医学の進歩のためには、日本人を対象とした臨床研究が必須であります。現状では海外諸国に比較して日本の臨床研究は遅れをとっている状況です。かかる状況の中で本改正法が施行されますと、さらに我が国の臨床研究の発展を阻害してしまうと考えます。</p> <p>我が国の医学研究の発展と国民のための医療の発展のために改正指針の見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>	医学系研究に関する倫理指針の見直しに関する御意見であり、本意見募集の対象外です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【個人】	
976	その他	<p>医療・介護分野における個人情報保護の取り扱いについては、現行法のもとにおいても、医療界および関係団体の努力により、特に慎重な取り組みが進められてきている。</p> <p>改正個人情報保護法の施行に際しては、これら現行法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」のもとでおこなわれてきた実務に大きな変更を加えたり、医療・介護現場に混乱を来すことのないよう、特段の配慮がなされることを希望する。</p> <p>さらに必要に応じて、医療・介護分野における個人情報の取扱いの特性を念頭に置いた指針、ガイドライン、もしくは特別法の制定などによる対応も考慮されるべきと考える。</p> <p>なお、医学・疫学研究における患者、被験者の情報の利活用は、十分な情報保護対策を前提として認められるべきは当然であり、目下、改正個人情報保護法との整合性等について、厚生労働省・文部科学省・経済産業省を中心とした「医学研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」において審議の途上であるので、本意見書では特に触れないものとする。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本医師会】</p>	御意見を踏まえ、ガイドライン等における手当を検討してまいります。
977	その他	<p>記録等を用いて過去を振り返る研究は、患者さんに全く負担をかけないで行えるという決定的な利点と安価に調査ができるという2つの特徴があります。</p> <p>今回の法改正で、「病歴」に関する情報を扱う場合に全て同意が必要となると、国際的規模で地理的移動がある現代において、「同意取得」は時間も費用もかかる上に、取得率は相当に低い可能性があるため、実質、後ろ向き研究の実施あるいは死亡例についての検証は難しくなり、前向きの研究だけが残ることになります。</p> <p>質の良い後方視的研究が実質的に不可能になることにより、前方視的研究の質も著しく落ちる可能性があります（後方視的研究による検証内容の絞り込み等が出来ないため、患者への不要な負担と、余分な予算が費やされる）。</p> <p>前向きの調査は、患者さん自身に何度も状態を聞いたりするために、研究者および患者さん双方の負担が増加し、非常に莫大なコストがかかります。</p> <p>また臨床現場では、将来的な研究に備えようとして、治療してもらっているために研究参加を断りにくいと患者に認識されかねない時期に広く同意を取得しておき、その後に二次利用するという実践が拡大する恐れがあり、かえって倫理的な問題が生じやすくなる可能性もあります。</p> <p>したがって、今回の改正で医学研究もその対象に含めることは、患者さんの利益と研究費を捻出する側の双方にメリットの少ない改正と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	改正後の法第 76 条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となります。また、改正法第 43 条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。
978	その他	臨床医学研究における症例研究、および症例の情報使用は疫学研究のみならず、すべての臨床研究に不可欠なものであり、臨床情報使用にすべて患者の同意を得ることは、臨床研究の後退を招くことが予測される。患者の臨床情報は臨床医学の進歩のためには不可欠な情報であり、患者は医学の恩恵に浴する見返りとして臨床情報を医学界に提供するというを医療の基本として国民的暗黙の合意が従来は存在	改正後の法第 76 条に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第 4 章の規定の適用除外となります。また、改正法第 43 条において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>しており、研究が成立した面がある。臨床研究においてはこれを明確な国民的合意とし、除外条項とする方向性が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。</p>
979	その他	<p>一 「社会的身分」（改正法第2条第3項）の範囲について 要配慮個人情報に関して政令（案）第2条で定められているところ、平成27年9月9日公布の改正法第2条第3項における「社会的身分」に本籍地は含まれるか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>一般的に本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。</p>
980	その他	<p>（意見）「当初の利用目的から新たな利用目的への変更の要件を緩和」とあります。適切な規律の下で個人情報の有用活用は必要なことと認識し、前向きに捉えております。そんな中、「施行令 骨子案」並びに「施行規則 骨子案」欄が、「なし」と記載されています。今回のパブリックコメントの対象にするべき重要な項目であると考えます。</p> <p>（理由）個人情報は保護も大切ですが、利活用することも災害時や高齢社会では特に大切であることは十分認識しています。社会状況の変化に伴い「利用目的の変更要件の緩和」が必要であることも理解できます。パブリックコメントを出される段階で「政令 骨子案」・「施行規則 骨子案」の提示は当然あるべきことと思っておりました。この問題に関しては、貴委員会ではガイドラインで定められるか、あるいは業界団体などの自主ルールを予定されているのでしょうか。きちんと今改正で取り組んでいくべき重要な問題と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】</p>	<p>御意見は、改正後の法第15条第2項（利用目的の変更）に関するものと推察しますが、同項ではその詳細を個人情報保護委員会規則で定めるよう求める委任規定がないことから、本規則案は同項に関する規定を含んでいないものです。</p> <p>なお、同項の解釈については、ガイドライン等における手当を検討してまいります。</p>
981	その他	<p>法第17条第2項第1号「法令に基づく場合」について （意見） 下記の各々の場合について、法第17条第2項第1号に規定される「法令に基づく場合」に該当することを政令、省令により明確化して頂くようお願い致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本国内で医薬品の製造販売承認を有する製薬会社（以下、「製造販売業者」）が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「薬機法」）第68条の2の適正使用情報提供義務、同法68条の10の副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令に基づき自らが負う義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報（診療・投薬情報等、以下同じ）を、医療関係者、患者様、患者様ご家族、販売会社等から入手する場合 製造販売業者との販売提携契約等に基づき医薬品の販売、情報提供活動等を行う製薬会社（以下、「販売会社」）が、薬機法第68条の2の適正使用情報提供義務、同法68条の10の副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令に基づき製造販売業者が負う義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報を、医療関係者、患者様、患者様ご家族、製造販売業者等から入手する場合 製造販売業者が、海外で医薬品の製造販売承認を有する製薬会社（以下、「海外製造販売業者」）が薬機法と同等の外国法令に基づき負う適正使用情報提供義務、副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令上の義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報を、医療関係者、患者様、患者様ご家族、販売会社等から入手する場合 販売会社が、海外製造販売業者が薬機法と同等の外国法令に基づき適正使用情報 	<p>要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>提供義務、副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令上の義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報、医療関係者、患者様、患者様ご家族、販売会社等から入手する場合 (理由) 法第17条第2項第1号では、予め本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得できる場合として「法令に基づく場合」が定められており、この「法令」には薬機法が含まれるものと解釈しております。しかし、この「法令」に同等の外国法令が含まれるか否かは明確ではありません。また、製造販売業者又は販売会社が海外製造販売業者のために要配慮個人情報を取得する場合が含まれるか否かも明確ではありません。適正使用情報提供や副作用等情報報告は、患者様の安全確保や医療費適正化といった公益に資するものであり、製薬会社が改正個人情報保護法とともに薬機法等の国内法令及び同等の海外法令を遵守できるように、上記1.から4.の場合が「法令に基づく場合」に含まれる旨を、関連する政令、省令等の法令で明確に定めて頂く必要があります。</p> <p>製薬会社（製造販売業者又は販売会社）が患者様の要配慮個人情報を取得するケースとしては、医師、薬剤師等の医療関係者から医薬品の適正使用に関連する質問を受ける場合や副作用等の情報の提供を受けた場合に意図せず取得する場合があります。</p> <p>また、薬機法や同等の外国法令は、製造販売業者や海外製造販売業者に公表文献やインターネット上の情報から副作用等の情報を収集することも求めているため、かかる収集の際に意図せず、製薬会社が患者様の要配慮個人情報を取得する場合（例えば、患者様本人のブログで氏名、写真、特定の医薬品の使用について掲載されている場合等）もあります。</p> <p>製薬会社は、医師の処方権や薬剤師の服薬指導に関する権限を侵害すること等のないように、製薬会社の側から患者様に接触することは厳に慎んでおり、通常、患者様本人と接することはありません。患者様や患者様のご家族が、製薬会社に対して医薬品に関して問い合わせることはありますが、ごく稀です。</p> <p>上記のように、製薬会社は、患者様本人から直接要配慮個人情報を受領することはほとんどなく、製薬会社の国内外の法令上の義務を果たすために必要な要配慮個人情報を提供する者全てに対して、予め本人の同意を取得することを求めるのは、現実的ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【アステラス製薬株式会社】</p>	
982	その他	<p>【コメント】 厚生労働省作成「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」別表3において、法令に基づく場合の列挙がなされているが、可能であれば施行令等での記載をしていただきたい。</p> <p>また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）14条の4においては、行政的な強制力の強い全例調査を含めた「使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査」が実施されるが、これらが法17条に定める「法令に基づく場合」に該当するのか、明確にしていきたい。</p> <p>さらに薬機法14条の4にて収集した情報は、適切な使用のために必要な情報として、ビジネスパートナー、外国のライセンサー等第三者への提供等が想定されるた</p>	要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>め、法 23、24 条等との兼ね合いも合わせて明確にしていきたい。</p> <p>【理由等】 薬機法第七十九条 第 2 項 において「前項の条件又は期限は、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認定又は承認を受ける者に対し不当な義務を課することとなるものであつてはならない。」とされている。</p> <p>医薬品リスク管理計画書の作成は承認条件であり、そこに記載された製造販売後調査は承認条件の一部を構成するものであるので、当該条項から個情法第 17 条第 2 項三号の公衆衛生の向上のために特に必要がある場合にも該当すると考えられる。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	
983	その他	<p>【コメント】 製造販売後調査にて収集される情報は個人情報保護法の適用除外事項として、患者からの事前の同意を必須としないことでよいか。</p> <p>【理由等】 製造販売後調査は薬機法第 14 条の 4 にて、再審査に供する調査として規定され、GPSP 省令に則り実施する調査である。医療機関から入手する調査症例の情報は氏名・住所等の情報がなくても、提供元にて照合可能という観点から、個人情報と捉えることができる。</p> <p>しかしながら、国民の健康に大きな影響を与える薬機法は適用除外条項である法 17 条 2 の「法令に基づく場合」と考え、製造販売後調査への情報提供は患者からの事前の同意は必要ないとも考えらえる。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
984	その他	<p>【コメント】 上記と関連して、もし製造販売後調査に患者の同意が必須となった場合、「全例調査」についても同様に患者の同意が必要か。</p> <p><補足> 薬剤の承認審査の過程で、厚生労働省より承認条件等として「全例調査」が指示された場合、同意取得できた患者情報だけになる可能性があるが、問題ないか。</p> <p>【理由等】 特に「全例調査」は一定の症例数に達する迄等、当該医薬品を使用された全症例の調査を承認条件として特別に義務付けられるものであり、薬機法の「保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のもの」である。従って、法令に基づくのみならず、公衆衛生の向上においても必要なものであり、医療機関から製造販売業者への第三者提供について同意取得が免除されるに十分であると考える。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
985	その他	<p>【コメント】 医療情報データベース (DB) を活用した調査のため、データを所有する DB ベンダー (MID-NET、商用 DB 企業、病院、学会等、法令に反しない手段により入手されたもの) が匿名化した患者情報を企業が使用する場合、患者の同意は不要という認識でよいか。</p> <p>(匿名化：個情法第 2 条 1 号並びに 2 号 (政令、規則の定義に従うもの) を削除</p>	本人同意の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>し、代わりに本人とは何ら関連及び規則性を有しない符号を付す処理) 【理由等】 商用のレセプトデータベース等では、同意について「本人（被保険者等）に対して保険者は既に数年前から第三者提供の通知等を行い、新規加入時には書面等により第三者提供の説明がなされ、不同意の意思表示の機会が確保されており、法の施行時点においては既に第三者提供について同意が成立していると推定されており、保険者からレセプトデータ等を委託を受けて取扱い、商業的な第三者への提供を契約にて認められている場合、法施行に伴う同意の取り直しは不要であることを含めて確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本製薬工業協会】</p>	
986	その他	<p>法17条2項1号の「法令に基づく場合」とはどのような場合であるか、その意義を示していただきたい。例えば、法23条5項各号は「法令」か（法17条2項1号の存在にもかかわらず政令第7条2号がわざわざ「法23条5項」を規定している趣旨に鑑みれば「法令」ではないように思われるが、規則案別紙様式第一記載要領7. は「「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。」としており、行政解釈が矛盾しているように思われるので質問させていただいている。）。外国の法令や条例、通達やガイドラインは「法令」かもあわせてご確認いただきたい。具体的には、障害者用の少額貯蓄非課税制度のため身体障害者手帳等の確認書類を受け取る場合はどうか、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	基本的に例えば、改正後の法第16条第3項と同様と考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
987	その他	<p>法17条2項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」とはどのような場合であるか、その意義を示していただきたい。例えば、前科情報等を含む反社会的勢力情報の共有はどうか、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	基本的に例えば、改正後の法第16条第3項と同様と考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
988	その他	<p>弁護士業務における必要性から、例えば相手方の戸籍を取得したり、相手方の刑事事件の判決書を閲覧・謄写することがあるが、このような行為は全て依頼者（「人」）等の「財産の保護」のために必要があることから、本号の例外に該当し、本人（相手方）の同意取得が不要ということで良いかご確認いただきたい。そうでなければ過剰規制であり、弁護士業務への不当な介入であることから、政令第7条にこのような場合を明記することで弁護士業務への過剰な制約を排除いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	基本的に例えば、改正後の法第16条第3項と同様と考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
989	その他	<p>法17条2項3号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」とはどのような場合であるか、その意義を示していただきたい。例えば、医療機関による疫学調査のため病歴の収集をする場合はどうかご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	基本的に例えば、改正後の法第16条第3項と同様と考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。
990	その他	<p>法17条2項4号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」とはどのような場合であるか、その意義を示していただきたい。例えば、捜査機関から要配</p>	基本的に例えば、改正後の法第16条第3項と同様と考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>慮個人情報を取得するよう任意での協力要請があり、かつ、その本人に調査をしていることが判明すると捜査機関が達成しようとしている目的に支障が出る場合はどうかご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
991	その他	<p>法17条2項5号の「当該要配慮個人情報」が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合」とはどのような場合であるか、その意義を示していただきたい。例えば、警察が被疑者や被害者の情報を公開して捜査協力を求める場合や国や地方公共団体が有罪確定を理由に失職した職員を公表する場合はこれに該当するのかがご確認いただきたい。また、例えば、本人がウェブサイトやSNS上で信条や病歴を公開している場合はどうかご確認いただきたい。なお、SNSが一定の範囲のみの限定公開の場合（例えば「友人」限定、「フォロワー」限定等）、これは「公開」に該当するか、ご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本人がSNSで公開しているケース等が想定されますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。</p>
992	その他	<p>法17条2項の同意の取得方法は、取得の前に（「あらかじめ」）得る必要があるが書面で取得する必要はないこと、本人が未成年や成年被後見人である場合には、親権者や後見人等から同意を得る必要があることについてご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>一般的には御理解のとおりと考えられますが、要配慮個人情報の取得の考え方については、ガイドライン等において明確にしております。</p>
993	その他	<p>法17条2項柱書の「取得」は第三者からの取得に限られるのか、本人からの取得も含まれるのかがご確認いただきたい。（政令案7条1号によれば本人からの取得も含まれるように思われるが、念のためご質問させていただいている。）</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>改正後の法第17条第2項の柱書の「取得」は第三者からの取得と本人からの取得、双方を含んでいます。</p>
994	その他	<p>1.1 法18条「直接」の範囲の明確化 =====</p> <p>1.1.1 理由 -----</p> <p>現在主流になっている個人データの提供形態は、本人同意に基づくAPI経由でのデータ提供である。API経済の中核を担う方式となっている。これは、いわゆる書面の場合と異なり、本人はデータ項目の取得・利用の許可のみを行い、データ自体は、本人を経由せずに、あるデータ管理者から他のデータ管理者へと転送される。また、このデータ転送は、本人がオンラインでない時も、必要に応じて随時取得され続ける。</p> <p>これは、GDPRやISO/IEC 29100においては、本人同意もとの第三者提供と整理されるため法第25条、26条の確認・記録義務がかかってくるものとする事業者が多いと思われるが、そのようにすると、本邦企業のみが過重な義務を負うことになってしまい、API経済の発展からわが国が落伍する懸念が有る。</p> <p>法の精神としては、法25条、26条の義務は、本人同意を得ないでの提供（いわゆる名簿屋）の場合に義務をかけているはずであり、上記のような場合は、法18条第二項の「本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合」には含まれると考えるべきであり、これを事業者にも周知すべきである。</p> <p>このことを明確化すべきである。</p> <p>1.1.2 提案</p>	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、一般論として、個人情報取扱事業者が個人情報を取得するに当たり、当該取得が法第18条第2項に定める取得に該当するか否かは、個別具体的に判断されるべきものであるため、施行規則において一部の類型についての該当性を定めることは適切ではないと考えます。なお、当委員会としては、法の趣旨・内容についての周知広報に積極的に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>-----</p> <p>法十八条に対応する施行規則として「法第十八条第二項の規定による本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、本人の同意により、本人を直接介せず、異なる管理権限下にある情報処理組織間で個人データが同期的・非同期的に転送される場合も含む。」旨を明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
995	その他	<p>法第 23 条第 1 項第 1 号「法令に基づく場合」について (意見)</p> <p>下記の各々の場合について、法第 23 条第 1 項第 1 号「法令に基づく場合」に該当することを政令、省令により明確化して頂くようお願い致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国内で医薬品の製造販売承認を有する製薬会社（以下、「製造販売業者」）が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「薬機法」）第 68 条の 10 の副作用等情報の報告義務その他の関連する法令に基づき自らが負う義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報（診療・投薬情報等、以下同じ）を医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」）を通じて厚生労働省に報告・提供する場合 2. 薬機法その他の法令に基づく PMDA 又は厚生労働省の製造販売業者に対する査察の際に、製造販売業者が保有する要配慮個人情報を PMDA 又は厚生労働省に提供する又は閲覧に供する場合 3. 製造販売業者との販売提携契約等に基づき医薬品の販売、情報提供活動等を行う製薬会社（以下、「販売会社」）が、薬機法第 68 条の 10 の副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令に基づき製造販売業者が負う義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報を、製造販売業者に報告・提供する場合 4. 薬機法その他の法令に基づく PMDA 又は厚生労働省の販売会社に対する査察の際に、販売会社の保有する要配慮個人情報を PMDA 又は厚生労働省に提供する又は閲覧に供する場合 5. 製造販売業者が、海外で医薬品の製造販売承認を有する製薬会社（以下、「海外製造販売業者」）が薬機法と同等の外国法令に基づき負う副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令上の義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報を海外製造販売業者に報告・提供する場合 6. 薬機法と同等の外国法令その他の外国法令に基づく外国当局の製造販売業者に対する査察の際に、製造販売業者の保有する要配慮個人情報を外国当局に提供する又は閲覧に供する場合 7. 販売会社が、海外製造販売業者が薬機法と同等の外国法令に基づき副作用等情報の報告義務、その他の関連する法令上の義務を果たすために必要な患者様の要配慮個人情報を、海外製造販売業者に報告・提供する場合 8. 薬機法と同等の外国法令その他の外国法令に基づく外国当局の販売会社に対する査察の際に、販売会社の保有する要配慮個人情報を外国当局に提供する又は閲覧に供する場合 <p>(理由)</p> <p>法第 23 条第 2 項第 1 号では、予め本人の同意を得ずに要配慮個人情報を第三者に提供できる場合として「法令に基づく場合」が明示されていますが、この「法令」に</p>	<p>法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」の「法令」には外国法令は含まれません。</p> <p>また、改正後の法第 17 条第 2 項では要配慮個人情報を取得する際は原則として本人同意を得ることとしつつ、例外的に本人が公開している場合には取得することができます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は薬機法が含まれるものと解釈しております。しかし、この「法令」に同等の外国法令が含まれるか否かは明確ではありません。また、製造販売業者又は販売会社が、薬機法その他の関連法令と同等の外国法令に基づき製造販売業者に要配慮個人情報を提供する場合が含まれるか否かも明確ではありません。副作用等情報報告は、患者様の安全確保や医療費適正化といった公益に資するものであり、製薬会社が改正個人情報保護法とともに薬機法等の国内法令及び同等の海外法令を遵守できるように、上記1.から8.の場合が「法令に基づく場合」に含まれる旨を、関連する政令、省令等の法令で明確に定めて頂く必要があります。製薬会社（製造販売業者又は販売会社）が、患者様の要配慮個人情報を取得するケースとしては、医師、薬剤師等の医療関係者から医薬品の適正使用に関連する質問を受ける場合や副作用等の情報の提供を受けた場合に意図せず取得する場合があります。また、薬機法や同等の外国法令は、製造販売業者や海外製造販売業者に公表文献やインターネット上の情報から副作用等の情報を収集することも求めているため、かかる収集の際に意図せず、製薬会社が患者様の要配慮個人情報を取得する場合（例えば、患者様本人のブログで氏名、写真、特定の医薬品の使用について掲載されている場合等）もあります。製薬会社は、医師の処方権や薬剤師の服薬指導に関する権限を侵害すること等のないように、製薬会社の側から患者様に接触することは厳に慎んでおり、通常、患者様本人と接することはありません。患者様や患者様のご家族が、製薬会社に対して医薬品に関して問い合わせることはありますが、ごく稀です。上記のように、製薬会社は、患者様本人から直接要配慮個人情報を受領することはほとんどないため、上記1.～8.の要配慮個人情報の内外当局への提供について、予め本人の同意を取得することは現実的ではありません。要配慮個人情報を匿名化して提供することについても、第三者に提供する製薬会社が蓄積している医薬品の副作用に関する情報は膨大であり、その中で要配慮個人情報のみを削除・匿名化することは現実的ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【アステラス製薬株式会社】</p>	
996	その他	<p>法23条2項3号が「第三者への提供の手段又は方法」から「第三者への提供の方法」と「手段又は」が削除されているが、その意味及び趣旨はどのようなものか、「方法」と「手段」の相違点を含めて、明らかにしていただきたい。改正法施行後は提供の「手段」を本人が容易に知り得る状態にしたのでは違法ということかを明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	「方法」と「手段」は実質的に同一のものと解釈され得ることから、削除したものです。
997	その他	<p>医療機関等・介護施設等の間の情報共有 医療・介護現場では、患者・利用者の受診・利用に伴い、病状等についての情報共有を行い、また、診断や治療のために外部の専門家に意見を求めることが一般的に行われており、ごく一部の例外を除き、そのような情報提供は本人の意思に沿うもので、かつ社会的にも相当なものです。 このような情報提供は改正法第23条第5項3号の方式でオプトアウトすることで第三者提供に当たらないこととされていますし、これまで医療・介護個人情報ガイドラインで第三者提供に当たらないとされていました。 このオプトアウトの方式につき、「患者の治療・介護のために必要な場合に他の医療機関等・介護施設に情報提供すること」を概括的な形で前もって掲示等しておけ</p>	第三者提供に係る規律については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ば、第三者提供に当たらない旨をガイドライン等で明示すべきです。 【個人】	
998	その他	判断能力低下・未成年者等 医療機関等や介護施設では、判断能力が低下し、行為能力がない、同意能力が不十分などの患者・入所者が多数存在します。また、未成年者が受診する場合なども大きな問題になり、現在も解釈が明確ではなく、医療・介護現場の混乱を招いている状況です。 これら判断能力が低下した患者・入所者について第三者への情報提供や情報取得の際の手続をどのようにすべきか、ガイドライン等で明示すべきです。 【個人】	第三者提供に係る規律については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
999	その他	救急隊 救急隊と医療機関とのやり取りは、電話等でなされることも多く、これらのやり取りが改正法第23条1項2号に該当することをガイドライン等で明示すべきです。 【個人】	法第23条第1項第2号の解釈については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
1000	その他	実習・学生等 医療機関等や介護施設では、実習を行う職員や学生等が存在します。これらの職員らへの提供は改正法第23条第5項第3号に該当することをガイドライン等で明示すべきです。 【個人】	一般論として、改正後の法第23条第5項第3号に定めるいわゆる「共同利用」により個人データの第三者提供を行う場合は、同号に定める要件が満たされている必要があります。
1001	その他	事実上、名簿業者（個人情報取り扱い事業者）が、合法化されてしまいますが、問題は、特殊詐欺の温床であるこの業者を無くすことです。 現在では、こういった業者のトップであるデータ元（本体という）は、代理店を使って名簿を販売しています。 オプトアウトがあっても、代理店だけが削除され、本体に辿りつきません。 これが個人情報保護委員会に届け出でも、本体が届け出ない限り、トカゲのしっぽきりになります。 インターネットの時代、本体や代理店が外国だと、国内法が適用できません。 海外宝くじ（海外ロト）の詐欺事件が減らないのは、この事例でわかると思います。 とにかく、名簿業者（個人情報取り扱い事業者）をなくす法律にしなければなりません。 【個人】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
1002	その他	法第23条第5項第2号「事業承継に伴う場合」の範囲について （意見） 合併やその他の事由による事業承継の検討（デュー・デリジェンス）段階において、検討に必要な範囲で事業承継候補先に対して個人データを開示する場合についても、法第23条第5項第2号に定める「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」に該当することを政令、省令により明確化して頂くようお願い致します。 （理由） 第23条第5項第2号では「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」と定められており、事業承継の検討段階における個人データの	ガイドライン等において明確にしていまいます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>提供が含まれているか不明瞭です。合併やその他の事業承継が決定する前の段階でも、事業承継の可能性を検討するためには個人データの提供を必要とする場合がありますが、事業承継を検討している事実は、企業にとっては重大な機密事項であり、当該企業内の限られた関係者以外に開示することはできません。したがって、その事実を本人に知らせることはできないため、事業承継候補先に個人データを提供する際に、あらかじめ本人の同意を取得することは不可能です。</p> <p style="text-align: right;">【アステラス製薬株式会社】</p>	
1003	その他	<p>クラウド上における個人情報の取り扱い「委託に該当します。なお、委託元に求められる委託先の監督責任は必要かつ適切なものであり、クラウド事業者等に立ち入って監査する等過剰なものを求めるものではありません。また、クラウド事業者等は、通常は管理するクラウド等の中に個人情報が保存されているかどうかを認識することなく個人情報を取り扱っていますが、社会通念上、クラウド等の中に個人情報が保存されていると想定されるため、当該事業者が個人情報を事業の用に供していると認められることから、義務規定が適用されるものと解されます。ただし、クラウド事業者等が明示的に個人情報の保存を禁止している等個人情報が含まれることが通常は想定されない場合は、この限りではありません。」(平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書73～74頁)という理解でよいか、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
1004	その他	<p>郵便や宅配を使って個人情報を含むものを送る場合や倉庫業者に個人情報を含むものを預ける場合、「委託に該当します。ただし、郵便局、宅配及び倉庫の事業者は、通常は送付物等の中に個人情報が含まれているかどうかを認識することなく送付物等を取り扱っていますので、事業の用に供しているとは認められず、義務規定が適用されないものと解されます」(平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書73～74頁)という理解でよいかご回答いただきたい。ただし、クラウドについて「クラウド等の中に個人情報が保存されていると想定されるため、当該事業者が個人情報を事業の用に供していると認められることから、義務規定が適用される」というのであれば、郵便局、宅配及び倉庫の事業者についても「送付物等の中に個人情報が保存されていると想定される」として義務規定が適用されると解すべきことにならないのではないか。この2つは平仄をあわせる必要はないのか、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
1005	その他	<p>個人情報保護委員会の「「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A」(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280621_guidelineqa.pdf)のQ3-12において「契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合」にはクラウド上の個人情報の取扱いが委託に該当しないとされているが、これは個人情報についても同様であるか、ご回答いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1006	その他	例えば、クラウド上に暗号化された個人情報がアップロードされているが、クラウド事業者が暗号解読キーを持たず、ユーザ側のみが暗号解読キーを持っている場合について、契約条項で「クラウド事業者が個人情報の取り扱いをしない」と規定されていれば、これはユーザ本人による利用であって、ユーザのみが個人情報取扱事業者として法20条の義務を果たす必要があるものの、クラウド事業者は何ら責任を負わないという理解でよいかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
1007	その他	法第24条 外国にある第三者への提供の制限について (意見) 法第24条では、「前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。」と規定されていますが、同条の「第三者」には第23条第5項各号に定める者は含まれない旨を政令、省令により明確化して頂くようお願いいたします。 (理由) 第24条では、第23条第1項各号に定める場合は制限を受けずに第三者提供できる旨が定められておりますが、第23条第5項各号に定める場合については第三者提供に当たらない旨は定められていません。そのため、外国にある第三者に事業承継をする場合(第23条第5項1号)や業務委託する場合(第23条第5項2号)、共同利用する場合(第23条第5項3号)において第23条第5項と第24条のどちらが優先して適用されるのかが不明瞭です。第23条第5項各号に定める場合において、所在国を問わず第三者提供の例外ルールを統一するために、第24条について、第23条第5項各号に掲げる場合は第三者提供に当たらない旨を、政令、省令により明確化して頂くようお願いいたします。 【アステラス製薬株式会社】	改正後の法第24条は同法第23条第5項各号に掲げる場合であっても適用されます。
1008	その他	平成28年7月29日個人情報保護委員会資料「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について(案)」では「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU(英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。)については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とあるが、このような枠組みの構築の見込みはどの程度あるのか、あるとしていつ頃なのかご回答いただきたい。もし早期の構築の可能性が低いのであれば、そのような交渉期間中だけでも暫定的に米国やEUへの移転を可能としてみらえないか、ご検討いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
1009	その他	越境データ移転：国境を越えたデータの円滑な移転の確保こそ、クラウドコンピューティング及びその他のインターネットサービスの生命線です。ここで、国境を超えるデータ移転に対する制限は最低限のものとするべきことを改めて強調しておきたいと思います。BSAは、世界において円滑なデータ移転が実現されるよう、日本政府が今後も他国の政策立案者と協力しながら、より良い仕組みを作り上げていっていただけるよう要望します。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1010	その他	<p>(3) トレーサビリティについて 今回の改正法で新設されたトレーサビリティ確保のための規定により、個人情報取扱事業者は個人データの提供先を記録する義務を負うが、施行例・施行規則案に記録義務がかからない例外提供先に報道機関が明示されていないため、個人情報取扱事業者が誤った理解に基づいて有用な情報の提供を拒むという事態が容易に想像できる。また、個人情報取扱事業者が報道機関への提供についても記録義務があると誤解することは取材源秘匿の観点からも報道機関に与える影響は大きい。施行令・施行規則案は、記録作成義務に関し、銀行振込等は第三者提供に該当せず義務は課されないとしているが、トレーサビリティの確保に関し、報道機関への提供には義務は課されないことを明示すべきである。さらに、今後、個人情報保護委員会が作成するガイドラインやハンドブック等においても、この点については、個人情報取扱事業者が誤解することのないよう、分かりやすく明示することも改めて求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていまいります。</p>
1011	その他	<p>第 25 条 「第三者提供に係る記録の作成」対象となる「第三者提供」の範囲について (意見) HP 等インターネット上における、あらかじめ本人の同意を得たうえでの個人データの公開については、第 25 条における「第三者提供に係る記録の作成」対象となる「第三者提供」から除外することを政令、省令により明確化して頂くようお願い致します。 (理由) HP 等のインターネット上のサイトにおける個人情報の公開が法第 25 条で定める「第三者提供に係る記録の作成」の対象となる「第三者提供」に該当するとした場合、閲覧者全員の閲覧年月日及び氏名等を確認し、記録することは非常に困難です。また、HP は広く一般に公開することを目的として作成されたものであり、閲覧者の氏名確認等を義務付けた場合、当該目的を達成できなくなるおそれもあります。 特に、製薬会社は、業界団体（日本製薬工業協会）の自主規制である「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、あらかじめ本人の同意を得た上で、医療関係者の個人名や所属施設、謝礼金額等を各社 HP で公開しています。法第 25 条の記録の作成が義務付けられた場合、実務対応は非常に困難であるため、HP での公開を中止せざるを得なくなり、業界自主規制への違反が問題となるおそれがあります。</p> <p style="text-align: center;">【アステラス製薬株式会社】</p>	<p>本人の同意に基づき個人データを第三者に提供する際は、本規則案第 13 条第 1 項第 2 号が適用されるため、「当該個人データを提供した年月日」の記録は不要です。また、同項第 2 号ロ・第 1 号ロ括弧書に基づき、不特定多数の者に提供したときはその旨を記録すれば足ります。</p>
1012	その他	<p>改正法第 25 条および第 26 条による個人データの第三者提供に係る確認・記録義務は、名簿屋対策の規定であり、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を課すことを立法趣旨とするものではないと理解している。国会においても、「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者にとって過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者にとって過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること」（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>月 20 日)) および「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること」(参議院内閣委員会における附帯決議(平成 27 年 8 月 27 日))とされている。</p> <p>また、改正法第 6 条においては、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する旨が規定されているが、海外では課されていない確認・記録義務を、金融機関を含めた正常な事業活動を行っている事業者に課すことで、わが国の国際競争力が損なわれる可能性を憂慮する。</p> <p>銀行においては、振込、外国送金、形交換、個人信用情報機関への登録および電子記録債権の発生・譲渡等、個人データの授受を日常的に行っている。これらは銀行法や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融庁 GL」という。)などの法令等を遵守しながら、利用目的の範囲内で、顧客の指図・依頼等にもとづき行っているものであり、改正法の趣旨である名簿屋対策と併せて一律に規制されるものではないと考える。こうした取引は、日常かつ大量に生じるものであり、これらに確認・記録義務が課せられ、新たな事務負担が加わることになると、銀行の事務負担の増加もさることながら、その他の事業者においても事務負担が増加することとなり、経済一般に深刻な損失が生じる懸念がある。</p> <p>したがって、個人情報保護委員会が公表している第三者提供における確認記録義務の方向性に関する資料における「実質的に第三者提供ではない」との考え方を様々な取引に当てはめられるよう検討いただくとともに、規則案で示されている確認・記録事項についても、明確に書面等で記録されている場合以外にも、種々の社内帳票その他のエビデンスをもって、本人同意がある旨、個人データの提供先または提供元等が明らかであれば、情報の流通経路もトレースできることから、そうした各事業者におけるトレーサビリティの確保を柔軟に認めていただき、こうした考え方を今後策定されるガイドライン等に記載いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
1013	その他	<p>法 25 条及び法 26 条の「第三者」はそれぞれ個人情報取扱事業者に限られるのか、非個人情報保護取扱事業者も含まれるのかについて回答いただきたい。(なお、法 2 条 5 項各号に掲げられているものが除かれているのは前提であり、法 2 条 5 項各号に掲げられていない非個人情報保護取扱事業者についてご質問させていただいている。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	改正後の法第 25 条及び法 26 条の「第三者」はそれぞれ個人情報取扱事業者に限られません。
1014	その他	<p>(規則案第 12 条～第 18 条の) 確認・記録等の措置に加え、個人データを第三者から取得する場合には、利用目的の通知・公表等の個人情報取得に関する規律に従った対応をすべきことを確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。
1015	その他	<p>平成 28 年 7 月 29 日個人情報保護委員会の「資料 2-3 改正個人情報保護法第 25 条・第 26 条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」では、「SNS 等の web 上で個人 A のプロフィール、投稿内容等を事業者 B が閲覧する場合。」は「本人による提供と整理する。」とされているが、これは、直接的には SNS 事業者から提供されているので第三者提供になるのではないかと確認いただきたい。本人による提供と整理するなら、これを本来は法、そうでなくとも政令か規則レベルで規定すべきで、ガイドラインで規定すべきではないのではないかとこの点</p>	確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>について再度ご検討頂きたい。それにもかかわらずガイドラインレベルで整理できるというのであれば、その根拠を示していただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
1016	その他	<p>平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」では、「個人Aから、個人Bの口座への振込依頼を受けた仕向銀行Cが、個人Bの口座を有する被仕向銀行Dに対して、当該振込に係る情報を提供する場合は、「本人による提供と整理する。」とされているが、これは、直接的にはCがDに提供しているので第三者提供になるのではないかと確認いただきたい。本人による提供と整理するならば、これを本来は法、そうでなくとも政令か規則レベルで規定すべきで、ガイドラインで規定すべきではないのではないかとこの点について再度ご検討頂きたい。それにもかかわらずガイドラインレベルで整理できるというのであれば、その根拠を示していただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。</p>
1017	その他	<p>平成28年7月29日個人情報保護委員会の「資料2-3 改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」では、「金融機関Aの営業員が、家族Cと共に来店した顧客Bに対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合。」は「本人側への提供と整理する。」とあるが、法23条～26条のどこにも「本人側」という規定はなく、改正前からたとえば家族でも第三者という解釈が確定しているのではないかとご検討いただきたい。そうすると、これを本来は法、そうでなくとも政令か規則レベルで規定すべきで、ガイドラインで規定すべきではないのではないかとこの点について再度ご検討頂きたい。それにもかかわらずガイドラインレベルで整理できるというのであれば、その根拠を示していただきたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。</p>
1018	その他	<p>二 金融機関として、破産者、被相続人、成年被後見人（以下、「破産者等」という。）の各財産状況について、破産管財人、相続財産管理人、成年後見人（以下、「破産管財人等」という。）から照会を受けることがあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法第25条第1項における「第三者」に、破産管財人等は含まれるか。 ・仮に含まれる場合、個人情報取扱事業者から破産管財人等への個人データの提供は、法第23条第1項のいずれかの号に該当し、改正法第25条第1項ただし書により、第三者提供に係る記録の作成義務を負わないということになるか。 <p>【匿名】</p>	<p>本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものであり、また、御質問の事実関係が明らかではないため、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねます。</p>
1019	その他	<p>個人情報保護法第38条（識別行為の禁止）には、匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>とあります。匿名加工情報取扱事業者が、自ら個人情報を加工して作成した場合、加工の方法に関する情報や、元の個人情報を保有していますが、それについては、</p>	<p>本規則案は改正後の法により委任された事項を定めるものであり、御意見は、本規則案の意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の法第36条第5項においては、匿名加工情報を作成して自ら取り扱う場合においても本人を識別するために、他の情報との照合することを禁止しております。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		「照合しない」ことの証明は困難です。この場合の匿名加工情報取扱事業者の内部における取扱について、規則で言及する必要があると思われます。 【認定 NPO 法人日本システム監査人協会】	
1020	その他	個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報作成者の関係について説明いただきたい。例えば、①個人情報取扱事業者が自身で利用するため匿名加工情報を作成し、利用する、②個人情報取扱事業者が第三者に利用させるために匿名加工情報を作成する、③個人情報取扱事業者が自ら及び第三者に利用させるために匿名加工情報を作成し、自らも利用する、④個人情報取扱事業者が第三者から匿名加工情報の提供を受けるといった各場合において、どのような義務を負うのかご回答いただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	法令の解釈に関してはガイドライン等において明確にしてまいります。
1021	その他	地方第一のある銀行では、定期及び貯金の引き出し等について、近親で銀行の顔見知りであれば、本人に以外の定期及び貯金が簡単に引きだしが出来ます。他の金融機関では、個人情報保護法により行っていません。 この事をどの様に、解決すべきか？助言を求めます。 【個人】	本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
1022	その他	ある銀行では、銀行の顔見知りであれば本人以外の定期および貯金を引出しています。他の機関ではありません。助言を求めます。 【個人】	本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
1023	その他	個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報保護委員会による、積極的な周知と、適切な監督が行われるよう体制を充実させ、法律上の強制会制度をとる事業者については、事業所管大臣との連携の下、当該強制会の自治を尊重した体制とするよう希望する。 日本司法書士会連合会としても、全国の司法書士会を通じ、司法書士及び司法書士法人の改正後の個人情報保護に関する法令のより一層の順守についての取り組みを強化させる所存である。 【日本司法書士会連合会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
1024	その他	PTA への個人情報保護に関する指導・助言 理由：PTA が法に沿って個人情報を取扱うように文科省または教育委員会による助言は必要と思います。しかし、社会教育法第 11 条第 1 項により PTA からの要請がないと助言はできません。個人情報保護委員会による指導・助言ができるようになるのが望ましいです。 【個人】	当委員会は、改正後の法第 41 条に基づき、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に対し、これらの者からの要請の有無にかかわらず、個人情報又は匿名加工情報の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることが出来ます。
1025	施行令（案）第 2 条	2 社会的身分の当事者団体である部落解放同盟の意見を聴く 『「要配慮個人情報」とは 本人の・・・社会的身分、・・・本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を言う。』（第 2 条 3 項）とあります。「取り扱いに特に配慮を要するもの」は、その範囲や、社会的評価など一律に判断できないものです。個人情報取り扱い事業者の自主的判断にも限界があります。 そこで、社会的身分の当事者である部落解放同盟に意見を聞くことを求めます。	（1）御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、認定個人情報保護団体としての認定を受けようとする団体は、法第 37 条第 2 項（改正法の全面施行後は法第 47 条第 2 項）の規定による申請をする必要があります。 （2）御意見は、本意見募集の対象外です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>かつて「同和対策審議会答申」を出す際に、政府は部落解放同盟の意見を聴いた前例があります。</p> <p>(1) 認定個人情報保護団体に社会的身分に関する当事者団体である部落解放同盟を加えることを求めます。すでに認定個人情報保護団体になっている患者の権利オンブズマンと同様に、被害当事者が参加して意見を述べるこの意味は大きいと考えます。</p> <p>(2) 社会的身分に関する当事者団体である部落解放同盟の意見を聴くことを政府の基本方針に定めることを求めます。(第7条)</p> <p>認定個人情報保護団体は、「参加の事業団体に対する個人情報保護の啓蒙をすること」が主要な役割と個人情報保護委員会事務局は説明しています。しかし、法第53条では、マルチステークホルダープロセスの利害関係者として、消費者その他関係者の意見を聞いてルールを策定することとしています。個人情報保護指針作成時、苦情処理、相談で社会的身分に関する当事者団体である部落解放同盟から意見を聴くことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【部落解放同盟中央本部】</p>	
1026	施行令(案)第2条	<p>3 個人情報保護委員会は人権委員会の役割を担う</p> <p>要配慮個人情報の当事者に対して、プライバシー侵害や人権侵害が起きないように「取り扱いに特に配慮を要するもの」としていますが、プライバシー侵害や人権侵害が起きた場合は、個人情報保護委員会が被害者の人権回復・救済の立場から人権委員会の役割を担うことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【部落解放同盟中央本部】</p>	当委員会としては、「個人の権利利益を保護する」との同法の目的を達成するため、同法等の法令により与えられた事務を全うしてまいります。
1027	その他	<p>・個人情報保護法76条の個人情報保護法第4章の適用除外となるかどうかの判断が主務大臣によらず個人情報保護委員会によることとなる場合に、例えば「著述であるか否か」の判断は何によってなされるのか。</p> <p style="text-align: right;">【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
1028	その他	<p>・個人情報保護法76条の個人情報保護法第4章の適用除外となるかどうかの判断が主務大臣によらず個人情報保護委員会によることとなる場合に、例えば「著述であるか否か」の判断は何によってなされるのか。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、法令の解釈については、今後明確にしていきたいと思います。
1029	その他	<p>(2) 報道機関等への情報提供は適用除外である旨をガイドライン等に明記すべきである</p> <p>改正個人情報保護法には、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合等について、法の適用が及ばないと適用除外規定が設けられている。(1)に記した要望が受け入れられたとしても、社会に共有されるべき情報が閉ざされる傾向を促進することには変わりはない。その歯止めの一つの方策として報道機関への情報提供は適用除外である旨をガイドライン等に明記し、同法第1条に定めた「個人情報の適正かつ効果的な活用が……活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」という同法の目的にかなうことを社会に広く周知していただきたい。</p> <p>過去の通院歴が事件・事故の原因として極めて重要な要素となるケースや、たとえ不当な差別や偏見を招く恐れがある情報でも、情報が閉ざされることで差別と偏見をさらに助長することにつながりかねないケースもある。また、病歴・通院歴を社会に広く伝えることによって、その後の制度改正、安全対策に寄与した事例もあ</p>	改正後の法第43条第2項において、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が、同法同法第76条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする旨が定められています。当委員会としては、当該規定を含め、法の趣旨・内容についての周知広報に積極的に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>る。</p> <p>例えば、今年7月に発生した相模原市の障害者施設殺傷事件では、神奈川県警が死亡した19人の氏名を遺族の要望を理由に発表していない。個人情報保護法が神奈川県施設や同県警が対象外であることは十分、承知しているが、最初に述べたように、個人情報の扱いについて基本的な考え方を示した同法が、情報の公共性に配慮する積極的な規定を欠いていることに根本的な要因がある。事件の犠牲となった方々の情報を社会が共有することが、障害者の差別や偏見をなくすことにつながると、当協会は考える。</p> <p>これは、各自治体の個人情報の扱いの問題ではあるが、改正法の施行令・施行規則に要配慮個人情報として明記されることで、各自治体の個人情報保護条例に波及していくことは十分に予想され、ますます情報提供が抑制的になることは容易に想像できる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	
1030	その他	<p>(意見) 委員会体制や委員会による監督を強化すべきである。</p> <p>(理由) 個人情報の適切な取扱いを確保するために、委員会の存在は大変重要である。</p> <p>委員会では、現在9人の委員長・委員が就任しているが、個人情報保護の専門家は委員長1人なのではないか。他の委員は、消費者に十分な知識と経験を有する者1人、情報処理技術に学識経験のある者1人、行政分野に関する学識経験のある者1人、民間企業実務に十分な知識と経験を有する者3人、六団体推薦者1人、経済・経営に関する学識経験のある者1人と見受けられる。個人情報保護法第54条第4項に従った委員でなければならないのは承知しているが、個人情報保護委員会であるのに、個人情報保護の学識経験者が1人なのは不適切である。また、事務局にしても、人事異動による国家公務員を大多数とするのではなく、個人情報保護や情報処理技術に知見を有する者を積極的に登用し、専門性を持った個人情報保護委員会として、個人情報の実効的な保護に当たるべきである。</p> <p>また、個人情報の適切な取扱いのためには、個人情報保護委員会による実効的な監督が不可欠である。特に今般の改正では、匿名加工情報の作成方法を始めとして認定個人情報保護団体による個人情報保護指針に依る部分も多いが、その内容も委員会が精緻に確認しなければ、個人情報の適切な取扱いの確保は困難である。また認定個人情報保護団体が存在していない分野についても、委員会の監督が強く求められる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士 21 名共同提出】</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
1031	その他	<p>(該当箇所) 全般</p> <p>(意見) 個人情報の有用性という法目的を遂行するための個人情報保護委員会の業務体制の抜本的拡充強化が必要不可欠である。事務局の半数は、データ利活用の実務に通じた経済界の人間とすべき。</p> <p>(理由) 改正個人情報保護法では、法目的に「個人情報の有用性」が明示された。データ利活用を促進する観点から、上記法目的を遂行するための体制整備が必要であり、</p>	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		民間のビジネス実務に通じている人間の拡充が必要である。 【一般社団法人新経済連盟】	
1032	その他	1. 改正個人情報保護法と内閣府官房・次世代医療 ICT 基盤協議会で議論されている「代理機関法」との関係について 内閣府官房・次世代医療 ICT 基盤協議会で議論されている「代理機関法」では、個々の患者のオプトインが無くても、代理機関が診療情報を匿名化すれば2次利用が可能になる枠組みと認識しております。 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukadai/wg_hito/2kai/siryo4-1.pdf 「診療情報を要配慮個人情報として、その2次利用に際してはオプトアウトは認めない」とされる改正個人情報保護法との関係はどのようになるのでしょうか。 2. 医療に関する個人情報保護の活用と保護に関する個別法の可能性 「個人情報の保護に関する法律」の枠組みの中で、健康・医療に関する予防医学・臨床医療や研究がカバーされようとしています。 これらは個人情報の活用と保護の高度なバランスが不可欠であり、基本的に「個人情報の保護」が優先される個人情報保護の中で例外規定的な議論を進めることは早晚無理が多くなると予想されます。 今後、医療に関する個人情報保護の活用と保護に関する個別法の議論を進める必要性はいかがでしょうか（本パブリックコメントの範囲でないかもしれませんが、表明する適切な機会がありませんでしたので、こちらで申し述べます）。 【個人】	1. 現時点において内閣府官房次世代医療 ICT 基盤協議会において議論が進められているところと認識しており、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 2. 御意見は、本意見募集の対象外です。
1033	その他	【意見】消費者・国民がこの法律の趣旨・内容を理解し、生活の中で適切な対応が取れるよう、改正法の周知・広報を図ってください。 【理由】個人情報保護法に関する過剰反応に象徴されるように、そもそも国民の間に本法についての正確な理解・認識は十分に行き届いていません。政令・施行規則の整備とともに、改正法そのものの周知・広報を継続的に図ってください。 【(一社)全国消費者団体連絡会】	当委員会としては、法の趣旨・内容の周知広報に積極的に取り組んでまいります。
1034	その他	(意見) 消費者・国民がこの法律の趣旨・内容を理解し、生活の中で適切な対応が取れるよう、改正法の周知・広報を図る必要があります。 (理由) 個人情報保護法に関する過剰反応に象徴されるように、そもそも国民の間に本法についての正確な理解・認識は十分に行き届いていません。改正個人情報保護法(来年9月までに施行)では、個人情報の取扱いに関して全ての事業者(NPO・自治会等も該当する)が法の適用を受けようになります。政令・施行規則の整備とともに、改正法そのものの周知・広報を継続的に図る必要があります。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会】	当委員会としては、法の趣旨・内容の周知広報に積極的に取り組んでまいります。
1035	その他	【該当箇所】全般 【意見】消費者・国民がこの法律の趣旨・内容を理解し、生活の中で適切な対応が取れるよう、改正法の周知・広報を図ってください。 【理由】個人情報保護法に関する過剰反応に象徴されるように、そもそも国民の間に本法についての正確な理解・認識は十分に行き届いていません。政令・施行規則の整備とともに、改正法そのものの周知・広報を継続的に図ってください。	当委員会としては、法の趣旨・内容の周知広報に積極的に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【全国地域婦人団体連絡協議会】	

(注1) このほか、個人情報保護法とは関係のない御意見等を8件いただいております。

(注2) 寄せられた御意見等につきましては、特定の個人や店舗等の識別につながるおそれのある箇所を一部編集して掲載しているものがあります。

【凡例】

- 「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- 「現行法」：現行の個人情報保護法（平成28年1月1日施行後）
- 「改正後の法」：全面施行後の個人情報保護法
- 「現行施行令」：改正前の個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）
- 「本施行令案」：意見募集の対象とした個人情報の保護に関する法律施行令改正案
- 「本規則案」：意見募集の対象とした個人情報の保護に関する法律施行規則改正案
- 「個人情報保護法及び番号法の一部改正法」：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月9日法律第65号）
- 「番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）
- 「行政機関個人情報保護法」：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）
- 「独立行政法人等個人情報保護法」：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）
- 「当委員会」：個人情報保護委員会
- 「本意見募集」：今回の本施行令案及び本規則案に関する意見募集